ＸＩＸ－１　　第６次ＮＡＣＣＳ詳細仕様
「中間報告後における追加検討状況」

平成27年５月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

NACCS

目次

Ⅴ　詳細仕様検討結果

・第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 Ｐ2
　１．パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了 Ｐ３～４
　２．オンライン処理方式の見直し／ＥＤＩＦＡＣＴ電文及びＸＭＬ電文 Ｐ5
　３．ダイヤルアップ回線の廃止 Ｐ６
　４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能 Ｐ７～13
　５．ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける電文受信ソフトの廃止 Ｐ14
　６．及び７． 最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し Ｐ15
　８．入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更 Ｐ16～17
・第６次ＮＡＣＣＳの信頼性 Ｐ18～19
・蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化 Ｐ20～23
・通関士審査業務の新設 Ｐ24～27
・損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携 Ｐ28～32
・輸出入申告における入出力項目の見直し Ｐ33～38
・ＣＹ搬出入業務の改善 Ｐ39～41
・見本持出し関連業務の見直し Ｐ42～43
・港湾統計データの配信方法変更 Ｐ44～45
・１ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数の拡大に伴うＬＤＲ情報の分割 Ｐ46
・「ＨＡＷＢ情報登録（輸入）（ＨＣＨ０１）」業務の入力件数の拡大 Ｐ47
・「混載仕立終了情報登録（ＨＤＥ）」業務の複数件一括処理機能の追加 Ｐ48
・汎用的な添付業務の仕組みの提供　Ｐ49～50
・減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設 Ｐ51～56
・マイナンバー（法人番号）に係る対応 Ｐ57～60
・ＲＶＡ業務等の見直し Ｐ61～62
・「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応Ｐ63～67
・保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック Ｐ68～69
・担保照会（ＩＡＳ）業務の改善 Ｐ70
・為替レート照会（ＩＥＲ）業務の改善 Ｐ71
・口座使用明細書の出力内容の見直し Ｐ72
・リアルタイム口座振替完了通知の改善 Ｐ73～74
・「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務の改善 Ｐ75～76
・仮陸揚貨物の市内運送時の「保税運送（ＯＬＣ）」業務における価格入力Ｐ77
・「輸出貨物情報登録（ＥＣＲ）」業務における帳票出力日時の表示 Ｐ78
・「輸入コンテナ引取予定情報通知（ＩＤ通知）（ＲＳＳ０１）」業務における通知先誤入力への対応 Ｐ79
・蔵出輸入申告におけるＡＥＯ対応機能の新設 Ｐ80
・「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務における大額・少額種別の入力の簡素化 Ｐ81
・輸出申告（少額）におけるＨＳ品目コードの入力可能化 Ｐ82
・「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務における包括保険等の期限管理 Ｐ83～84
・「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務における入港日のブランク化（自動補完） Ｐ85
・輸入許可データ配信先の見直し Ｐ86～87
・搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト） Ｐ88～89
・「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務の改善　Ｐ90～91
・別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能化　Ｐ92
・コンテナ番号のチェック機能の改善　Ｐ93
・「輸入畜産物検査申請（到着前）」業務における到着後申請の自動起動化　Ｐ94～95
・「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）」業務等の改善 Ｐ96～97
・「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務等の改善 Ｐ98～99
・輸出植物検査申請業務等のＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ化　Ｐ100
・食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）業務等の改善　Ｐ101～103
・「輸出畜産物検査申請事項登録（ＥＭＡ）」業務における検査実績等の入力　Ｐ104
・食品等輸入届出業務等における「添付書類の有無」欄の追加 Ｐ105
・連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係） Ｐ106～108
・「事前届出搬入連絡（ＩＦＧ）」業務後の検査命令書の自動発行 Ｐ109
・医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更 Ｐ110～118
・輸入予備申告における検査指定情報等の出力 Ｐ119
・輸出入申告官署の自由化の概要 Ｐ120～122
・「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等にかかる改善 Ｐ123～125
・管理資料「Ｇ１１：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の変更Ｐ126
・船腹予約業務のシステム化　Ｐ127～132
・ＢＩＬＬ請求先欄の追加及びＢＩＬＬ請求先情報の補完機能の改善 Ｐ133
・輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力桁数拡大 Ｐ134
・植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付 Ｐ135
・空コンテナの仮陸揚対応　Ｐ136
・危険物明細書のシステム化 Ｐ137～141
・出港前報告制度に係る関連業務の見直し Ｐ142～173

Ⅵ　詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧　P174

共通	航空 海上	第12回 第16回　WG 第17回	基本 II-1 III-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様

・ 第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様について必要な見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

【 第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様の基本方針 】

・　第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様は、ＮＡＣＣＳの安定的な継続利用を考慮し、原則として、第５次ＮＡＣＣＳの仕様を踏襲する。 ただし、これまでの WG における議論の内容を踏まえ、主に以下に示す項目について仕様の見直しを実施する（各項目の概要等は次頁から17ページを参照）。

注：見直し後のＥＤＩ仕様書は後日、ＮＡＣＣＳ掲示板 又は ＮＡＣＣＳホームページに掲載予定。

項番	主な見直し項目	主な変更点の概要
1	パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了	ＮＡＣＣＳパッケージソフトのうち、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、メール処理方式の提供を終了する。
2	オンライン処理方式の見直し ～ Ｄ／Ｉ処理方式の廃止 ～	自社システムとＮＡＣＣＳとの接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（Ｄ／Ｉ）処理方式を廃止する。
3	ＮＡＣＣＳネットワークにおけるダイヤルアップ回線の廃止	ＮＡＣＣＳネットワークにおける利用者アクセス回線のうち、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。
4	バックアップ機能の改善 ～メイン・バックの切替方式の変更～	メインセンター及びバックアップセンター間の切替えについて、ＩＰアドレスを手動で変更する方法から、ＤＮＳを使用した自動切替方法に変更する。
5	ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける電文受信ソフトの廃止	ＷｅｂＮＡＣＣＳの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。
6	最大電文長の拡大	ＮＡＣＣＳ－ＥＤＩ電文の最大電文長を５００ＫＢから７００ＫＢに拡大する。
7	最大添付ファイルサイズの拡大	添付ファイルの最大ファイルサイズを１０ＭＢまで拡大する。ただし、最大ファイルサイズは１０ＭＢの範囲で業務ごとに定めるものとする。
8	入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更	入力共通項目の中のシステム識別の設定値を、一部の業務の実施において変更する。

ＥＤＩ	海上	第12回 第16回　WG	基本 III-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 １．パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（１）

・　第６次ＮＡＣＣＳにおいては、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を終了する。

詳細仕様検討結果

１．パッケージソフト（メール処理方式）については、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き（注）、提供を終了する。

（注）ゲートウェイ配下での利用者に対しては、従来通り、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を継続。

２．現在、パッケージソフト（メール処理方式）を利用している利用者様には、ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式への切替えをお願いする。

（注）ｎｅｔＮＡＣＣＳは、インターネット使用となるがデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策を施しておりセキュリティを低下することなく、昨今ではコストメリットも得られる。

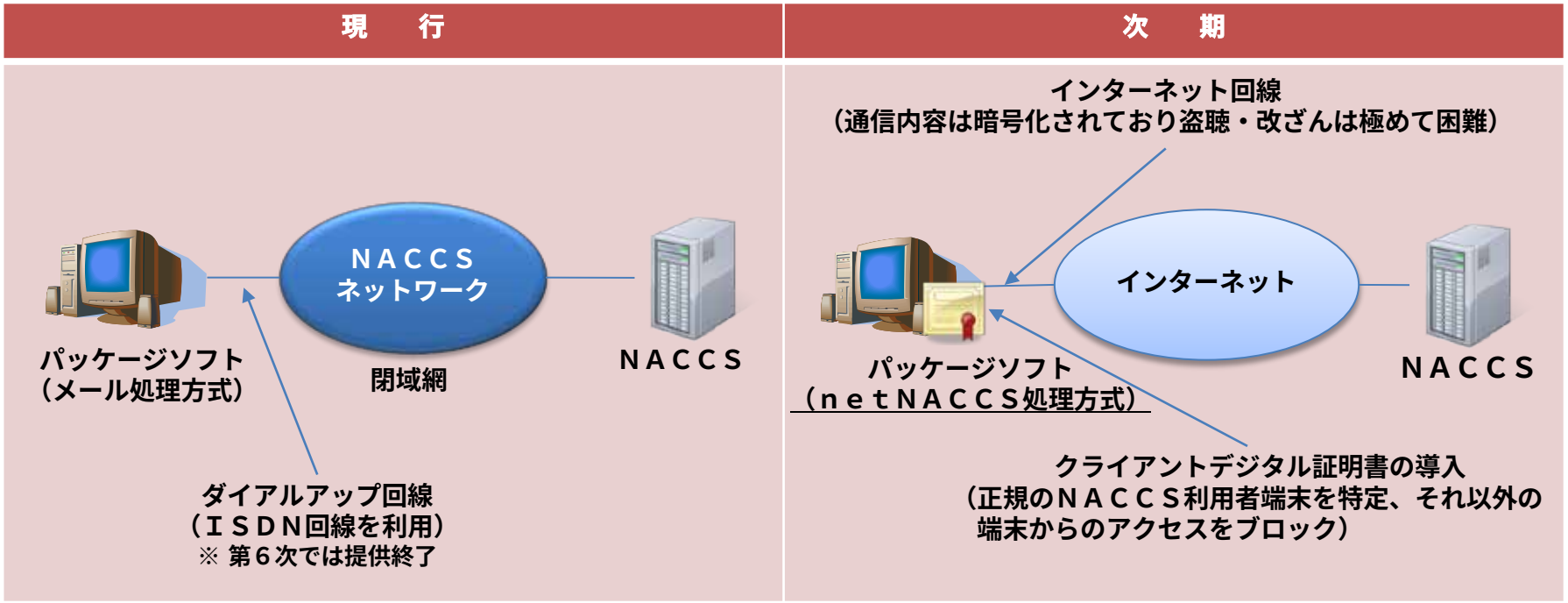

ＥＤＩ	海上	第12回 第16回　WG	基本 III-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 １．パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（２）

詳細仕様検討結果

パッケージソフト（メール処理方式）の提供終了に際して検討を要する課題に対する対応方法は、それぞれ以下のとおり。

WG委員から提起のあった　課　題	対　　応　　方　　法
「通関士証票番号登録（ＵＴＢ）」業務が自社システムに入っておらず、メール処理方式の端末により行っており、パッケージソフト（メール処理方式）の提供が終了すると、通関士証票番号の変更等ができない。	現行ＵＴＢ業務は、通関士本人の利用者ＩＤ（8桁）により当該利用者ＩＤで利用可能な処理方式からでなければ、通関士証票番号の登録、修正、削除が行えない。このため、第６次ＮＡＣＣＳにおいては、利用者ＩＤの先頭５桁（利用者コード）が同一であれば本人以外の通関士の利用者ＩＤ及び処理方式からでも、ＵＴＢ業務を実施できるように次期では業務仕様を改善する。
自社システムの障害時対策のためパッケージソフト(メール処理方式）を導入しているが、弊社の場合、ｎｅｔＮＡＣＣＳに切り替えると、全て社内ＬＡＮ経由の接続となる為、社内ＬＡＮに不具合が発生した場合ｎｅｔＮＡＣＣＳも使用ができない。	・　社内ＬＡＮを経由しない形でＮＡＣＣＳネットワークの専用線又はブロードバンド回線を導入し、ＮＡＣＣＳパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を組み合わせて利用する。 ・　ゲートウェイ処理方式やＳＭＴＰ双方向処理方式を利用している場合は、既に専用線が利用可能であるため、ＮＡＣＣＳパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を導入する。
現行のメール処理方式で受信している電文についてｎｅｔＮＡＣＣＳ経由の場合、受信が端末固定になると、都度、出力要請が必要となるのではないか？また他の端末から出力要請をする場合、現行の方法だと、論理端末名及び端末アクセスキーを都度設定が必要となる事から負荷が大きい。また、社内ＬＡＮが使用できない場合、電文の出力ができない。	以下の設定を行うことにより、従来のパッケージソフト（メール処理方式）と同様の処理をｎｅｔＮＡＣＣＳでも可能となる。 ①　宛先管理設定により、取得したい出力情報(帳票電文)をｎｅｔＮＡＣＣＳを利用する論理端末名宛に出力するよう設定する。 ②　ｎｅｔＮＡＣＣＳの自動タイマによる帳票取出機能により定期的に自動で帳票電文を取り出すように設定する。 ③　②の設定により、定期的に自動で帳票電文がｎｅｔＮＡＣＣＳ端末に出力される。これにより、メール処理方式の動きと同様となるため、当該電文の受信を契機に業務を実施することが可能となる。
メール処理方式の電文受信を契機として業務が動く場合がある為、都度出力要請では対応できない。	なお、他の端末から帳票電文を取り出す場合は、論理端末名及び端末アクセスキーによる取出しを行う。他の端末からの取出しが長期に及ぶ場合はU業務を使用して、出力先の論理端末名を変更する。

ＥＤＩ	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 III-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ２．オンライン処理方式の見直し／ＥＤＩＦＡＣＴ電文及びＸＭＬ電文

・現行の接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（Ｄ／Ｉ）方式は、廃止する。
・ＮＡＣＣＳ業務におけるｅｂＭＳ処理方式の対応業務の見直しを実施する。
・ＥＤＩＦＡＣＴ電文及びＸＭＬ電文で利用可能な業務については限定する。

詳細仕様検討結果

- 第６次ＮＡＣＣＳにおけるオンライン処理方式は次のとおりとする。

処理方式		ネットワーク	利用プロトコル	電文形式	パッケージソフト
インタラクティブ処理方式	会話型	ＮＡＣＣＳ ネットワーク	ＨＴＴＰ	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	○
	ＳＭＴＰ双方向		ＳＭＴＰ	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	－
				ＸＭＬ電文	－
メール処理方式			ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	○
				ＥＤＩＦＡＣＴ電文	－
				ＸＭＬ電文	－
ｅｂＭＳ処理方式		インターネット	ＨＴＴＰ(Ｓ)	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	－
				ＸＭＬ電文	－
ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式			ＨＴＴＰ(Ｓ)	ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ電文	○
ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理方式			ＨＴＴＰ(Ｓ)	ブラウザ電文	－

注１：ＥＤＩＦＡＣＴ電文及び
　　ＸＭＬ電文で利用可能な
　　業務については限定する。

注２：ＷｅｂＮＡＣＣＳ処理
　　方式で利用可能な業務
　　については限定する。

- 第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩＦＡＣＴのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
  （１）メッセージバージョン：Ｄ98Ｂ
  （２）シンタックスルールのバージョン：Ｖｅｒ.３
  （３）文字セット：レベルＡ（ＵＮＯＡ）、「＃」、「@」が使用可能
  （４）対象業務：別添ＷＧ資料参照

- 第６次ＮＡＣＣＳにおけるｅｂＭＳのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
  （１）メッセージバージョン：ｅｂＸＭＬ Ｍｅｓｓａｇｅ Ｓｅｒｖｉｃｅ ｖ２.０及びｅｂＸＭＬ ＣＰＰＡｖ２.０
  （２）対象業務：別添ＷＧ資料

ＥＤＩ	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 III-６	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ３．ダイヤルアップ回線の廃止

・第６次ＮＡＣＣＳネットワークにおいては、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。

詳細仕様検討結果

・　第６次ＮＡＣＣＳネットワークにおいては、下表の回線の提供を予定しており、ダイヤルアップ回線については、提供を終了する。

・　現在、ダイヤルアップ回線を使用している利用者様については、基本的には、**ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式への切替** (※) をお願いしたい。

(※) ｎｅｔＮＡＣＣＳ 処理方式への切替にあたって

n　利用者様においてインターネット回線の設置に係る手間が発生するものの、それを上回る運用コスト上のメリットがあると考えられる。

n　ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式への切替により、インターネットを使用することになるが、ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式ではクライアントデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策が施されており、セキュリティが低下することはない。

◎ 次期において提供予定の回線

回線種別	回線速度
専用線	64kbps
	128kbps
	1Mbps
	3Mbps
	5Mbps
	10Mbps
ブロードバンド回線 （ＡＤＳＬ）	上り５Mbps,下り47Mbps （ベストエフォート）
ブロードバンド回線 （光）	100Mbps （ベストエフォート）

(注) 上表に示す各回線の利用料金は、現在検討中。

【ダイヤルアップ回線の廃止理由】

n　ダイヤルアップ回線は、ＮＴＴのＩＳＤＮ回線を使用しているが、ＮＴＴよりＩＳＤＮ回線は２０２０年頃より順次廃止することが発表されており、将来的にＮＡＣＣＳネットワークにおいてダイヤルアップ回線は提供できなくなる。

n　現在では常時接続型の高速回線が安価に利用できるため、ＮＡＣＣＳセンターが独自にダイヤルアップ回線を提供する必然性は薄れている。

n　第６次ＮＡＣＣＳでは最大業務電文長の拡大や添付ファイルサイズの拡大を検討しており、ダイヤルアップ回線はＮＡＣＣＳを利用する回線として必ずしも適当ではなくなってきていると考えられる。

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（１）

・ 大規模災害や大規模障害への対応を強化するため、バックアップ機能を改善する。

詳細仕様検討結果

１．切り替え時間等の短縮化

項　　目	改善内容
メインセンター ～ バックアップセンター間の切替え及び切戻し時間の短縮	メインセンターからバックアップセンターに切り替える時間（切替時間）、及びバックアップセンターからメインセンターに再度切り替える時間（切戻し時間）の短縮を図る。

作　業　内　容	現行システム	次期システム
メインセンター から バックアップセンターへの切替時間	概ね１時間を要する。	切替作業方法の見直し等を行うことにより、切替時間の短縮を図る。
バックアップセンター から メインセンターへの切戻し時間	１日あたり概ね４時間の停止が２日間必要となるため、計８時間の停止が必要となる。	切戻し作業方法の見直し等を行うことにより、切戻し時間の短縮を図る。

２．関係省庁手続のバックアップ機能の強化

項　　目	改善内容
関係省庁に係る手続きに関するバックアップ機能の強化	・　動物検疫関連手続き、植物検疫関連手続き及び輸入食品に関連する手続きについてバックアップ機能の強化を図る。 ・　港湾サブシステムについては、ＮＡＣＣＳへの完全統合を図ることに伴いバックアップ機能を設け、大規模災害や大規模障害への対応を可能とする。

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅱ-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（２）

詳細仕様検討結果

３．切替方法の改善

第６次ＮＡＣＣＳにおいては、利用者は処理形態に応じ以下の設定を行うのみで、利用者が切替作業を行うことなく、メインセンターからバックアップセンターへの切替を可能とするよう見直しを実施する（原則として、切替作業は全てセンター側の設備で行う。）。

処理形態		設　定　方　法
パッケージソフト インタラクティブ処理方式 ｎｅｔＮＡＣＣＳ処理方式		パッケージソフトのオプション設定画面における「接続先サーバ」を常に「本番環境」に設定。
自社システム	ＳＭＴＰ双方向処理方式 ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式	自社システムを、常に以下の手順でＮＡＣＣＳに接続。 ①　センターは予め各フロントサーバのドメイン名とＤＮＳサーバ等のＩＰアドレスを通知。 ②　自社システムは、ＤＮＳサーバ等に対して各フロントサーバのドメイン名を用いて、ドメイン名に対応するＩＰアドレスを問合せ（備考）。 ③　自社システムは、ＤＮＳサーバ等から返されるＩＰアドレスに対して電文の送受信を実施。 （参考）メインセンターからバックアップセンターへの切替は、センター側でＤＮＳサーバ内の各フロントサーバのＩＰアドレスを、メインセンターのＩＰアドレスからバックアップセンターのＩＰアドレスに切り替えることにより実施。
自社システム	ｅｂＭＳ処理方式	ｅｂＭＳにおけるＣＰＡ情報を常に「本番環境」のものを使用。 （注）メインセンターからバックアップセンターへの切替時においてもＣＰＡ情報は変更しない。

備考．上記切替の実現のため、自社システムでは、ＮＡＣＣＳとの接続に先立ち、必ずＤＮＳサーバ等に各フロントサーバのＩＰアドレスの問合せを行うように変更し、ＤＮＳサーバ等から返された各フロントサーバのＩＰアドレスに対して、電文の送受信を行うことになる。

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（３）

詳細仕様検討結果

- メインセンター～バックアップセンター間の切替作業について、ＩＰアドレスを手動で変更する方法から、ＤＮＳを用いた自動的な切替を行う方法に変更する。
- ＮＡＣＣＳ側のＩＰアドレスを直接指定して通信を行うことを希望されるご利用者様は別途ご相談いただきたい。
- 以下に第６次ＮＡＣＣＳにおけるメインセンター～バックアップセンター間の切替方法の具体的な流れ（正常時）を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

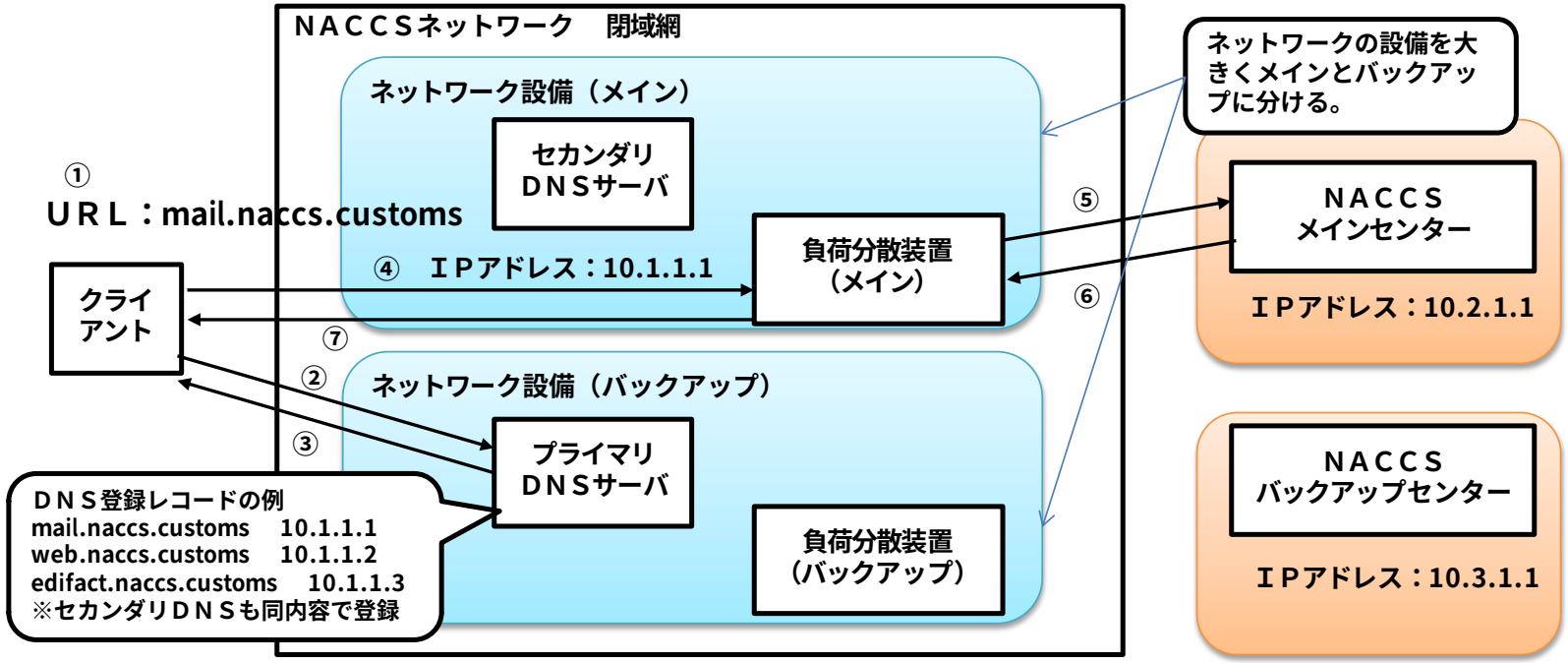

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。
③ プライマリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.1.1であると返される。
④ クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してＩＰパケットを送信する。
⑤ 負荷分散装置（メイン）はＮＡＣＣＳメインセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑥ ＮＡＣＣＳメインセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
⑦ 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（４）

詳細仕様検討結果

- 以下にメインセンター障害時におけるＮＡＣＣＳとの通信方法を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

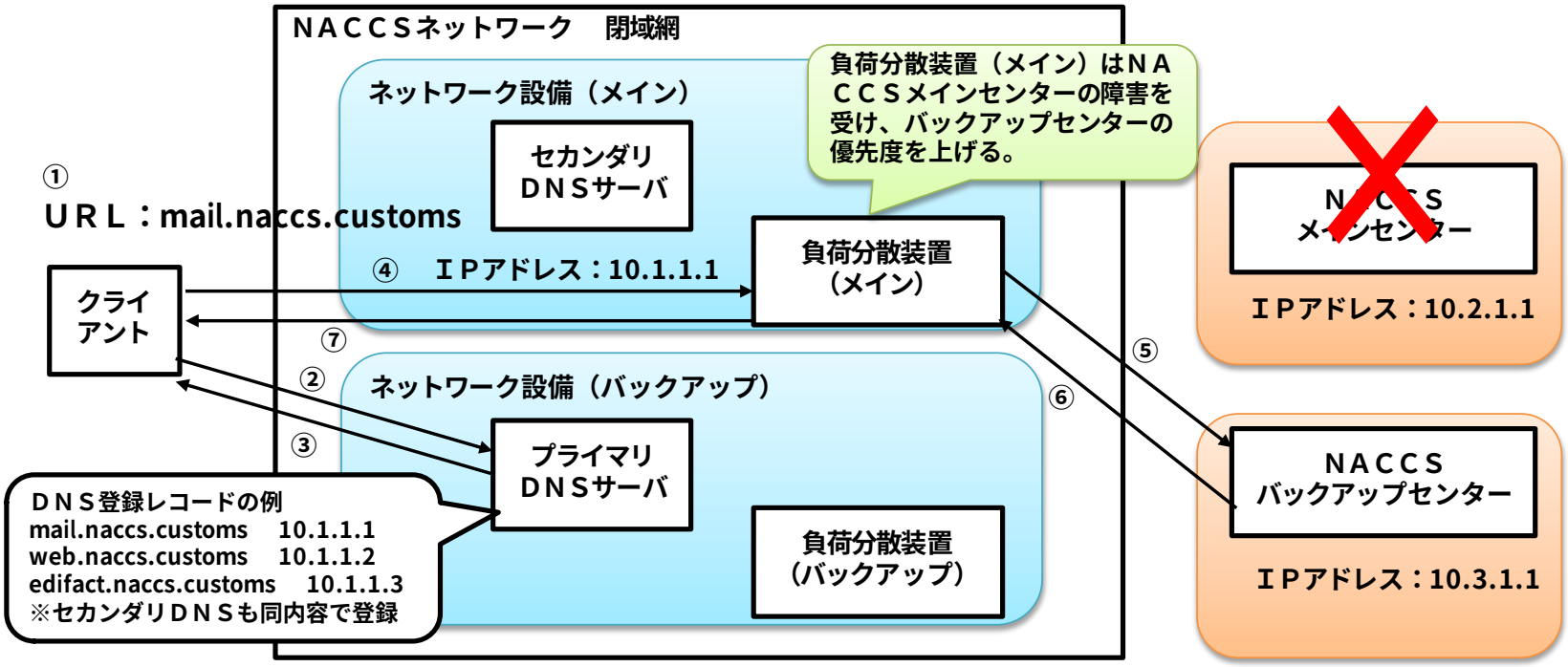

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。このＵＲＬは正常時と同様とする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。
③ プライマリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.1.1であると返される。
④ クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してＩＰパケットを送信する。
⑤ 負荷分散装置（メイン）はＮＡＣＣＳバックアップセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑥ ＮＡＣＣＳバックアップセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
⑦ 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（５）

詳細仕様検討結果

- 以下にプライマリＤＮＳサーバ障害時におけるＮＡＣＣＳとの通信方法を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

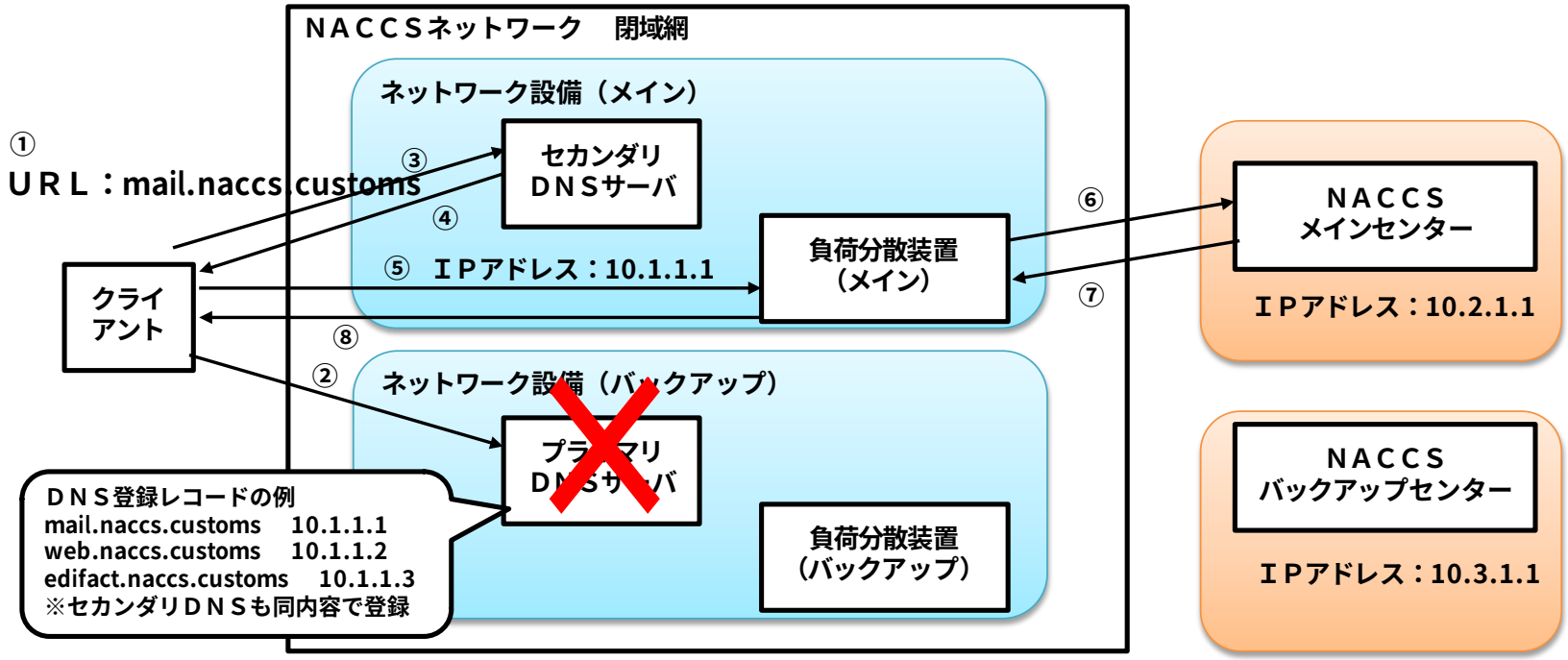

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。このとき障害のため、プライマリＤＮＳサーバからの応答はない。
③ プライマリＤＮＳサーバからの応答がない場合、クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたセカンダリＤＮＳサーバに対して、 mail.naccs.customsのＩＰアドレスを調べる。
④ セカンダリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.1.1であると返される。
⑤ クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してＩＰパケットを送信する。
⑥ 負荷分散装置（メイン）はＮＡＣＣＳメインセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑦ ＮＡＣＣＳメインセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
⑧ 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（６）

詳細仕様検討結果

- 以下に負荷分散装置（メイン）障害時におけるＮＡＣＣＳとの通信方法を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

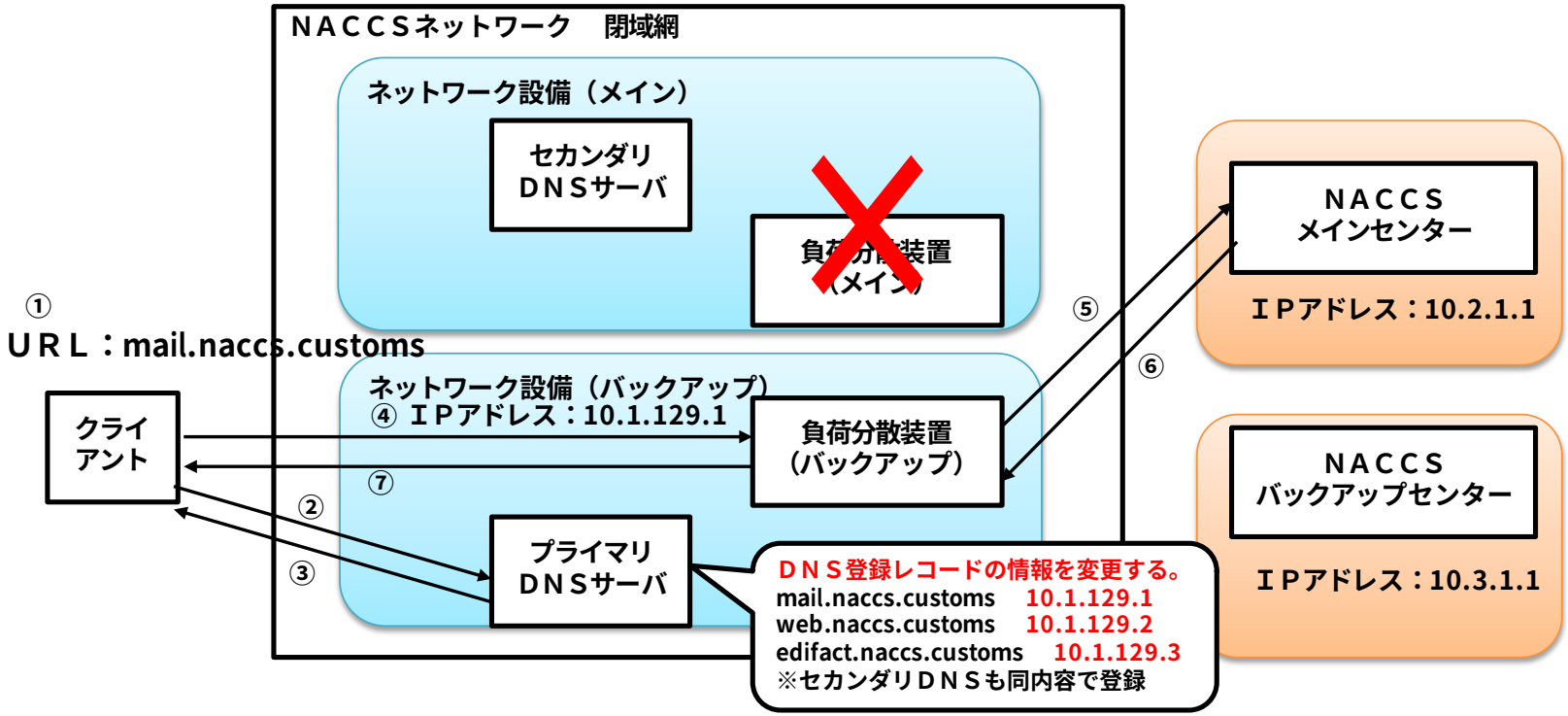

※プライマリＤＮＳサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.1.1（メイン）から10.1.129.1（バックアップ）に書き換える。

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。
③ 負荷分散装置（メイン）の障害を受け、プライマリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.129.1であると返される。
④ クライアントは10.1.129.1（負荷分散装置（バックアップ））に対してＩＰパケットを送信する。
⑤ 負荷分散装置（バックアップ）はＮＡＣＣＳメインセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑥ ＮＡＣＣＳメインセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（バックアップ）に送信する。
⑦ 負荷分散装置（バックアップ）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ４．第６次ＮＡＣＣＳにおけるバックアップ機能（７）

詳細仕様検討結果

- 以下にメインセンター及び負荷分散装置（メイン）障害時におけるＮＡＣＣＳとの通信方法を示す。

※ＵＲＬ及びＩＰアドレスは例である。

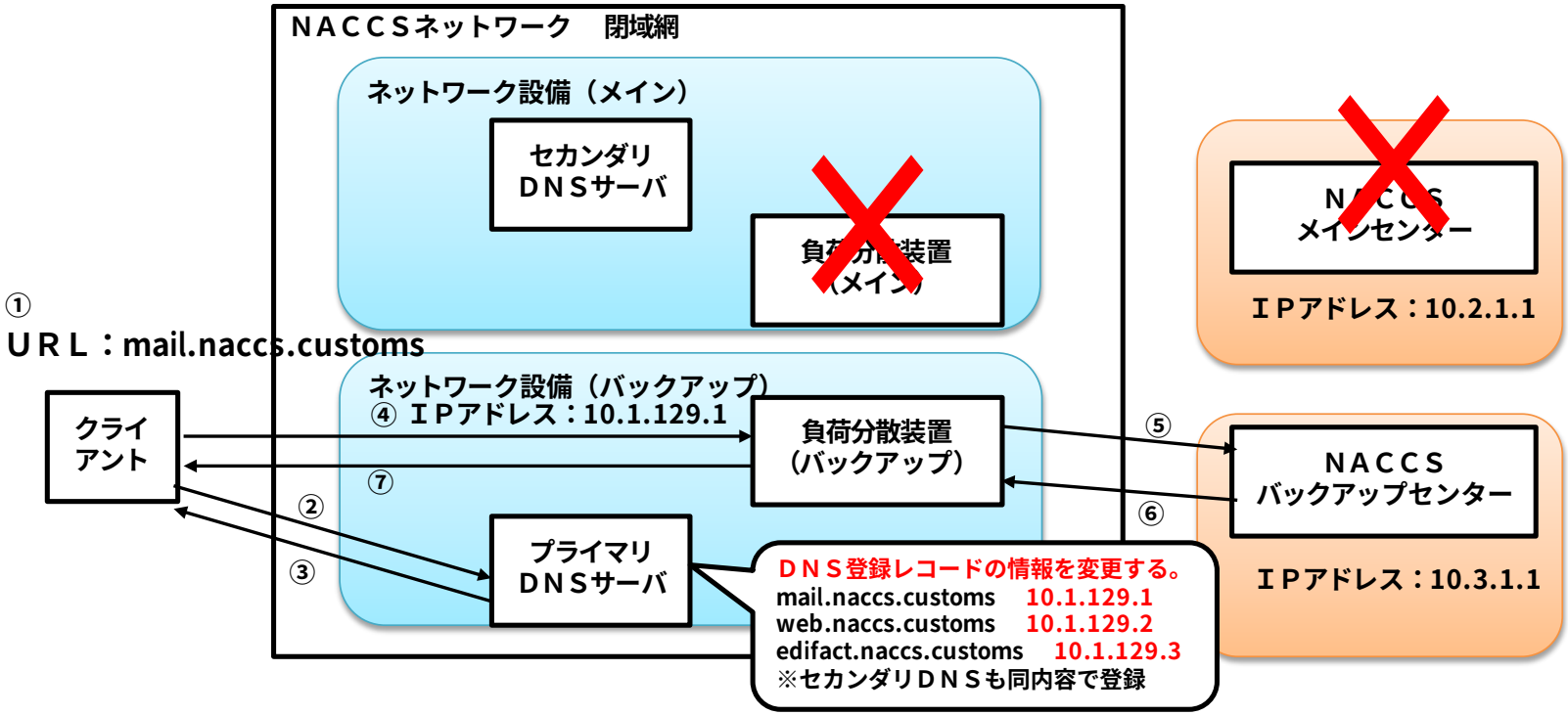

※プライマリＤＮＳサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.1.1（メイン）から10.1.129.1（バックアップ）に書き換える。

① ＳＭＴＰ／ＰＯＰ３処理方式における宛先ＵＲＬをmail.naccs.customsとする。
② クライアントは、予めＮＡＣＣＳセンターより指定されたプライマリＤＮＳサーバに対して、mail.naccs.customsのＩＰアドレスを問い合わせる。
③ 負荷分散装置（メイン）の障害を受け、プライマリＤＮＳサーバからＩＰアドレスは10.1.129.1であると返される。
④ クライアントは10.1.129.1（負荷分散装置（バックアップ））に対してＩＰパケットを送信する。
⑤ 負荷分散装置（バックアップ）はＮＡＣＣＳメインセンターの障害を受け、バックアップセンターに対してＩＰパケットを送信する。
⑥ ＮＡＣＣＳバックアップセンターは戻りのＩＰパケットを負荷分散装置（バックアップ）に送信する。
⑦ 負荷分散装置（バックアップ）はクライアントに対して戻りのＩＰパケットを送信する。

共通	航空 海上	第12回 第17回　WG	基本 III-2,6	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ５．ＷｅｂＮＡＣＣＳにおける電文受信ソフトの廃止

- ＷｅｂＮＡＣＣＳの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。

詳細仕様検討結果

- 第６次ＮＡＣＣＳにおいては、ＷｅｂＮＡＣＣＳの対象業務の拡大等に伴い、ＷｅｂＮＡＣＣＳ利用者における利便性の向上を目的として、電文受信ソフトを廃止し、ＰＤＦファイルのダウンロード等により帳票を取得できるようにすることとしている。

- 一方、電文受信ソフトの廃止により、第６次ＮＡＣＣＳにおいて、ＷｅｂＮＡＣＣＳのみを利用する場合はＥＸＣ電文を受信できなくなる。

- しかしながら、第６次ＮＡＣＣＳにおけるＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務は限定的であり（主に照会業務や海上入出港に係る業務）、ＷｅｂＮＡＣＣＳのみを利用する利用者自体も限定されること（基本的には他の処理方式を併用することが考えられる。）から、実質的には影響は無いと考えられる。

  注：ただし、ＷｅｂＮＡＣＣＳのみを利用している者に対してＥＸＣ電文が送信される可能性もあるため、ＷｅｂＮＡＣＣＳのみを利用する者宛てＥＸＣ電文が送信される業務については、エラーとする等の対応を図ることとする。

- 具体例を示すと、内航船のみの入出港業務をＷｅｂＮＡＣＣＳで利用する場合は、ＥＸＣ電文そのものが存在しないことから、何らの影響は生じないが、外航船と内航船の両方の入出港業務を行う場合は、外航船手続においてはＥＸＣ電文が存在するため、ＷｅｂＮＡＣＣＳ以外にパッケージソフト等の利用が必須となる。

  参考：ＷｅｂＮＡＣＣＳのみの利用で問題が生じないと考えられる業種（ＥＸＣ電文が存在しない）

  ・船会社・船舶代理店（内航船業務のみを行う者に限る。）
  ・損害保険会社

  上記業種以外の場合は、ＥＸＣ電文の受信が想定されるため、ＷｅｂＮＡＣＣＳと他の方式（パッケージソフト、自社システム）の併用が必須となる。

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 III-2,6	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ６．及び７．最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し

・　第６次ＮＡＣＣＳにおける最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズについて見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

１．最大電文長の見直し
ＮＡＣＣＳ－ＥＤＩ電文の最大電文長（添付ファイルを除く。）を700,000バイト（700KB）とする。

【参考】

①　第６次ＮＡＣＣＳの業務見直し（登録可能制限値の拡大等）により、出力電文が分割されることがあるため、可能な限り最大電文長を拡大することが望ましい。

②　第６次ＮＡＣＣＳの業務見直し（１便あたりの旅客数の拡大等）により、旅客氏名表等の電文長が500,000バイトを超えることが想定される。

③　最大電文長を実際の電文長を考慮せず、無制限に長くした場合、ＤＢなどのハード設計が非効率となるおそれがある。

２．添付ファイル最大サイズの見直し

	現行システム	次期システム
添付ファイルの最大サイズ	3,000,000バイト （３ＭＢ）※１	10,000,000バイト （10ＭＢ）※３
１度に添付できる添付ファイルの最大数	各業務仕様による※２	同左

※１　動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務によって１～3ＭＢを添付ファイルの最大サイズとしている。

※２　複数の添付ファイル全体の合計サイズが、添付ファイルの最大サイズを超えないこと。

※３　動物検疫業務及び植物検疫業務については、１～5ＭＢを最大サイズとする。

（注）厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所に対する手続で汎用的に利用可能な添付ファイルの仕組みについては、後記49～50ページを参照。

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 III-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ８．入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更（１）

- 自社システム接続（ＳＭＴＰ双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、ＥＤＩＦＡＣＴを除く））から送信される入力共通項目の中のシステム識別欄について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- 第５次ＮＡＣＣＳにおける自社システム接続（ＳＭＴＰ双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、ＥＤＩＦＡＣＴを除く））においては、表２のとおり入力共通項目の中のシステム識別欄に、実施する業務に応じた値を設定し、処理要求電文を送信している。
- 第６次ＮＡＣＣＳにおいては、一部の業務（次頁参照）において、システム識別欄に設定する値が変更となる。 このため、自社システム接続において該当する業務を実施する場合は、システム識別欄に適切な値を設定し、処理要求電文を送信する必要がある。
- ＥＤＩＦＡＣＴ利用者は、システム識別を設定していないため本件について対応する必要はない。

表２ 入力共通項目

項番	項目名	桁
1	制御情報	3
2	業務コード	5
3	(予約エリア)	21
4	利用者コード	5
5	識別番号	3
6	利用者パスワード	8
7	(予約エリア)	174
8	電文引継情報	26
9	(予約エリア)	8
10	入力情報特定番号	10
11	索引引継情報	100
12	(予約エリア)	1
13	システム識別	1
14	(予約エリア)	27
15	電文長	6
16	合計	398

ＮＡＣＣＳ:（航空:1 海上:2）
輸入食品監視支援業務:4
植物検疫関連業務:5
動物検疫関連業務:6
貿易管理サブシステム:7
港湾関連業務:8
乗員上陸許可支援システム:9

共通	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 III-1	第６次ＮＡＣＣＳにおけるＥＤＩ仕様 ８．入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更（２）

詳細仕様検討結果

- 以下の表中にある業務を第６次ＮＡＣＣＳで実施する場合、「新システム識別」欄に示す値を使用する必要がある（自社システムにおいてシステム識別欄に新システム識別にて示した値を設定する）。
- なお、各業務において設定すべきシステム識別の値はＥＤＩ仕様書の付録にて提示する予定である。

表３ システム識別が変更となる業務の一覧

項番	業務名	第５次 ＮＡＣＣＳ 業務コード	第６次 ＮＡＣＣＳ 業務コード	現行 識別	次期 識別
1	船舶基本情報登録	ＶＢＸ	同左	2	8
2	船舶基本情報訂正	ＶＢＹ	同左	2	8
3	船舶基本情報訂正呼出し	ＶＢＹ１１	同左	2	8
4	船舶運航情報登録	ＶＴＸ０１	同左	2	8
5	乗組員情報登録	ＶＴＸ０２	同左	2	8
6	旅客情報登録	ＶＴＸ０３	同左	2	8
7	船用品情報登録	ＶＴＸ０４	同左	2	8
8	船舶運航情報登録呼出し	ＶＴＸ１１	同左	2	8
9	乗組員情報登録呼出し	ＶＴＸ１２	同左	2	8
10	旅客情報登録呼出し	ＶＴＸ１３	同左	2	8
11	船用品情報登録呼出し	ＶＴＸ１４	同左	2	8
12	入港前統一申請	ＶＰＸ	同左	2	8
13	乗員上陸許可申請	ＣＲＷ０３	ＶＰＸ へ統合	9	8
14	入港前統一申請呼出し	－	ＶＰＸ１１	－	8
15	入港届等	ＶＩＸ	同左	2	8
16	入港届等呼出し	－	ＶＩＸ１１	－	8
17	移動届	ＶＭＲ	同左	2	8
18	移動届呼出し	ＶＭＲ１１	同左	2	8
19	出港届等	ＶＯＸ	同左	2	8
20	出港届等呼出し	－	ＶＯＸ１１	－	8
21	入出港届等照会	ＩＶＳ	同左	2	8
22	届出申請一覧呼出し	ＣＲＷ０１	ＩＶＳ へ統合	9	8
23	届出申請情報照会	ＣＲＷ０２	ＩＶＳ へ統合	9	8

共通	航空 海上	第13回 第16回 WG 第17回	基本 II	第６次ＮＡＣＣＳの信頼性（１）

・ 第６次ＮＡＣＣＳにおける基本的な信頼性、システム処理等は以下のとおりとする。

詳細仕様検討結果

１．移行処理

第５次ＮＡＣＣＳから第６次ＮＡＣＣＳへの移行について、第５次ＮＡＣＣＳの機能、データを**一括で移行する**。移行時期は平成２９年１０月を予定している（ただし、第６次ＮＡＣＣＳの設計・開発の状況によっては変更があり得る。）。

なお、移行時間については、利用者様への影響を考慮し、短時間での移行を目指すこととし、第５次ＮＡＣＣＳにおける航空システムの移行時間と同程度を目標とする。具体的には移行に要する時間を５時間程度とすることを目標とする。

具体的な移行時間については、今後の検討の結果を踏まえて決定する。

２．第６次ＮＡＣＣＳのシステムライフ

第６次ＮＡＣＣＳのシステムライフは、平成29年10月から平成37年９月までの８年間とするが、システムライフ期間中、平成33年10月にハードウェアの更新（中年度更改）を実施する。中年度更改における移行時間は、「第５次ＮＡＣＣＳから第６次ＮＡＣＣＳへの更改時と同程度の移行時間」を想定しており、最大５時間程度とすることを目標とする。

３．バックアップ機能

第６次ＮＡＣＣＳでは、現行同様、メインセンターが地震等の大規模災害の被害を受けメインシステムでのオンライン業務の提供が不可能になった場合においても、継続してサービスの提供を可能とするため、全てのオンライン業務を対象としてバックアップ機能を構築する。また、メインシステムにおいて長時間のシステム障害が発生した場合における代替機能としての利用についても考慮し、メインシステムとバックアップ機能との切り替え手段（切り替え時間の短縮化、利用者側における切り替え作業の省略化等）等の機能向上を図る。

４．メンテナンスによるシステム停止

現行システムでは、月１回、定期メンテナンスを目的としたシステム停止を行っているが、第６次ＮＡＣＣＳでは、定期メンテナンスによる停止回数、停止時間の削減を図ることとする。詳細は次ページを参照。

共通	航空 海上	第13回 第16回 第17回 WG	基本 II	第６次ＮＡＣＣＳの信頼性（２）

詳細仕様検討結果

○　メンテナンスによるシステム停止

- 第５次ＮＡＣＣＳにおいても既に２４時間３６５日の連続運転を前提としているが、現行では月１回（日曜日早朝）、定期メンテナンスを目的として、あらかじめ周知の上で計画的なシステム停止が行われている。
- 第６次ＮＡＣＣＳの基本仕様書においては、第６次ＮＡＣＣＳの定期メンテナンス（定期保守）について、システム構成やメンテナンス方法の見直しにより、停止回数、停止時間の削減を図ることとしている。
- 具体的には、下表に示すとおり、第６次ＮＡＣＣＳにおいては、定期メンテナンスを目的とした システム停止回数及び停止時間の削減を図る。なお、定期メンテナンスについては、現行同様、日曜日早朝に実施する。

	第5次ＮＡＣＣＳ	第6次ＮＡＣＣＳ　※1
年間の総システム停止回数	原則１２回程度 （月１回程度）	原則６回程度 （概ね隔月で１回程度）※２
年間の総システム停止時間	２４～３６時間程度 （１回あたり２～３時間程度）	１２～１８時間程度 （１回あたり２～３時間程度）

※１：ここでいうシステム停止とは、第６次ＮＡＣＣＳのシステム全体が停止することをいう。

※２：上記はメインセンターで運用中におけるシステムの停止回数、停止時間である。バックアップセンターに運用が切り替わった場合は、上記より多くのシステム停止が発生することが想定される。

※３：第６次ＮＡＣＣＳにおける定期メンテナンスは、原則として隔月に１回の実施を予定しているが、システムのメンテナンス要否（プログラム変更や制度改正、緊急パッチ適用等）の状況により、実施月に変更があり得る。

貨物共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（1）

・　蔵入承認申請済 又は 移入承認申請済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

1．蔵入後における後続業務の可能化については、実績の多い海上貨物を対象とし、実績の少ない航空貨物は対象外とする。

2．移入貨物については、在庫管理業務が複雑でありシステム化に馴染まないことから、対象外とする。

3．後続業務を可能とするため、その対象貨物については、蔵入後も貨物情報ＤＢにおいて管理を行う。

4．保税蔵置場毎に、蔵入貨物についてＮＡＣＣＳで蔵入承認後の貨物管理を ㋑ 「行う」、或いは、㋺ 「行わない」、のいずれかを選択ができる仕組みとし 「行う」を選択した場合に、蔵入後も貨物情報ＤＢにおける管理を行い、後続業務を可能とする。
　なお、当該選択については、あらかじめＮＡＣＣＳに登録を行うことを必要とする。

5．上記４で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場においては、蔵入後において、以下のシステム処理を可能とする。
　①　蔵入承認済貨物に関する搬出入　②　蔵入承認済貨物の改装・仕分け　③　蔵入承認済貨物情報の呼出し
　④　蔵入承認済貨物の保税運送申告　⑤　蔵入承認済貨物情報の照会

6．上記４で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場に蔵置されている貨物については、蔵出申告時に、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とし、貨物情報のチェックを行う。

【 ※ 3.～６．については、仕様の一部変更・新規追加 】

蔵入承認後におけるシステム処理イメージ

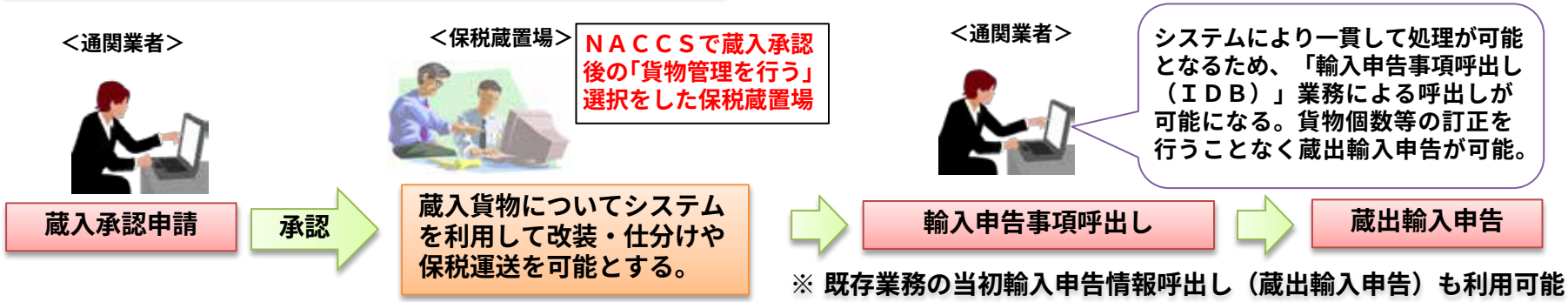

※ 既存業務の当初輸入申告情報呼出し（蔵出輸入申告）も利用可能

貨物共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（２）

詳細仕様検討結果

（凡例）

・・・ＮＡＣＣＳで蔵入承認後の貨物管理を行う保税蔵置場

・・・業務名

・・・ＮＡＣＣＳで蔵入承認後の貨物管理を行わない保税蔵置場

保税運送 ・・・

→ ・・・ＮＡＣＣＳに貨物情報がある部分

- - - - - → ・・・ＮＡＣＣＳに貨物情報がない部分

① 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理あり）

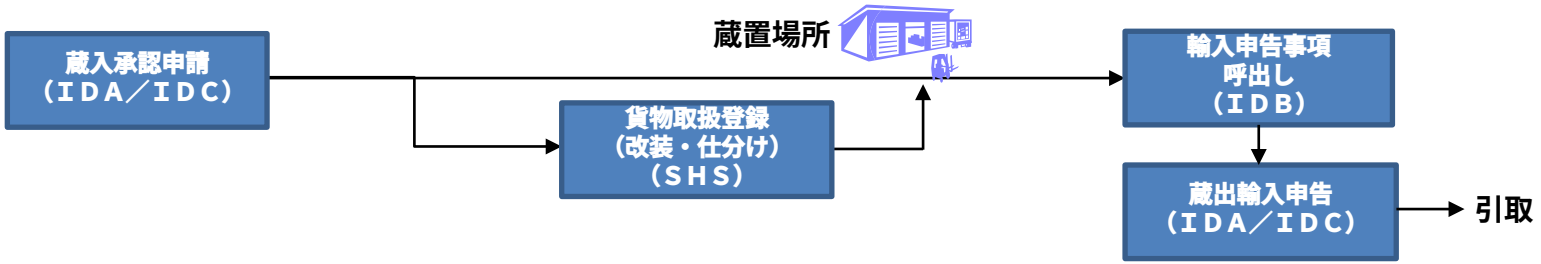

② 蔵入承認（併せ運送なし）（貨物管理なし）

貨物共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（３）

詳細仕様検討結果

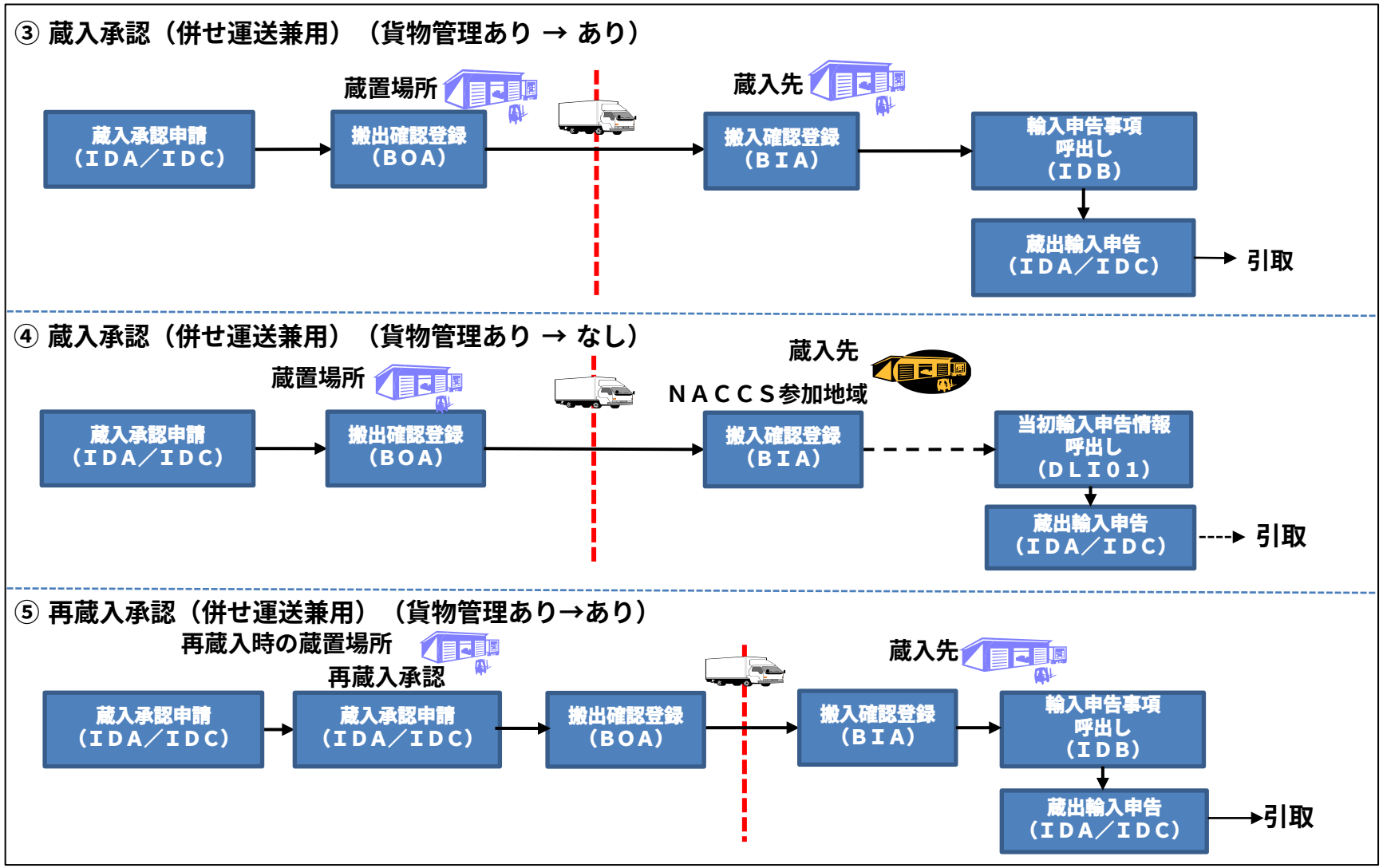

貨物共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 Ⅳ-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（4）

詳細仕様検討結果

⑥ 再蔵入承認（併せ運送兼用）（貨物管理なし→あり）

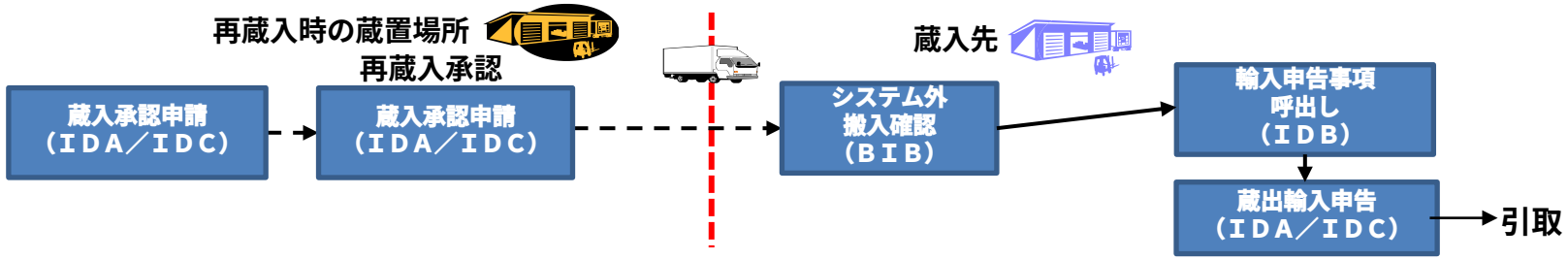

⑦ 蔵入承認後の仕分け

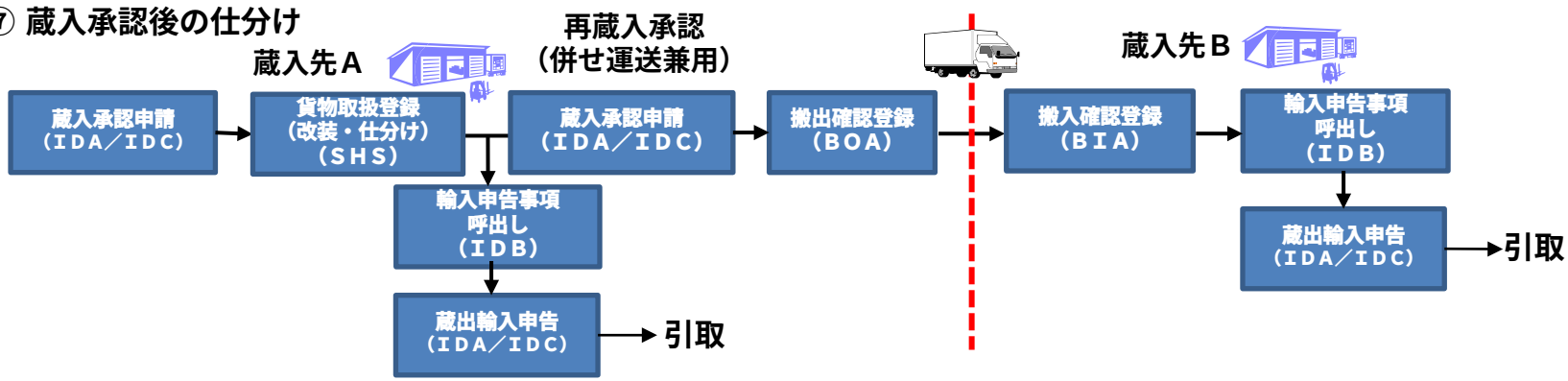

⑧ 蔵入承認後の外貨船用品積込承認

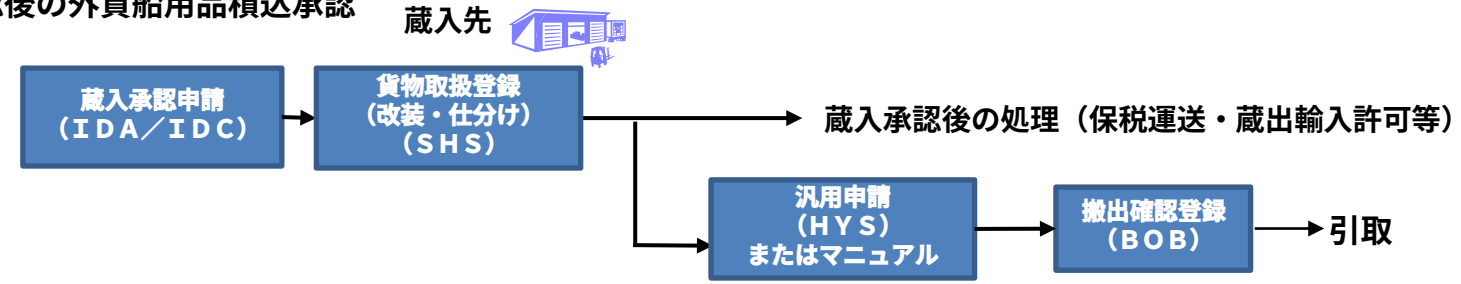

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（1）

- 通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

詳細仕様検討結果

① 事項登録された申告情報のうち、通関士審査が必要な申告について呼び出しできる業務を新設。
② 当該呼出し業務から呼び出された申告について、通関士審査の結果登録業務を新設。

①呼出し業務の新設（業務コード：ＣＣＢ（仮））

申告事項登録業務
（ＩＤＡ・ＥＤＡ等）

通関士の利用者ＩＤでログイン

一覧照会業務
（ＩＤＩ・ＩＥＳ等）

通関士審査内容呼出し業務
（ＣＣＢ）（仮）

・一覧照会から業務リンクにより呼出し可能とする。
・一覧照会を介さず直接実施することも可能。

＜入力項目＞
・申告番号
・申告種別（「申告種別」は手入力）

入力する種別は以下の通り。申告変更の場合は、当初申告の申告種別を入力。

手続き	入力申告種別
輸入申告（シングルウィンドウ輸入申告を含む）	ＩＤＣ
石油製品等移出（送保出）輸入申告	ＭＷＣ
輸入申告（沖縄特免制度）	ＯＴＣ
一括特例申告	ＴＫＣ
輸出申告	ＥＤＣ
別送品輸出申告	ＵＥＣ

②審査結果登録業務の新設（業務コード：ＣＣＡ（仮））

通関士審査内容呼出し業務
（ＣＣＢ）（仮）

ＣＣＢ呼出し結果として、通関士審査内容情報画面が展開

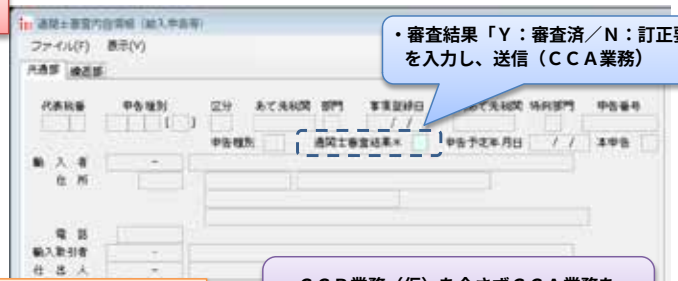

・審査結果「Ｙ：審査済／Ｎ：訂正要」を入力し、送信（ＣＣＡ業務）

通関士審査結果登録業務
（ＣＣＡ）（仮）

・ＣＣＢ業務（仮）を介さずＣＣＡ業務を直接実施することも可能。

＜出力内容＞
・各業務の入力控相当の内容を出力

※通関士審査業務画面は申請手続き種別に応じた画面を出力する。（対象手続きについては次ページ参照）

※通関士審査内容情報画面（ＣＣＢ呼出し結果画面）から業務リンクによりＩＤＢ／ＥＤＢを経てＩＤＡ／ＥＤＡで、通関士が直接、事項登録内容の訂正も可能。

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 IV-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（2）

詳細仕様検討結果

1．通関士審査業務の対象となる申告等手続一覧

対象となる申告・申請手続き（案）		照会対象
輸入	輸入申告（ＩＤＣ）	○
	シングルウィンドウ輸入申告（ＳＷＣ）	○
	石油製品等移出（総保出）輸入申告（ＭＷＣ）	○
	輸入申告（沖縄特免制度）（ＯＴＣ）	○
	一括特例申告（ＴＫＣ01）	○
	輸入申告変更（ＩＤＥ）	○
	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更（ＭＷＥ）	○
	輸入申告変更（沖縄特免制度）（ＯＴＥ）	○
輸出	輸出申告（ＥＤＣ）	○
	輸出許可内容変更申請（ＥＡＣ）	○
	別送品輸出申告（ＵＥＣ）	○
	別送品輸出許可内容変更申請（ＵＡＣ）	○
	輸出申告変更（ＥＤＥ）	○
	別送品輸出申告変更（ＵＥＥ）	○

2．「通関士審査内容呼出し（ＣＣＢ）」業務に業務リンクする<u>各種申告一覧照会業務（ＩＤＩ，ＩＥＳ等）に、以下の機能を新設する。</u>

① 通関士審査の必要な申告番号を抽出する為、照会種別に「Ｋ：通関士審査対象一覧」を追加する

② 一覧照会の出力画面に、通関士審査結果を表示する項目を追加する。

（一覧照会情報の出力画面イメージ）

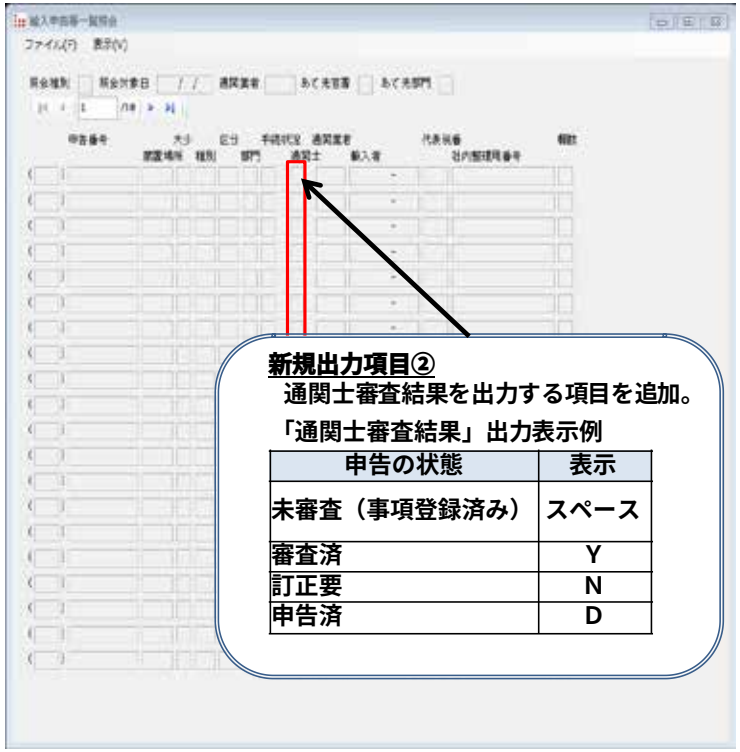

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（3）

詳細仕様検討結果

- 申告前に通関士審査業務を行う場合のフロー（案）

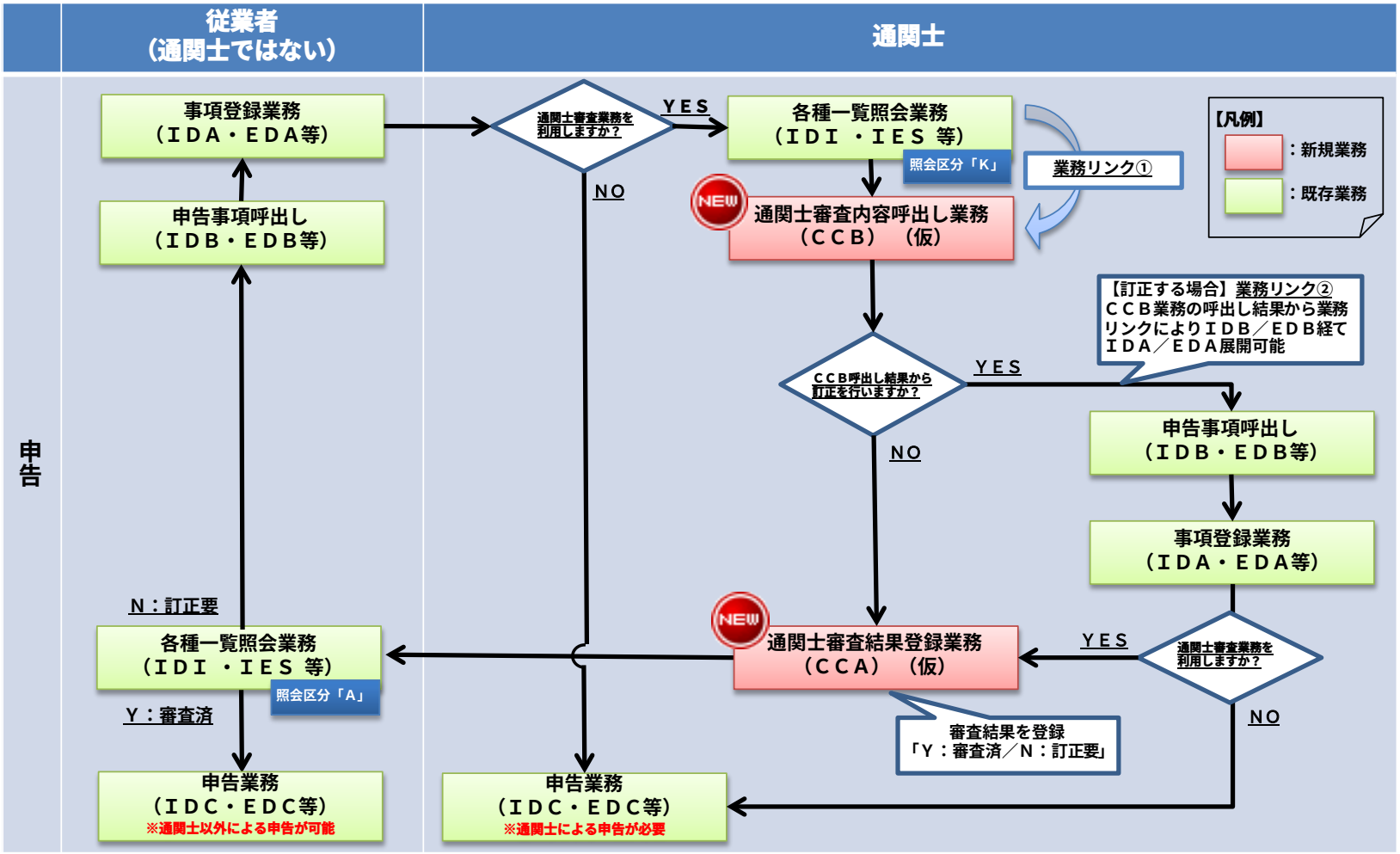

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（4）

詳細仕様検討結果

業務リンク①：ＩＤＩ⇒ＣＣＢ

（ＩＤＩ画面）

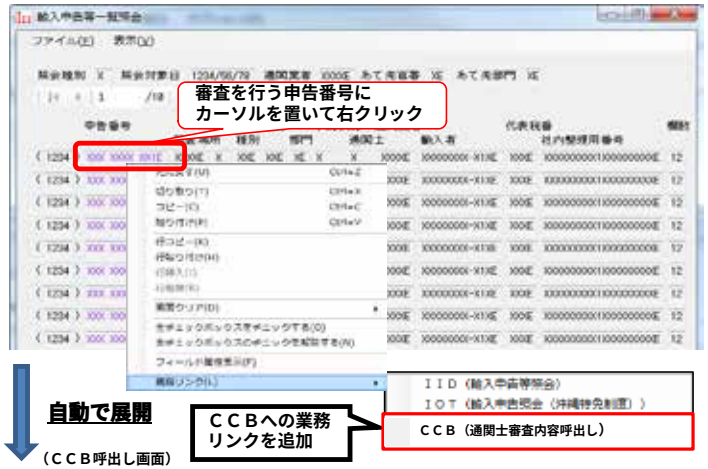

自動で展開

ＣＣＢへの業務
リンクを追加

（ＣＣＢ呼出し画面）

申告種別は手入力。
入力する種別は以下の通り。申告変更の場合は、当初申告の申告種別を入力。

手続き	入力申告種別
輸入申告（シングルウィンドウ輸入申告を含む）	ＩＤＣ
石油製品等移出（送保出）輸入申告	ＭＷＣ
輸入申告（沖縄特免制度）	ＯＴＣ
一括特例申告	ＴＫＣ
輸出申告	ＥＤＣ
別送品輸出申告	ＵＥＣ

手動で展開

（ＣＣＢ呼出し結果画面）

業務リンク②：ＣＣＢ⇒ＩＤＢ・ＩＤＤ

（ＣＣＢ呼出し結果画面）

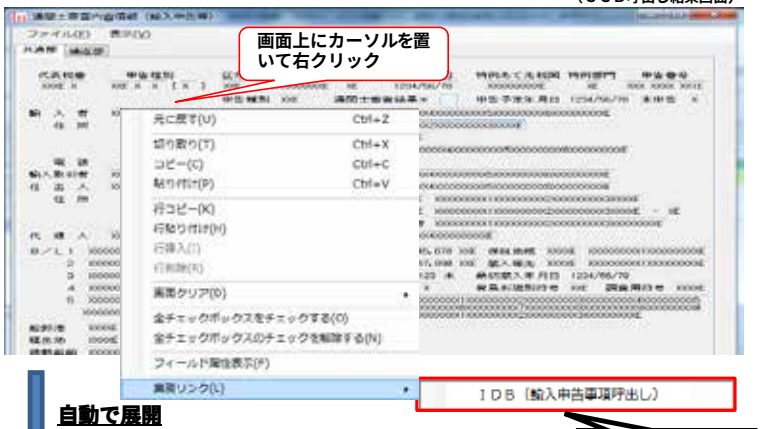

自動で展開

ＩＤＢ・ＩＤＤへ
業務リンクを追加

（IDB画面）

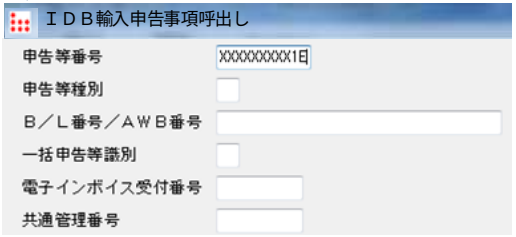

自動で展開

（ＩＤＡ画面）

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（１）

・　現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、ＮＡＣＣＳとのデータ連携による利便性向上について検討し、①包括保険申請手続のオンライン業務化、②当該包括保険による輸入実績のデータ集計・提供 の実現を目指す。

詳細仕様検討結果

１．包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（海貨業者・通関業者）が本登録する仕組みを構築する。概要は以下のとおり。
※　現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、第６次ＮＡＣＣＳ更改後、そのあり方について検討する。

１．第６次ＮＡＣＣＳ更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続のほかに、新たに「包括保険確認登録（ＨＫＡ）(仮)」業務を新設し、包括保険指数を税関を通さずＮＡＣＣＳに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。当該登録手順は以下のとおり。

①　輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険に係る情報を「包括保険仮事項登録（ＨＨＡ）(仮)」業務によりＮＡＣＣＳに登録（送信）する。その際、e-mailアドレス（５つまで）を入力しておけば、登録内容・受理番号等を③仮登録時に通知することができる。（保険契約者＝輸入者へ通知することを想定）

②　①の事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ、包括保険受理番号等を返信する。

③　損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、「包括保険仮登録（ＨＨＣ）(仮)」業務を実施すると、①で入力したe-mailアドレス宛に受理番号を含む保険情報が送信される。

④　e-mail で保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。輸入者は、確認した保険情報に問題が無ければ、自ら又は通関業者に委託のうえ、受理番号を使い「包括保険確認登録呼出し（ＨＫＢ）(仮)」業務により損害保険会社が登録した仮情報を呼出す。

⑤　輸入者、海貨業者又は通関業者は、呼び出した仮情報に対して「包括保険確認登録（ＨＫＡ）(仮)」業務を実施すると、①で入力したe-mailアドレス宛に登録完了の旨が送信される。

２．上記手順により登録が行われる場合、包括保険証明書等の税関への提出等は不要となる。

３．システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）業務」等の実施時点で有効期限の２週間前を過ぎていれば、注意喚起メッセージを出力する。

４．「包括保険仮事項登録（ＨＨＡ）(仮)」業務について、新規、料率変更、訂正の区分を設ける。

５．「包括保険照会（ＩＩＮ）」業務（個別照会、一覧照会）を新設する。

２．包括保険に係る輸入実績報告において、輸入者に対し輸入実績データを集約して電子情報で提供する仕組みを構築する。
＜ＮＡＣＣＳから輸入実績データを提供する者＞
→データの提供は、ＮＡＣＣＳ→輸入者とし、通関業者、損害保険会社に直接提供しない。
＜提供するデータの項目・提供方法等について＞
→データの提供は、１ヶ月分をまとめて月１回とする。提供するデータの項目・提供方法は、今後検討する。

通関	航空 海上	第11回 第16回	WG	基本 IV-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（２）

詳細仕様検討結果

３．新規業務一覧

業務コード	業務名		業務概要	入力者	入力者チェック	Web NACCS	NACCS パッケージソフト
ＨＨＡ	包括保険仮事項登録		ＨＨＣ業務に先立ち、 包括保険情報を新規登録、料率変更、訂正する。	損害保険会社	新規登録：なし 料率変更：包括保険番号、パスワード及び輸入者コード 訂　　正：包括保険番号、パスワード及び 輸入者コード	○	○
ＨＨＢ	包括保険仮事項 登録呼出し		登録されている 包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、 引き続いて遷移するＨＨＡ 業務にて、料率変更、訂正を行うことが できる。	損害保険会社	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
ＨＨＣ	包括保険仮登録		ＨＨＡ業務により登録された包括保険情報について、 内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。	損害保険会社	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
ＨＫＡ	包括保険確認登録		ＨＫＢ業務により呼び出した包括保険情報について、 内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を行う。	輸入者 海貨業者 通関業者	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	×	○
ＨＫＢ	包括保険確認 登録呼出し		損害保険会社により仮登録された包括保険情報を呼び出す。　呼び出された情報は、 引き続いて遷移するＨＫＡ業務により、 本登録を行うことができる。	輸入者 海貨業者 通関業者	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	×	○
ＩＩＮ	包括保険照会	一覧照会	包括保険情報を 一覧照会する	損害保険会社	なし	○	○
		個別照会	包括保険情報を 個別照会する	損害保険会社 輸入者 海貨業者 通関業者	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード		

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（３）

詳細仕様検討結果

４．主要業務概要

（１）「包括保険仮事項登録（ＨＨＡ）」業務

①「包括保険仮登録（ＨＨＣ）」業務に先立ち、包括保険情報を新規登録、料率変更、訂正する。

② 処理区分は「１：新規登録」「２：料率変更」「３：訂正」とする。

③ 料率変更及び訂正の場合は「包括保険仮事項登録呼出し（ＨＨＢ）」業務で情報を呼出して行う。

④ 処理区分「２：料率変更」の場合は、新たに包括保険番号を払い出す。 処理区分「３：訂正」の場合は、新たに包括保険番号は払い出さない。

⑤ 料率変更は「包括保険確認登録（ＨＫＡ）」業務実施前は処理区分「３：訂正」 で行い、 ＨＫＡ業務実施後は処理区分 「２：料率変更」で行う。

⑥ 処理区分「３：訂正」の場合は、既存の包括保険番号の情報を入力内容で上書きする。ＨＫＡ業務を１度でも実施した場合は、コメント欄、仮登録完了・登録完了メール送信先アドレスまたは送信先名称の訂正のみ可能とする。

⑦ 登録した包括保険情報はＨＨＣ業務が行われない場合、一定期間経過後システムから削除される。

⑧ 登録した包括保険情報は、輸入者、海貨業者又は通関業者によるＨＫＡ業務実施までは、輸入申告系業務で使用できない。

⑨ ＨＨＣ業務実施時に出力する「包括保険仮登録情報控」（ＰＤＦ帳票）の宛先として、「e-mailアドレス」を５送信先分登録可能とする。（登録者である損害保険会社用含む。）

⑩ 包括保険指数を登録する各業務及び「包括保険照会（ＩＩＮ）」業務の入力項目の１つである「パスワード」を英数字（大文字のみ） ４桁で登録する。
パスワードは「包括保険仮登録情報控」で通知する。パスワードの訂正は当業務の処理区分「３：訂正」で実施する。

⑪ｎｅｔ保険料指数を算出する。

⑫ ＷｅｂＮＡＣＣＳにおいても次の機能を実装する。
・Ｗｅｂ画面上に入力したデータを外部ファイルとして保存する機能。
・外部ファイルを入力画面に展開する機能。

（２）「包括保険仮登録（ＨＨＣ）」業務

① ＨＨＡ業務で登録された包括保険情報について内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。

②「包括保険仮登録情報控」をＰＤＦ化して出力し、ＨＨＡ業務で登録したメールアドレス宛にe-mailで送信する。
e-mail出力内容については次ページのとおり。

通関	航空 海上	第11回 第16回	WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（４）

詳細仕様検討結果

【e-mail出力内容】

情報名	仕様	設定内容
宛先		「仮登録完了・登録完了メール送信先アドレス」へ入力したアドレス宛（最大５宛先）
メール 件名	日本語 ３０桁	① 新規登録の場合 “【包括保険仮登録通知（新規）】”+“包括保険番号（７桁）”+“_”+“業務実施者（５桁）” 例）【包括保険仮登録通知（新規）】H000001_1ANAC ② 料率変更の場合 “【包括保険仮登録通知（料率変更）】”+“包括保険番号（７桁）”+“_”+“業務実施者（５桁）” 例）【包括保険仮登録通知（料率変更）】H000001_1ANAC ③ 訂正の場合 “【包括保険仮登録通知（訂正）】”+“包括保険番号（７桁）”+“_”+“業務実施者（５桁）” 例）【包括保険仮登録通知（訂正）】H000001_1ANAC ※ＨＫＡ業務実施時は【包括保険確認登録通知】
メール 本文	日本語 １５０ 桁	本文は現在検討中であるが、以下の内容を本文に記載する。 ・ＺＩＰ形式のファイルを添付ファイルとする。 ・ＺＩＰ形式のファイルのパスワードは「輸入者コード（下８桁）＋処理月日（ＭＭＤＤ）」とする。
圧縮 ファイル名	英数字 ６０桁	“包括保険番号（７桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm)”.zip 例）H000001_12031000.zip
ＰＤＦ ファイル名	日本語 ２５桁	“包括保険仮登録情報控”+“_”+“包括保険番号（７桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm)”.pdf 例）包括保険仮登録情報控_ H000001_12031000.pdf　※ＨＫＡ業務実施時は　“包括保険本登録情報控”
圧縮 パスワード	英数字 １２桁	“輸入者コード（下８桁）”+“処理月日 (MMDD)” 例）P01234561203

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とＮＡＣＣＳの連携（５）

詳細仕様検討結果

（３）「包括保険確認登録（ＨＫＡ）」業務
① ＨＫＢ業務により呼び出した包括保険情報について内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を輸入者、海貨業者又は通関業者が行う。
② 本業務実施後、登録した包括保険情報を輸入申告系業務で使用可能とする。
③ 入力項目は「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」「 適用開始年月日」「適用終了年月日」とする。
④「包括保険本登録情報控」をＰＤＦ化して出力し、ＨＨＡ業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailで送信する。
⑤　ＨＨＡ業務で料率変更した際は、「料率変更前包括保険番号適用終了年月日」を本業務で入力する。

（４）「包括保険照会（ＩＩＮ）」業務
① 入力者は輸入者、海貨業者、通関業者、損害保険会社とする。
② 個別照会機能と一覧照会機能を設ける。照会できるのは新規業務で包括保険情報を登録した分のみとする。
（ａ）個別照会について
・入力項目は「包括保険番号」「照会区分」「パスワード」「輸入者コード」とする。
（ｂ）一覧照会について
・入力者は損害保険会社のみとする。
・１回での照会件数は最大１００件とし、１００件を超える場合は照会情報を再度送信することにより次の１００件を照会する。
・入力者の利用者コード単位（営業所単位に発行されることを想定）にＨＨＣ業務実施日が新しい順に出力する。
・一覧照会情報のＣＳＶダウンロード機能を追加する。

５．期限管理
（１）システム登録を利用した場合、有効期限管理は不要とするが利用者が運用上期限管理を必要とする際は有効期限設定を可能とする。
（２）期限管理の設定方法は以下のとおり。
① 有効期限を設定する場合
ＨＨＡ業務の処理区分「１：新規登録」で「適用終了年月日」を入力する。
ＨＫＡ業務で「適用終了年月日」を入力する。
② 後から有効期限を設定する場合、または有効期限を変更する場合
ＨＫＡ業務で「適用終了年月日」を入力する。「適用終了年月日」を上書きすることで変更も可能。
③ 無期限の場合は「適用終了年月日」は入力不要とする。

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（1）

・　輸出入申告等における入出力項目の見直し

詳細仕様検討結果

1．輸出申告関連

（1）新規項目追加

※ 項番に＿下線があるのは新規追加項目。

項番	共通部／欄部	項　目　名	概　　要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第９５条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加（現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）。
2	共通部	通知先（仮称）	非蔵置官署への申告時し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
3	共通部	荷主リファレンスナンバー 荷主セクションコード	荷主における業務管理等の利便性向上を図るため、左記項目を追加する。

（2）既存項目の見直し

※ 項番に＿下線があるのは新規追加項目。

項番	共通部／欄部	内容	項　目　名	概　　要
1	共通部	欄数増	輸出承認証等識別 輸出承認証番号等	入力欄数を現状の５欄から１５欄に増加。
2	共通部	条件付 必須化	バンニング場所コード バンニング場所名 バンニング場所住所１※都道府県 バンニング場所住所２※市町村等 バンニング場所住所３※町域名・番地 バンニング場所住所４※ビル名ほか	（海上のみ） 税関審査に必要な項目であるため、システムから情報を引用できない場合のみ、必須項目とする。
3	共通部	項目 非表示	ＡＷＢ番号	「海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止」に伴い当該項目を出力しない。（海上のみ） ※許可内容変更申請（ＥＡＡ、ＵＡＡ）業務は見直し対象外。

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（２）

詳細仕様検討結果

２．輸入申告関連

（１）新規項目追加

※ 項番に＿下線があるのは新規追加項目。

項番	共通部 欄部	項目名	概　　要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第９５条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加（現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）。
2	共通部	事前教示（評価）	関税評価の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として２欄追加。
3	欄部	事前教示（分類）	品目分類等の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加。
4	欄部	事前教示（原産地）	原産地の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加。
5	共通部	通知先（仮称）	非蔵置官署への申告時し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
6	共通部	荷主リファレンスナンバー 荷主セクションコード	荷主における業務管理等の利便性向上を図るため、左記項目を追加する。
7	共通部	蔵置料金請求先	利便性向上の観点から、保税蔵置場の利用料金請求先の利用者コードを入力する項目として追加する。（航空のみ）

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（３）

詳細仕様検討結果

（２）既存項目の見直し

※ 項番に＿下線があるのは新規追加項目。

項番	共通部 欄部	項目名	見直し内容	概　　要
1	共通部	Ｂ／Ｌ番号（海上のみ）	桁数増	入力可能な桁数を現状の２０桁から３５桁に増やす。
2	共通部	輸入承認証等識別 輸入承認証番号等	欄数増	入力可能な欄数を現状の５欄から１０欄に増やす。
3	共通部	包括評価申告受理番号	欄数増	入力可能な欄数を現状の１欄から３欄に増やす。 ※課税価格の補正計算は、１欄目にのみ入力された場合に実施。
4	欄部	原産地証明書識別	桁数増	現状の１桁を４桁に増やし、コード体系の見直しを行う。 ※下記４．参照
5	共通部	包括保険番号	桁数増	「損害保険業務のシステム化」に伴い、入力可能な桁数を現状の６桁から８桁に増やす。

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（4）

詳細仕様検討結果

３．輸出入申告における出力項目の見直し

輸出入申告控及び輸出入許可通知書等の帳票については、前記のＥＤＡ業務、ＩＤＡ等における項目の見直し等に加え、以下の項目の見直し等を実施する。

※ 項番に＿下線があるのは新規追加項目。

項番	輸出入区分	項目名	見直し内容	概　　要
1	輸出入共通	審査区分	桁数増	現状の３桁表示から４桁表示に変更する。
2	輸出入共通	蔵置税関（仮称）	新規項目	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署名が出力される。
3	輸出入共通	蔵置税関部門（仮称）	新規項目	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署の通関担当部門が出力される。
4	輸入のみ	包括評価標準式識別	欄数増	「包括評価申告受理番号」の３欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の１欄から３欄に増やす。
5	輸入のみ	包括評価補正区分コード	欄数増	「包括評価申告受理番号」の３欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の１欄から３欄に増やす。
6	輸入のみ	包括評価補正式	欄数増 桁数増	「包括評価申告受理番号」の３欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の１欄から３欄に増やす。加えて補完可能な補正式の桁数を現状の２２桁から３５桁に増やす。
7	輸入のみ	輸出の委託者名	桁数増	システムが自動補完する左記項目について、出力可能な桁数を現状の３９桁から７２桁に増やす。

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（５）

詳細仕様検討結果

４．輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄については、現行ＮＡＣＣＳでは１桁で運用しているが、今後のコードの枯渇に対応するため、次期（第６次）ＮＡＣＣＳでは以下のとおり４桁化する。

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（４桁）の体系 ＝ 原産地（申告）種別（２桁）＋ 原産地証明者等区分（１桁）＋ 貨物の種類（１桁）

原産地（申告）種別	
ＷＫ	国定・ＷＴＯ協定
ＧＳ	一般特恵
ＳＧ	日シンガポール経済連携協定(ＥＰＡ)
ＭＸ	日メキシコ経済連携協定(ＥＰＡ)
ＭＹ	日マレーシア経済連携協定(ＥＰＡ)
ＰＨ	日フィリピン経済連携協定(ＥＰＡ)
ＣＬ	日チリ経済連携協定(ＥＰＡ)
ＴＨ	日タイ経済連携協定(ＥＰＡ)
ＢＮ	日ブルネイ経済連携協定(ＥＰＡ)
ＩＤ	日インドネシア経済連携協定(ＥＰＡ)
ＶＮ	日ベトナム経済連携協定(ＥＰＡ)
ＣＨ	日スイス経済連携協定(ＥＰＡ)
ＩＮ	日インド包括的経済連携協定(ＥＰＡ)
ＰＥ	日ペルー経済連携協定(ＥＰＡ)
ＡＵ	日オーストラリア経済連携協定(ＥＰＡ)
ＡＳ	日アセアン包括的経済連携協定(ＥＰＡ)

原産地証明者等区分	
Ｔ	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
Ａ	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
Ｐ	製造者による原産品申告書
Ｅ	輸出者による原産品申告書
Ｉ	輸入者による原産品申告書
Ｏ	原産地証明書等の提出が不要な場合

※「Ｏ（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む

「貨物の種類」については、次ページ参照

通関	航空 海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（６）

詳細仕様検討結果

貨　物　の　種　類		
一般特恵	A	自国関与品（暫定令26条第２項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第３項）適用【ＣＯ等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】
	J	自国関与品（暫定令26条第２項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第３項）非適用【ＣＯ等及び自国関与証明書を提出】
	B	自国関与品（暫定令26条第２項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第３項）適用【ＣＯ等及び累積加工製造証明書を提出】
	P	自国関与品（暫定令26条第２項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第３項）非適用【ＣＯ等を提出】
	C	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【ＣＯ等提出なし】
	T	少額貨物扱い【ＣＯ等提出なし】
	M	特恵用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物
ＥＰＡ	1	ＥＰＡ関税割当品目で、ＥＰＡ関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【ＥＰＡ関割証明書及びＣＯ等を提出】
	2	ＥＰＡ関税割当品目でＥＰＡ関割証明書があり、少額扱い貨物【ＥＰＡ関割証明書提出、ＣＯ等提出なし】
	3	ＥＰＡ関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【ＥＰＡ関割証明書提出、ＣＯ等提出なし】
	4	ＥＰＡに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【ＣＯ等を提出】
	5	少額扱い貨物【ＣＯ等提出なし】
	6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【ＣＯ等提出なし】
	7	ＥＰＡに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
ＷＴＯ協定国定	G	協定用原産地証明書の提出がある貨物【ＣＯ等を提出】
	R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【ＣＯ等提出なし】
	S	輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書がある貨物【ＣＯ等を提出】
	N	原産地が確認できない貨物【ＣＯ等提出なし】

※ＣＯ等：原産地証明書又は原産品申告書

貨物	海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-他	ＣＹ搬出入業務の改善（１）

・　ＣＹ搬出入業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項　　目	内　　容
1	業務フローの確認及び利用実態	・　現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認され、以下について改めて合意した。 ①　第６次ＮＡＣＣＳにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。 なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、ＣＹのＴＯＳ (注) 改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。 ②　荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化し、ＢＫＲ（ブッキング情報登録）業務での利用を可能とする。 (注) TOS：Terminal Operation System
2	デマレージ等の決済業務	・　現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、現時点では現行以上の決済機能を提供することは難しい状況にあることから、現行のままでは利用拡大は見込めない。 このため、次期においては次のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」を廃止する。
3	ＷｅｂＮＡＣＣＳ対象業務	・　ＣＹ搬出入業務では、以下の業務をＷｅｂＮＡＣＣＳにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、各業務の利用実態等を踏まえて、次期においてはＷｅｂＮＡＣＣＳでの提供を廃止する。

業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名
ＡＣＴ	請求情報登録	ＰＡＳ	支払選択登録	ＩＡＩ	請求情報一覧照会
ＡＣＴ１１	請求情報登録呼出し	ＰＡＳ１１	支払選択登録呼出し	ＩＡＴ	請求情報照会
				ＩＰＳ	電子決済情報照会

業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名
ＰＵＬ	空コンテナピックアップ一覧作成	ＰＡＳ	支払選択登録	ＩＡＴ	請求情報照会
ＰＣＤ	空コンテナ引渡情報登録	ＰＡＳ１１	支払選択登録呼出し	ＩＰＳ	電子決済情報照会
ＩＰＵ	ピックアップオーダー照会				

貨物	海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-他	ＣＹ搬出入業務の改善（２）

詳細仕様検討結果

４．プログラム変更について（１）

業　務　名	概　　要
空コンテナピックアップ登録（ＰＵＲ）業務 空コンテナピックアップ変更（ＰＵＨ）業務	１．入力項目の追加　：　①　「湿度（数字２桁）」　②　「通知先（英数字５桁）」※ ※　通知先コード欄に入力がある場合は、空コンテナピックアップオーダー申込先、又は、ピックアップ先利用者に出力される出力情報を、通知先コード欄の利用者に対して送信する機能を追加する（次項目において同じ）。 ２．チェック機能の見直し：　現在、ＰＵＲ業務で入力した内容とブッキング情報の内容に差異がある場合は、注意喚起メッセージ及びブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報を出力しているが、当該差異チェックの対象項目のうち、以下の11項目はチェック対象外に変更する。 ① 冷凍コンテナプレクーリング要表示　② 設定温度（上限）　③ 設定温度　④ 設定温度（下限） ⑤ 温度単位コード　⑥ 通風孔　⑦ 海洋汚染物質有表示　⑧ 少量/微量危険物有表示　⑨ ＩＭＯ ＣＬＡＳＳ ⑩ ＵＮ № ⑪ ＰＫＧ ＧＲＯＵＰ ※　ブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報（ＳＡＴ０８４）の出力項目より対象外となった上記項目を削除。
空コンテナピックアップ回答（ＰＵＡ）業務	１．入力項目の見直し （１）項目追加　：①「湿度（数字２桁）」②「通知先（英数字５桁）」※ ③「搬入予定先ＣＹ名（日本語３０）」 （２）桁数変更　：「記事（申込者返信用／ピックアップ先連絡用）」⇒　日本語１４０桁から同４００桁に変更 （３）項目削除　：「空コンテナピックアップオーダー情報訂正識別」欄を削除 ⇒ 同欄削除に伴い、ＰＵＡ業務で入力された内容で空コンテナピックアップオーダー情報を上書き訂正する。 ２．送信電文形式の変更 ＰＵＡ業務の回答結果をＰＵＲ実施者に出力する以下の電文について、ＥＸＣ型からＥＸＺ型に変更する。 ①空コンテナ搬出確認情報（ＳＡＴ０８９） ②空コンテナ搬出確認訂正情報（ＳＡＴ０９０） ③空コンテナ搬出確認訂正（詳細）情報（ＳＡＴ０９１） ④空コンテナピックアップ回答情報（ＳＡＴ０９５） ⑤空コンテナピックアップオーダー・回答取消情報（ＳＡＴ１３３）

貨物	海上	第11回 第17回 WG	基本 Ⅳ-6-他	ＣＹ搬出入業務の改善（３）

詳細仕様検討結果

４．プログラム変更について（２）

業　務　名	概　　要
空コンテナ引渡情報登録（ＰＣＤ）業務	１．入力項目の追加　：　①　「シールＮｏ」（6回繰返し） ⇒　同欄の追加に伴い、機器受渡証（ＥＩＲ）情報（ＳＡＴ０９９０）のフォームも併せて変更する。 ２．引渡日時の未来日入力可能化　：　ＰＣＤ業務における入力項目である「引渡年月日」欄について、現行では、未来日の入力は不可としているが、次期においては、未来日についても入力を可能とするように変更する。 （事前に機器受渡証（ＥＩＲ：Equipment Interchange Receipt）を発行することが可能となる。）
ＣＹ搬入票情報登録（ＣＹＨ）業務	ＣＹＨ業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、入力された「コンテナ自重と貨物重量の合計値」は、総重量の単位に変換のうえチェックを行う。ただし、「コンテナ自重」と「貨物重量」のいずれかの項目に入力がない場合は、一致チェックの対象外とする。
バンニング・ＣＹ搬入票情報登録（ＶＡＨ）業務	ＶＡＨ業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重および欄部のコンテナ重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、「コンテナ自重および欄部のコンテナ自重の合計値」は、コンテナ自重および欄部のコンテナ重量を入力された総重量の単位に変換し総重量を算出のうえ、チェックする。
ブッキング情報登録（ＢＫＲ）業務 ブッキング情報変更登録（ＢＫＣ）業務	入力された「積出港ＣＹの利用者」及び「荷受地ＣＹの利用者」へ送信されるブッキング情報登録通知情報について、ＣＹ側で受信要否の設定を可能とする機能を追加する。 なお、入力された通知先への送信については、現行と同様とする。

注：ＩＢＬ（ブッキング一覧照会）業務の改善については、実施を見送る（現在の利用状況下において、ＢＣＣ業務等の改善が行われても自社システムで対応することは困難という意見が大勢であることを踏まえ、更改時期における対応は実施しない。）。

貨物 通関	航空 海上	第 9回 第10回 WG 第14回	基本 IV-6-他	見本持出し関連業務の見直し（1）

- 見本持出しに関連する業務について、以下の見直しを実施する。

１．見本持出許可後から「見本持出確認登録（ＭＨＯ）」業務が実施されるまでの間に仕分け・輸入申告等が行われた場合の業務処理

２．「見本持出許可申請（ＭＭＡ／ＭＨＡ）」業務後に「見本持出取消（ＭＭＣ／ＭＨＣ）」業務が行われた場合の管理資料収集条件

３．ＭＭＡ／ＭＨＡ業務の入出力項目「持出先」欄に全角７０桁の日本語入力を可能とする。

詳細仕様検討結果

１．見本持出し関連業務の見直し

現行では、見本持出許可後に仕分け・輸入申告等の業務が行われると、ＭＨＯ業務が実施できなくなるため、見本持出許可後にＭＨＯ業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」又は「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務等の実施時に、ワーニング表示を行うことによって注意喚起を促すこととする。

２．管理資料収集条件の見直し

見本持出許可後に ＭＭＣ／ＭＨＣ業務が行われた場合は、貨物取扱等管理資料の「Ｓ１３　航空輸出貨物取扱等一覧データ」、「Ｔ２０　航空輸入貨物取扱等一覧データ」及び「Ｇ０５　貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	・・・	見本持出日	許可取消日	持出先	・・・
M	×××	A			20140902	×××	×××
M	×××	B		20140901		×××	×××
M	×××	C				×××	×××

枠部分が新規出力項目

貨物	航空 海上	第 9回 第10回 WG 第14回	基本 IV-6-他	見本持出し関連業務の見直し（2）

詳細仕様検討結果

３．「持出先」欄の日本後入力可能化

次の業務、帳票及び管理資料において、日本語の入出力を可能とする変更を実施する。

① 業　　務：見本持出許可申請（ＭＭＡ）業務、 見本持出許可申請（ＭＨＡ）業務
② 帳　　票：ＡＡＬ５１０_見本持出許可申請控情報／ＡＡＬ５１１_見本持出許可通知情報／ＡＡＬ５１２_見本持出許可貨物情報／
ＳＡＬ０１４_見本持出許可申請控情報／ＳＡＬ０１５_見本持出許可通知情報／ＳＡＬ０１６_見本持出許可情報／
ＳＡＬ０１７_見本持出許可貨物情報
③ 管理資料：Ｇ０５＿貨物取扱等一覧データ／Ｓ１３＿航空輸出貨物取扱等一覧データ　／Ｔ２０＿航空輸入貨物取扱等一覧データ

（ＭＭＡ業務の入力画面）

（ＭＨＡ業務の入力画面）

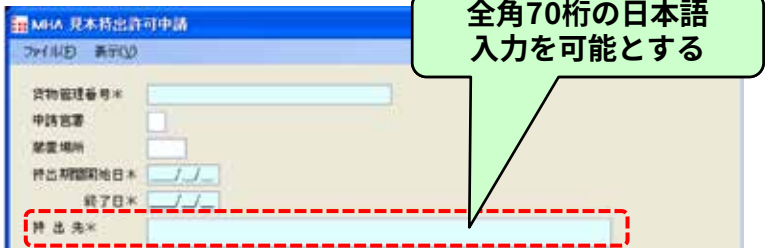

全角70桁の日本語
入力を可能とする

（出力帳票例：見本持出許可申請控情報）

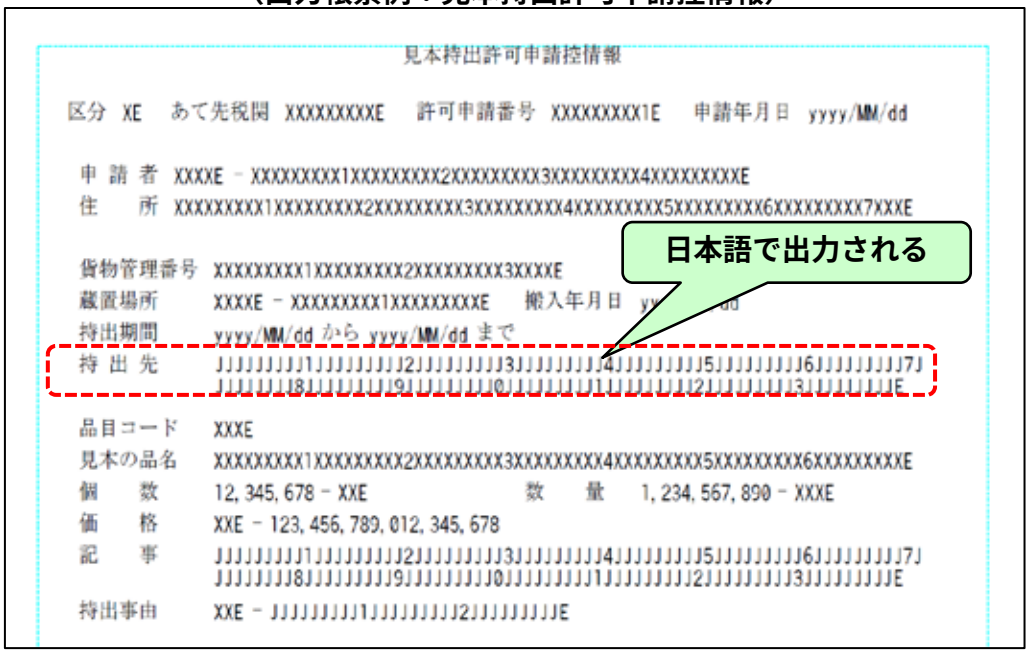

日本語で出力される

共通	海上	第11回 第17回 WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法変更（1）

・　一般財団法人みなと総合研究財団（ＷＡＶＥ）経由で港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、ＮＡＣＣＳから直接港湾管理者に提供する形式にする。

詳細仕様検討結果

＜現状＞
・　船会社等がＮＡＣＣＳへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。
・上記資料は、関係者の同意を得て、「みなと総合研究財団（ＷＡＶＥ）」経由で港湾管理者（７港湾）へ提供している。

①　港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。
②　港湾統計作成用データの収集条件等の見直しを行い、データの精度向上の検討を行う。（次ページの見直しを実施）

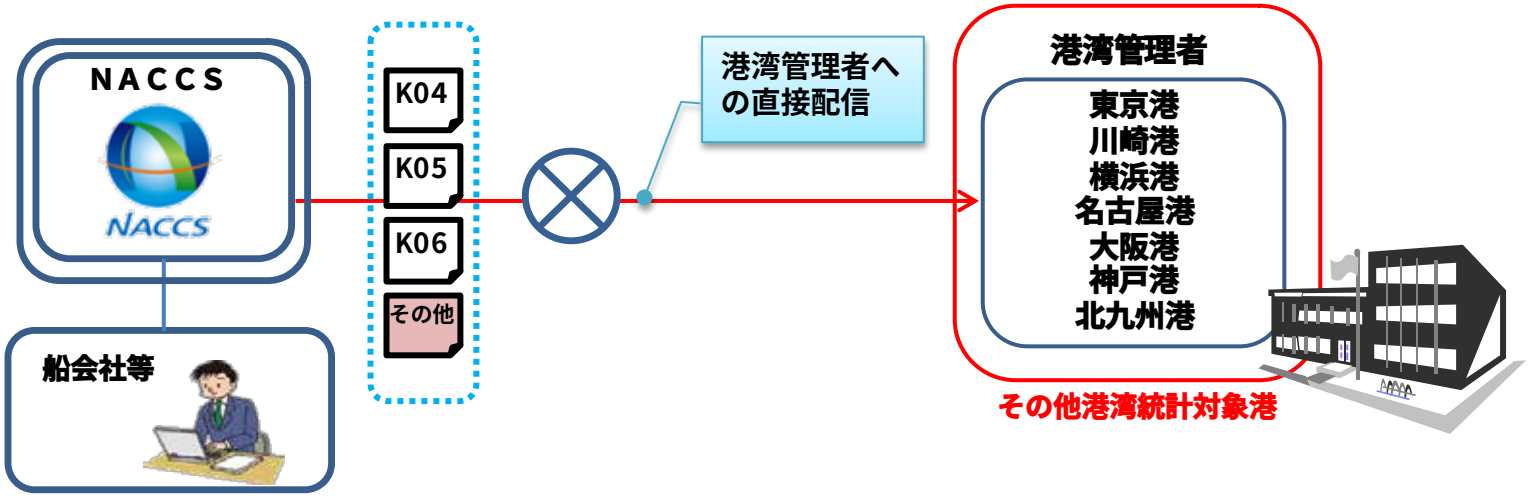

共通	海上	第11回 第17回 WG	基本 V-3	港湾統計データの配信方法変更（２）

詳細仕様検討結果

課　題	要望の概要	検討結果	可否	WG
１．貨物量の桁ずれ	「輸入貨物情報訂正（ＳＡＩ）」業務等によって訂正された情報は港湾統計データに反映していない。	ＳＡＩ業務等の貨物訂正業務を実施した際、当該訂正内容を管理資料に反映する。	○	第11回
２．品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。	輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合に管理資料に反映する。 輸入については、「出港前報告（ＡＭＲ）」業務により登録された品目コードを管理資料に反映する。 （ただし、在来貨物、ＰＬコンテナはＡＭＲ対象外）	○	第11回
３．同意書の入手	同意書がなければ配信できない。	現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。	○	第11回
４．港情報の漏れ	ＮＡＣＣＳで入力される港情報と、港湾統計で必要な港情報の定義が異なっている。	輸入空コンテナについては「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務により登録された船積港等（任意）を反映する。なお、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。	○ 一部	第17回
５．仕出港コードの配信について	仕出港の情報が配信対象となっていないため、トランシップなどの情報を把握することができない。	ＡＭＲ業務及び「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務により登録された仕出港コードを反映する。 (ただし、在来貨物、ＰＬコンテナは ＡＭＲ対象外)	○	第17回
６．空コンテナの漏れ	空コンテナについては、登録が必ずしも実施されていない。	空コンテナの仮陸揚処理の追加に伴い、品名・代表品目番号・港湾統計用品目番号を固定値として下記の管理資料に反映する。 ・「港湾統計用輸入貨物データ（Ｋ０４）」 ・「港湾統計用仮陸揚貨物データ（Ｋ０６）」	○	第17回

保税	航空	第16回 WG	基本 III-3	１ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数の拡大に伴うＬＤＲ情報の分割

・　１ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数の拡大に伴い、ＬＤＲ情報の分割出力を可能とする。

詳細仕様検討結果

・　１ＭＡＷＢあたりのＨＡＷＢ件数を最大3,000件から最大9,999件に拡大することにより、ＬＤＲ情報が７００ＫＢを超える電文となるケースがあることから、以下のとおり分割して出力する。

１通目（ＬＤＲ情報_ＡＡＴ０３２）

先頭ページ

最終ページ

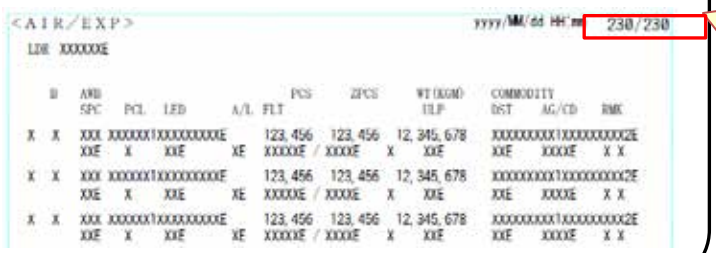

「ＬＤＲ単位の搬入総個数の表記」にて搬出総個数の項目を追加（詳細Ｐ○）

ＨＡＷＢ5,051件まで分のページ番号が表示される。

１通目と同じ出力情報コードで出力する。

２通目（ＬＤＲ情報_ＡＡＴ０３２）

先頭ページ

最終ページ

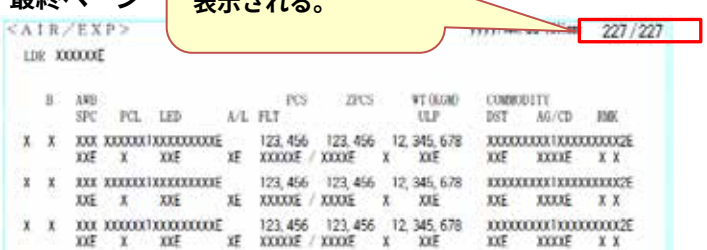

ＨＡＷＢ5,052件以降分のページ番号が表示される。

（留意点）

・帳票印刷時に右上に表示されるページ番号は１通目、２通目で通番にはならない。例えば、ＨＡＷＢ最大件数9,999件の登録が行われた場合、１通目（230ページ）と２通目（227ページ）で合計457ページとなるが、1／457とは表示されず、1通目、2通目の繰り返し件数に応じたページ番号が表示される。

貨物	航空	第14回 WG	基本 III-3 IV-6-他	「ＨＡＷＢ情報登録（輸入）（ＨＣＨ０１）」業務の入力件数の拡大

・　「ＨＡＷＢ情報登録（輸入）（ＨＣＨ０１）」業務及び「ＨＡＷＢ情報訂正（ＣＨＡ）」業務において、１業務で入力可能なＨＡＷＢ件数の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

・「ＨＡＷＢ情報登録（輸入）（ＨＣＨ０１）」業務及び「ＨＡＷＢ情報訂正（ＣＨＡ）」業務において、１業務で入力可能なＨＡＷＢ件数を１０欄から２０欄に拡大する。なお、これに併せて、以下の出力情報もＨＡＷＢ件数欄を２０欄に拡大する。

業務コード	出力情報名	出力情報コード	出力先業種		
			保税蔵置場	通関業	混載業
ＨＣＨ０１	搬入状況通知情報（輸入）	ＡＡＳ０１１	○		○
ＣＨＡ	搬入状況通知情報（輸入）	ＡＡＳ０１１	○		○
	訂正（保留）控情報Ｂ	ＡＡＳ０２８			○
	不一致情報Ｂ	ＡＡＳ０２２		○	

貨物	航空	第14回 WG	基本 III-3 IV-6-他	「混載仕立終了情報登録（ＨＤＥ）」業務の複数件一括処理機能の追加

- 「混載仕立終了情報登録（ＨＤＥ）」業務において、１業務で登録可能なＭＡＷＢ件数の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

混載仕立終了情報登録（ＨＤＥ）」業務において、１業務で登録可能なＭＡＷＢ件数を１件から２０件に変更する。なお、欄数の複数化に伴い、途中欄のＭＡＷＢ番号の取り消しを可能とするため、欄の途中における空欄の入力を可能とする。

【現行】

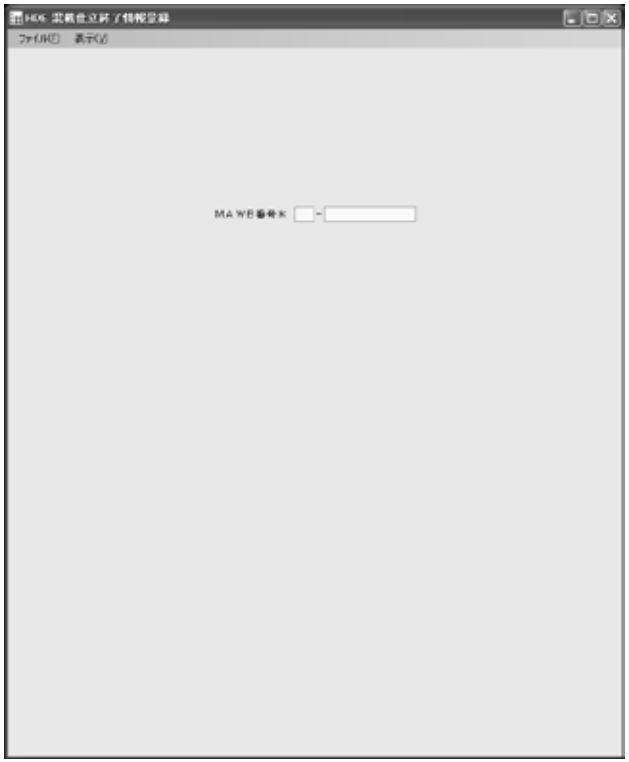

【次期】

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 III-6	汎用的な添付業務の仕組みの提供（1）

・　第６次ＮＡＣＣＳにおいては、現行の添付ファイルの仕組みを見直し、個別業務対応から汎用的に利用可能な仕組みに変更する。

詳細仕様検討結果

関係省庁（厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所）に対する届出・申請に際して提出が求められる関係書類を電子的に提出可能とするため、汎用的な添付業務として「関係省庁添付登録（ＭＳＦ）」業務を新設する。

【業務名】
・ＭＳＦ０１：関係省庁添付登録（検疫所（食品））
・ＭＳＦ０２：関係省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）

【業務概要】
１．関係省庁向けの届出・申請事項登録業務実施後に、当該届出・申請に係る添付ファイルを送付する。
２．本業務で送付した<u>添付ファイルを変更する場合</u>は、本業務で変更ファイルを含む全添付ファイルを削除後、全ファイルを再度添付する。

Ø添付対象となる届出・申請事項登録業務

項番	業務コード	対象業務	添付業務コード	備考
1	ＩＦＡ	食品等輸入届出事項登録	ＭＳＦ０１	輸入食品監視支援関連業務
2	ＩＬＡ	輸入畜産物検査申請事項登録	ＭＳＦ０２	動物検疫関連業務
3	ＥＭＡ	輸出畜産物検査申請事項登録		
4	ＩＯＡ	輸入動物検査申請事項登録		
5	ＥＯＡ	輸出動物検査申請事項登録		
6	ＩＱＡ	輸入犬等検査申請事項登録		
7	ＩＱＡ０１	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）		
8	ＥＱＡ	輸出犬等検査申請事項登録		
9	ＩＰＡ	輸入植物検査申請事項登録	ＭＳＦ０２	植物検疫関連業務
10	ＥＰＡ（仮）	輸出植物検査申請事項登録		
11	ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	ＭＳＦ０１／ＭＳＦ０２	

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 III-6	汎用的な添付業務の仕組みの提供（2）

詳細仕様検討結果

・ファイル添付業務の運用イメージ

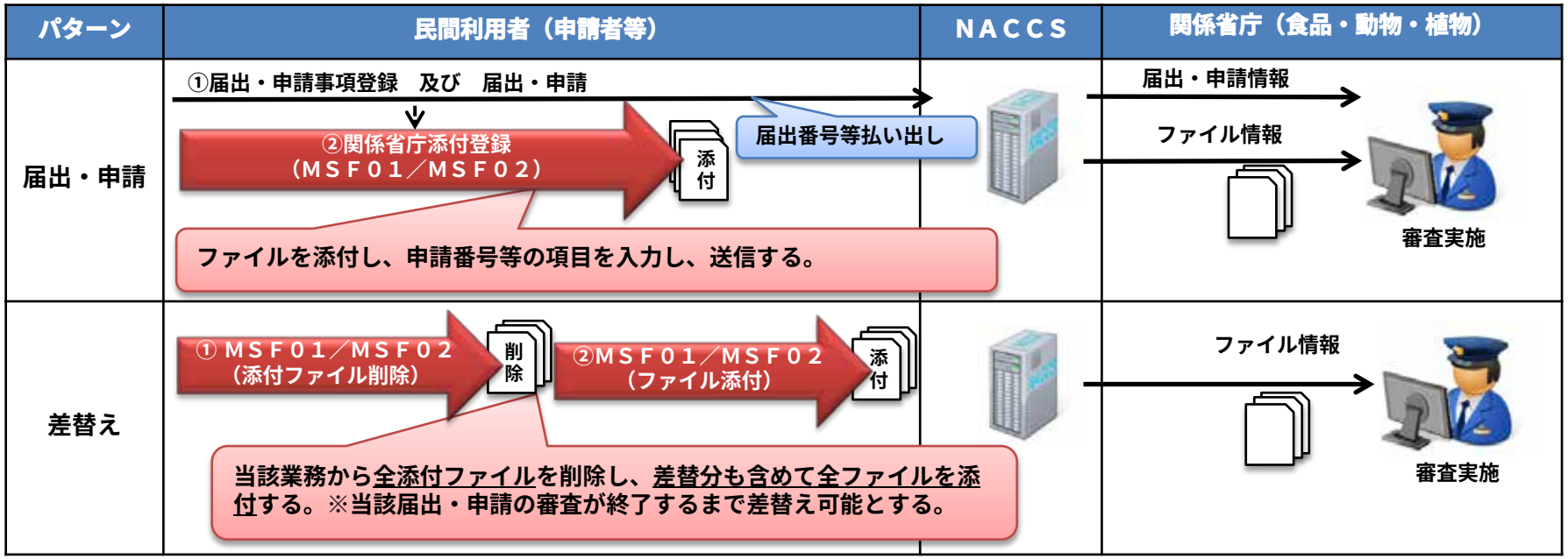

Ø　添付ファイル等の仕様

最大添付可能ファイル数	5※
１業務当たりの最大添付ファイルサイズ	５MB※
添付ファイルの差替え	添付ファイル削除後、全て再添付
届出・申請事項登録時の入力	なし
申告情報等とのリンク	あり
届出・申請の変更時（申告等番号の末尾が繰り上がった場合）の引継ぎ	あり

※なお、ＭＳＦ０２（動物検疫所）の添付可能ファイル数および添付ファイルサイズの最大値は実施業務による。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（１）

・　減免税制度適用輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認（裏落とし）を数量管理業務で行うこととする。

詳細仕様検討結果

関税暫定措置法及びＥＰＡにおける関税割当を対象とする数量管理業務を設け、輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認を数量管理業務で行うこととする。

１．関税割当証明書のＮＡＣＣＳへの登録

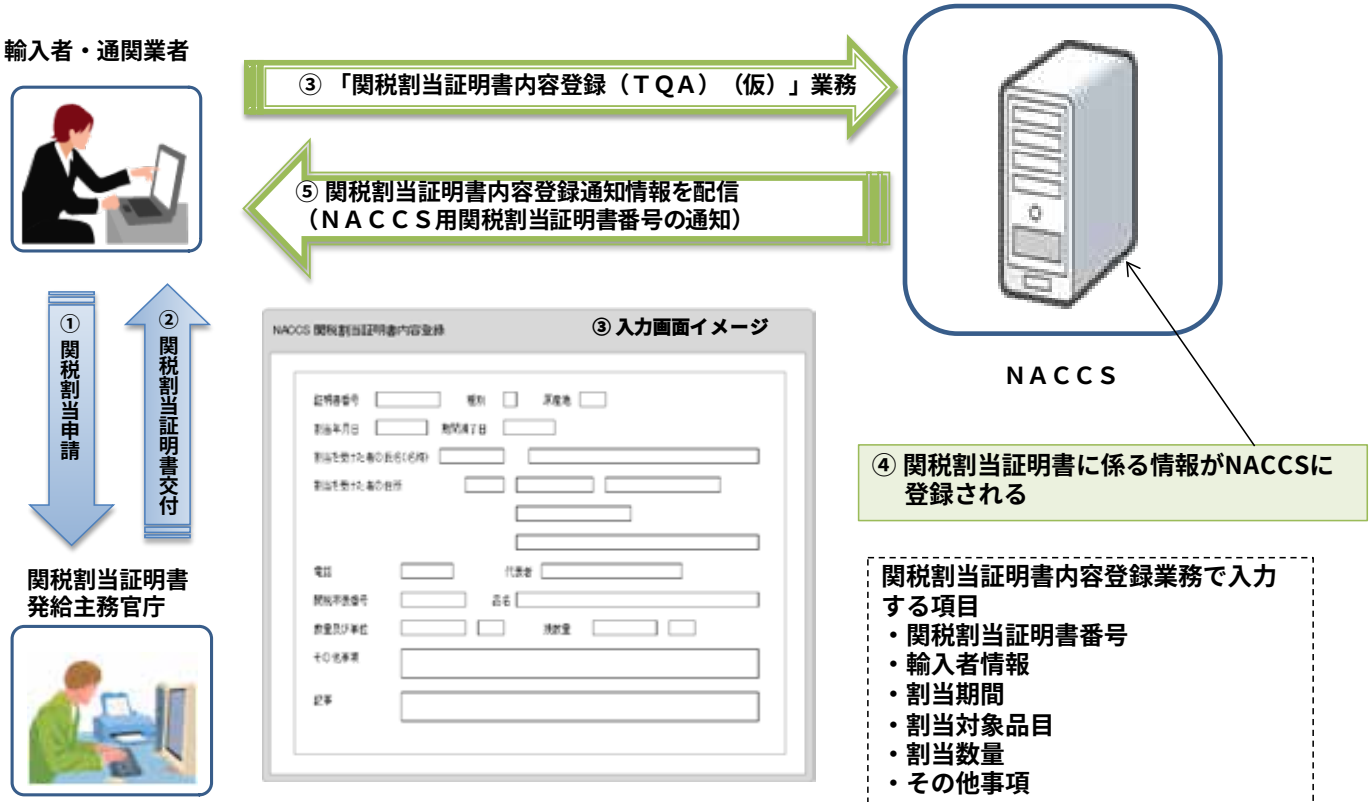

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（２）

詳細仕様検討結果

２．関税割当証明書の税関による内容確認

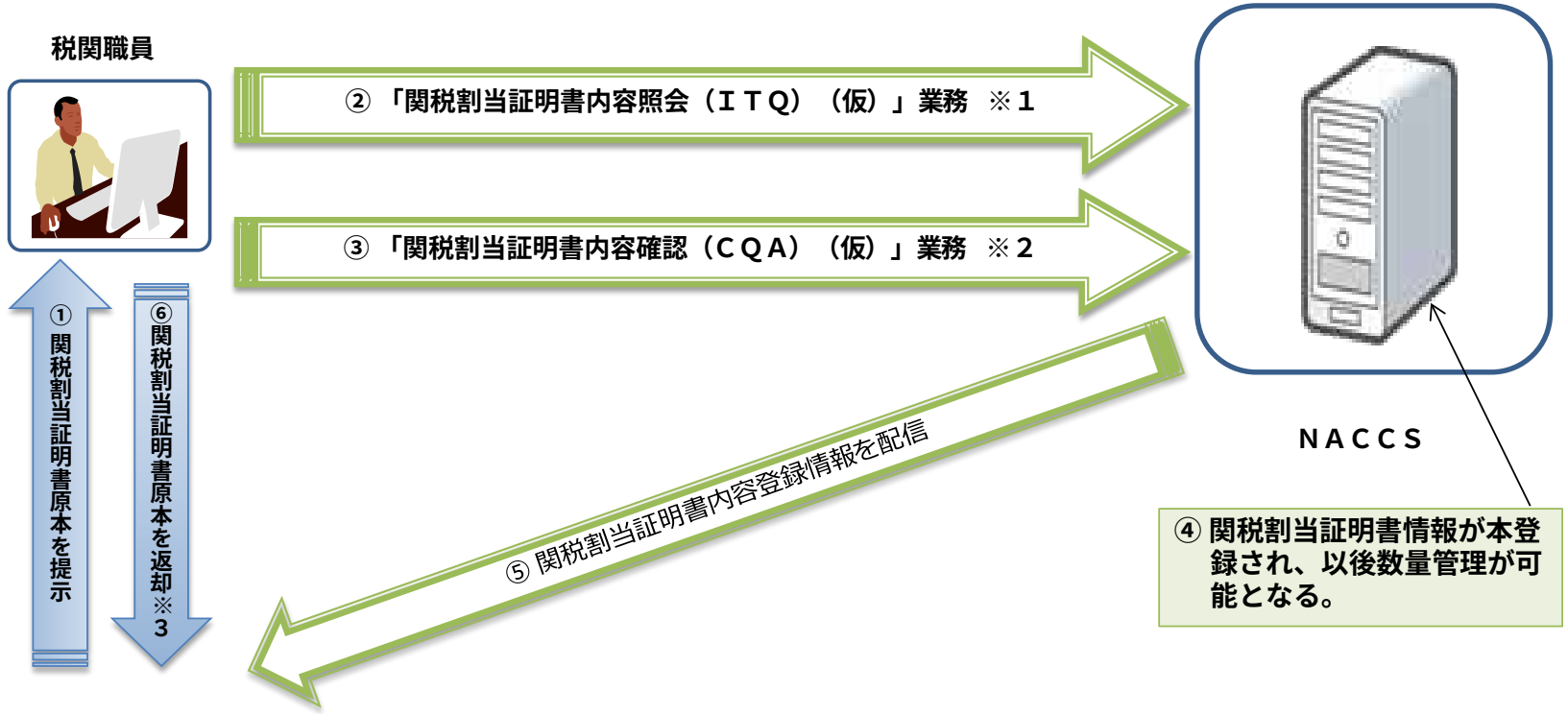

※１関税割当証明書情報を照会し、提示された関税割当証明書原本と対査確認を実施する（なお、照会業務は輸入者、通関業者も実施可能）。

※２関税割当証明書情報を確認した旨を登録する。

※３関税割当証明書原本に「ＮＡＣＣＳ登録済み」等と朱書きし押印の上、返却する。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（３）

詳細仕様検討結果

３．輸入申告及び関税割当裏落数量情報の登録

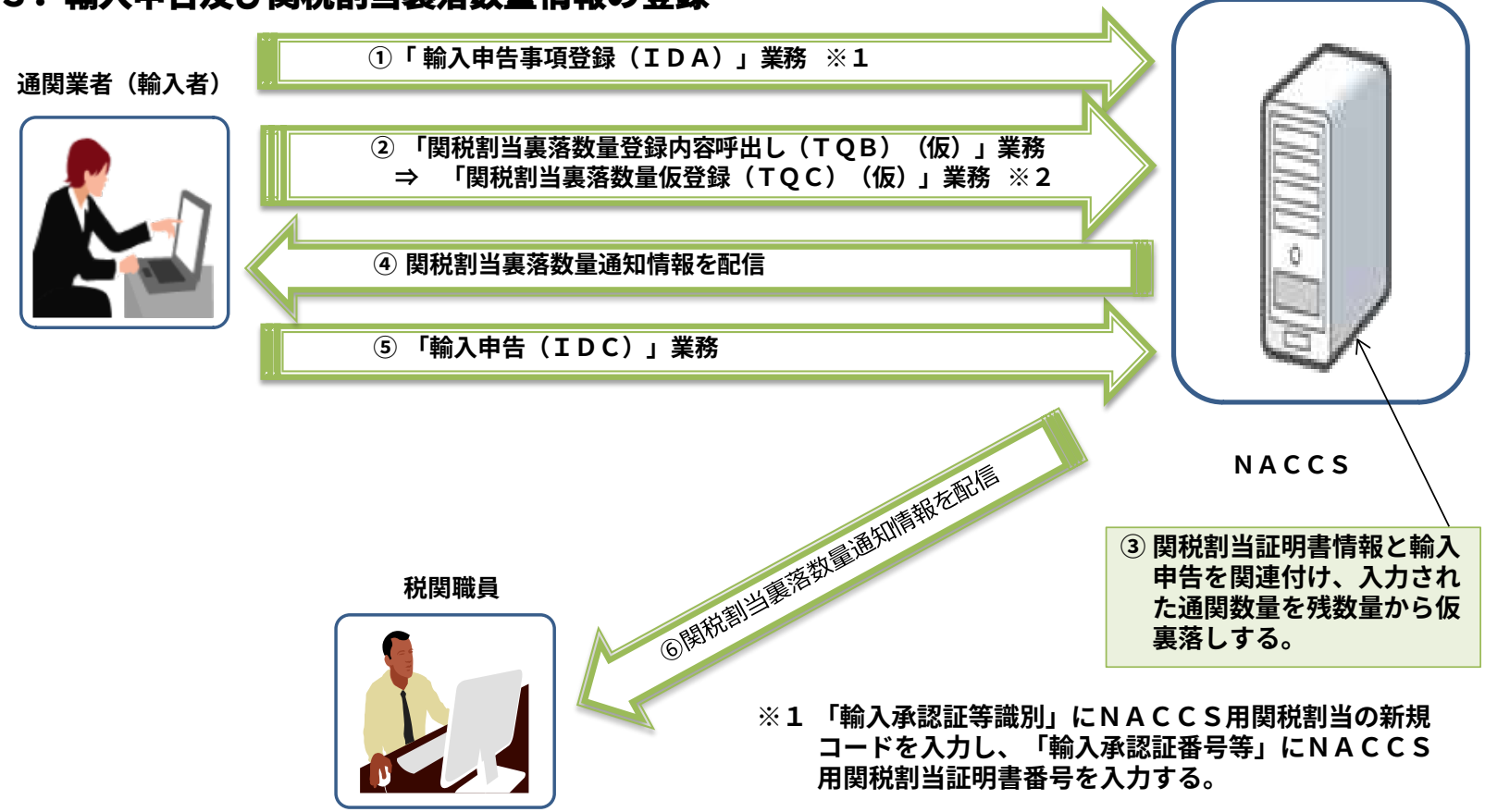

※１「輸入承認証等識別」にＮＡＣＣＳ用関税割当の新規コードを入力し、「輸入承認証番号等」にＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号を入力する。

※２ＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号から関税割当証明書情報を呼出し、欄部に輸入申告で関税割当を使用する数量等を入力

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（4）

詳細仕様検討結果

関税割当裏落数量仮登録（ＴＱＣ）画面（イメージ）

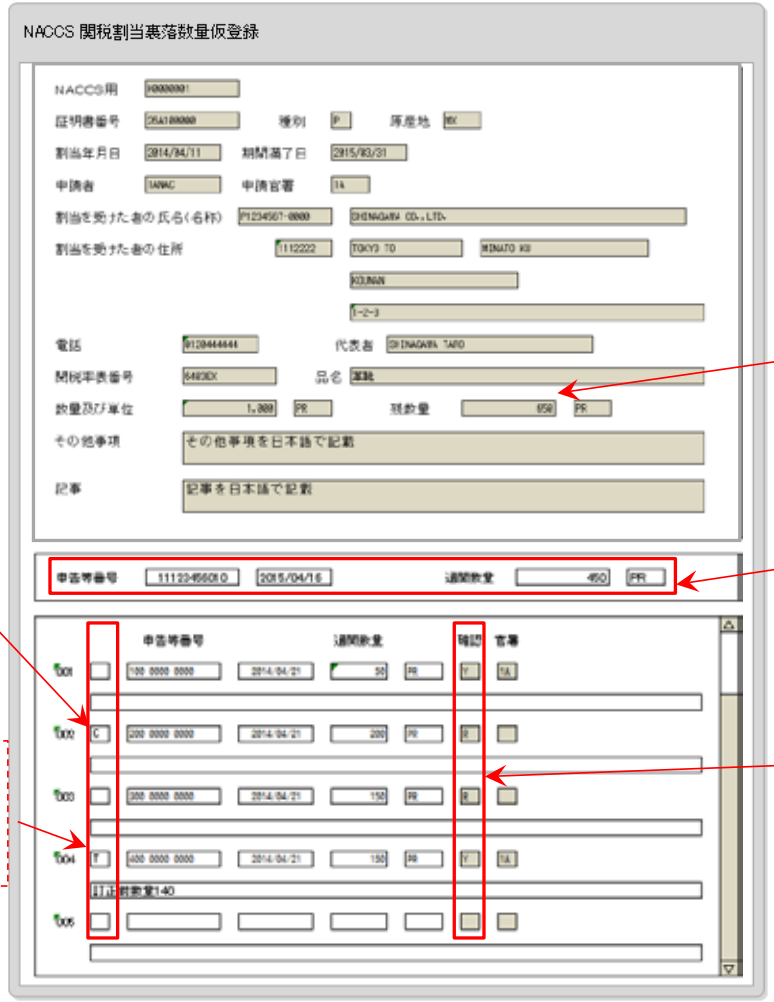

■使用可能な残数量が表示される。

■輸入申告で使用する通関数量等を入力する。※税関が確認するまでは訂正可能とする。

■裏落数量仮登録を取消す場合は、取消しのコードを入力する。

■税関の了承を得た上で、裏落数量税関確認後の訂正も可能とする。

■裏落数量の登録に係る状況が表示される。
（※状況コード及び名称は仮のもの）
R：仮登録済み
C：仮登録取消し済み
Y：税関確認済み
N：税関確認後の訂正登録済み
T：税関確認後訂正の税関確認済み

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（５）

詳細仕様検討結果

４．関税割当裏落数量確認情報の登録

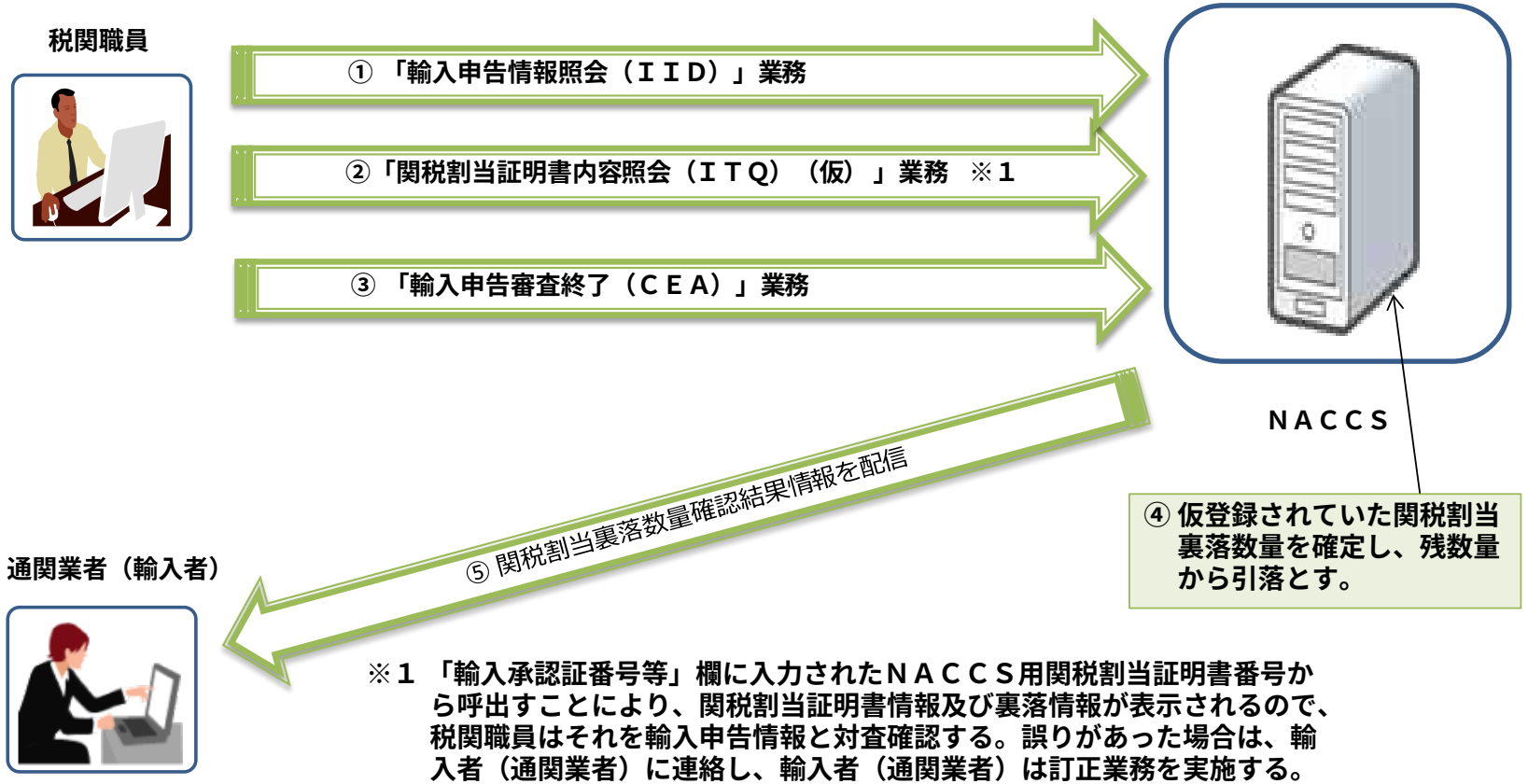

※１「輸入承認証番号等」欄に入力されたＮＡＣＣＳ用関税割当証明書番号から呼出すことにより、関税割当証明書情報及び裏落情報が表示されるので、税関職員はそれを輸入申告情報と対査確認する。誤りがあった場合は、輸入者（通関業者）に連絡し、輸入者（通関業者）は訂正業務を実施する。

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（６）

詳細仕様検討結果

５．関税割当証明書情報のＮＡＣＣＳ管理終了の手続

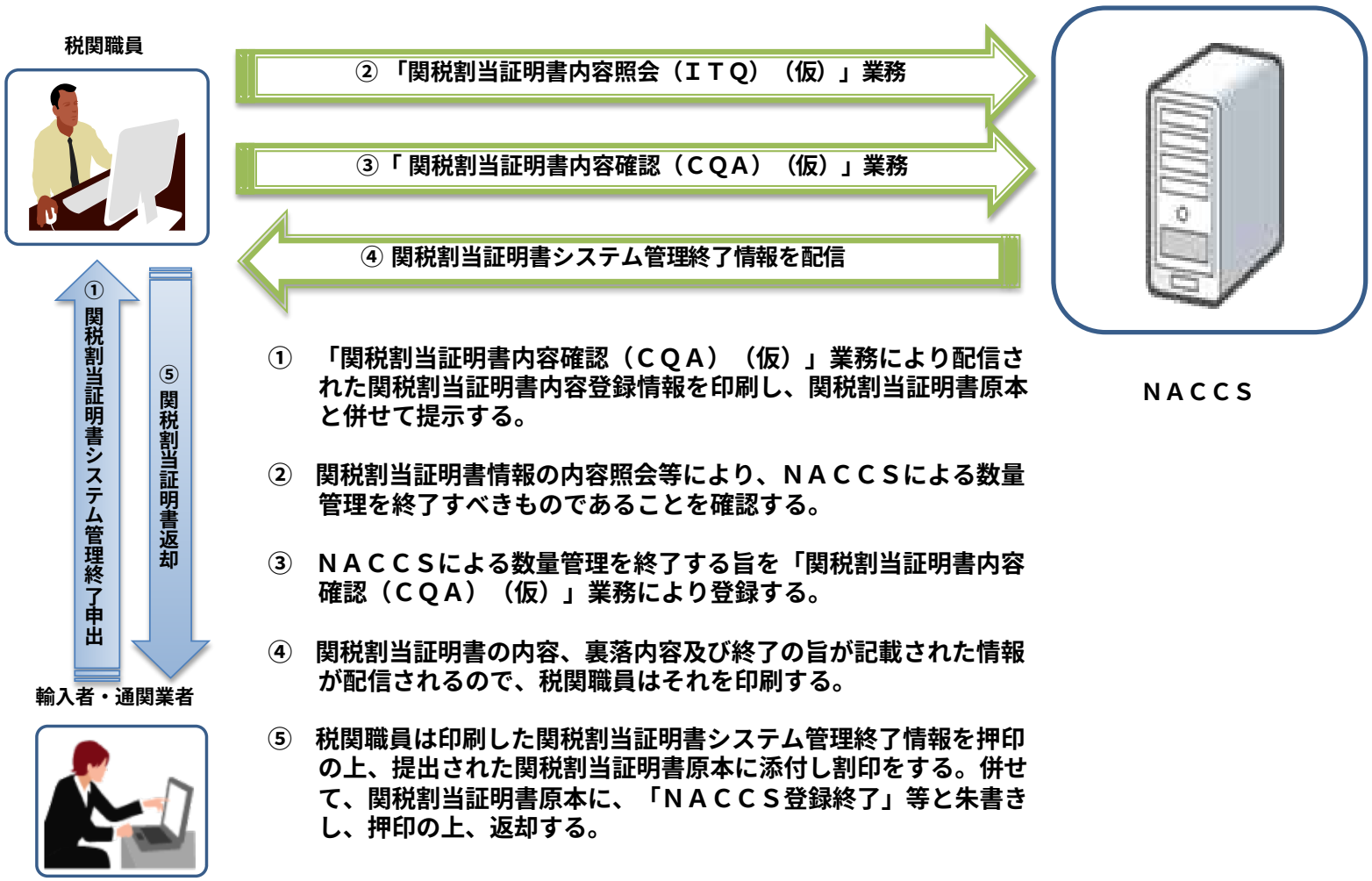

① 「関税割当証明書内容確認（ＣＱＡ）（仮）」業務により配信された関税割当証明書内容登録情報を印刷し、関税割当証明書原本と併せて提示する。

② 関税割当証明書情報の内容照会等により、ＮＡＣＣＳによる数量管理を終了すべきものであることを確認する。

③ ＮＡＣＣＳによる数量管理を終了する旨を「関税割当証明書内容確認（ＣＱＡ）（仮）」業務により登録する。

④ 関税割当証明書の内容、裏落内容及び終了の旨が記載された情報が配信されるので、税関職員はそれを印刷する。

⑤ 税関職員は印刷した関税割当証明書システム管理終了情報を押印の上、提出された関税割当証明書原本に添付し割印をする。併せて、関税割当証明書原本に、「ＮＡＣＣＳ登録終了」等と朱書きし、押印の上、返却する。

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（１）

・現在、輸出入申告等の輸出入者コード欄等には、ＪＡＳＴＰＲＯコードまたは税関発給コードを入力しているが、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、更改後は「法人番号」を入力することとする。また、法人番号導入に伴い、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等における「識別符号」のあり方についても検討する。

詳細仕様検討結果

①　法人番号が付与されている輸出入者に係る輸出入申告等においては、「輸出入者コード」欄に、当該輸出入者の「法人番号」を入力することを必須とする。なお、個人や法人番号が付与されていない者の場合の取扱いは現行どおりとする。
　注：法人番号とは、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づいて、国税庁が法人・団体の識別番号として指定・通知する１３桁の番号をいう。

②　「輸出入者コード」欄へ入力する法人番号は、支店・営業所等の判別を可能とするため、法人番号「１３桁」に支店番号「４桁」を足した「１７桁のＮＡＣＣＳ用輸出入者コード」とする。ただし、支店番号を持たない場合には、「１３桁」の入力を可能とする。
　注：法人番号（１７桁）に係るＮＡＣＣＳ用輸出入者コード表の提供方法等は、今後検討する。

③　ＮＡＣＣＳが提供する業務において、「輸出入者コード」の入力を要する全ての業務について、原則として１７桁のコードを入力可能とする仕様変更を実施する（関係省庁手続については、調整中）。

④　法人番号が入力された場合は、これまでと同様に会社名・住所等の自動補完を可能とするサービスの提供についても検討する。また、包括評価、担保、口座番号等、現在登録済みの情報については、次期においても引き続き継続して利用可能となるような措置を検討する。

⑤　「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等における「識別符号」欄について、見直しの要否も含めて検討する。

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（２）

詳細仕様検討結果

１．輸入者欄は法人番号「１３桁」+支店番号「４桁」の「１７桁」を入力する。

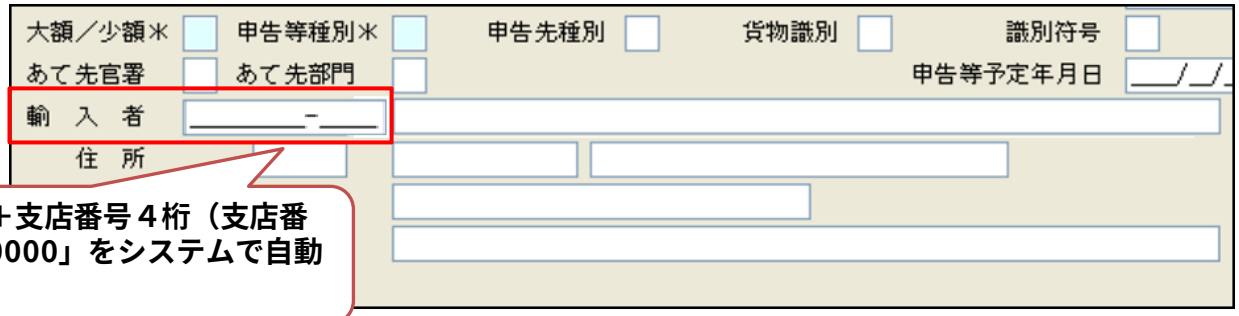

法人番号を１３桁＋支店番号４桁（支店番号が無い場合は「0000」をシステムで自動補完）で入力

※（例）ＩＤＡ入力画面

２．現在、「識別符号」欄への入力は下記のとおりとなっているが、法人番号導入に伴い見直しの要否も含めて検討する。

現在は下記の業務のみ識別符号の入力を必須としている。

１．「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」
　※申告等種別「Y」のみ
２．「輸入マニフェスト通関申告（ＭＩＣ）」

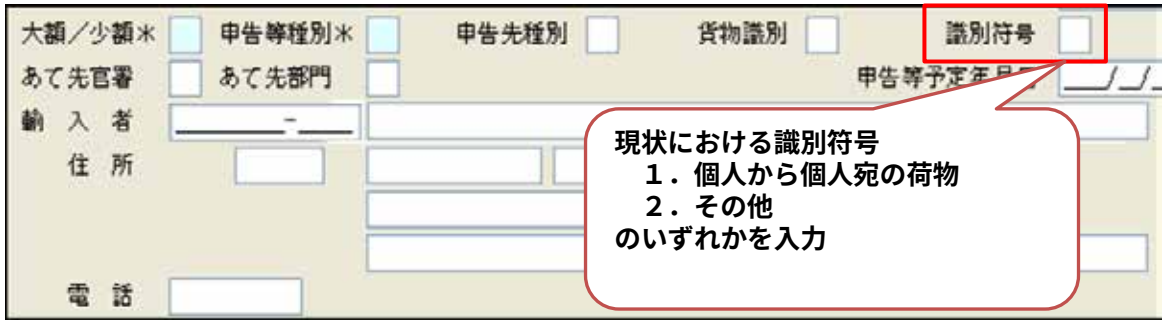

現状における識別符号
１．個人から個人宛の荷物
２．その他
のいずれかを入力

※（例）ＩＤＡ入力画面

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（３）-参考１-

詳細仕様検討結果

財務省関税局・税関

平成29年10月から、税関長に提出する輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における「法人番号」を記載していただく予定としております。

- 平成29年10月（※）から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、 JASTPROコード（法人）及び税関発給コード（法人）に代わって、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における「法人番号」を記載（入力）していただく予定としております。
  （※）平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくことになります。

  （参考１）「法人番号」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第２条第１５項に規定する法人番号です。
  （参考２）輸出入申告以外の税関手続についても、JASTPROコード（法人）及び税関発給コード（法人）に代わって「法人番号」を記載していただく予定としております。

- JASTPROコード及び税関発給コードから「法人番号」への切替に当たっての必要な手続きについては、追ってお知らせします。

法人番号の最新情報は、国税庁HP
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm
マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房マイナンバーHP
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

注意：マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。

共通	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（３）-参考２-

詳細仕様検討結果

参　考

Ø　平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法法律の整備等に関する法律」（以下「番号法整備法」という。）が公布
⇒番号法整備法において「国税通則法第124条」を以下のとおり改正

（書類提出者の氏名、住所及び**番号**の記載等）
第百二十四条　国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書**、調書**その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所及び**番号（番号を有しない者にあっては、その氏名及び住所又は居所）**を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。
２　（略）
３　第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

Ø　平成２７年４月３日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」が公布
⇒　マイナンバー法の施行期日は平成２７年１０月５日とし、同法附則第１条第４号に掲げる規定の施行期日は平成２８年１月１日とする。

Ø　輸出入申告において申告すべき事項は、関税法施行令第58条（輸出申告の手続）、第59条（輸入申告の手続）に規定されており、申告事項のうち「住所」等は「その他参考となるべき事項」として関税法基本通達、税関様式基本通達において規定されている。

保税	航空	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-12	ＲＶＡ業務等の見直し（１）

- 一部の空港地区において、ＲＶＡ等業務と通常のＥＸＭ等業務の併用を希望する者がいるが、現状では、ＲＶＡ等業務を利用可能とする設定を実施した場合、通常の搬出入業務の利用が制限されるため、これを改善する。

詳細仕様検討結果

税関が認めた場合に限り、あらかじめ指定した引渡元保税蔵置場と引渡先保税蔵置場の関係をシステムに登録することで、ＲＶＡ等業務（注）と通常の搬出入業務の併用を可能とし、従来の共同保税蔵置場における利用制限を解消する。また、「航空輸出貨物搬出入データ（Ｓ１４）」に反映するため、上記の関係がシステムに登録されている場合における編集処理について見直しを行う。

（注）現在、共同保税蔵置場で利用可能なＲＶＸ業務は不可とし、搬載上屋から通関上屋への移動が必要となった際は、従来どおり不積返送承認後にＥＸＡ等／ＢＩＬ業務を実施する。

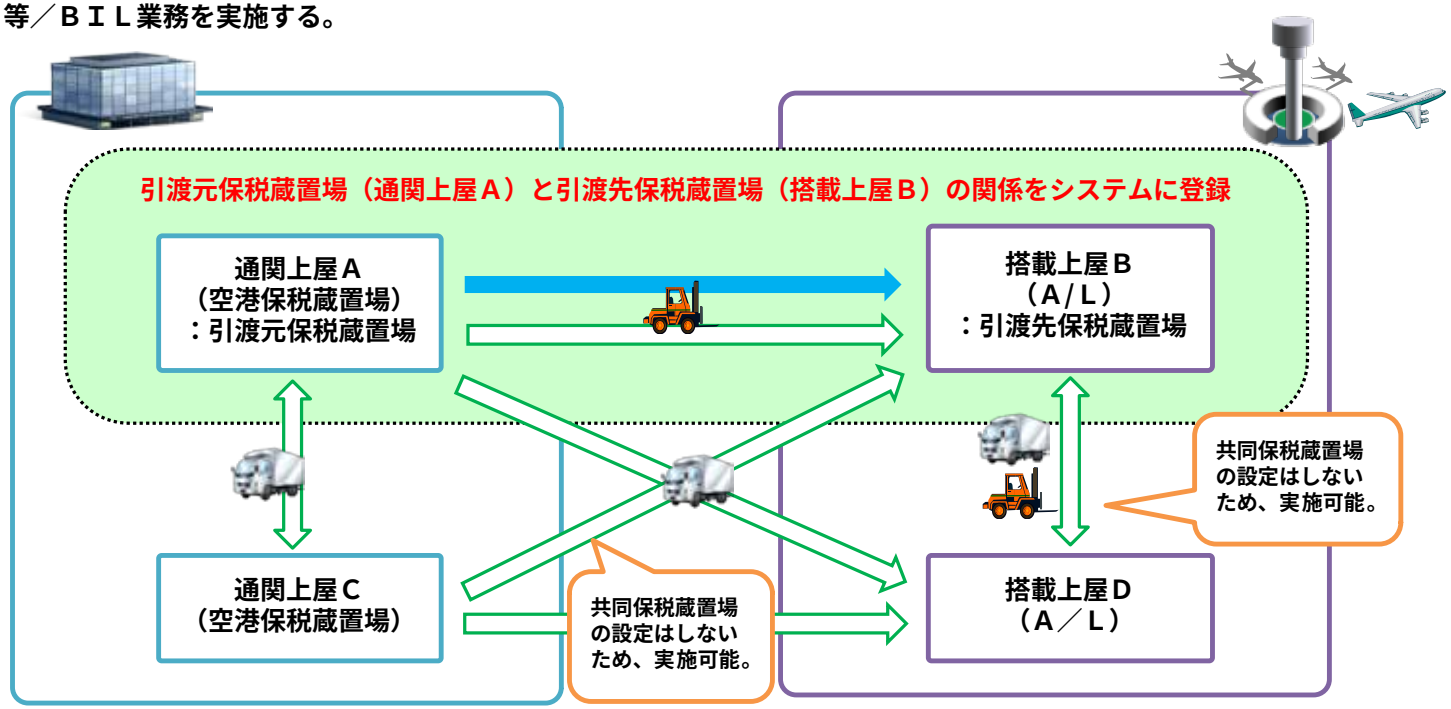

：ＲＶＡ／ＲＶＢ／ＲＶＭ　実施可能

：ＥＸＡ／ＥＸＭ／ＥＸＵ⇔ＢＩＬ　実施可能

［用例］　：ＲＶＡ等　＝　ＲＶＡ／ＲＶＢ／ＲＶＭ
　　ＥＸＡ等 又は ＥＸＭ等　＝　ＥＸＡ／ＥＸＭ／ＥＸＵ

保税	航空	第16回 WG	基本 IV-6-12	ＲＶＡ業務等の見直し（２）

詳細仕様検討結果

１．オンライン業務の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において、以下の貨物引渡し登録業務を可能とする。

「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）呼出し（ＲＶＡ）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（ＲＶＡ０１）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（ＡＷＢ・ＨＡＷＢ単位）呼出し（ＲＶＢ）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（ＡＷＢ・ＨＡＷＢ単位）（ＲＶＢ０１）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（ＭＡＷＢ単位）呼出し（ＲＶＭ）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（ＭＡＷＢ単位）（ＲＶＭ０１）」業務

２．管理資料収集条件の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し登録業務が行われた場合、以下の管理資料へ反映する。

「航空輸出貨物搬出入データ（Ｓ１４）」	「引渡し貨物状況データ（Ｓ０８）」

３．「輸出貨物情報照会（ＩＧＳ）」業務

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し業務が行われた場合、「輸出共同蔵置場」欄には何も出力しないこととする。

輸出貨物情報照会情報（搬入情報１）（ＡＡＴ１３１）	輸出貨物情報照会情報（蔵置情報）（ＡＡＴ１３５）
輸出貨物情報照会情報（搬入情報２）（ＡＡＴ１３２）	

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（１）

・　海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務を行えるようにする。また、機用品について、総保入承認申請業務を行えるようにする。

詳細仕様検討結果

【現　行】

１．海上で登録されている機用品について、「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務を行うことができないため、「蔵入承認申請（ＩＤＡ／ＩＤＣ）」業務を行った後、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（ＣＩＢ）」業務にて在庫登録を行っている。登録する際にはＣＩＦ価格等を手計算している。

２．機用品の総保入承認申請業務が機用品関連業務と連携できないため、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（ＣＩＢ）」業務にて在庫登録を行っている。

【次　期】

１．海上貨物で登録されている貨物について、「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務を行えるようにする。

２．機用品について、総保入承認申請業務を「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務で行えるようにする。

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（２）

詳細仕様検討結果

１．機用品関連業務の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてＣＴＡ／ＣＴＣを実施した場合）

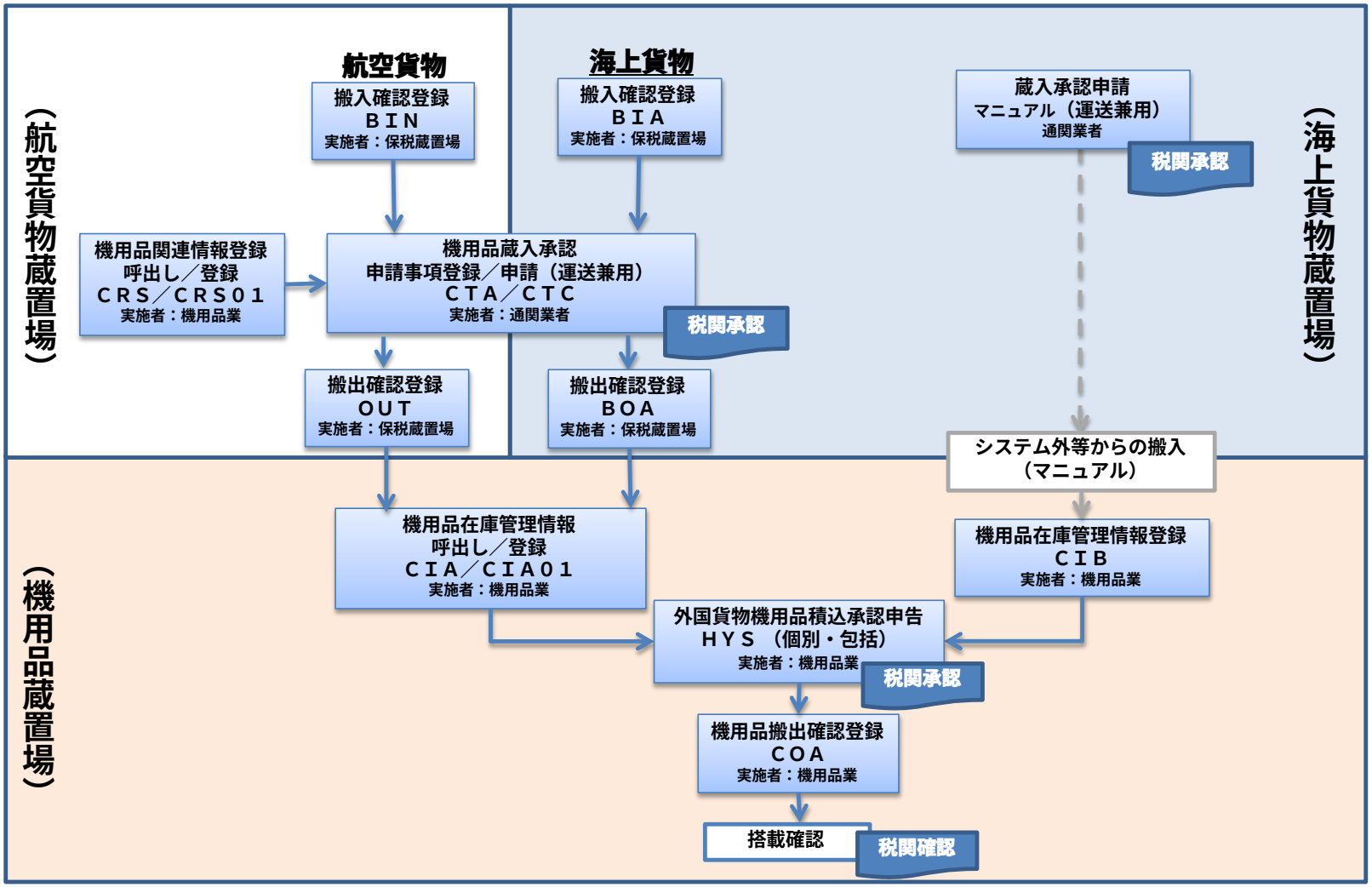

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（３）

詳細仕様検討結果

２．機用品関連業務の次期業務フロー（機用品蔵置場にてＣＴＡ／ＣＴＣを実施した場合）

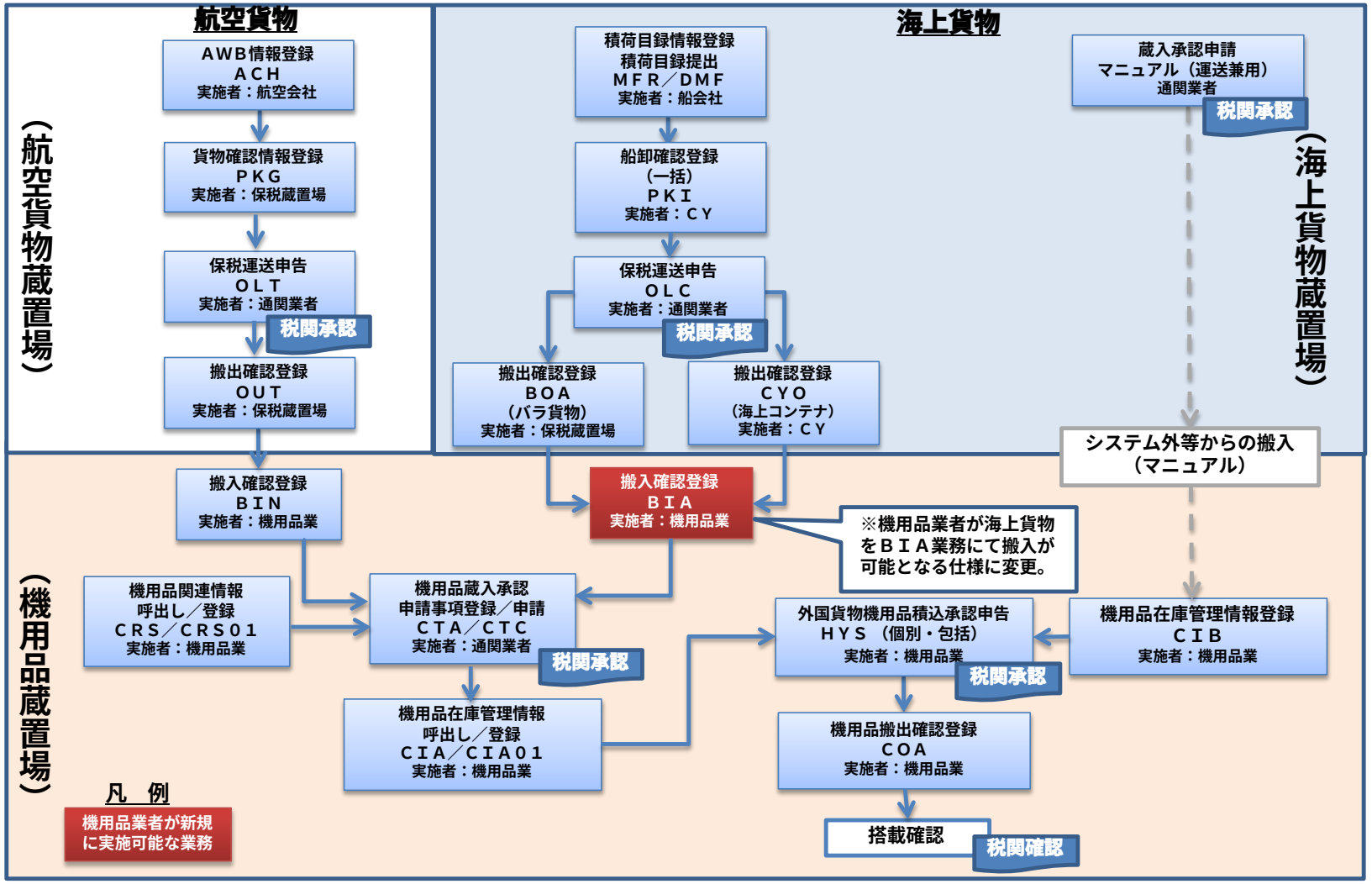

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（４）

詳細仕様検討結果

３．総保入機用品の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてＣＴＡ／ＣＴＣを実施した場合）

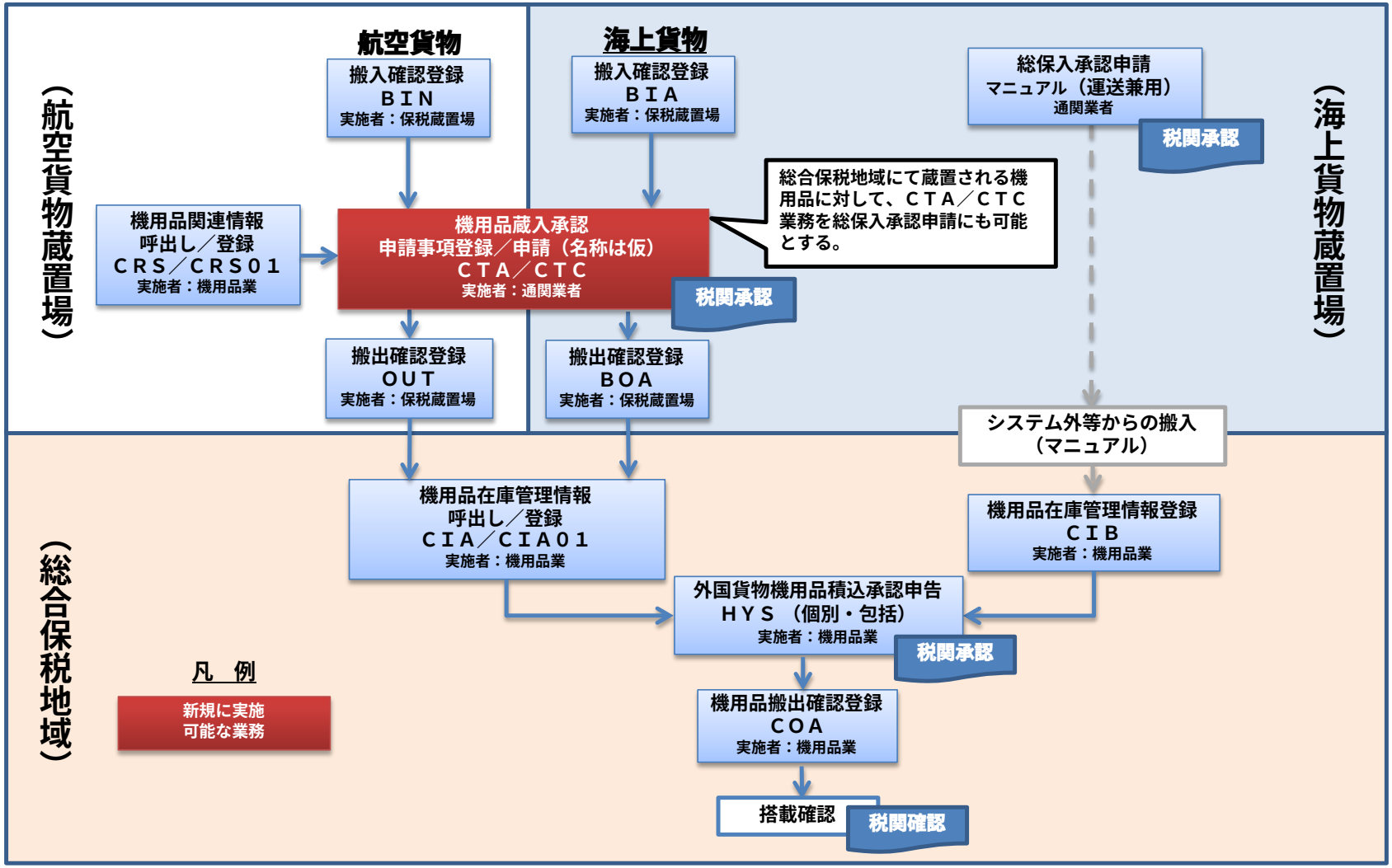

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（ＣＴＡ／ＣＴＣ）」業務の海上貨物への対応（５）

詳細仕様検討結果

４．総保入機用品の次期業務フロー（総合保税蔵置場にてＣＴＡ／ＣＴＣを実施した場合）

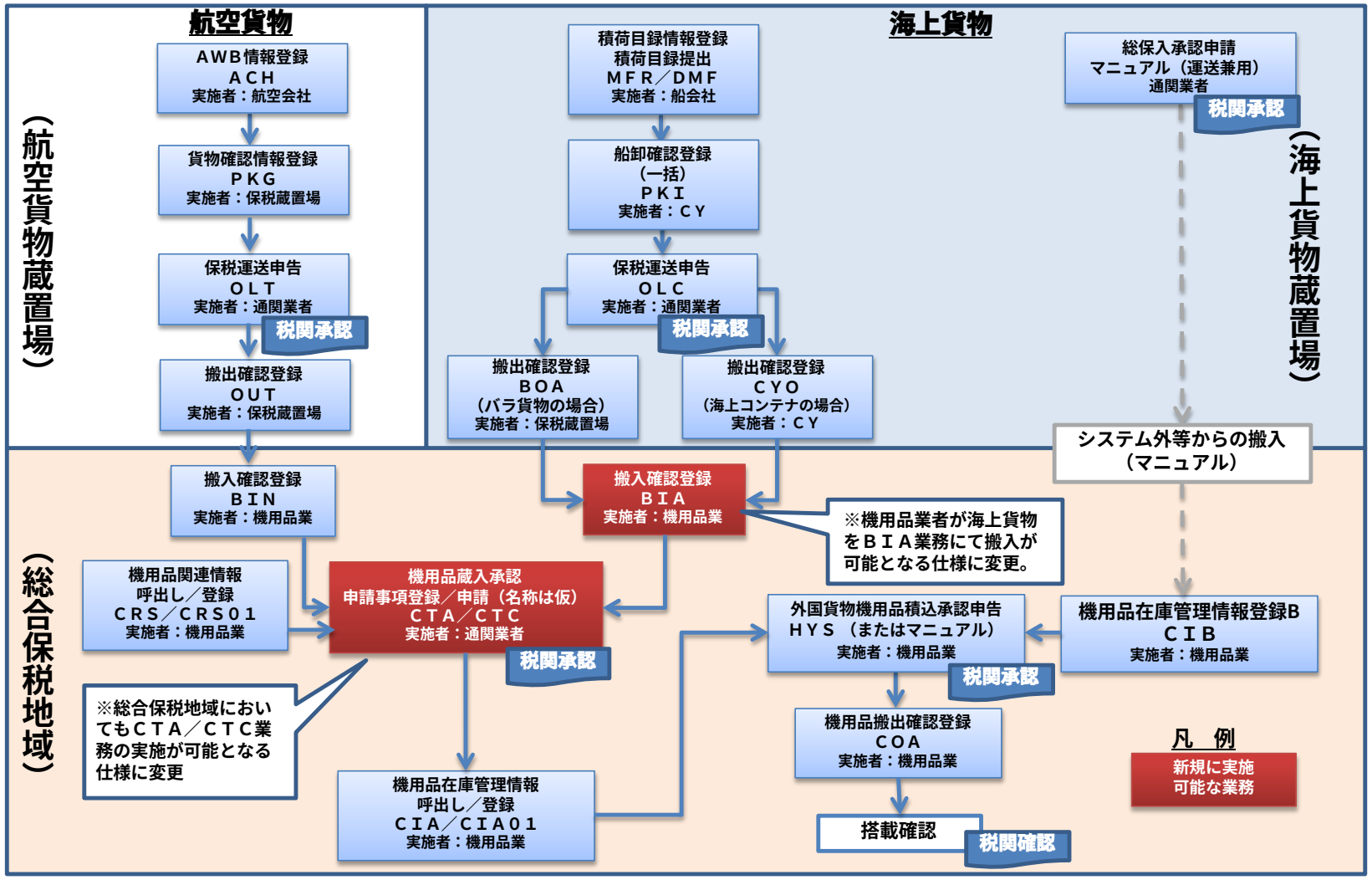

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（1）

・　「G01　輸入貨物搬出入データ」等の「搬入日」及び「搬出日」に影響のある入力業務において、データ入力日以外の「過去日」又は「未来日」を入力した場合にワーニングを出力する等の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

・「Ｇ０１　輸入貨物搬出入データ」 及び 「Ｇ０２　輸出貨物搬出入データ」の「搬入日」 及び 「搬出日」に影響のある入力業務において、以下の日付を入力した場合にワーニングメッセージを出力するように変更する。

（ 対象業務については、次ページを参照。）

１．データ入力日＋７日　≦　「搬入日」又は「搬出日」

→　ワーニングメッセージ「入力された年月日は７日以上未来の日付である。」

２．「搬入日」又は「搬出日」＋７日　≦　データ入力日

→　ワーニングメッセージ「入力された年月日は７日以上過去の日付である。」

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	保税管理資料に影響のある業務の搬出入日チェック（2）

詳細仕様検討結果

業務 コード	業務名称	項目名称	現行／ 次期	７日以上 過去日の場合	７日以上 未来日の場合	現行仕様
ＢＩＣ ＢＩＤ ＢＩＥ ＢＩＦ ＣＹＡ ＢＩＡ ＢＩＢ ＣＹＢ ＣＹＤ ＣＹＥ ＳＡＩ	搬入確認登録（輸出未通関） 搬入確認登録（輸出許可済） システム外搬入確認（輸出許可済） 輸出貨物情報訂正 ＣＹ搬入確認登録 搬入確認登録（保税運送貨物） システム外搬入確認（輸入貨物） システム外ＣＹ搬入確認（コンテナ単位） システム外ＣＹ搬入確認（Ｂ／Ｌ単位） システム外ＣＹ搬入確認（一括搬入） 輸入貨物情報訂正	搬入年月日	現行	正常	エラー	前年同月日＜搬入年月日 ≦システム日
			次期	ワーニング	エラー	
ＰＫＫ ＰＫＩ	船卸確認登録（個別） 船卸確認登録（一括）	船卸開始 年月日	現行	正常	エラー	前年同月日＜船卸開始年月日 ≦システム日
			次期	ワーニング	エラー	
ＶＡＮ ＶＡＥ ＶＡＨ	バンニング情報登録（コンテナ単位） バンニング情報登録（輸出管理番号単位） バンニング・ＣＹ搬入情報登録	搬出年月日	現行	正常	エラー	搬出年月日≦システム日＋２日
			次期	ワーニング	エラー	
ＢＯＣ ＣＹＯ ＢＯＡ ＢＯＢ	搬出確認登録（輸出許可済） ＣＹ搬出確認登録 搬出確認登録（保税運送貨物） 搬出確認登録（貨物引取り）	搬出年月日	現行	正常	正常	－
			次期	ワーニング	ワーニング	
ＣＬＲ	船積情報登録	船積年月日	現行	エラー	正常	①積コンテナ・船積区分が「Ａ：積コンテナリスト提出・船積処理」の場合は、システム日≦船積年月日
			次期	エラー	ワーニング	
			現行	正常	正常	②積コンテナ・船積区分が「Ｃ：船積処理」の場合は、前年同月日＜船積年月日
			次期	ワーニング	ワーニング	

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	担保照会（ＩＡＳ）業務の改善

・　１回１回業務画面に戻って送信するのではなく、照会結果画面からそのまま次に照会する 担保登録番号 及び 担保提供者コードの入力を可能とし、繰返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

（ＩＡＳ　入力画面）

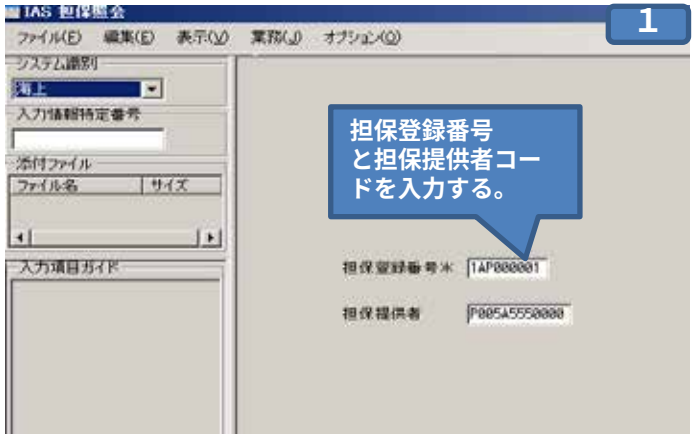

（ＩＡＳ　照会結果画面）

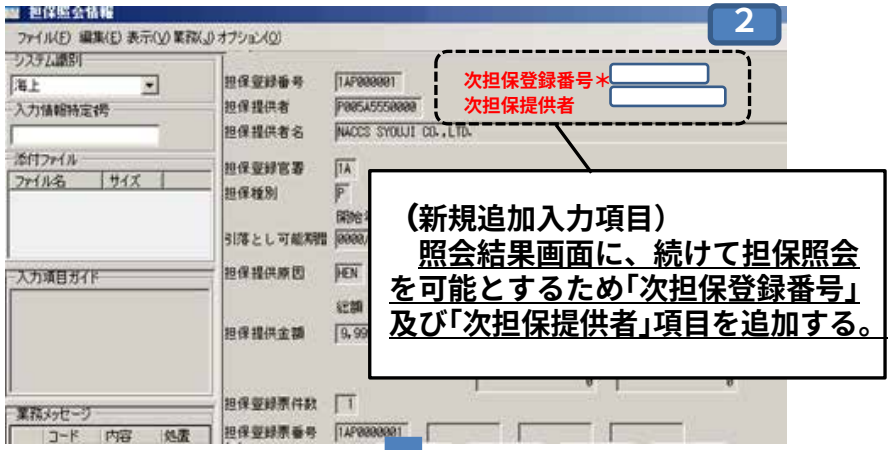

（ＩＡＳ　照会結果画面）

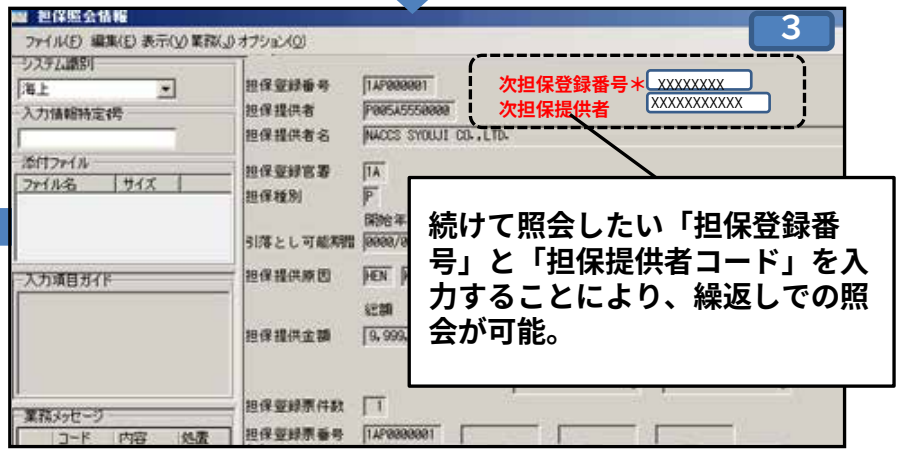

（ＩＡＳ　照会結果画面）

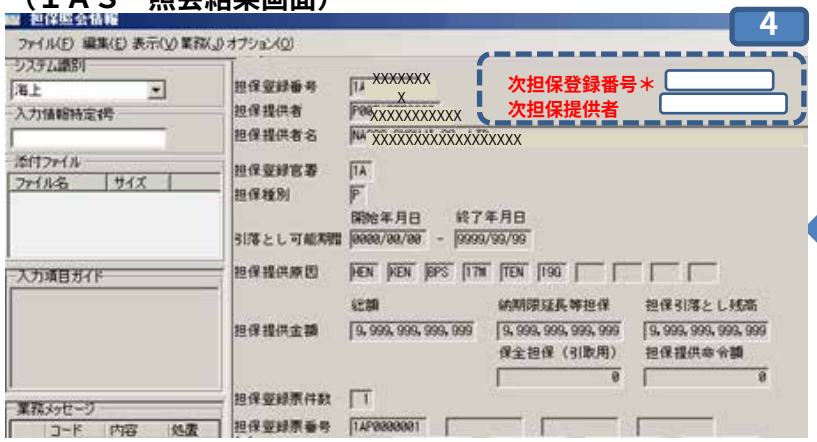

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	為替レート照会（ＩＥＲ）業務の改善

- １回１回業務画面に戻って送信するのではなく、照会結果画面からそのまま次に照会したい為替コードの入力を可能とし、繰返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

（ＩＥＲ 入力画面）

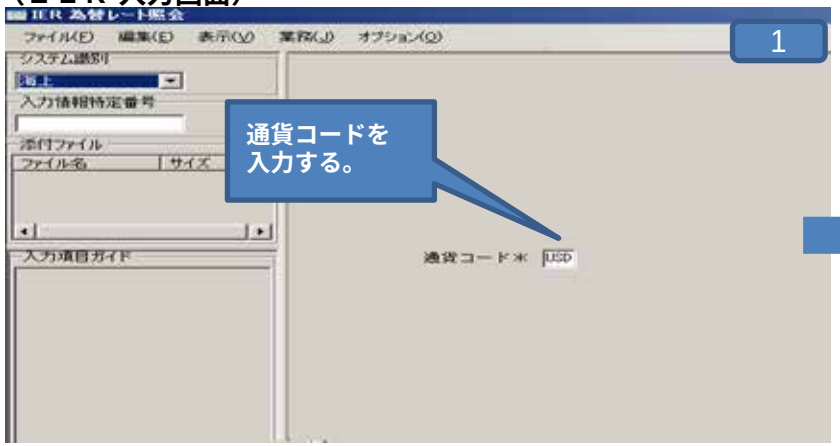

（ＩＥＲ 照会結果画面）

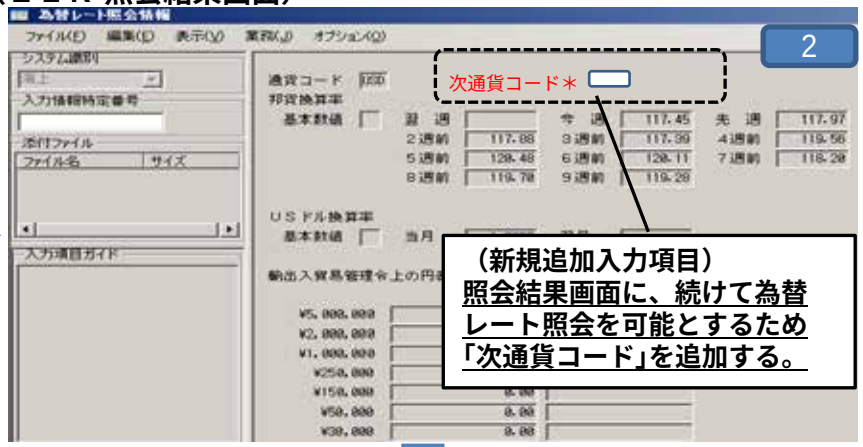

（ＩＥＲ 照会結果画面）

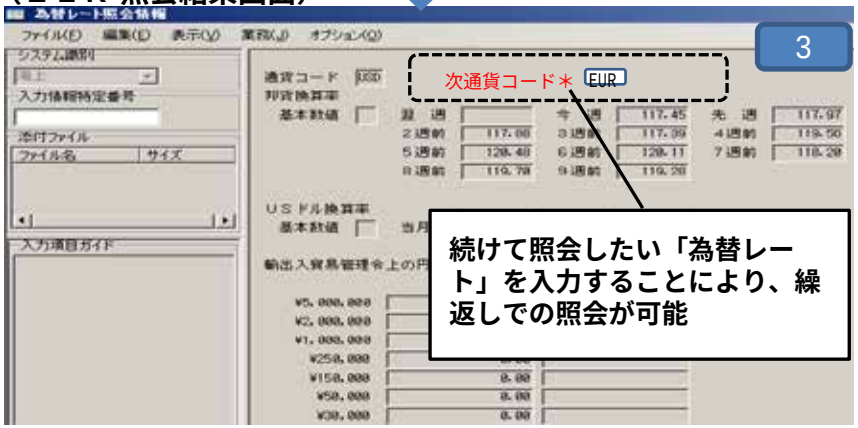

（ＩＥＲ 照会結果画面）

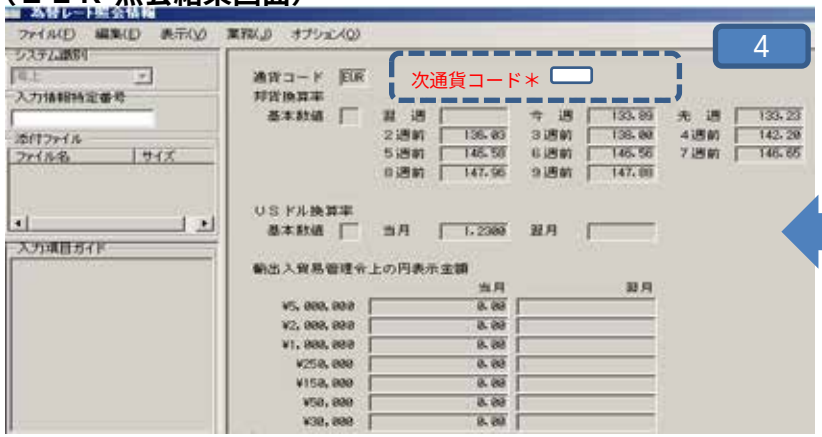

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	口座使用明細書の出力内容の見直し

・　口座使用明細データ（出力情報コード：ＣＢＦ７６２）における「ＡＷＢ番号／社内整理用番号」欄の出力内容について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

１．「ＡＷＢ番号／社内整理用番号」欄を、「ＡＷＢ番号」欄と「社内整理用番号」欄に分割して出力するように変更する。

２．航空については、「ＡＷＢ番号」欄にＡＷＢ番号、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。

３．海上については、「ＡＷＢ番号」欄はスペース、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。

４．「修正申告事項登録（ＡＭＡ）」業務で入力された社内整理用番号を「社内整理用番号」欄に出力するように変更する。

口座使用明細フォーマットイメージ（次期）

	A	B	C	D	E	F
1	（出力共通項目）					
2	99999999	X				
3	口座使用明細データ（営業所別業種表）					
4	口座番号	XXXXXXXXX1XXXXXX	NNNNNNNNNNNNNN			
5						
6	申告書コード	輸入申告等の番号	ＡＷＢ番号	社内整理用番号	納税義務者コード	納税義務者名
7	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
8	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
9	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
10	※引落とし数分繰り返す					
11						
12	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
13	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
14	XXXXX	XXXXXXXXX1X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2	XXXXXXXX1XX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX7
15	NN					
16	申告件数計	納付件数計	引落とし税額計			
17	ZZZZ9	ZZZZ9	ZZZZZZZZZ1ZZZ9			
18	受入科目合計	受入科目毎納付件数合計	引落とし税額合計			
19	X	ZZZZ9	ZZZZZZZZZ1ZZZ9			
20	X	ZZZZ9	ZZZZZZZZZ1ZZZ9			

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（1）

・　リアルタイム口座振替完了通知の出力項目に「記事（荷主）」欄等を追加する。

詳細仕様検討結果

１．ＩＤＡ業務等において入力される「記事（荷主）」欄、「荷主リファレンス番号」及び「荷主セクションコード」を、リアルタイム口座振替完了通知に出力するように変更する。

ただし、特例申告については、特定日後の特例申告の場合のみ出力対象とする（理由：特定日前の特例申告については、特定日に一括納付されることから、各申告毎のリアルタイム口座振替完了通知が存在しないため。）。

２．追加される「記事」欄の出力対象となる事項登録業務及びその対象の入力欄は、下表のとおりとする。

業務コード	業　務　名	対象入力欄	特記事項
ＩＤＡ	輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
ＩＤＡ０１	輸入申告変更業務登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
ＭＷＡ	石油製品等移出し（総保出）輸入申告事項登録	記事（荷主）	
ＭＷＡ０１	石油製品等移出し（総保出）輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	
ＯＴＡ	輸入申告事項登録（沖縄特免制度）	記事（その他）	
ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
ＴＫＡ０１	一括特例申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（2）

詳細仕様検討結果

３．出力イメージ（記事欄の反映イメージ。荷主Ref No.等の反映イメージは別途提示予定）

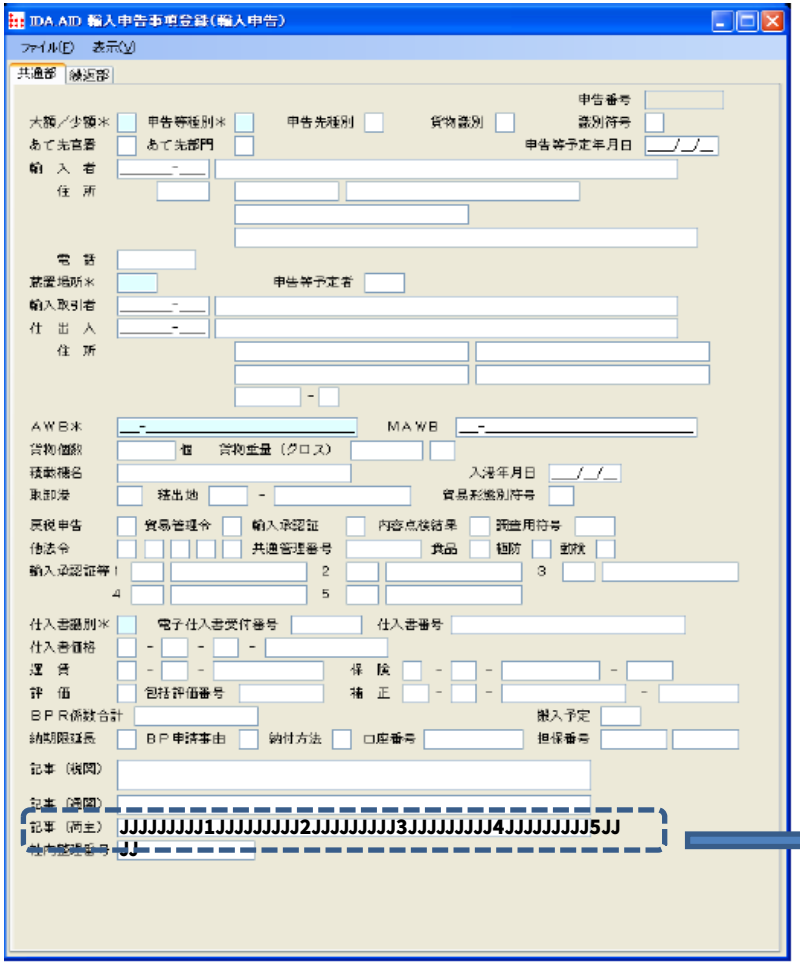

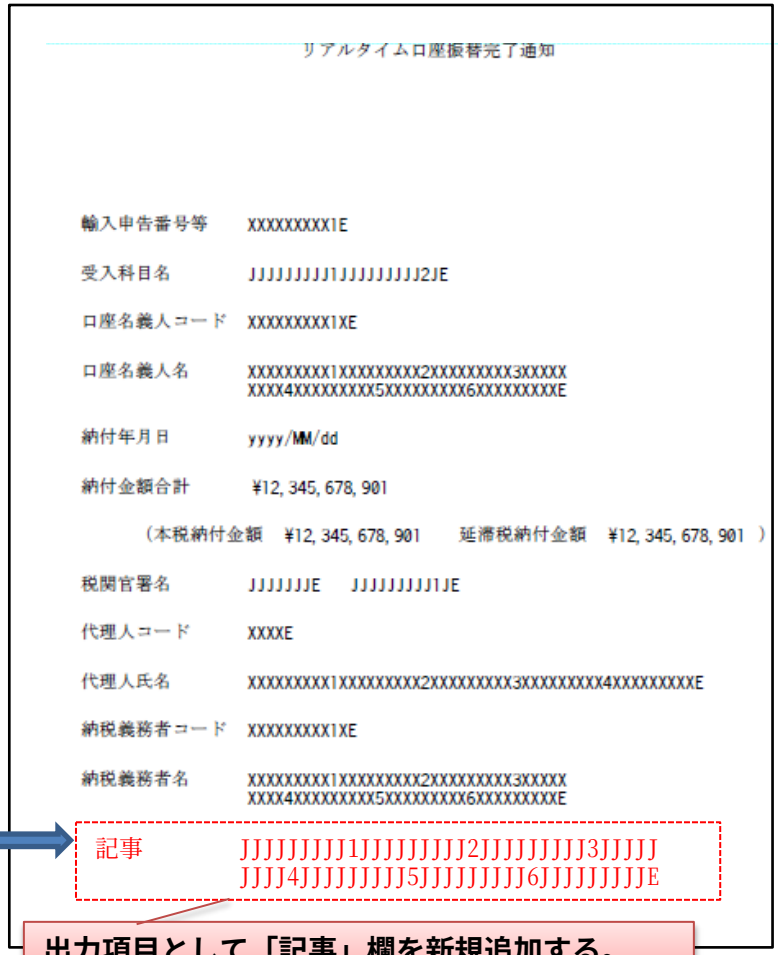

出力項目として「記事」欄を新規追加する。

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務の改善（1）

・　ＩＣＧ業務による照会時、現行は概要情報（ＳＭＲ）がデフォルトで展開されるが、全体情報（ＴＴＬ）を利用する頻度が高いことから、全体情報（ＴＴＬ）をデフォルトに変更する。

詳細仕様検討結果

ＩＣＧ業務において指定情報をスペースとした場合、全体情報（ＴＴＬ）をデフォルトとし、入力画面上も全体情報（ＴＴＬ）が指定情報の先頭になるよう配置の変更を行う。業務実施時にエラーとなった場合は、一律ＴＴＬ：全体情報（ＳＡＬ０２６）を出力するよう変更する。また、自動リンク機能を利用したＩＣＧ業務についても、指定情報「ＴＴＬ：全体情報」が展開されるよう変更する。

現　行

「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務において指定情報をスペースとすると「**ＳＭＲ：概要情報**」が展開される。

現行

次　期

ＩＣＧ業務において指定情報をスペースとした場合、「**ＴＴＬ：全体情報**」を展開するように変更する。

次期

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「貨物情報照会（ＩＣＧ）」業務の改善（２）

詳細仕様検討結果

※　自動リンク機能の変更

業務リンク機能とは、照会業務画面上の貨物管理番号や申告番号・コンテナ番号等から、他の照会業務を自動起動することを可能とする機能である（業務リンク可能な番号は文字色が紫色で表示されている。）。

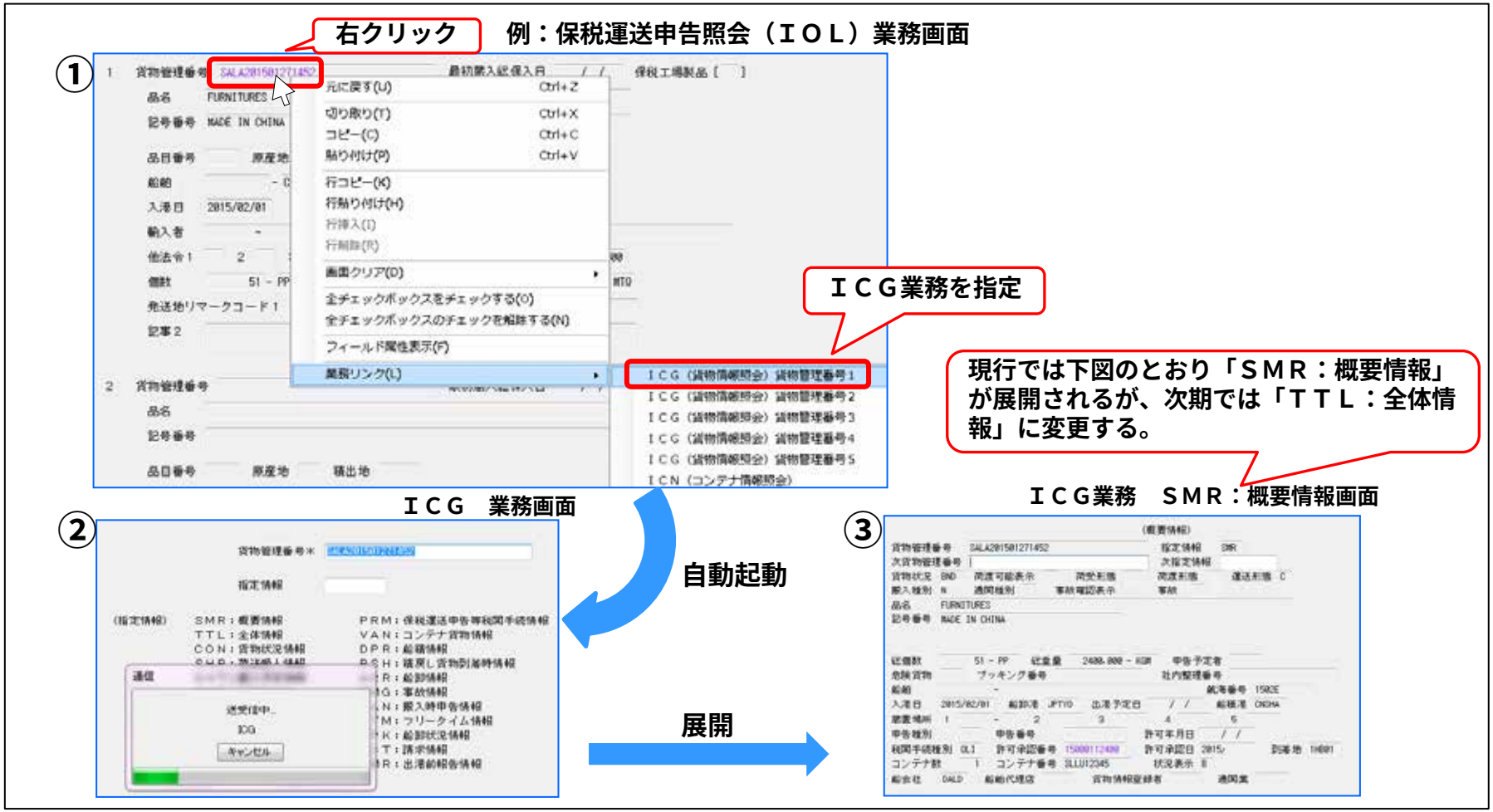

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	仮陸揚貨物の市内運送時の「保税運送（ＯＬＣ）」業務における価格入力

- 現行、仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、価格の入力が必須項目になっているが、一般の保税運送（市内運送）と同様に、価格の入力を任意項目に変更する。

詳細仕様検討結果

ＯＬＣ業務の運送種別コードとして新たに「ＫＫ：仮陸揚貨物の市内運送」を設け、当該運送種別コードの入力がされた場合は、価格入力を任意とするよう変更する。

仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、KRのみが選択可能であり、当該コードが入力された場合は、価格入力が必須となっている。

現行運送種別コード

ＮＲ：一般運送
ＥＡ：一般運送（船側発送で揚地詮議有の場合）
ＱＵ：検疫の経由運送
ＫＲ：仮陸揚貨物の運送

→ 価格入力は**必須**

ＭＫ：市内運送
ＫＳ：簡易運送
ＡＵ：特定保税運送

→ 価格入力は**任意**

次期運送種別コード

ＮＲ：一般運送
ＥＡ：一般運送（船側発送で揚地詮議有の場合）
ＱＵ：検疫の経由運送
ＫＲ：仮陸揚貨物の運送

→ 価格入力は**必須**

ＫＫ：仮陸揚貨物の市内運送　新規コード追加
ＭＫ：市内運送
ＫＳ：簡易運送
ＡＵ：特定保税運送

→ 価格入力は**任意**

貨物	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「輸出貨物情報登録（ＥＣＲ）」業務における帳票出力日時の表示

・　ＥＣＲ業務では複数回に亘って訂正が生じるケースがあるが、帳票出力時に出力順を示す情報がないため最新情報が不明になるため、帳票出力の際に出力した日時を表示するよう変更する。

詳細仕様検討結果

ＥＣＲ業務において出力される以下の電文について、電文ヘッダの出力共通項目にある「電文受信日時」（ＮＡＣＣＳサーバで処理要求を受け付けた年月日、時分）を「ｙｙｙｙ／ＭＭ／ｄｄ ＨＨ：mm」の形式で新たに表示する。
なお、本変更は、端末テンプレートの修正のみであり、電文自体には項目追加等は発生しない。

【対象電文】 ①　輸出貨物登録情報（ＳＡＴ００５） ②　輸出貨物訂正情報（ＳＡＴ００６） ③　輸出貨物取消情報（ＳＡＴ００７）

表示例：輸出貨物登録情報
（ＳＡＴ００５）

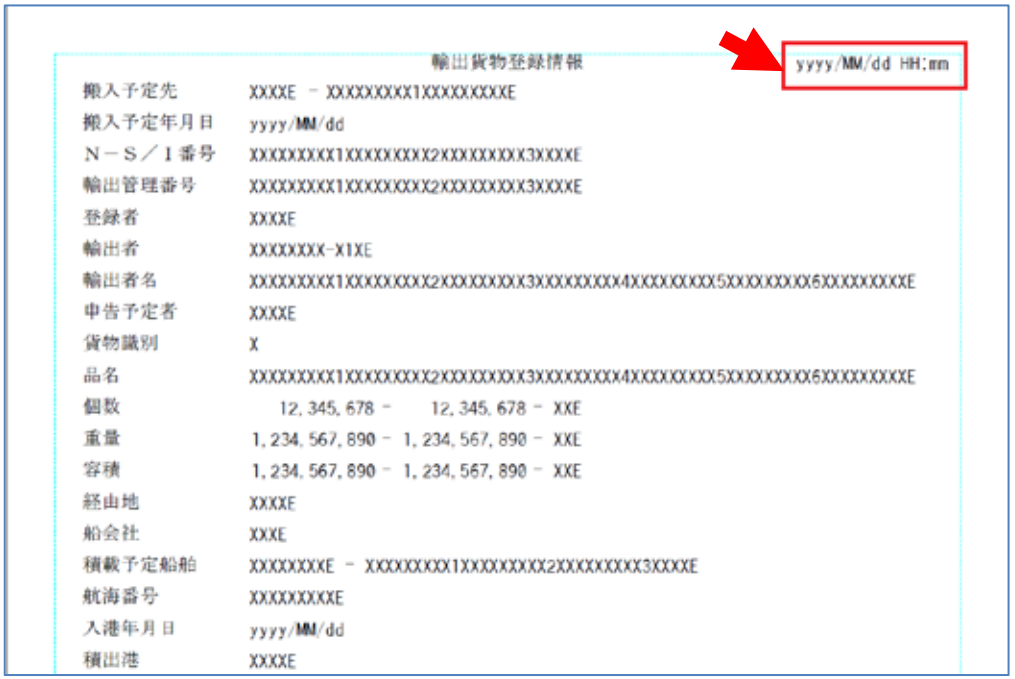

貨物	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「輸入コンテナ引取予定情報通知（ＩＤ通知）（ＲＳＳ０１）」業務における通知先誤入力への対応

・　通知先を誤入力して送信した際、誤りに気づくのが遅れ引取に支障が出る場合があるため、Ｂ／Ｌ番号、コンテナ番号等の情報からＣＹコードと相違がある場合に、注意喚起メッセージ等を出力する。

詳細仕様検討結果

「輸入コンテナ引取予定情報通知（ＩＤ通知）（ＲＳＳ０１）」業務において、通知先に入力された業種がＣＹの場合で、以下の条件のいずれかに該当する場合に、注意喚起メッセージを出力するように処理を追加する。

１．運送中のコンテナが入力された場合
２．蔵置中のコンテナが入力された場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合

○注意喚起メッセージ

コード	W0001
内容	入力されたコンテナは以下のいずれかに該当するため、通知先が正しいか確認する。 ①入力されたコンテナが運送中である。 ②入力されたコンテナが蔵置されている保税地域の管理者と入力された通知先が異なる。
処置	通知先が誤っている場合は、正しい通知先に対して再度ＲＳＳ０１業務を実施する。

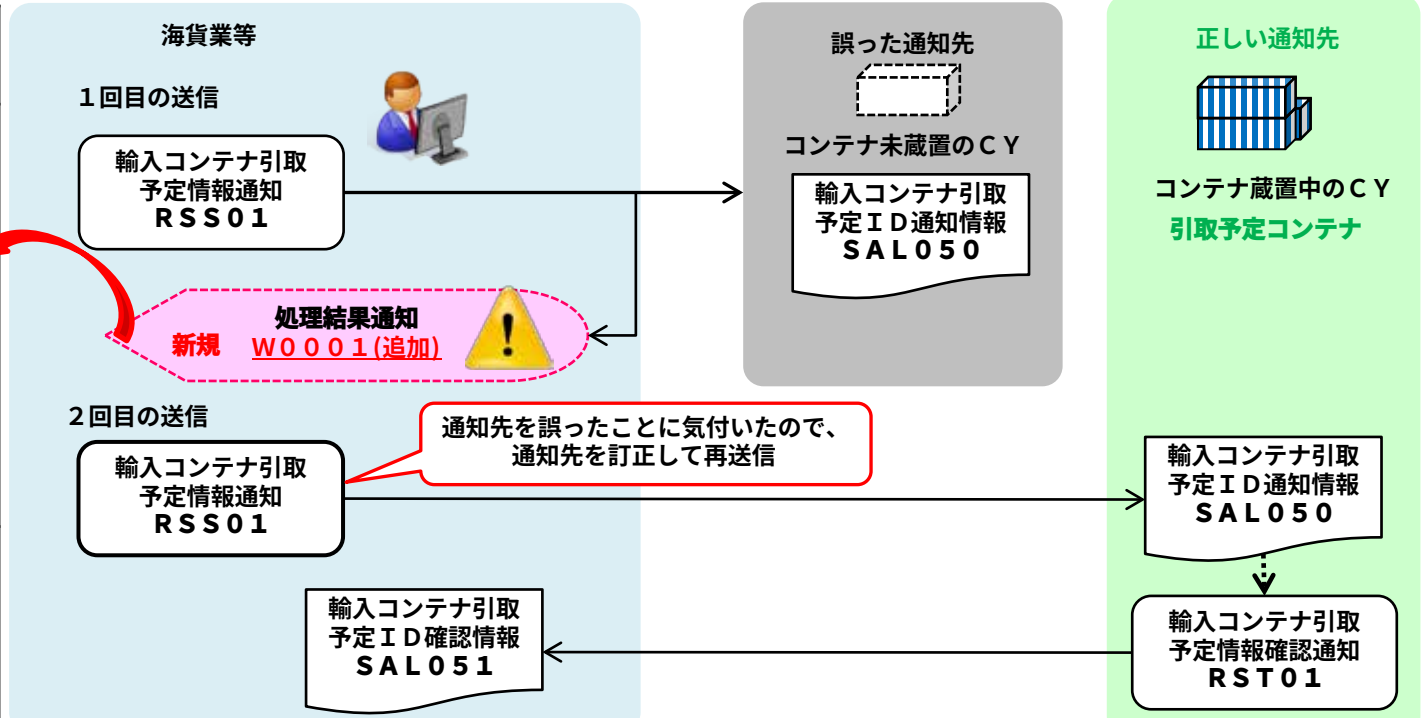

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	蔵出輸入申告におけるＡＥＯ対応機能の新設

・　蔵出輸入申告（申告納税）において、特例輸入申告制度に対応した機能を追加する。

詳細仕様検討結果

蔵出輸入申告の際に、特例輸入申告制度が適用可能となるよう、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務 及び「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務において、以下の申告等種別を追加する。

種別コード（入力）	種別コード（出力）	種別名称	種別概要
R	ＩＳＴ	蔵出輸入（引取・特例）申告	蔵出輸入（引取）許可で特例申告を自動起動

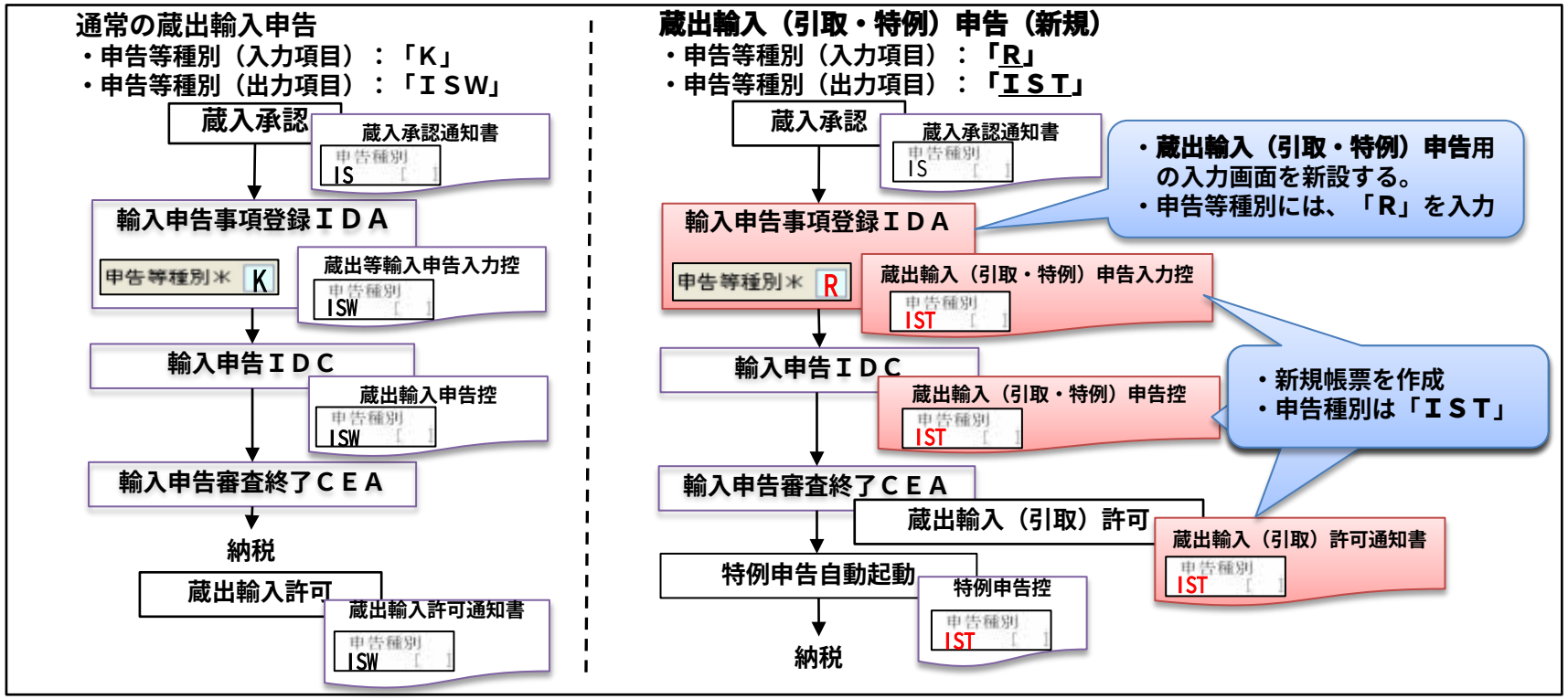

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務における大額・少額種別の入力の簡素化

- 輸出申告事項登録の展開画面において、「大額・少額識別」の入力を自動補完により省略する。

詳細仕様検討結果

「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務の展開画面において、業務コード入力画面で選択した種別（画面コード）に基づき「大額・少額識別」を自動で補完する仕様に変更する。

変更イメージ

＜ 業務コード入力画面 ＞

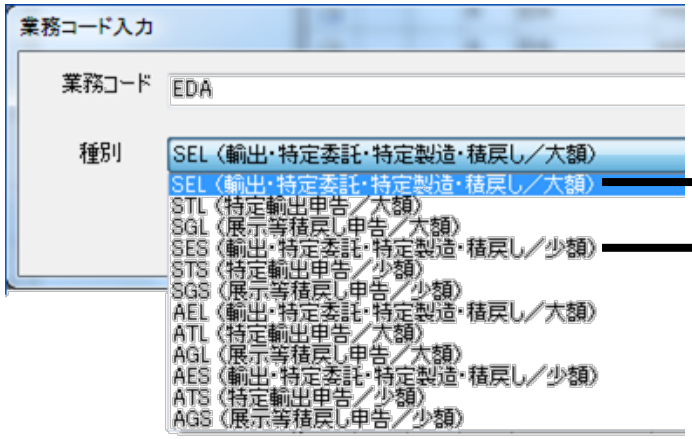

＜ 輸出申告事項登録画面 ＞

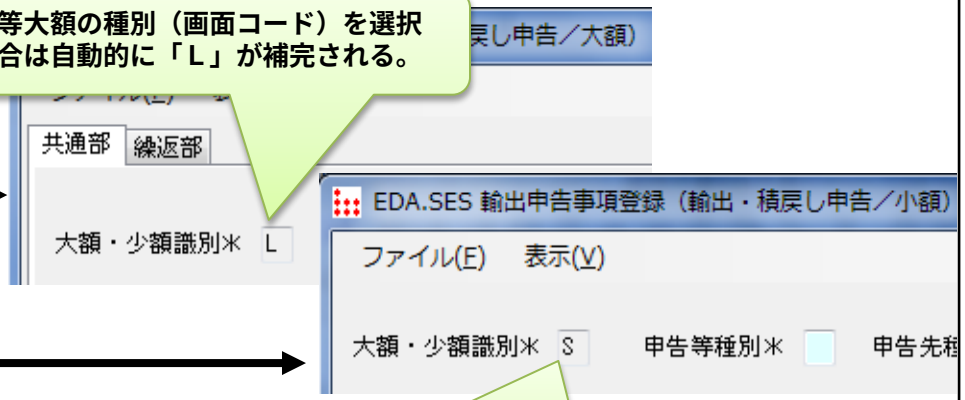

ＳＥＬ等大額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「Ｌ」が補完される。

ＳＥＳ等少額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「Ｓ」が補完される。

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	輸出申告（少額）におけるＨＳ品目コードの入力可能化

・　「輸出申告事項登録（ＥＤＡ）」業務の少額申告（及び展示等積戻し申告）において、ＨＳコード９桁を入力することにより品名の自動払い出し（大額申告と同様）を可能とする。

詳細仕様検討結果

少額申告等においても大額申告と同様に、輸出統計品目番号９桁での入力を可能とし、９桁で入力された場合は、システムに登録されている品名を自動補完する（先頭４桁で入力された場合は、現行と同様に品名を必須入力とする）。

【入力イメージ】

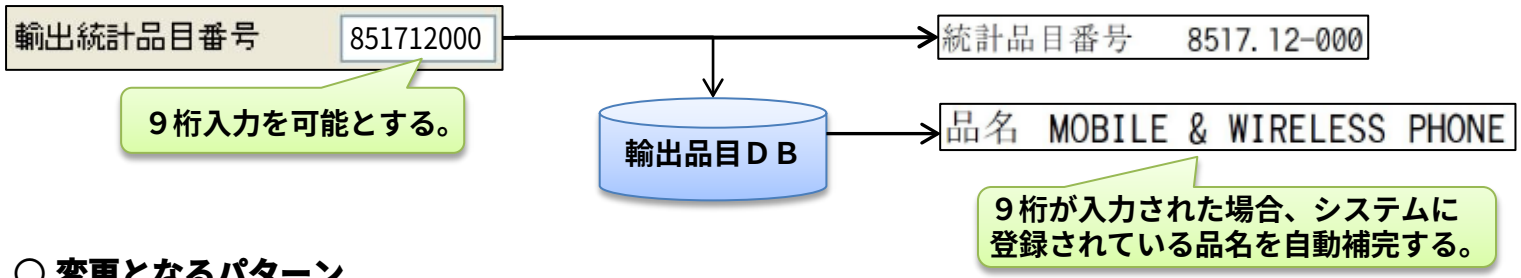

【出力イメージ】

○ 変更となるパターン

申　告　種　別	大額 少額	現　　行		次　　期	
		輸出統計品目番号	品　　名	輸出統計品目番号	品　　名
Ｅ：輸出申告 Ｒ：積戻し申告 Ｎ：特定委託輸出申告 Ｍ：特定製造貨物輸出申告 Ｔ：特定輸出申告	大額	９桁入力	任意入力 （自動補完）	９桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	４桁入力	必須入力	４桁入力	必須入力
				９桁入力	任意入力（自動補完）
Ｇ：展示等積戻し申告	大額	４桁入力	必須入力	４桁入力	必須入力
				９桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	４桁入力	必須入力	４桁入力	必須入力
				９桁入力	任意入力（自動補完）

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務における包括保険等の期限管理（１）

・　担保引落し可能期間及び包括保険の有効期限内に申告予定の貨物であっても、期間（期限）外での「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務ができないため、これを可能とし、また、包括保険及び包括評価申告の期限管理機能を追加する。

詳細仕様検討結果

１．担保及び包括保険について、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する。

２．包括保険及び包括評価申告について、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ)」業務の実施日が有効期限終了の２週間前から、適用終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する仕様に変更する。

３．上記変更の対象となる業務は以下のとおり。

- 「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務
- 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（ＳＷＡ）」業務
- 「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務
- 「輸入申告（ＩＤＣ）」業務
- 「シングルウィンドウ輸入申告（ＳＷＣ）」業務

１．「申告等予定年月日」が担保引落し可能期間及び包括保険の有効期限内である場合は、輸入申告事項登録業務及び予備申告業務を実施可能とする。

輸入申告事項登録
ＩＤＡ

申告番号	
識別符号	
申告等予定年月日	2015/04/03

申告等予定年月日が期間（期限）内である場合は、業務を期間（期限）外に実施することを可能とする。

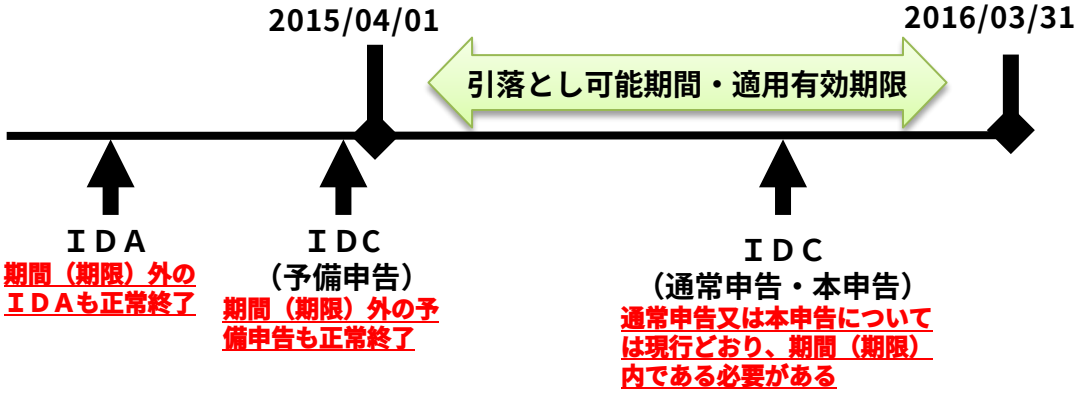

※　通常申告又は本申告時には、現行の仕様どおり業務実施日でチェックを行う。

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務における包括保険等の期限管理（２）

詳細仕様検討結果

２．包括保険及び包括評価について、輸入申告事項登録を実施した日が適用終了（有効期限）年月日の２週間前を過ぎている場合は、注意喚起メッセージを出力する。

（例）適用終了（有効期限）年月日
⇒　2015年３月３０日の場合

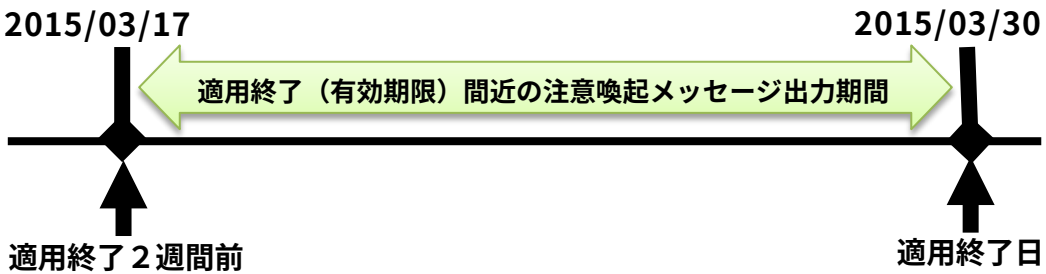

注意喚起メッセージ出力期間中に輸入申告事項登録を実施した場合、以下の注意喚起メッセージをＩＤＣ輸入申告入力控情報の「業務メッセージ」に出力する。なお、包括保険・包括評価とも同様な形式の注意喚起メッセージを出力する。

業務メッセージ

	コード	内容	処置	項目ID
	COMPLETI			
⚠	W0018	入力された包括評価申告受理番号の有効期限が2週間をきっている。	包括評価申告受理番号を確認する。	0000

（注意喚起メッセージ出力時のＩＤＣ輸入申告入力控イメージ）

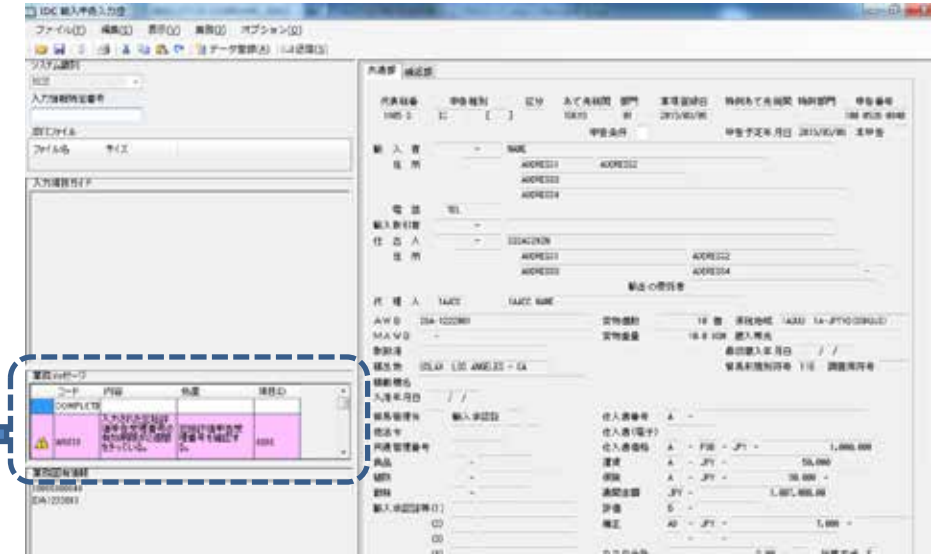

通関	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務における入港日のブランク化（自動補完）

- 海上における「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等において、「入港年月日」欄のブランク化を可能とし、申告時点で「入港年月日」を自動補完する機能の追加を実施する。

詳細仕様検討結果

海上においても、「入港年月日」欄をブランクのまま輸入申告事項登録及び後続の予備申告を実施することを可能とし、通常申告又は本申告時に、貨物情報から入港年月日を自動補完することとする。対象業務は以下のとおり。
①「輸入申告事項登録（IDA）」業務　②「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
③「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務（予備申告中のみ）④「輸入申告（IDC）」業務⑤「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

変更となるパターン

ＩＤＡ業務時の処理結果		航空	海上	
			現行	次期
貨物ＤＢなし		正常終了	エラー	正常終了
貨物ＤＢあり	入港年月日の登録無し	正常終了	エラー	正常終了
	入港年月日の登録有り	正常終了（自動補完）	正常終了（自動補完）	正常終了（現行どおり）

変更イメージ

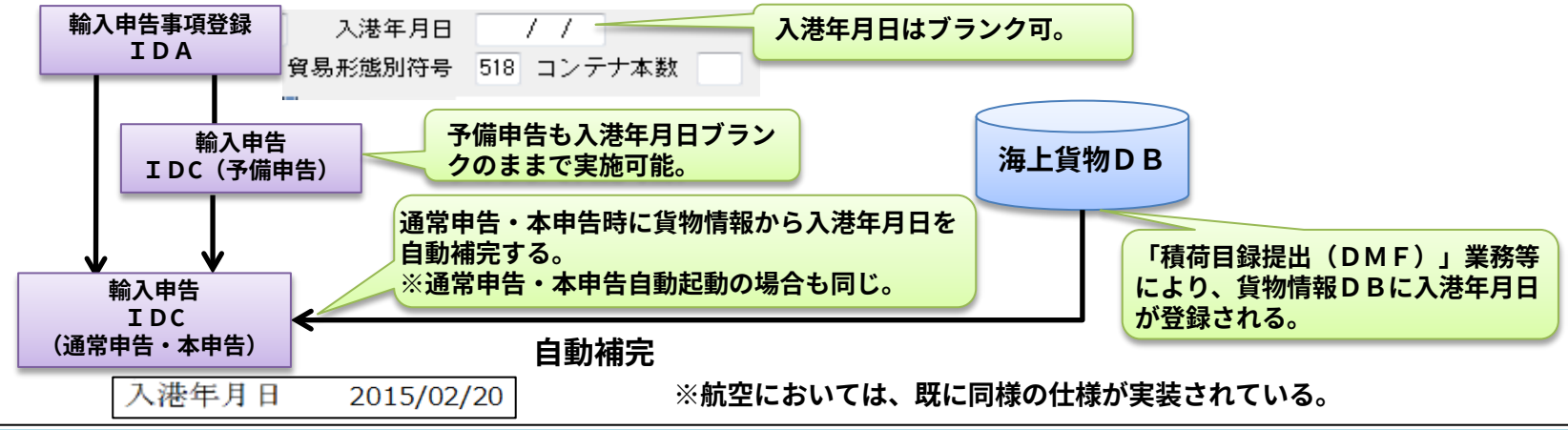

※航空においては、既に同様の仕様が実装されている。

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（1）

・　輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄の双方に入力がある場合、輸入者及び輸入取引者の双方に輸入許可データを配信可能とする仕様に変更する。

詳細仕様検討結果

輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄に入力がある場合は、双方が輸入許可データの配信を受けることが可能となるよう仕様を変更する。変更対象となる業務は以下のとおり。

① 輸入申告（ＩＤＣ）業務
② シングルウインドウ輸入申告（ＳＷＣ）業務
③ 一括特例申告（ＴＫＣ０１）業務
④ 輸入申告変更（ＩＤＥ）」業務

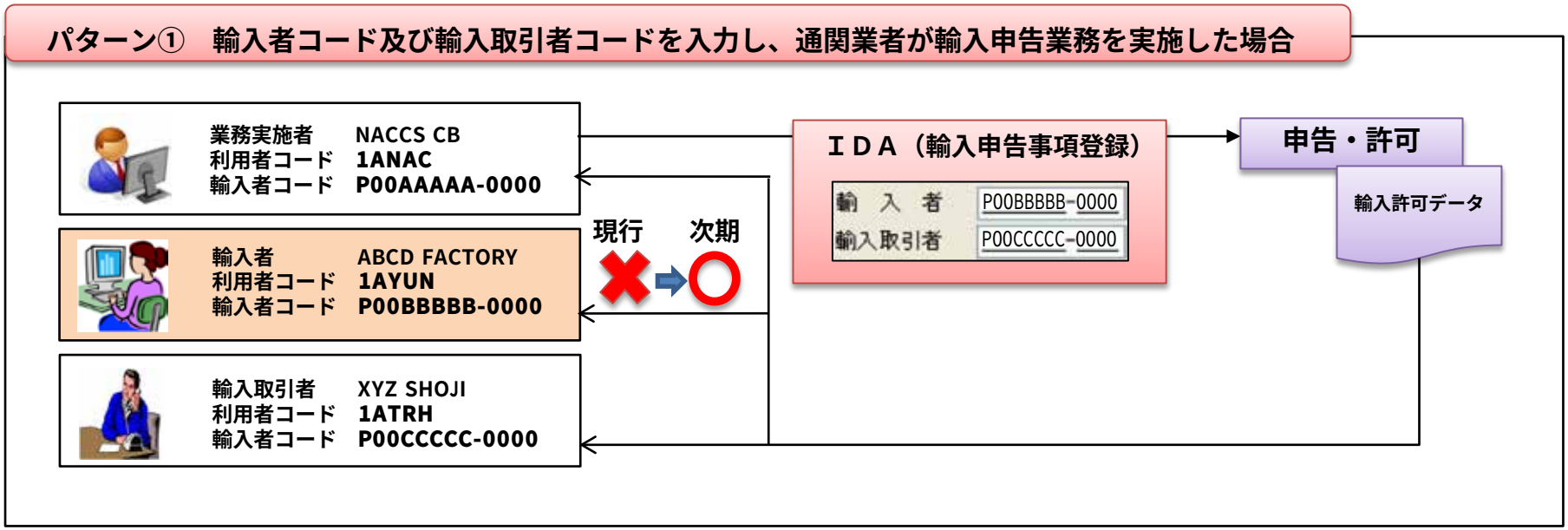

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（2）

詳細仕様検討結果

パターン②　輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入取引者が輸入申告業務を実施した場合

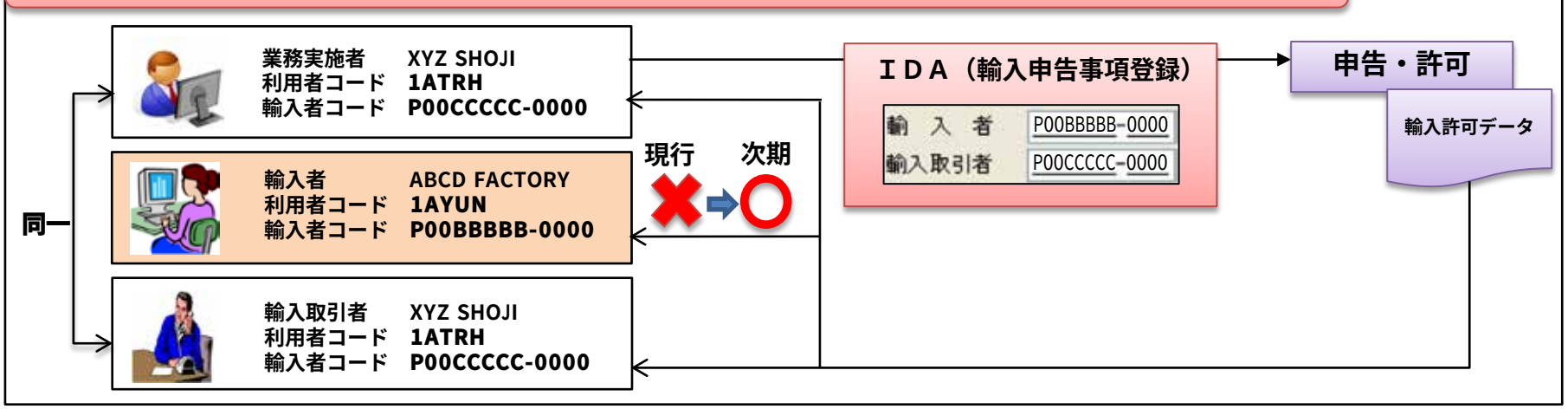

パターン③　輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入者が輸入申告業務を実施した場合

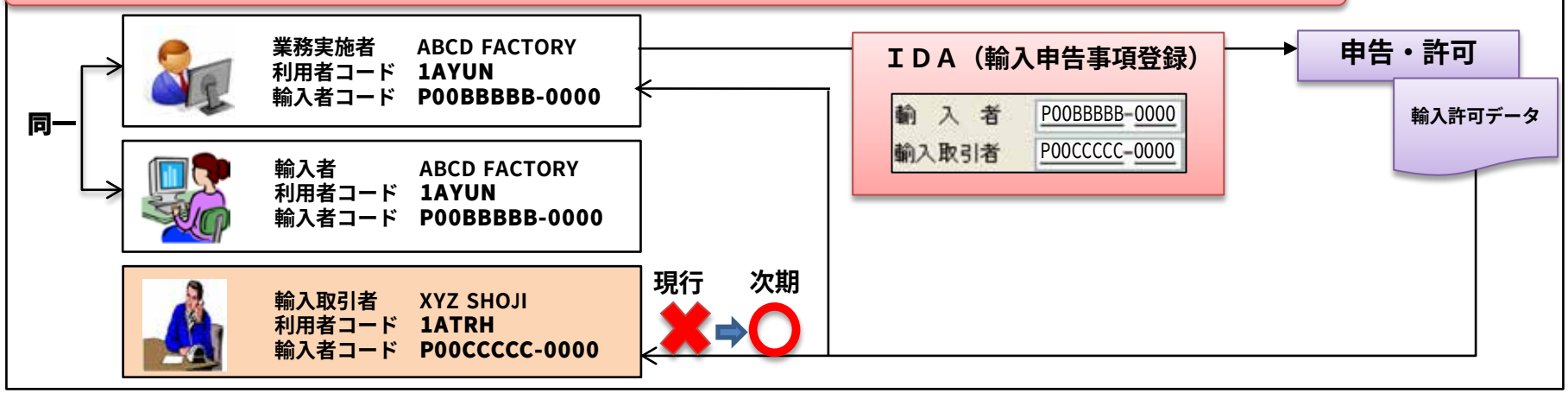

共通	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（1）

- 搬入時申告等を行い自動起動時にエラーとなった場合、エラー通知が処理結果通知電文のみであり、エラーとなったことに気付きにくい状況となっていることから、パッケージソフトにおける通知方法の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

即時電文取り出し（メール処理方式では送受信）を行った際、パッケージソフト側で、事前に設定した処理結果通知電文の出力情報コードがエラーだった場合に、ポップアップ通知を行う機能を設ける。

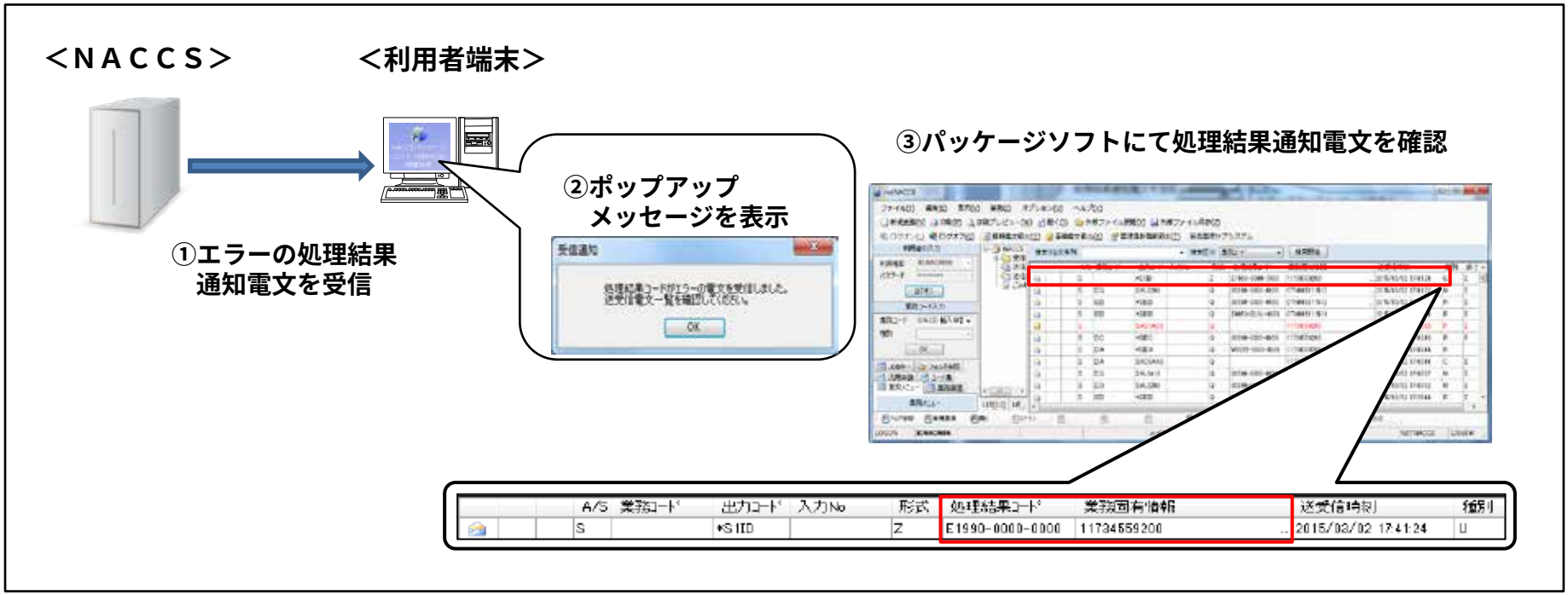

共通	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	搬入時申告起動時等におけるエラー通知の改善（パッケージソフト）（2）

詳細仕様検討結果

パッケージソフトにおけるポップアップ機能の設定方法

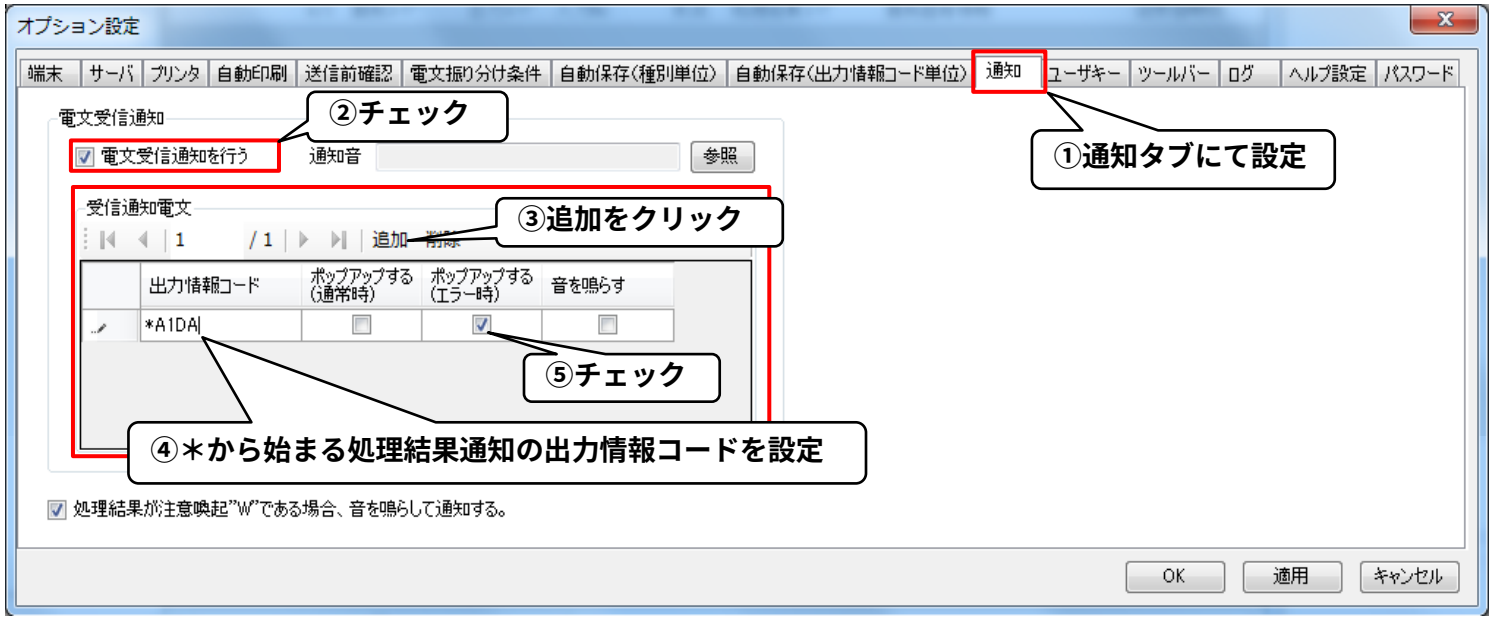

項　　目	説　　明
出力情報コード	通知対象とする電文の出力情報コードを指定する。
ポップアップする（通常時）	指定の出力情報コードの電文を受信した際にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する　“チェックなし”：通知しない
ポップアップする（エラー時）	指定の出力情報コードの電文が処理結果通知電文（出力情報コードが＊から始まる）であり、当該電文の処理結果コードにエラーが含まれる場合にメッセージダイアログで通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する　“チェックなし”：通知しない
音を鳴らす	受信した際に音で通知するか否かを指定する。 “チェックあり”：通知する　“チェックなし”：通知しない

通関	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務の改善（１）

１．「輸出自動車情報呼出し（ＭＯＢ）」業務及び「輸出自動車情報照会（ＩＭＯ）」業務において出力される 輸出自動情報の出力順について、輸出整理番号の昇順から「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務実施時の入力順に変更する。
２．ＭＯＡ業務実施時に登録結果の確認が可能となるように輸出整理番号や車両特定番号を処理結果画面に出力する。

詳細仕様検討結果

１．輸出自動車情報の出力順を、「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務実施時の入力順に変更する。
【 変更対象業務：「輸出自動車情報呼出し（ＭＯＢ）」業務、「輸出自動車情報照会（ＩＭＯ）」業務 】

２．ＭＯＡ業務を実施した際、輸出自動車情報登録番号及び輸出自動車情報が記載されている「輸出自動車情報登録結果」を新たに出力する。
【 変更対象業務：「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務 】

１．輸出自動車情報の出力順を「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務実施時の入力順に変更する。

＜入力時＞

	処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01		5050000000000012	TEST-505
02		1010000000000003	TEST-101
03		6060000000000004	TEST-606
04		3030000000000002	TEST-303-1
05		3030000000000013	TEST-303-2
06		3030000000000024	TEST-303-3
07		2020000000000006	TEST-202

＜出力時＞

	処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01		5050000000000012	TEST-505
02		1010000000000003	TEST-101
03		6060000000000004	TEST-606
04		3030000000000002	TEST-303-1
05		3030000000000013	TEST-303-2
06		3030000000000024	TEST-303-3
07		2020000000000006	TEST-202

現行では輸出整理番号の昇順で出力されるが、次期では並び替えを行わず、入力時の順番のまま出力する。

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸出自動車情報登録（ＭＯＡ）」業務の改善（２）

詳細仕様検討結果

２．ＭＯＡ業務を実施した際、輸出自動車情報登録結果を新規に出力する。

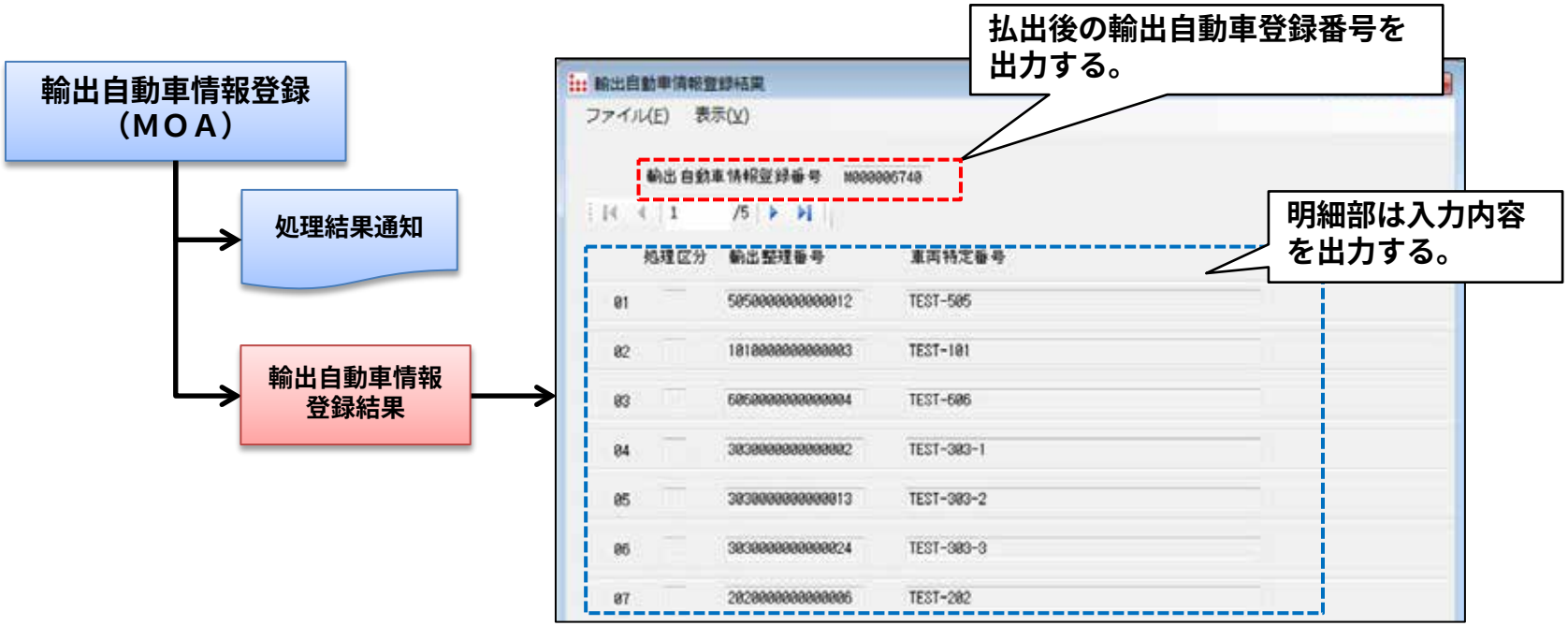

輸出自動車情報登録番号及び登録した輸出自動車情報が出力されることから、「輸出自動者情報登録（ＭＯＡ）」業務完了後において、その登録内容が確認可能となる。

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能化

- 別送品輸出許可通知情報等についても、二重出力用の出力情報コードを追加する。

詳細仕様検討結果

二重出力用の出力情報コードを設定し、申告者の自社システム宛への出力を可能とする。

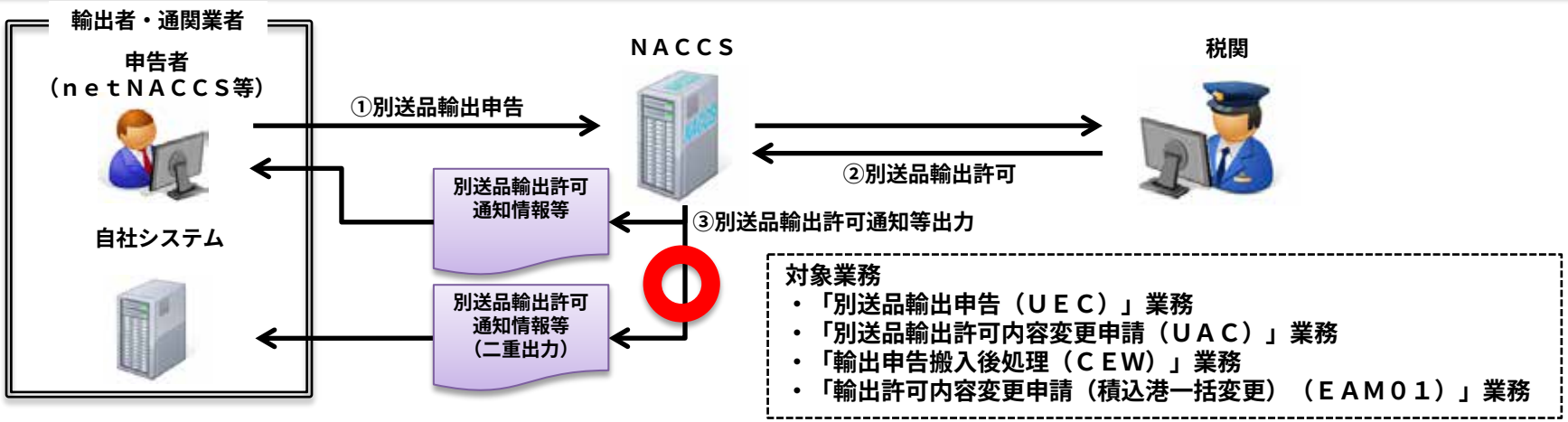

出　力　情　報	海　上		航　空	
	出力情報コード（既存）	二重出力用出力情報コード	出力情報コード（既存）	二重出力用出力情報コード
別送品輸出許可通知情報（簡易）	ＳＡＥ１ＫＦ０	ＳＡＹ１ＫＦ０	ＡＡＥ１ＫＦ０	ＡＡＹ１ＫＦ０
別送品輸出許可通知情報（書類・検査）	ＳＡＥ２ＫＦ０	ＳＡＹ２ＫＦ０	ＡＡＥ２ＫＦ０	ＡＡＹ２ＫＦ０
別送品輸出許可内容変更通知情報（簡易）	ＳＡＥ４６１０	ＳＡＹ４６１０	ＡＡＥ４６１０	ＡＡＹ４６１０
別送品輸出許可内容変更通知情報（書類・検査）	ＳＡＥ４６２０	ＳＡＹ４６２０	ＡＡＥ４６２０	ＡＡＹ４６２０

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	コンテナ番号のチェック機能の改善

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（ＶＡＮ）」業務等において入力されるコンテナ番号に対するチェック機能の実施範囲を拡大する。

詳細仕様検討結果

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（ＶＡＮ）」・「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（ＶＡＥ）」業務において誤って12桁を入力した場合でも、先頭４桁が英字のコンテナ番号が入力された場合はＩＳＯコンテナ番号チェックを実施する。
- ＩＳＯコンテナ番号チェック機能を「バンニング・ＣＹ搬入情報登録（ＶＡＨ）」業務にも実装する。

ＣＯＮＴ１２３４５６５９

- ＣＯＮＴ：所有者コード　３桁
- １：装置区分識別子　１桁
- １２３４５６５：シリアルナンバー　６桁
- ９：チェックデジット　１桁

【現行】
「CONT12345659」のように11桁までは正しいＩＳＯコンテナ番号体系となっているが、桁数が12桁の場合はチェックデジットエラーとならず、ダイアログは表示されない。

【次期】
先頭４桁が英字かつ12桁入力の場合は一律コンテナチェックを実施するようＩＳＯコンテナ番号チェックの処理を変更する。

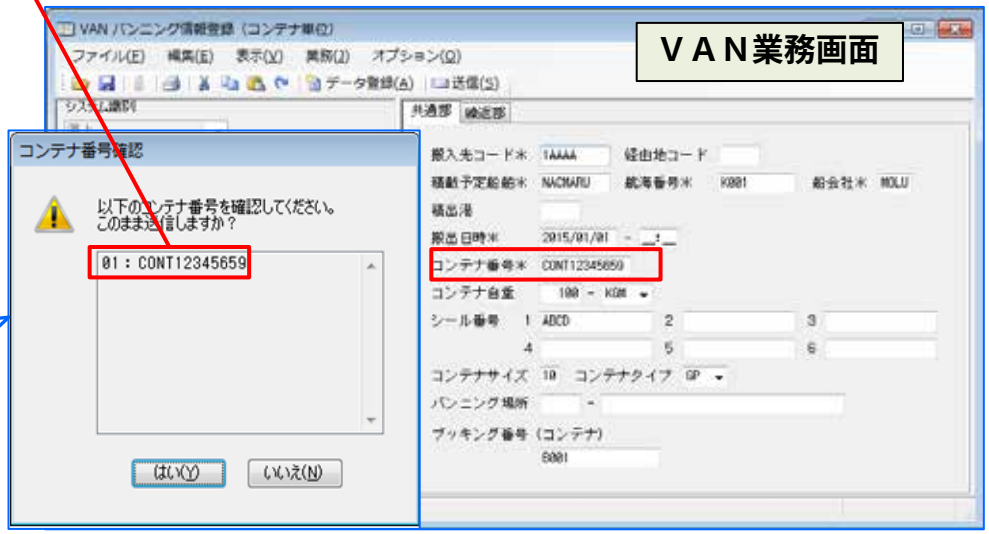

動物検疫	航空海上	第15回WG	基本IV-13	「輸入畜産物検査申請（到着前）」業務における到着後申請の自動起動化（1）

- 「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務において貨物到着前申請（入庫情報受入＝Ｙ）を行った場合に、貨物の搬入確認登録業務を契機として、貨物到着後申請を自動起動させる機能を追加する。

詳細仕様検討結果

「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務において、「申請種別：到着前（Ｂ）」かつ「入庫情報受入：あり（Ｙ）」が入力されている場合、貨物の搬入確認登録業務実施時に、「申請種別：到着後（Ａ）」として「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務を自動起動する。

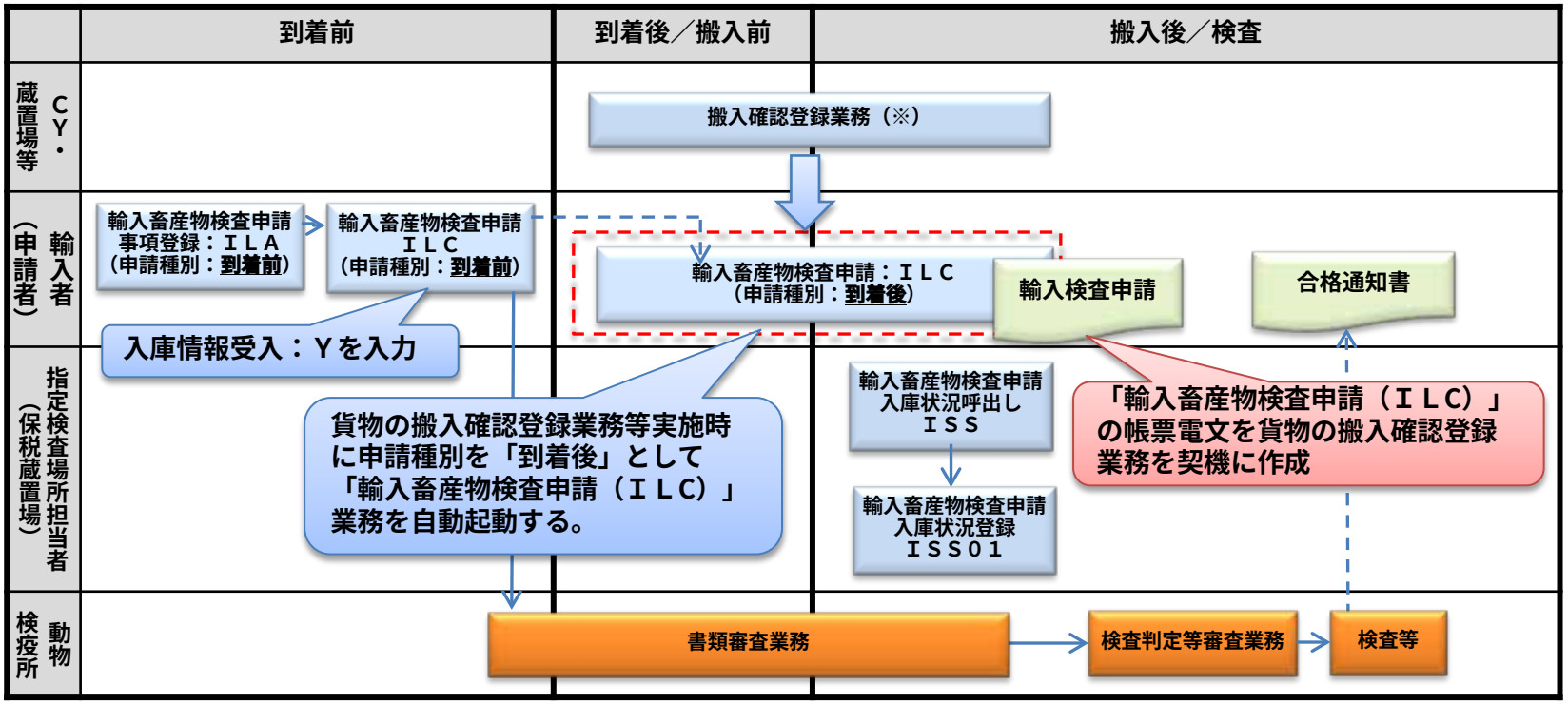

※輸入畜産物検査申請の自動起動の契機となる代表的な搬入確認登録業務は以下のとおり。
① 海上：船卸確認登録（一括)(ＰＫＩ）業務、船卸確認登録（個別)(ＰＫＫ）業務、ＣＹ搬入確認登録（ＣＹＡ）業務 等
② 航空：貨物確認情報登録（ＰＫＧ）業務、混載貨物確認情報登録（ＨＰＫ）業務 等

動物検疫	航空海上	第15回WG	基本IV-13	「輸入畜産物検査申請（到着前）」業務における到着後申請の自動起動化（2）

詳細仕様検討結果

【参考】自動起動を利用する場合は、以下の入力を行う。

輸入畜産物検査申請（ＩＬＡ応答画面（ＩＬＣ））

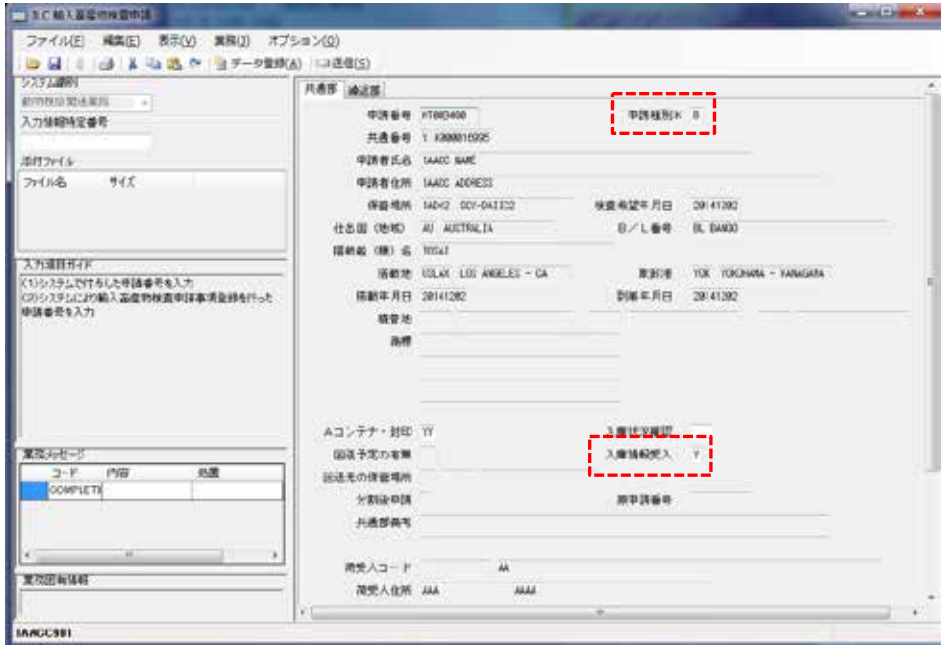

輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）

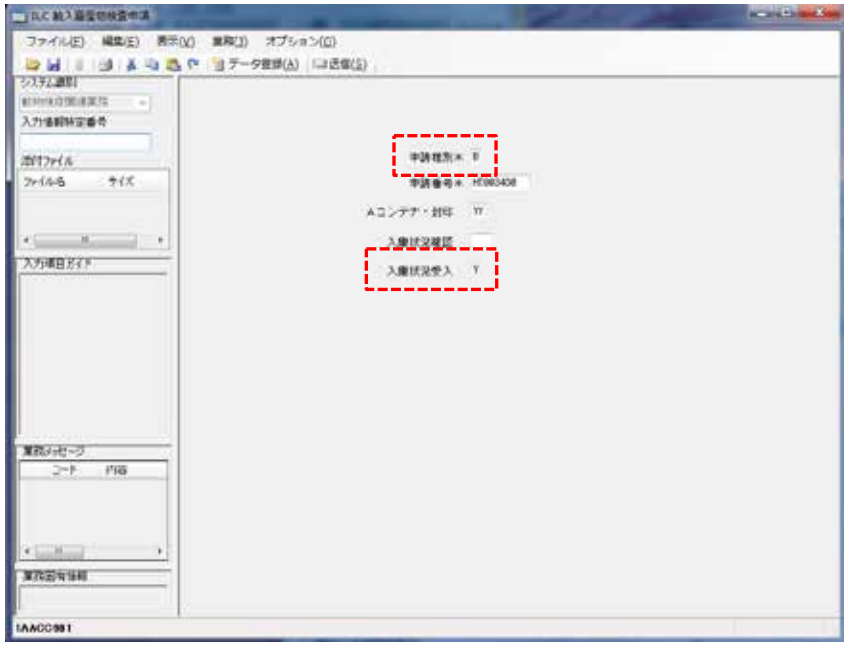

申請種別を「Ｂ：到着前」　入庫情報受入を「Y：あり」

※自動起動させるための特別な種別や入力は無い。

　輸入畜産物検査申請情報として登録したＢ／Ｌ番号に対して、貨物の搬入確認登録業務が実施された場合には、貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務が自動起動される。

　なお、従来どおり 貨物の搬入確認登録業務実施前に 手動で貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（ＩＬＣ）」業務を実施することも可能とする。

動物検疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）」業務等の改善（１）

・　「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）」業務等におけるユーザビリティ向上等、業務の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

１．輸出入犬等業務のユーザービリティ向上対応

- Ø　輸入犬等検査申請及び輸出犬等検査申請について、ユーザビリティを考慮した画面表示とし、画面ごとに保存機能を設ける。
- Ø　犬等の事項登録業務等で入力できる「荷受人住所」及び「荷送人住所」の入力欄を４欄から１欄として登録を行う。

○例　輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）

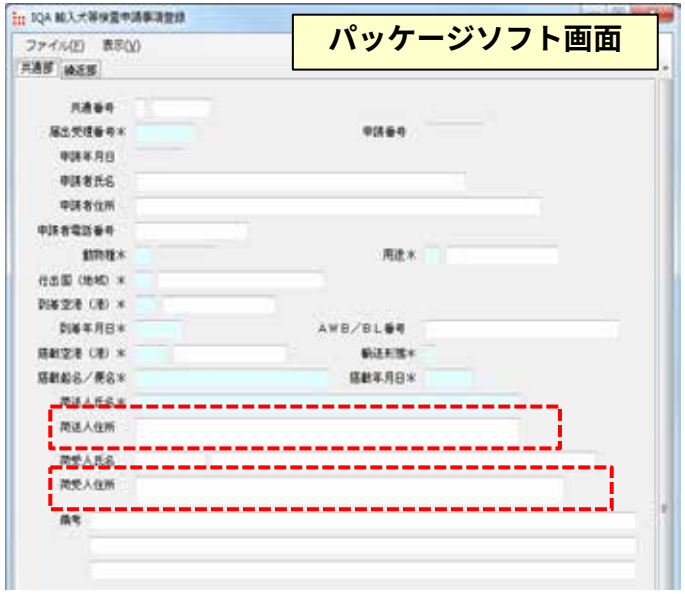

変更対象業務一覧

業務コード	業　務　名	業務コード	業　務　名
ＩＱＡ	輸入犬等検査申請事項登録	ＩＱＣ	輸入犬等検査申請
ＩＱＡ01	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）	ＥＱＡ	輸出犬等検査申請事項登録
ＩＱＢ	輸入犬等検査申請事項呼出し	ＥＱＢ	輸出犬等検査申請事項呼出し
ＩＱＹ	輸入犬等検査申請事項呼出し（届出情報利用）		

※ＩＱＢ業務による「共通管理番号」呼出しや、ＩＱＡ業務により共通管理番号を要求した場合は、荷受人住所及び荷送人住所の項目は共通項目として補完しない。

動物検疫	航空海上	第15回WG	基本IV-13	「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）」業務等の改善（２）

詳細仕様検討結果

２．輸出入犬等業務の狂犬病予防接種欄、抗体検査機関に係る欄の追加

Ø　「狂犬病予防接種」に関する６～10欄の項目 及び「狂犬病抗体検査情報」に関する「抗体検査2、３」の項目を新規に追加する。

○例　輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）

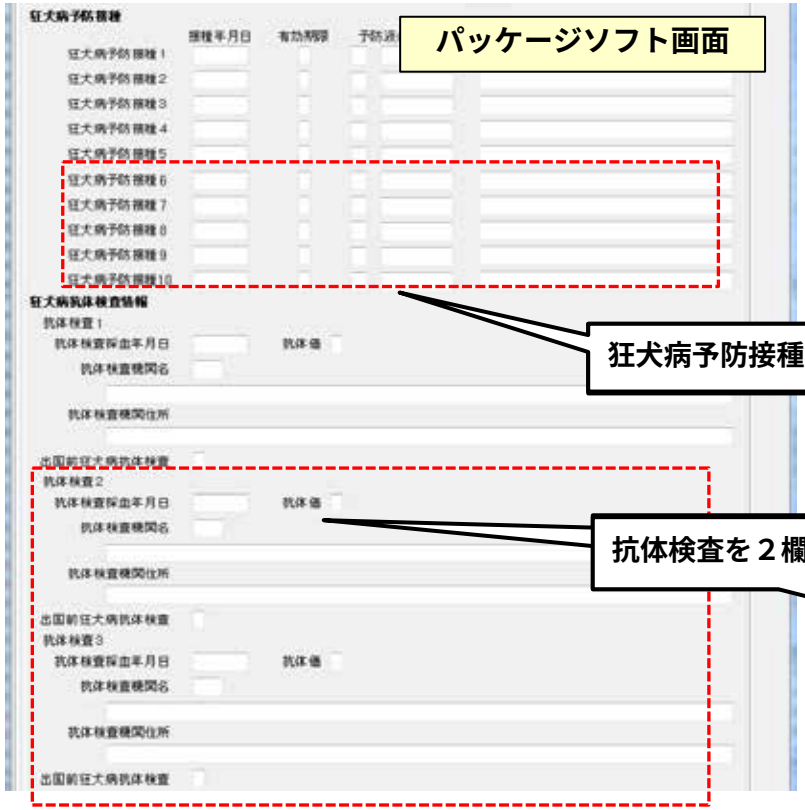

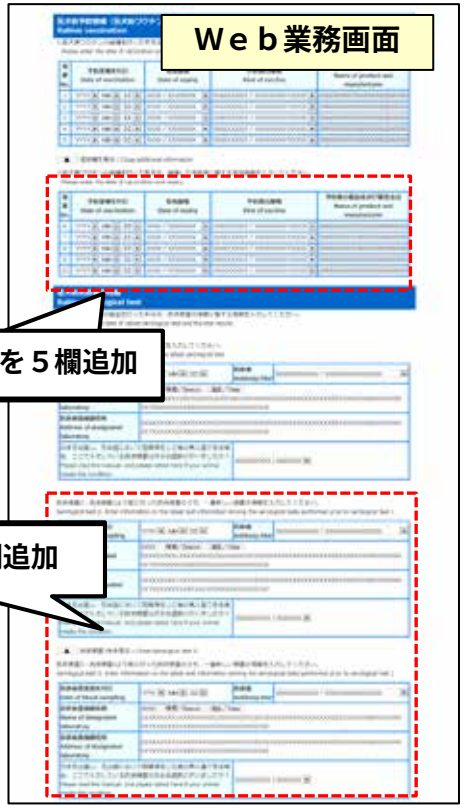

Ø変更対象業務

業務コード	対象業務
ＩＱＡ	輸入犬等検査申請事項登録
ＥＱＡ	輸出犬等検査申請事項登録

Ø変更対象帳票（項目追加）

変更対象帳票
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入検査申請情報（ＣＡＪ０２３）
狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請情報（ＣＡＪ０２４）
犬等の検疫検査結果通知情報（ＣＡＪ０２９）※輸入
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸出検査申請情報（ＣＡＪ０４５）
狂犬病予防法に基づく動物の輸出検査申請情報（ＣＡＪ０４６）
犬等の検疫検査結果通知情報（ＣＡＪ０４８）※輸出

植物防疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務等の改善（1）

- 「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務における卸下（しゃか）場所のコード化　及び　「植物等輸入検査申請（ＩＰＣ）」業務における検査申請控に申請年月日を出力する機能　を追加する。

詳細仕様検討結果

1．「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務等に「卸下場所コード」欄を追加し、入力コードに応じた保税地域略称を表示する。
　なお、Ｗｅｂ業務では「卸下場所コード」欄及び「検索ボタン」を追加し、「卸下場所コード」を検索できるようにする。

○ 例「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務

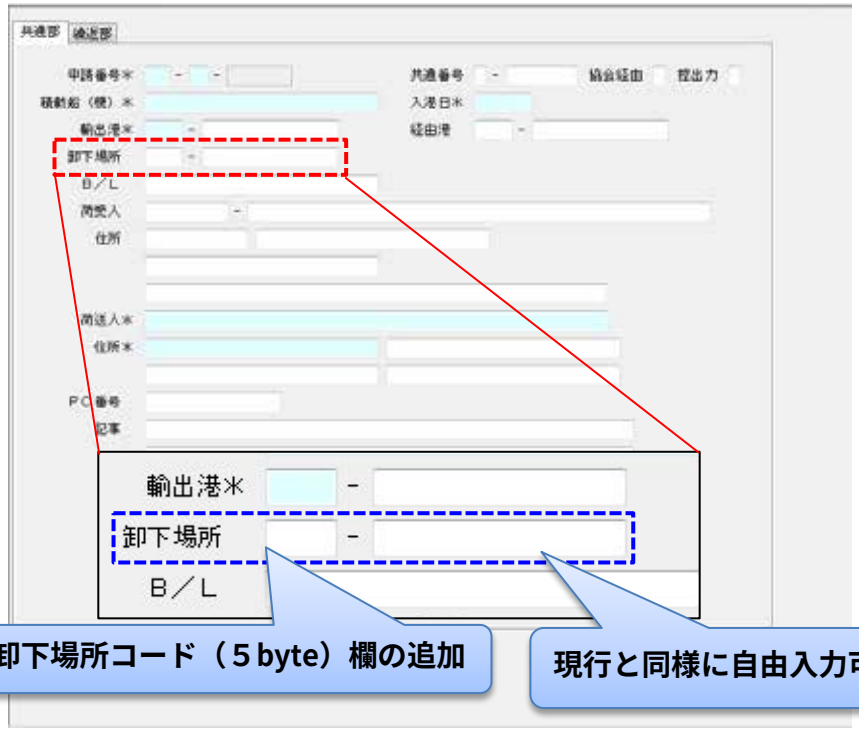

卸下場所コード（５byte）欄の追加

現行と同様に自由入力可能

「植物等輸入検査申請事項呼出し（ＩＰＢ）」業務で共通管理番号呼出しを行った場合には、「卸下場所コード」　欄に保税地域コードを補完する。

「卸下場所コード」欄の追加により、
変更対象となる業務は以下のとおり。

業務コード	業務名称
ＩＰＡ	植物等輸入検査申請事項登録
ＩＰＢ	植物等輸入検査申請事項呼出し
ＩＰＣ	植物等輸入検査申請
ＩＩＰ	植物等輸入検査現況照会
ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

植物 防疫	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「植物等輸入検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務等の改善（２）

詳細仕様検討結果

２．「植物、輸入禁止品等輸入検査申請控情報（ＣＨＡ００５）」に電文受信日時（ＮＡＣＣＳセンターサーバで処理要求を受け付けた日時）を申請年月日として「ｙｙｙｙｍｍｄｄ」の形式で表示する。

1 / 2

XXXXXXXXX1XXXXXE

植物、輸入禁止品等輸入検査申請控　　XXXXXXXXXE

下記の通り輸入いたしたいので検査を申請いたします。
住所　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XXXE
氏名　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXXE

植 物 防 疫 官 殿

申請NO　XXXXXXXXX1XXXXXE　申請年月日　XXXXXXXXXE
共通管理NO　XXXXXXXXXE　B/L(AWB)　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE　協会　X
積載船(機)名　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE　輸出港名　XXXXE－XXXXXXXXX1XXXXXXXXXE
入港年月日　XXXXXXXXXE　経由港名　XXXXE－XXXXXXXXX1XXXXXXXXXE

荷送人住所　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

新たに「申請年月日」を帳票出力項目に追加する。

荷送人氏名　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
荷受人住所　XXXXXXXXX1XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
荷受人氏名　XXXXXXXXX1XE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

植物防疫	航空海上	第15回WG	基本IV-13	輸出植物検査申請業務等のＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ化

- 輸出植物の検査申請業務についてＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ業務も提供し、ＮＡＣＣＳ端末や自社システムからの業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

現在、Ｗｅｂ業務にて提供している輸出植物の検査申請業務について、ＮＡＣＣＳ-ＥＤＩ業務も提供する。対象業務は、下図破線で囲まれている業務とする。

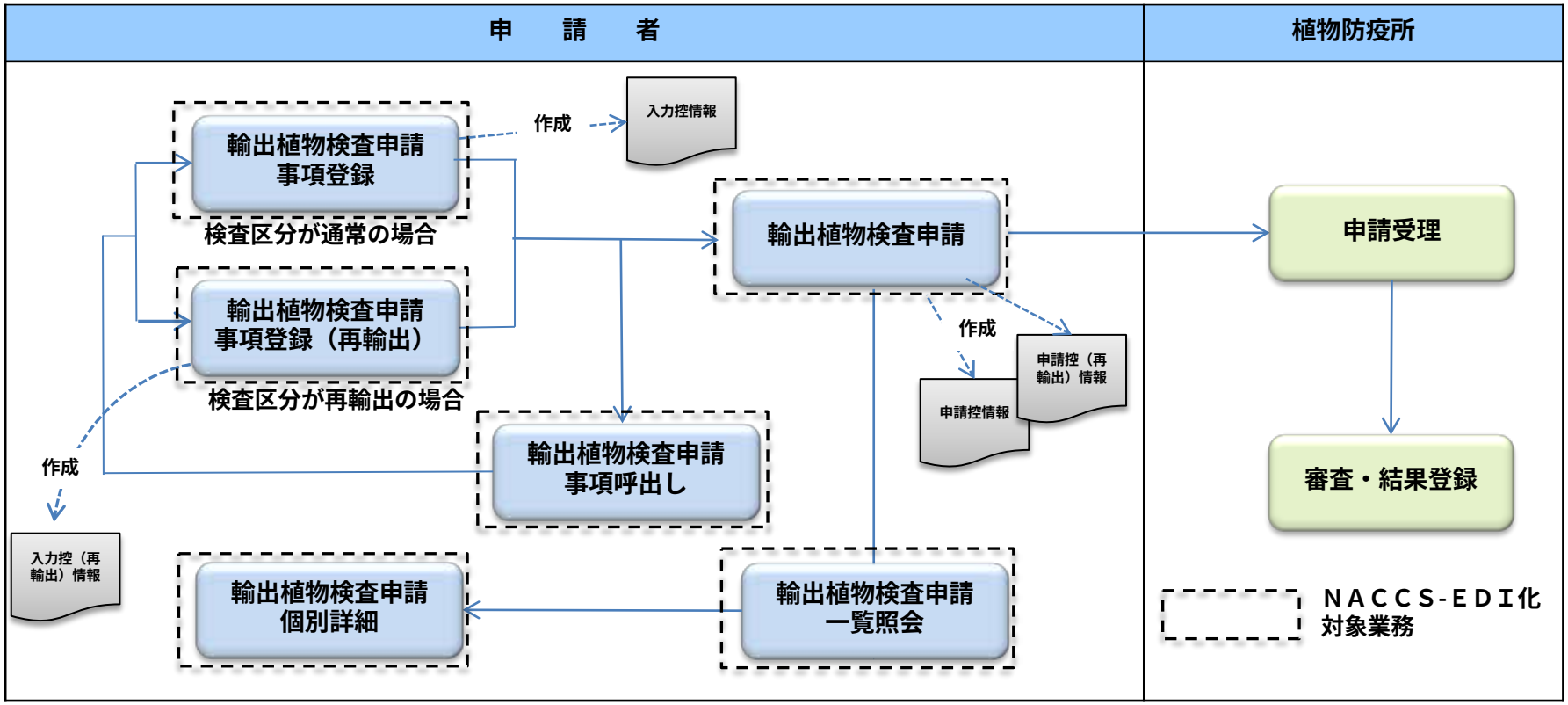

食品 検疫	航空 海上	第15回 第16回	WG	基本 Ⅳ-13	食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）業務等の改善（１）

・　食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）業務等の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）業務等について以下の改善等を実施する。

１．ＩＦＡ業務等の事項登録業務における「品目名」、「原材料・材質名」、「添加物・成分名」、「製造方法名」の各欄を英名から和名出力に変更する。

２．事項登録業務等の「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物コード」「添加物・成分名」の欄数を15欄から拡張する。
　なお、「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物・成分コード」「添加物・成分名」が15欄を超えた場合は、超過分は新たに「入力控別紙」を作成し出力する。

３．事項登録業務等の「原材料・材質名」「製造方法名」の各欄を画面出力項目から画面入力項目に変更する。「原材料・材質コード」、「製造加工方法コード」にバスケットコードを入力した場合に補完入力を可能とする。なお、入力控に出力する際は、画面に入力した内容を出力する。

４．事項登録業務等における画面入力項目及び画面/帳票出力項目として「商品名・ブランド名」欄を新たに追加する。

５．事項登録業務等における「試験成績書有無」、「コレラ証明書有無」の各欄を削除する。

６．事項登録業務等における「継続」欄に「初回」、「継続」、「更新」の区別を入力できるように変更する。

食品検疫	航空海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）業務等の改善（２）

詳細仕様検討結果

食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）業務等における、前記６項目の改善内容イメージは下記のとおりである。

⑤　「継続」欄に初回輸入、継続、更新の区別を入力するように変更する

⑥　試験成績書有無及びコレラ証明書有無の入力項目を削除し、遺伝子組換えの種類を衛生証明書番号の右に移動する。

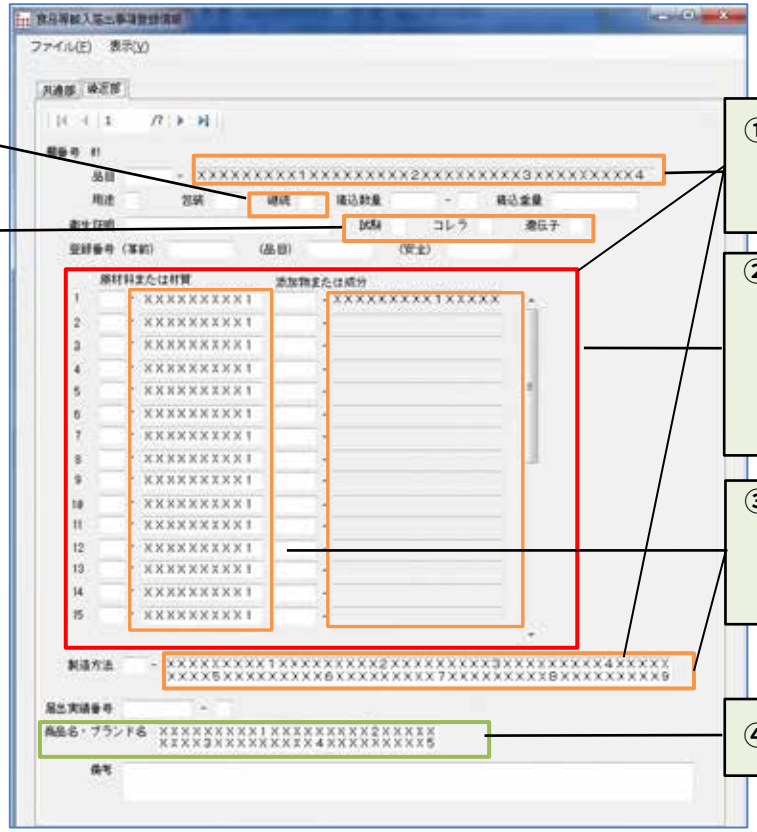

①　品目名、原材料・材質名、添加物・成分名、製造方法名を英名から和名出力に変更

②　原材料コード、原材料名、添加物コード、添加物名を拡張。「入力控別紙」を新規作成し、原材料・材質コード、原材料・材質名、添加物コード、添加物・成分名が15欄を超えた場合に出力

③　原材料・材質名、製造方法名を入力項目に変更。原材料・材質コード、製造加工方法コードがバスケットコードの時は入力

④　商品名・ブランド名を追加

食品検疫	航空海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	食品等輸入届出事項登録（ＩＦＡ）業務等の改善（３）

詳細仕様検討結果

１．変更対象業務

項番	業務コード	業　務　名　称
1	ＩＦＡ	食品等輸入届出事項登録
2	ＩＦＢ	食品等輸入届出事項呼出し
3	ＩＦＣ	食品等輸入届出
4	ＩＦＤ	食品等輸入届出変更事項呼出し
5	ＩＦＡ０１	食品等輸入届出変更事項登録
6	ＩＦＥ	食品等輸入届出変更
7	ＩＦＧ／ＩＦＧ０１	事前届出搬入連絡
8	ＳＷＡ	シングルウィンドウ輸入申告事項登録
9	ＩＩＦ	食品等輸入届出情報照会
10	ＲＩＦ	食品等輸入届出控再出力

２．変更対象帳票

項番	出力情報コード	帳　票　名　称
1	ＣＡＧ００１	食品等輸入届出事項登録入力控情報
2	ＣＡＧ００４	食品等輸入届出控情報
3	ＣＡＧ００６	食品等輸入届出変更事項登録入力控情報
4	ＣＡＧ００８	食品等輸入届出変更控情報
5	ＣＡＧ０１２	食品等輸入届出控再出力情報

動物検疫	航空海上	第16回WG	基本IV-13	「輸出畜産物検査申請事項登録（ＥＭＡ）」業務における検査実績等の入力

- 輸出検査申請された畜産物が、初めて申請された品目（初回）か、輸出検査実績がある品目（実績）かについて、「輸出畜産物検査申請事項登録（ＥＭＡ）」業務に入力項目を設ける。

詳細仕様検討結果

「輸出畜産物検査申請事項登録（ＥＭＡ）」業務に「初回」及び「実績」の入力欄を設ける。

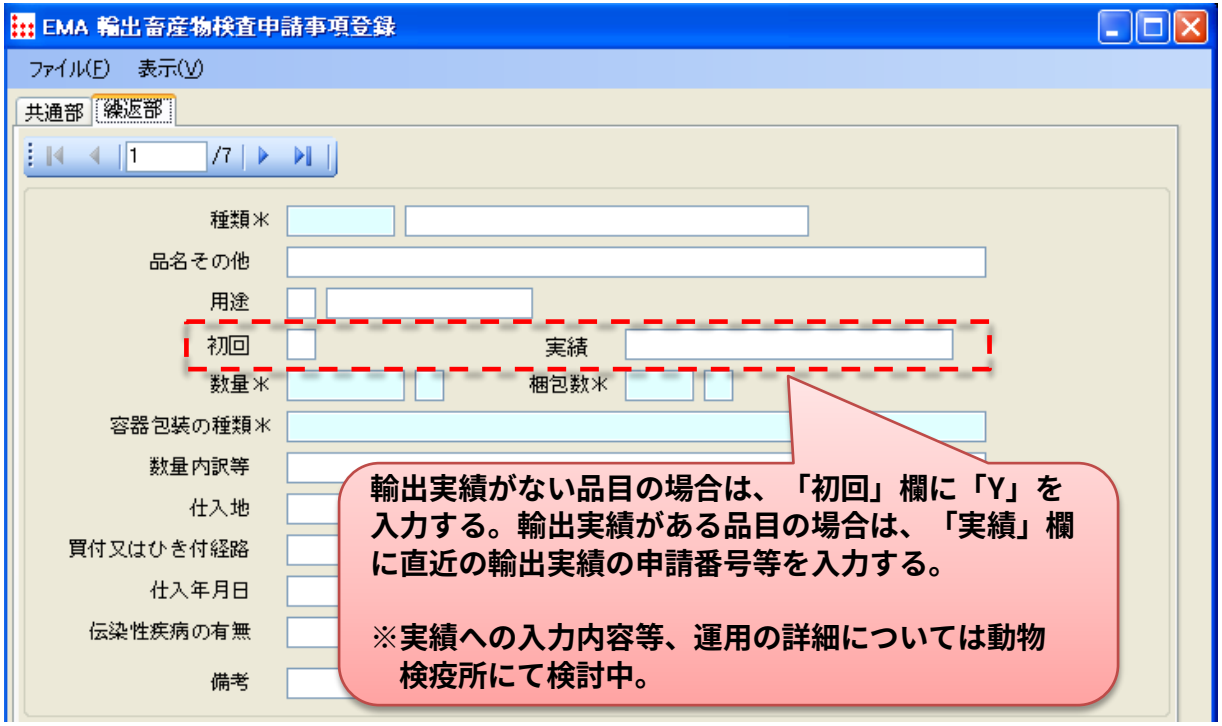

∅ 変更対象業務

業務コード	対象業務
ＥＭＡ	輸出畜産物検査申請事項登録
ＥＭＢ	輸出畜産物検査申請事項呼出し
ＥＭＣ	輸出畜産物検査申請
ＥＩＭ	輸出畜産物検査申請情報照会

食品検疫	航空海上	第16回WG	基本IV-13	食品等輸入届出業務等における「添付書類の有無」欄の追加

- 「食品等輸入届出（ＩＦＣ）」業務及び「食品等輸入届出変更（ＩＦＥ）」業務に添付書類の有無欄を追加する。

詳細仕様検討結果

食品等輸入届出業務等において添付ファイルの送付が可能となることから、別途で書面の書類が提出されるか否かを確認できるようにコンボボックスを新たに追加する。

（食品等輸入届出／食品等輸入届出変更画面）

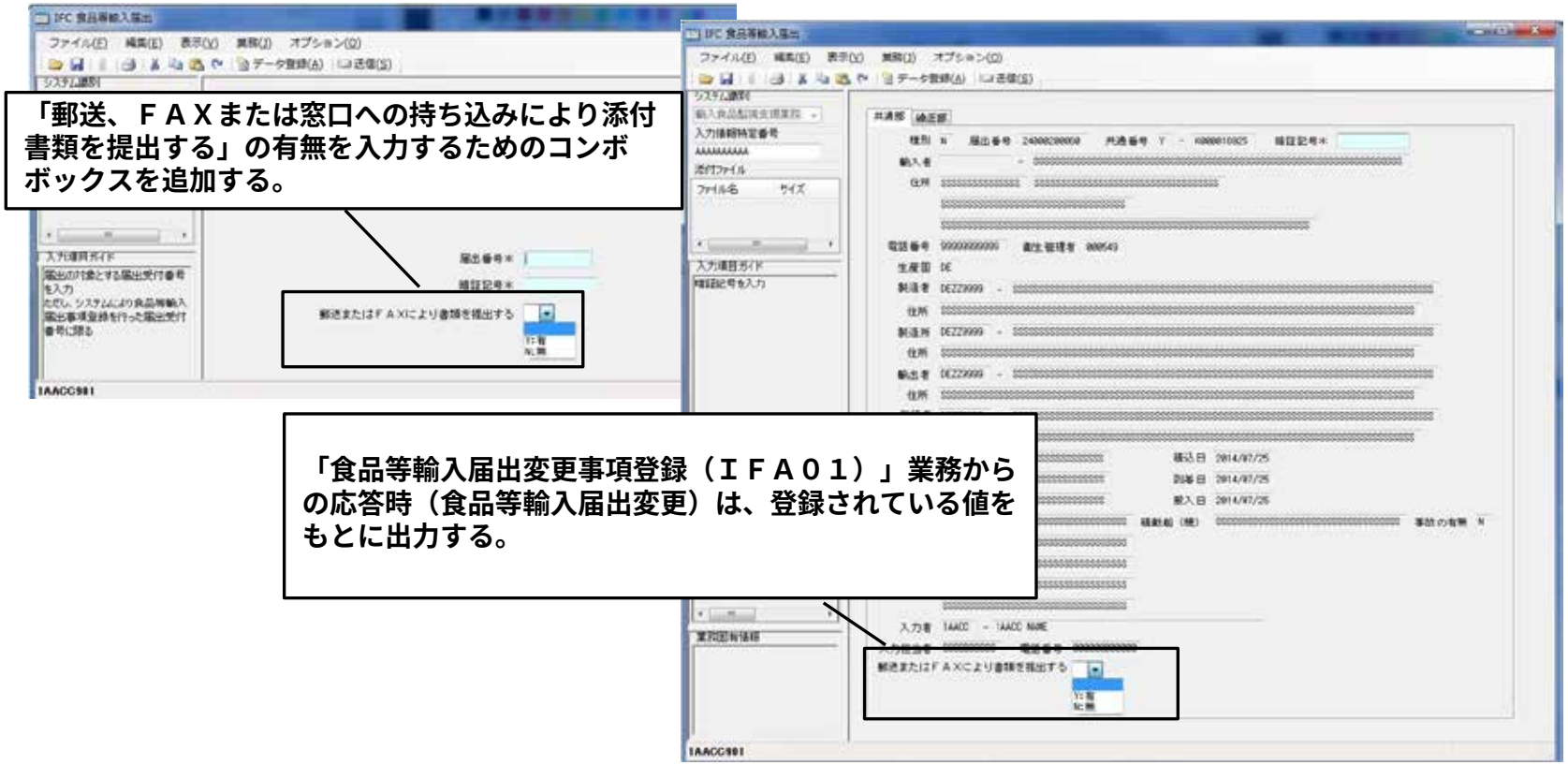

食品検疫	航空海上	第16回WG	基本IV-13	連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（1）

・　検疫所から利用者に対し発行する連絡書に対して、利用者がＮＡＣＣＳにより返答（連絡）できる機能を提供する。

詳細仕様検討結果

検疫所が発行する連絡書に対して利用者がコメントを返答（連絡）できる業務を新規追加する。

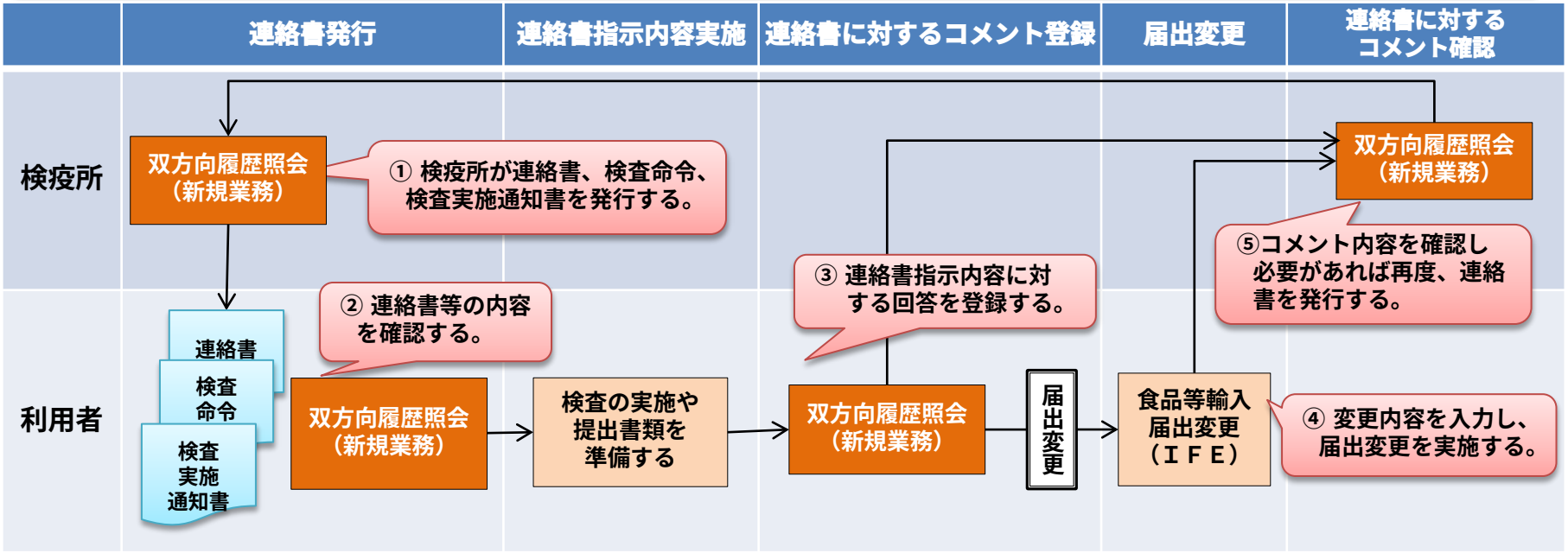

Ø　変更対象業務

業務コード	業務名称
ＩＦＥ	食品等輸入届出変更
ＣＦＨ／ＣＦＨ０１	双方向履歴照会　【新設】

Ø　変更対象帳票

出力情報コード	帳票名称
ＣＡＧ０１５	検査実施通知書情報
ＣＡＧ０１６	連絡書情報

食品検疫	航空海上	第16回WG	基本IV-13	連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（２）

詳細仕様検討結果

１．双方向履歴照会の画面イメージ

双方向履歴照会呼出し【新設】

連絡書に対する返答をするために、該当の届出番号を入力する。
※ 全ての欄が事前審査終了又は全ての欄の届出済証が発行された場合は、呼出しできない。

双方向履歴照会【新設】

コメントを入力し、送信する。

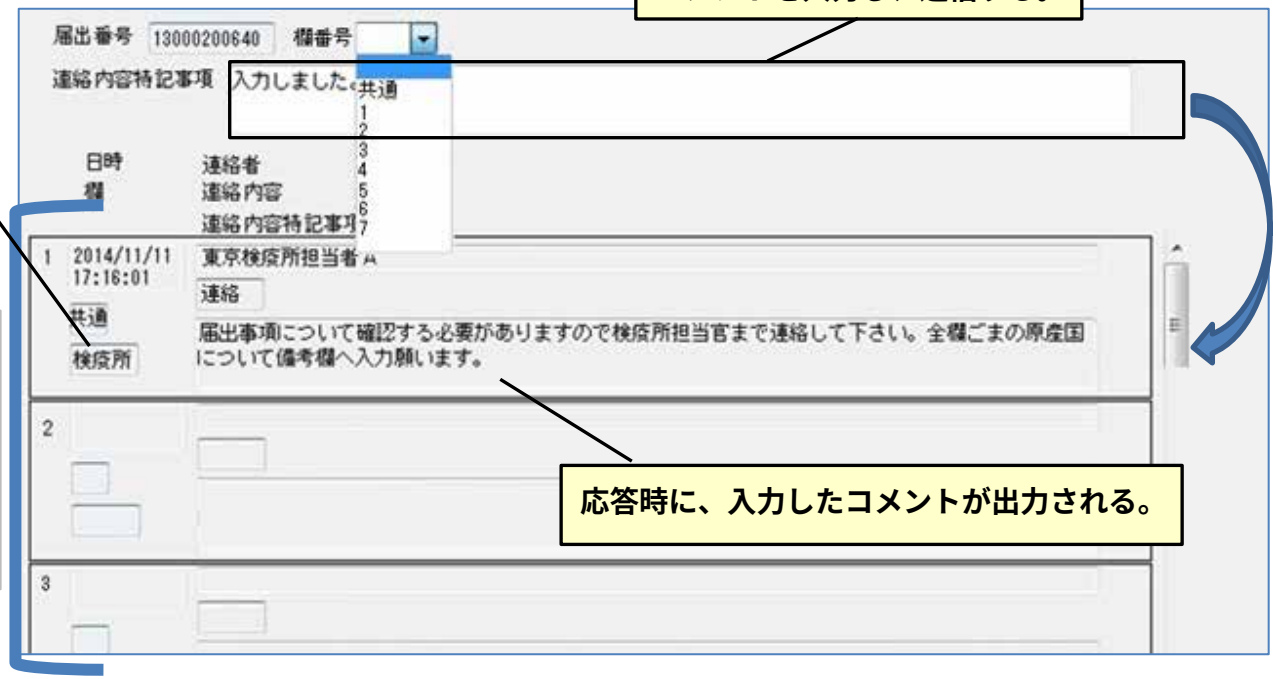

検疫所のコメントなのか連絡担当者（民間業者）のコメントなのかわかる。

検疫所名又は連絡担当者を出力

連絡日時の新しいものから上位に出力する。
最大出力件数は140件とし、
新しいものから140件まで出力する。

応答時に、入力したコメントが出力される。

食品検疫	航空海上	第16回WG	基本IV-13	連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（３）

詳細仕様検討結果

２．食品等輸入届出変更（ＩＦＥ）の変更イメージ

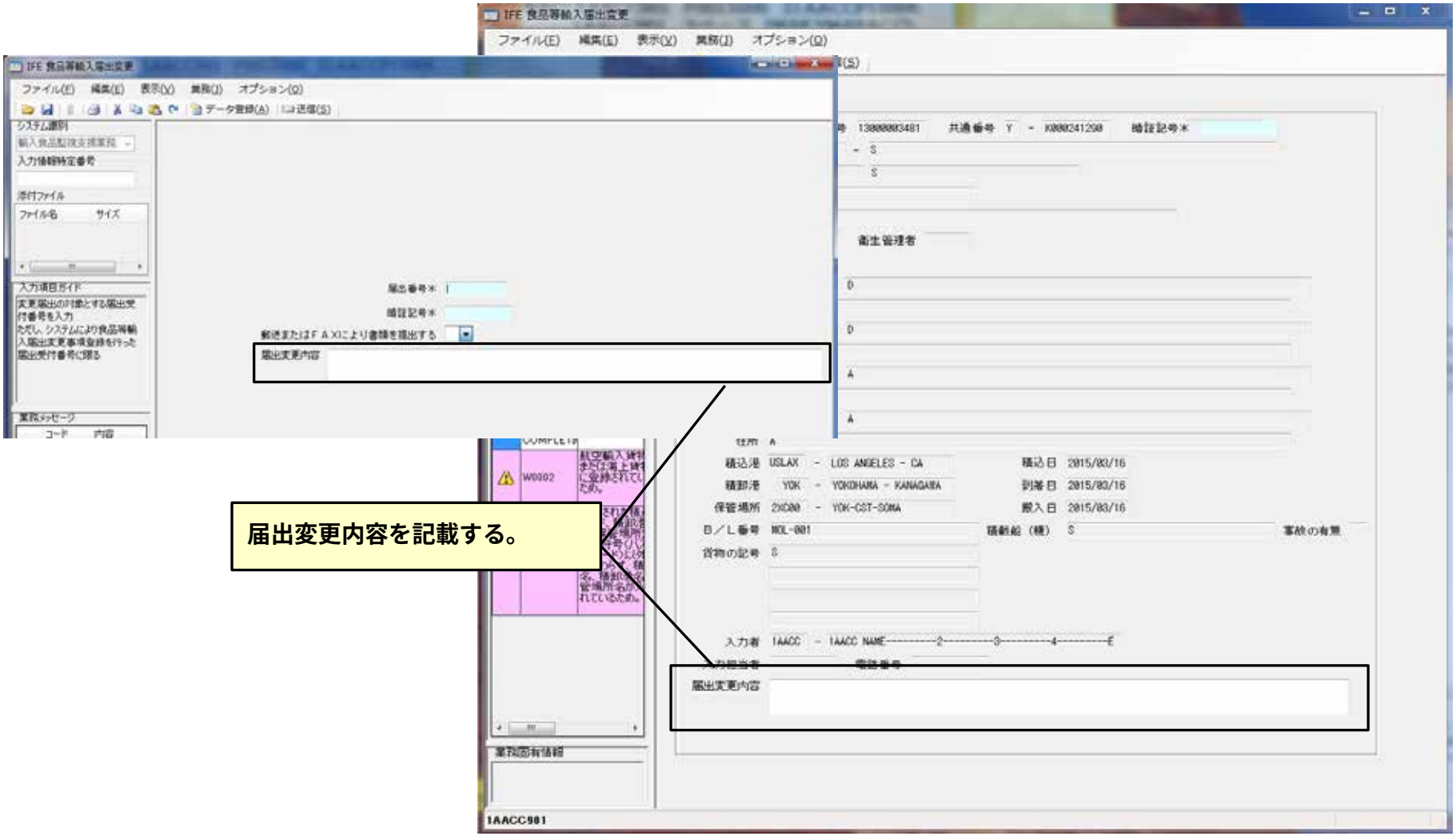

食品検疫	航空海上	第16回WG	基本IV-13	「事前届出搬入連絡（ＩＦＧ）」業務後の検査命令書の自動発行

- 事前届出の検査命令について、搬入確定（ＩＦＧ）後に自動で発行するように変更する。

詳細仕様検討結果

【現行】搬入後に輸入者が検疫所に命令書を発行するように連絡をする。

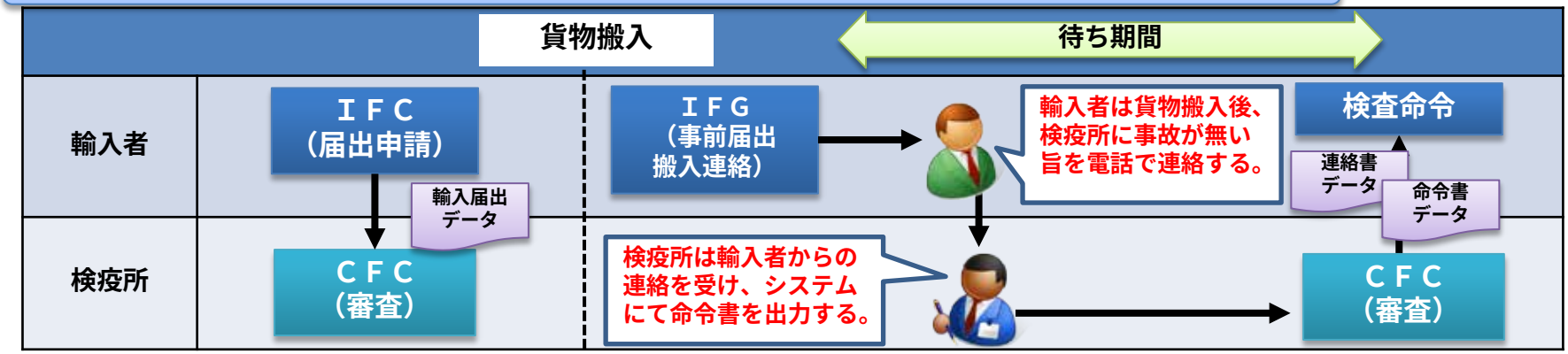

【次期】搬入後に輸入者がＩＦＧ業務を行うことで、自動発行された命令書を受信できる。

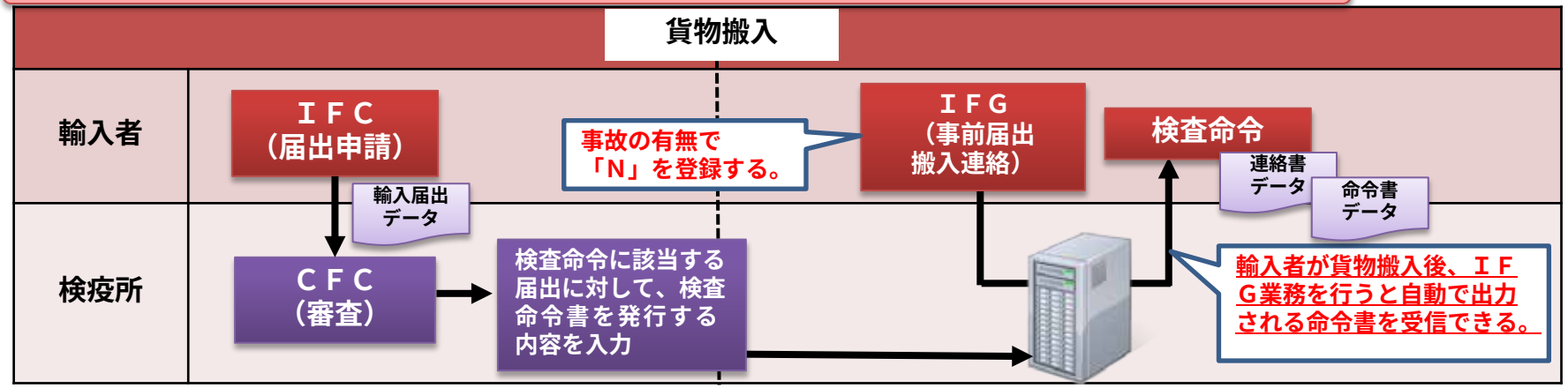

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（1）

- 医薬品医療機器等輸出入手続き業務について改善要望を踏まえて必要な見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
1	医薬業務における電子メール通知機能の追加	届出等を行った際や、届出等が受理／不受理となった際、電子メールで通知してほしい。なお、電子メール通知先は複数設定することが可能で、「常に通知する先」と「届出ごとに個別通知する先」を分けて登録したい。	①　届出者が常に通知する先のメールアドレスを登録する業務を新設する。 ②　事項登録業務に個別に通知する先のメールアドレス入力欄を追加する。 ③　届出系業務や確認系業務において、登録されたメールアドレス宛に、届出された旨や確認完了した旨の電子メールを送信する。
2	委託関係登録業務の新設	輸入報告を代理申請する場合に添付する委任状について、同じ委任状を何度も添付しなくていいように改善してほしい。	①　委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。 ②　官利用者が委託関係の登録内容を確認する業務を新設する。 ③　委託関係テーブルの登録内容とＰＯＡ業務の入力内容の整合性を確認する。
3	利用者情報登録の改善	①　項目「営業所等名称」の桁数が日本語１５文字であり不足しているので増やしてほしい。 ②　主たる機能を有する事務所の名称・住所を記載する欄が無いので設けてほしい。 ③　備考を記載する欄を設けてほしい。	①　項目「営業所等名称」の桁数を日本語３０文字にする。 ②　項目「主たる機能を有する事務所又は製造所名称」「主たる機能を有する事務所又は製造所所在地」を新設する。 ③　項目「備考」を新設する。
4	官側の確認中状況の追加	届出者が官側で確認業務を開始した状況を確認できるようにしてほしい。	確認業務実施前の届出状況に「確認中」の種別を表示させるようにする。
5	一覧照会業務に届出者名の出力	一覧照会で「届出者名」を確認したい。	医薬品医療機器等一覧照会情報に「届出者名」を出力する。

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（２）

詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
6	項目・画面構成の見直し	輸入報告事項登録業務については「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等の別添様式について、輸入の目的ごとに添付必須となる様式の種類が異なることから、利用者が輸入の目的による必要な入力内容がわかるように画面構成等を見直してほしい。	①　輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。それに伴い、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成を見直す。 ②　何を入力すればよいか分かるように、入力ガイド、エラーメッセージの文言を見直す。
7	代行業者の単独申請	輸入報告を代理申請する場合に、ＮＡＣＣＳ利用者ではない委託元利用者の代行申請も可能としてほしい。	①　単独の代行申請（委託元利用者が利用者情報登録を行っていない場合の代行申請）を表すフラグ項目を追加する。 ②　単独の代行申請の場合は、通常は委託元利用者コードから補完している項目を、手入力可能とする。
8	体外診断用医薬品の追加	法改正後の輸入報告書様式に合わせて、輸入報告の「品目の別」に「体外診断医薬品」を追加してほしい。	輸入報告業務の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加する。
9	通知事項欄の利便性向上	通知事項欄の文字数を増やしてほしい。	998byte（全角499文字）の通知事項欄を１欄設ける。

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（３）

詳細仕様検討結果

検討項番１．ＮＡＣＣＳ端末を持たない関係者に向けて、届出を行ったことや確認が完了したことを通知するため、電子メールによる通知機能を追加する。

（１）常時通知先メールアドレスの登録・変更イメージ

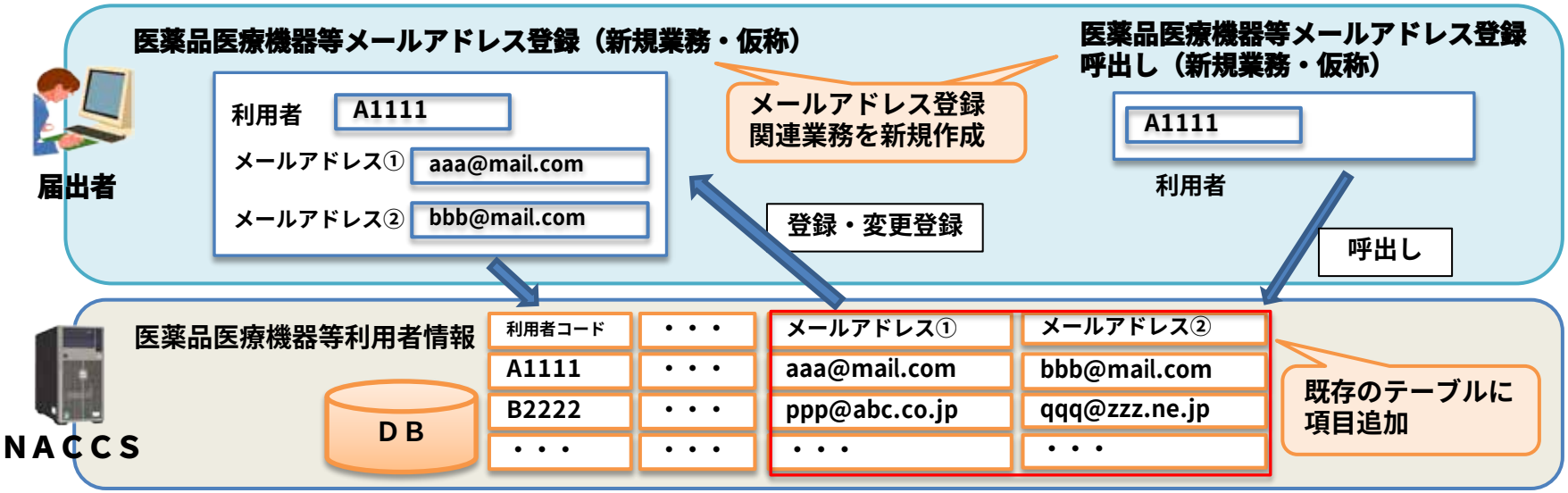

① メールアドレス登録の対象業務

区　分	登　録　業　務
常時通知先	医薬品医療機器等メールアドレス登録（新規・仮称）
個別通知先	医薬品医療機器等輸入届出事項登録（ＰＧＡ） 医薬品医療機器等輸入変更届出確認（ＰＧＭ０１） 医薬品医療機器等輸出用届出事項登録（ＰＴＡ） 医薬品医療機器等輸出用変更届出確認（ＰＴＭ０１） 医薬品医療機器等輸入報告事項登録（ＰＯＡ）

② メール送信の対象業務

メール送信業務
医薬品医療機器等輸入届出（ＰＧＣ） 医薬品医療機器等輸入変更届出（ＰＧＭ０２） 医薬品医療機器等輸出用届出（ＰＴＣ） 医薬品医療機器等輸出用変更届出（ＰＴＭ０２） 医薬品医療機器等輸入報告（ＰＯＣ）
医薬品医療機器等輸入届出確認（ＰＧＫ０１） 医薬品医療機器等輸出用届出確認（ＰＴＫ０１） 医薬品医療機器等輸入報告確認　（ＰＯＫ０１）

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（4）

詳細仕様検討結果

（2）個別通知先メールアドレスの登録とメール送信（輸入届出時の例）

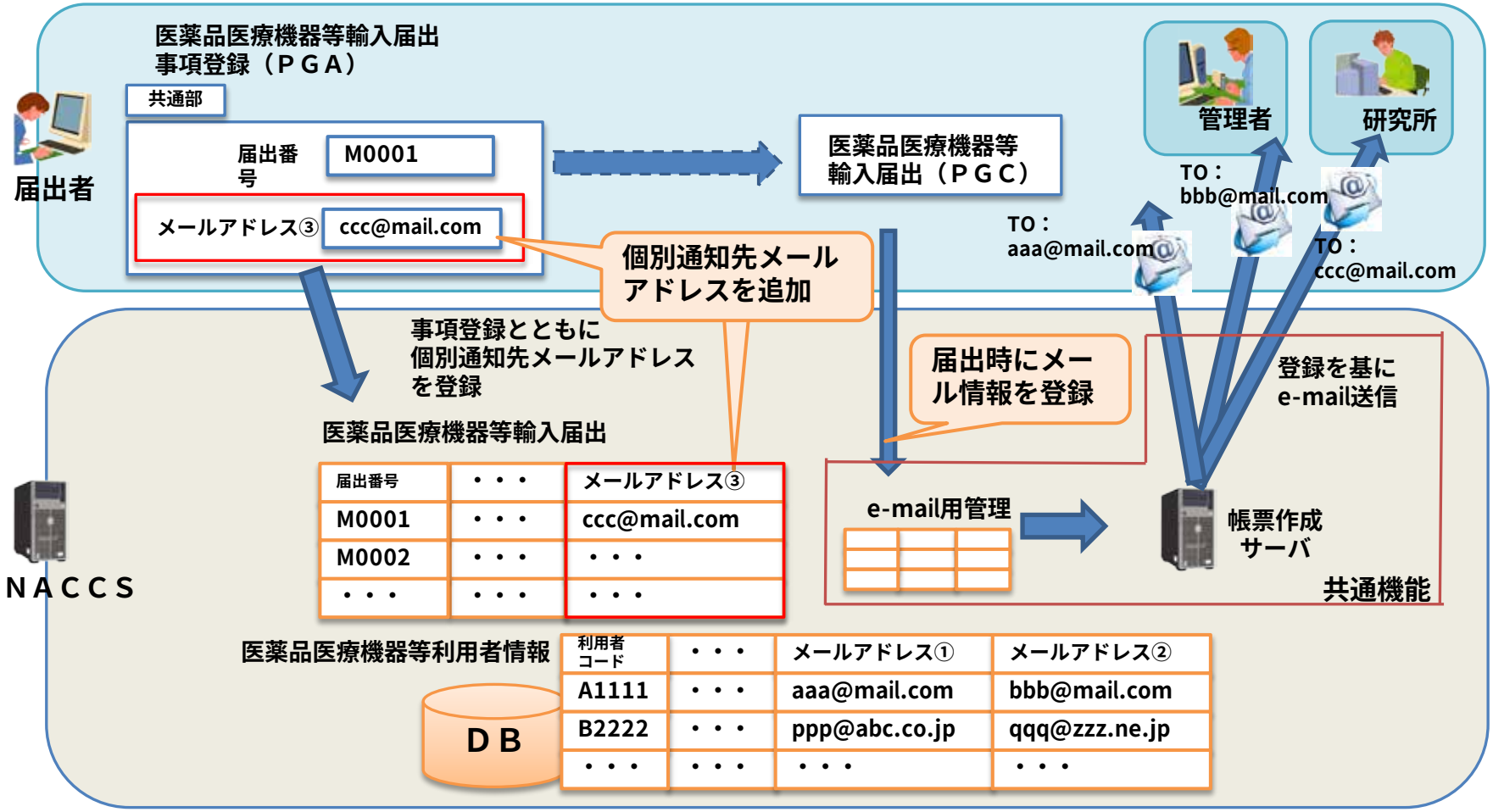

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（5）

詳細仕様検討結果

検討項番２．輸入報告業務で委託契約関係を管理する委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。官利用者は委託関係の登録内容を参照する業務（新設）を利用して委託関係を確認する。

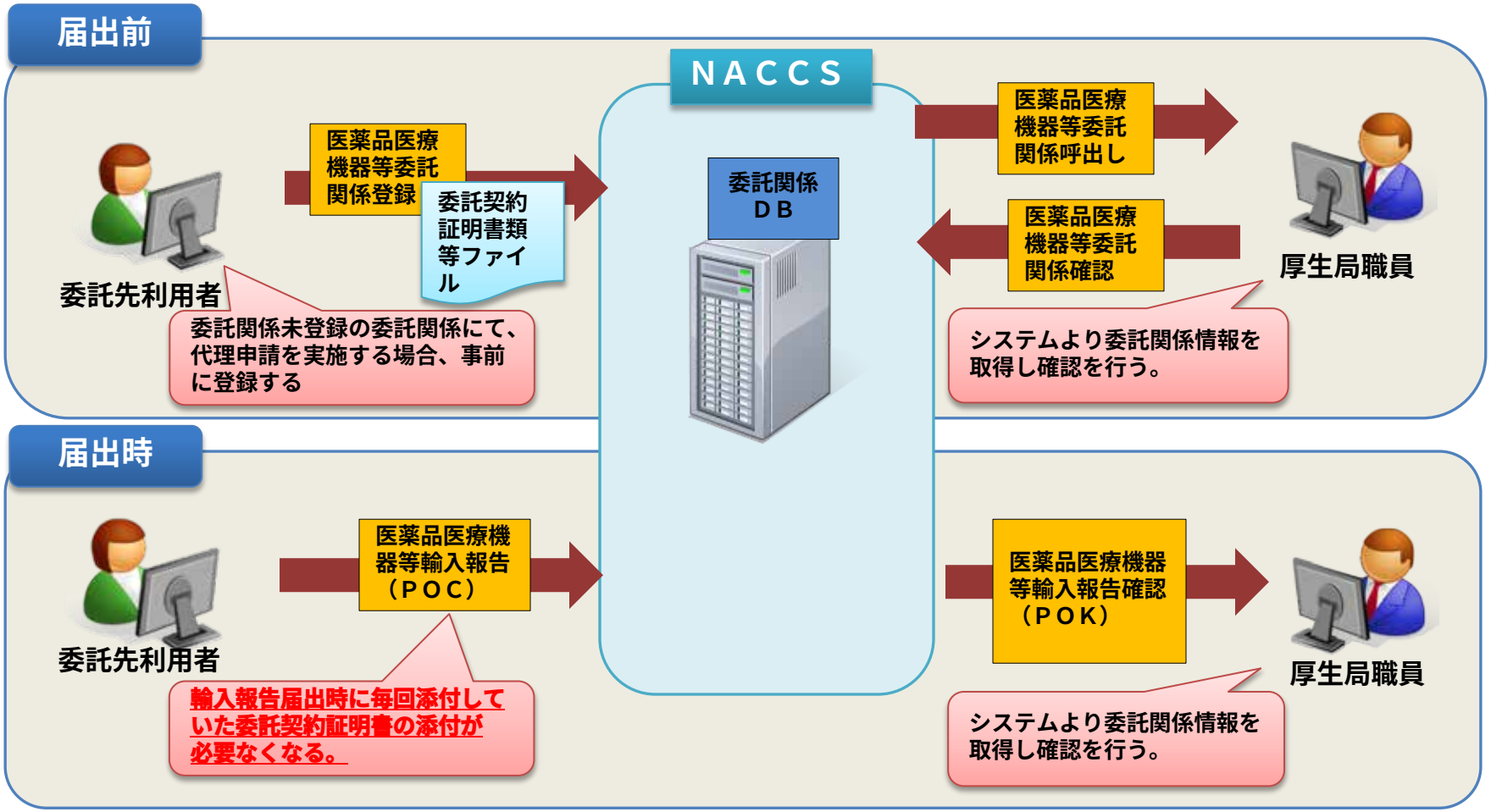

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（6）

詳細仕様検討結果

検討項番４．届出者が官側で確認業務を開始したことを確認可能とするため、届出状況に「確認中」の種別を表示させる。

現行ＮＡＣＣＳ

①輸入届出（ＰＧＣ）業務
　輸出用届出（ＰＴＣ）業務
②輸入変更届出（ＰＧＭ０２）業務
　輸出用変更届出（ＰＴＭ０２）業務
③輸入報告（ＰＯＣ）業務

送信　届出者

①ＰＧＡ
ＰＴＣ

②ＰＧＭ０２
ＰＴＭ０２

③ＰＯＣ

②届出／③変更届出／④報告

官側の確認開始

確認　厚生局・ＰＭＤＡ

受理・不受理の入力

第６次ＮＡＣＣＳ

①利用者情報登録（ＰＹＡ）業務
②輸入届出（ＰＧＣ）業務
　輸出用届出（ＰＴＣ）業務
③輸入変更届出（ＰＧＭ０２）業務
　輸出用変更届出（ＰＴＭ０２）業務
④輸入報告（ＰＯＣ）業務

①ＰＹＡ

②ＰＧＡ
ＰＴＣ

③ＰＧＭ０２
ＰＴＭ０２

④ＰＯＣ

官側が審査業務を立ち上げる

①送信済
②届出
③変更届出
④報告

確　認　中

受理・不受理の入力

照会業務の画面イメージ

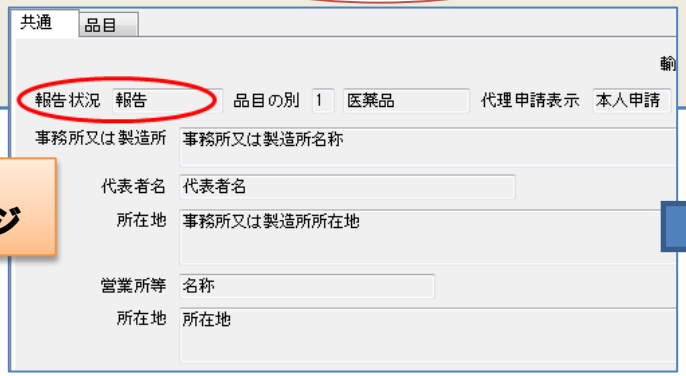

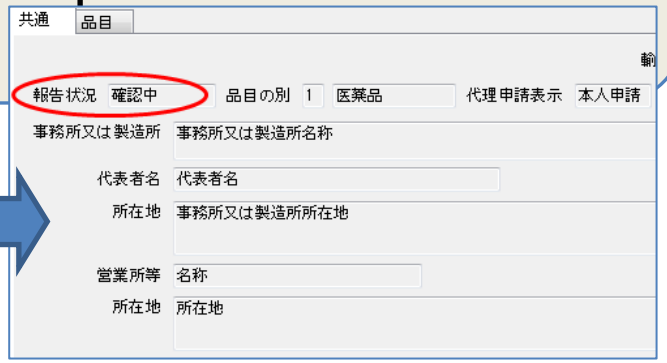

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（7）

詳細仕様検討結果

検討項番６．輸入の目的ごとに添付必須となる様式（下表参照）を「種別（画面コード）」で制御する仕様に変更する。
それに併せて、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成についても見直しを実施する。

	種別	輸入報告書	臨床試験計画書	試験研究計画書 訓練計画書	商品説明書 （個人・医師用 医薬品）	商品説明書 （個人・医師用 医薬品以外）	再輸入品 ・返送品用
１：治療（企業）用 ２：臨床試験（医師）用	ＲＩＮ	○	○				
３：試験研究・社内見本用（試験研究） ４：社員訓練用	ＳＫＫ	○		○			
３：試験研究・社内見本用（社内見本） ５：展示品 ６：個人用（医薬品以外） ７：医療従事者個人用（医薬品以外） ９：自家消費用	ＳＨＡ	○				○	
６：個人用（医薬品） ７：医療従事者個人用（医薬品）	ＳＨＢ	○			○		
８：再輸入品・返送品用	ＫＹＮ	○					○
１０：治療（企業）用＋試験研究用	ＣＨＳ	○	○	○			

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（8）

詳細仕様検討結果

検討項番６（続き）

現　行

「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等のすべての別添様式が輸入の目的に係らず、輸入報告事項登録業務画面に表示されている。

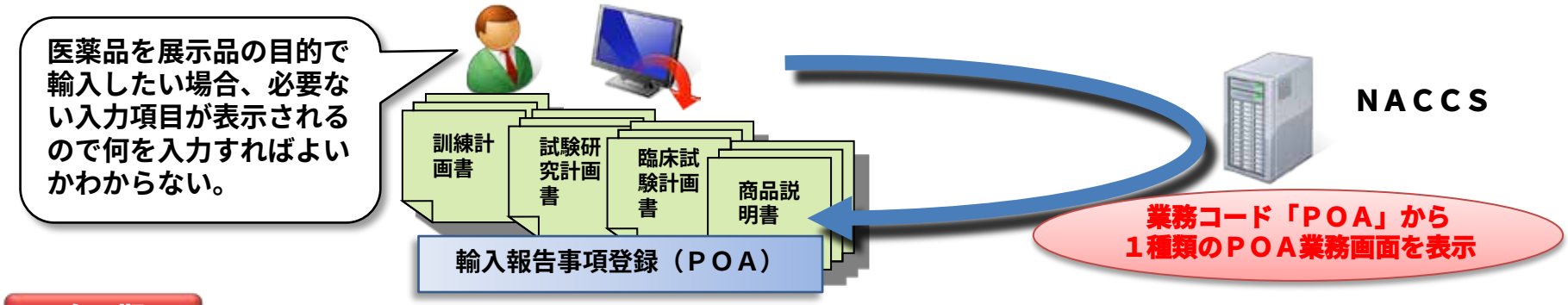

次　期

輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。共通部分も必要な項目のみになるように画面構成を精査し、入力ガイドも見直す。

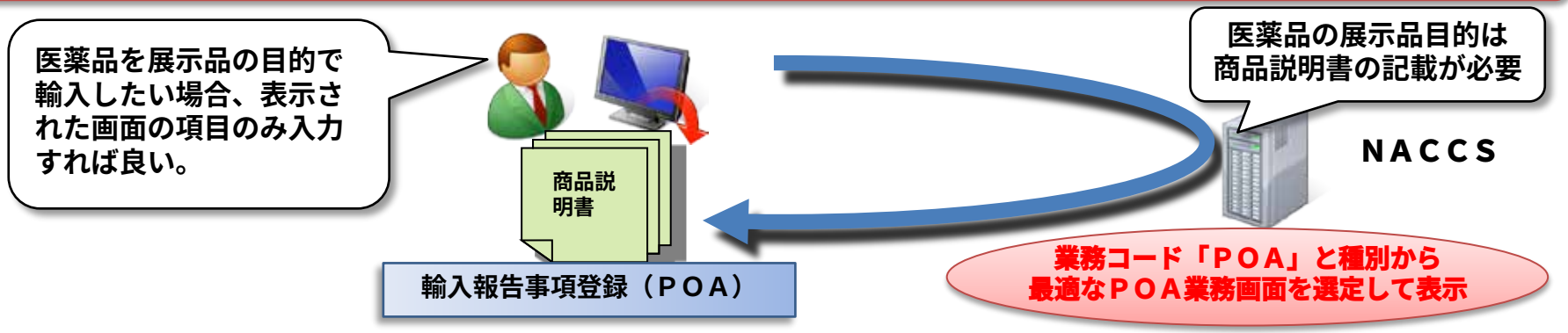

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（9）

詳細仕様検討結果

検討項番６・７・８

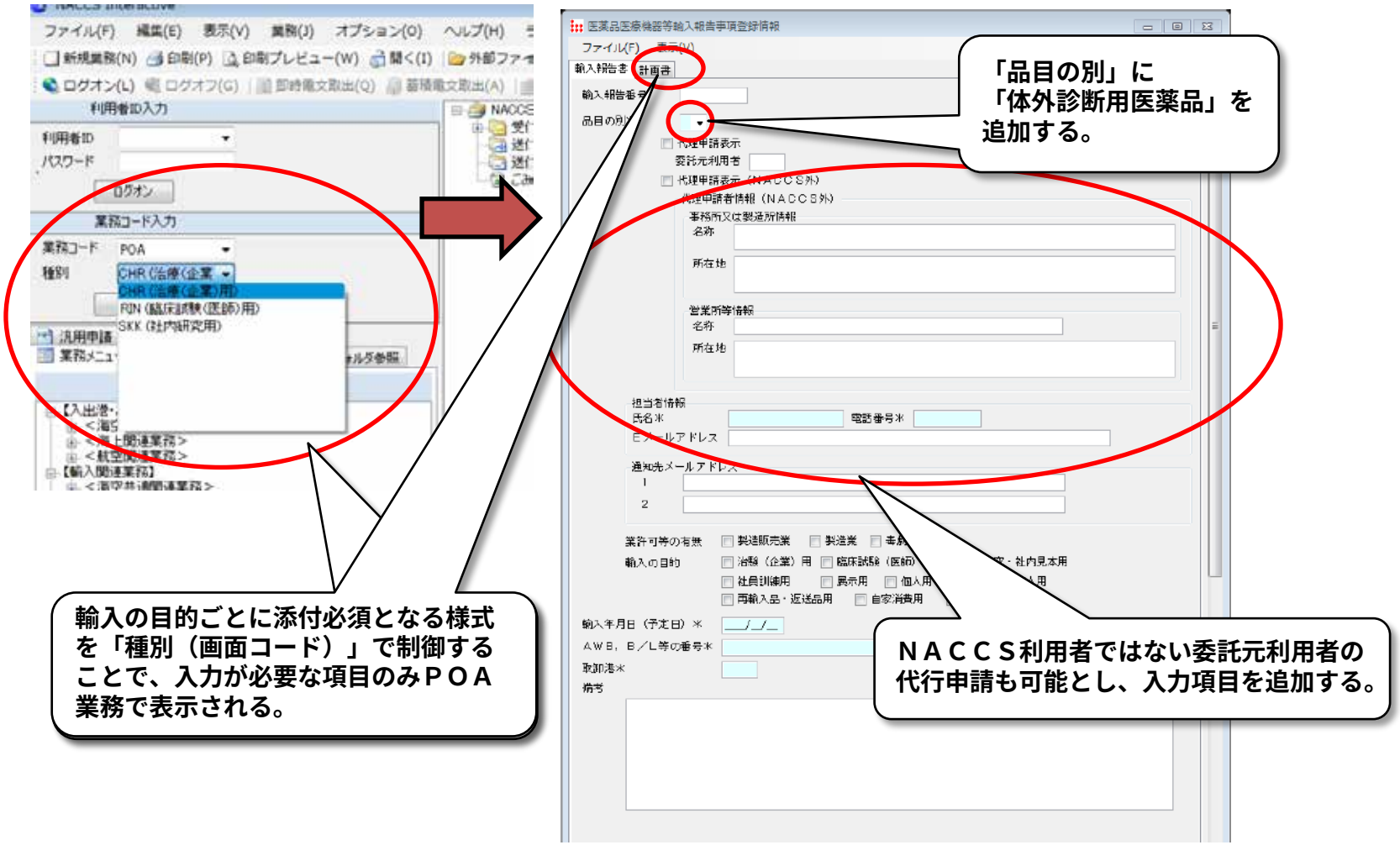

共通	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	輸入予備申告における検査指定情報等の出力

詳細仕様検討結果

・輸入の予備申告中であっても検査指定等が実施された時点で、申告者へ検査指定情報等を配信することを可能とする。

現 行

輸入の予備申告中に検査指定等が実施されても、申告者には検査指定情報等が配信されない。申告者への検査指定情報等の配信は、本申告を実施した時点で行われる。

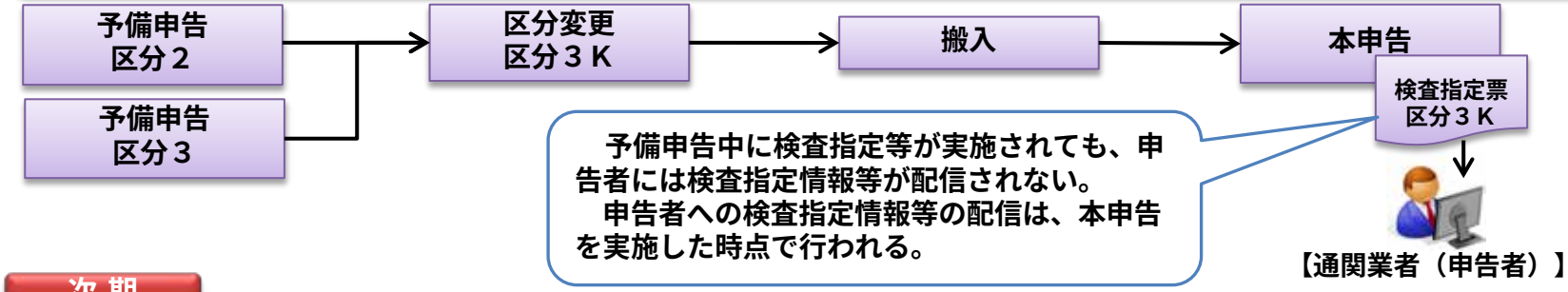

次 期

輸入の予備申告中であっても、検査指定等が実施された時点で、申告者へ検査指定情報等を配信する。

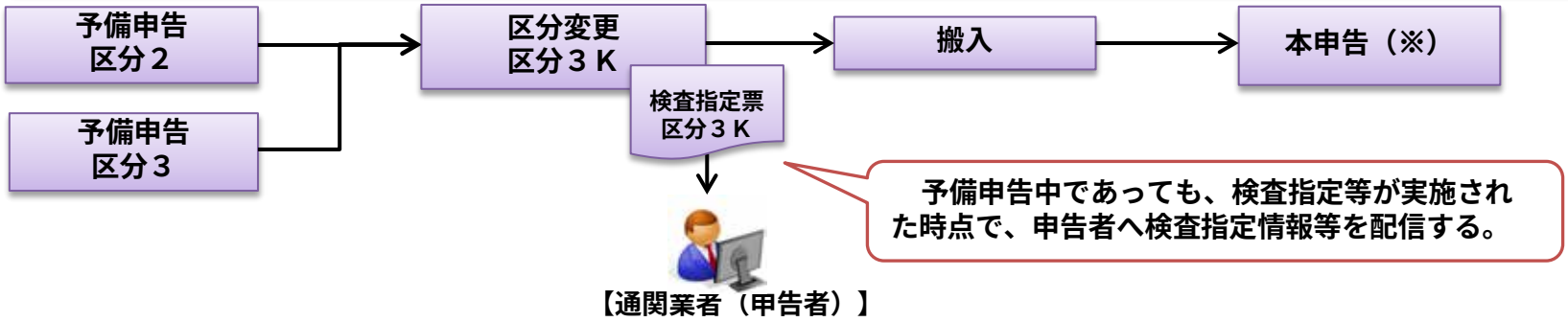

※　通関予定蔵置場には、現行どおり本申告時に検査指定情報等が配信される。

共通	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化の概要（1）

- 輸出入申告官署の自由化に伴い必要となるシステム仕様の改変を実施する。

詳細仕様検討結果

輸出入申告官署の自由化の概要

- 適正通関の確保の観点から蔵置官署を申告官署とする原則は、維持する。
- ＡＥＯ輸出者に係る輸出申告及びＡＥＯ輸入者に係る輸入申告並びにＡＥＯ通関業者が取り扱う輸出入申告について、非蔵置官署への申告を認める。
- 通関業者の営業区域制限を廃止する。

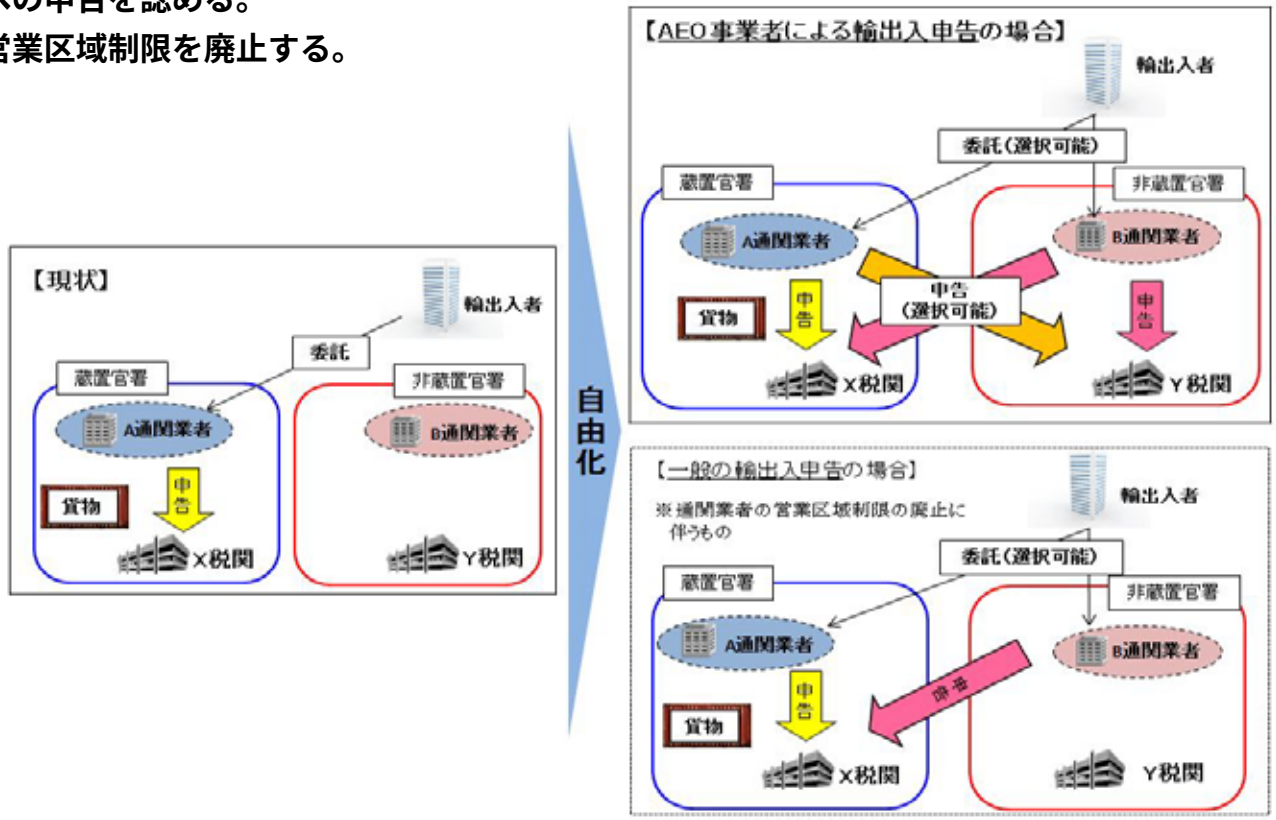

共通	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化の概要（２）

詳細仕様検討結果

システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応について

現行

貨物の蔵置官署と異なる税関の税関官署への輸出入申告は原則不可（※１）。

（例：沖縄地区税関本関（９Ａ）管轄の蔵置場（９ＡＷＷＷ）に蔵置している貨物について東京税関本関（１Ａ）に申告することはできない。）

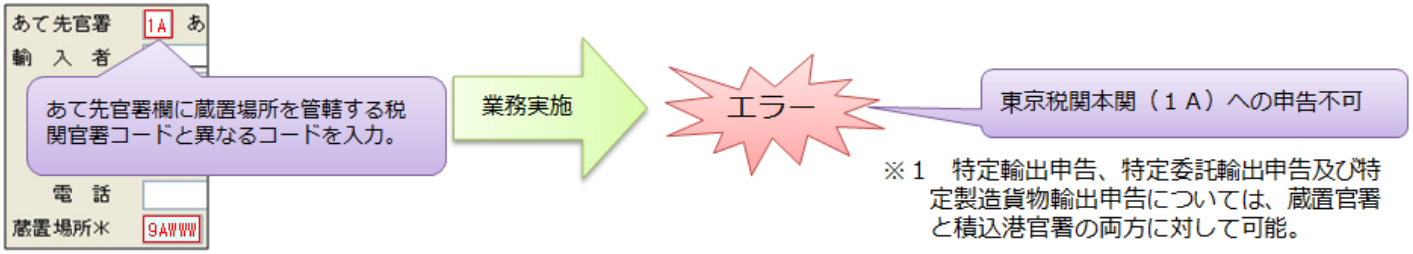

例：輸入申告事項登録（ＩＤＡ）画面

※１　特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告については、蔵置官署と積込港官署の両方に対して可能。

次期

ＡＥＯ事業者に係る輸出入申告（※２）については、非蔵置官署へ申告することができる。

（例：ＡＥＯ事業者に係る輸出入申告であれば、沖縄地区税関本関（９Ａ）管轄の蔵置場に蔵置している貨物について東京税関本関（１Ａ）に申告できるようにする。）

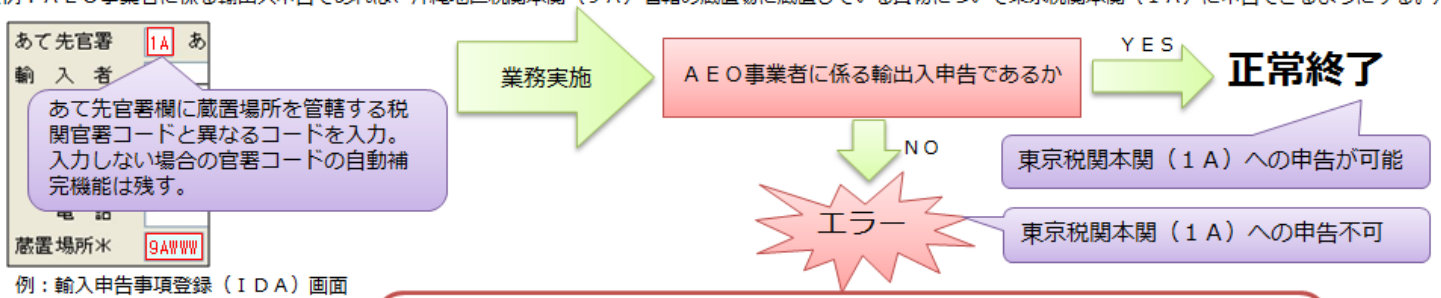

例：輸入申告事項登録（ＩＤＡ）画面

※２　ＡＥＯ事業者に係る輸出入申告の条件･･･以下のいずれかに該当すること
輸出の場合　①　輸出者が特定輸出者または特定製造貨物輸出者である。
②　認定通関業者による輸出申告である。
輸入の場合　①　輸入者が特例輸入者である。
②　認定通関業者による輸入申告である。

共通	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化の概要（３）

詳細仕様検討結果

新たに追加される入出力項目について

輸出入申告官署の自由化に伴い、輸出入申告における入出力項目に以下３項目を追加する。

項番	入力／出力	項目名	概要
1	入力／出力	通知先 （仮称）	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
2	出力	蔵置税関 （仮称）	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署名が出力される。
3	出力	蔵置税関部門 （仮称）	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署の通関担当部門が出力される。

検疫（人）	航空	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等にかかる改善（１）

・　「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等にかかる改善を実施する。

詳細仕様検討結果

１．「検疫済証発行（ＱＣＩ）」業務にて同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

次 期

現状、「検疫済証発行（ＱＣＩ）」業務による検疫済証又は仮検疫済証の再発行は、取消後、再度、別検疫所通知番号で発行する必要がある。次期では、当初と同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

前提条件

① 再発行であるか否かを判定するため、「検疫済証発行（ＱＣＩ）」業務に入力項目を追加する。
② 発行回数を表す枝番項目を追加し、帳票に出力する。（照会業務では参照不可）
③ 発行取消後の再発行は現行どおりとし、通知番号を新たに払い出す。

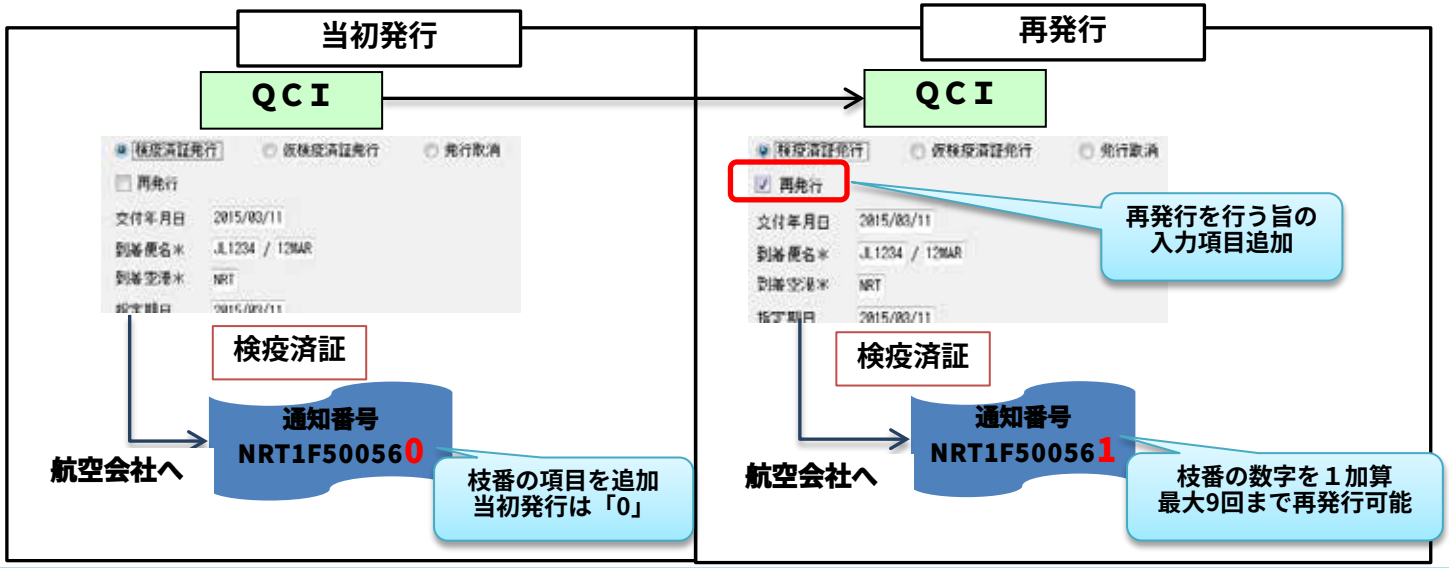

検疫（人）	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等にかかる改善（2）

詳細仕様検討結果

２．「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務の「記事欄」について、日本語入力を可能とし、桁数も拡大することにより、詳細情報を入力できるようにする。ただし、「入港届（ＧＩＲ０１）」業務の記事欄と「桁数」及び「属性」が異なることになるため、本業務で入力した「記事欄」の内容については、「入港届呼出し（ＧＩＲ）」業務で呼出しをしないように併せて変更する。

次 期イメージ

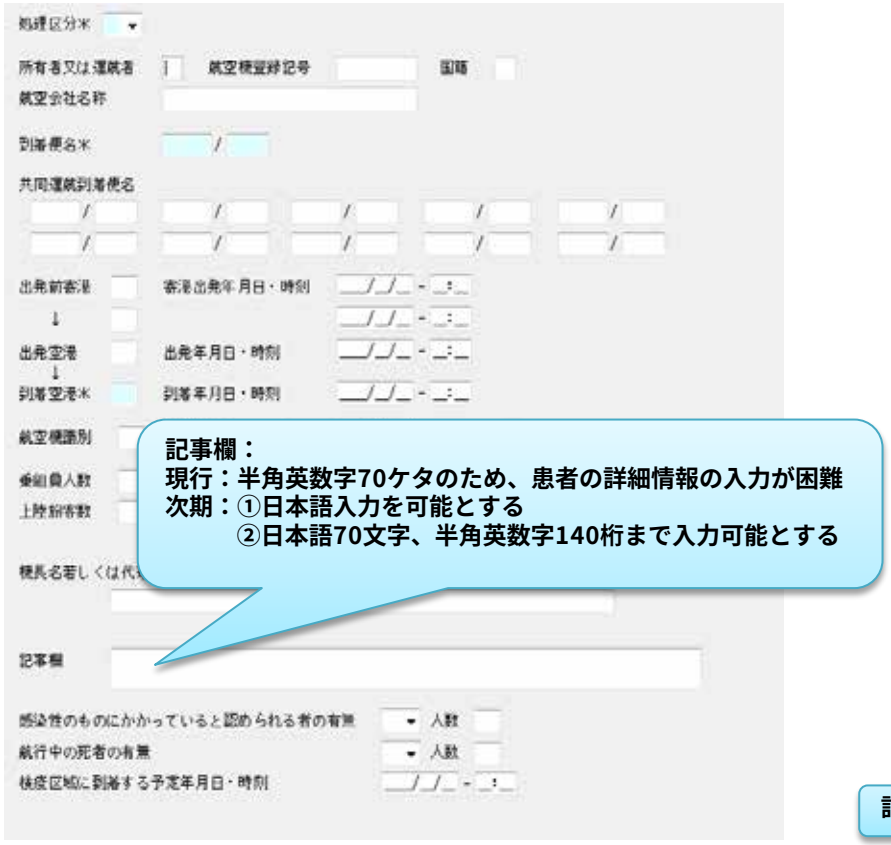

記事欄：
現行：半角英数字70ケタのため、患者の詳細情報の入力が困難
次期：①日本語入力を可能とする
②日本語70文字、半角英数字140桁まで入力可能とする

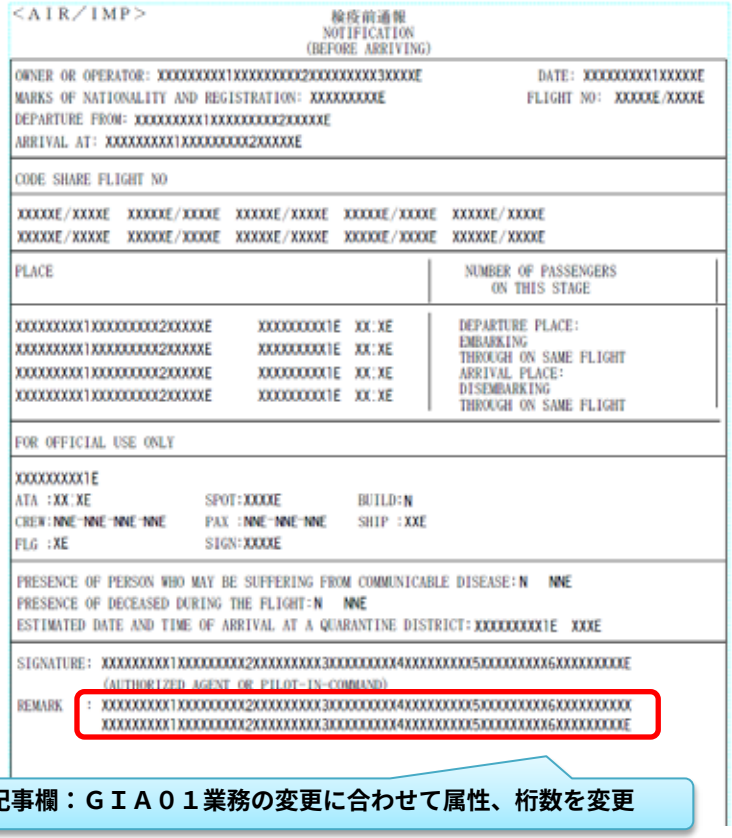

記事欄：ＧＩＡ０１業務の変更に合わせて属性、桁数を変更

検疫（人）	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（ＧＩＡ０１）」業務等にかかる改善（3）

詳細仕様検討結果

３．現状、検疫済証及び仮検疫済証の国籍項目は、文字数が７桁（航空機の国籍略称を表示）のため正式な国名が表示されないため、次期では、国籍項目について、７桁から５０桁に拡大し正式な国名が表示されるよう変更する。

次 期イメージ

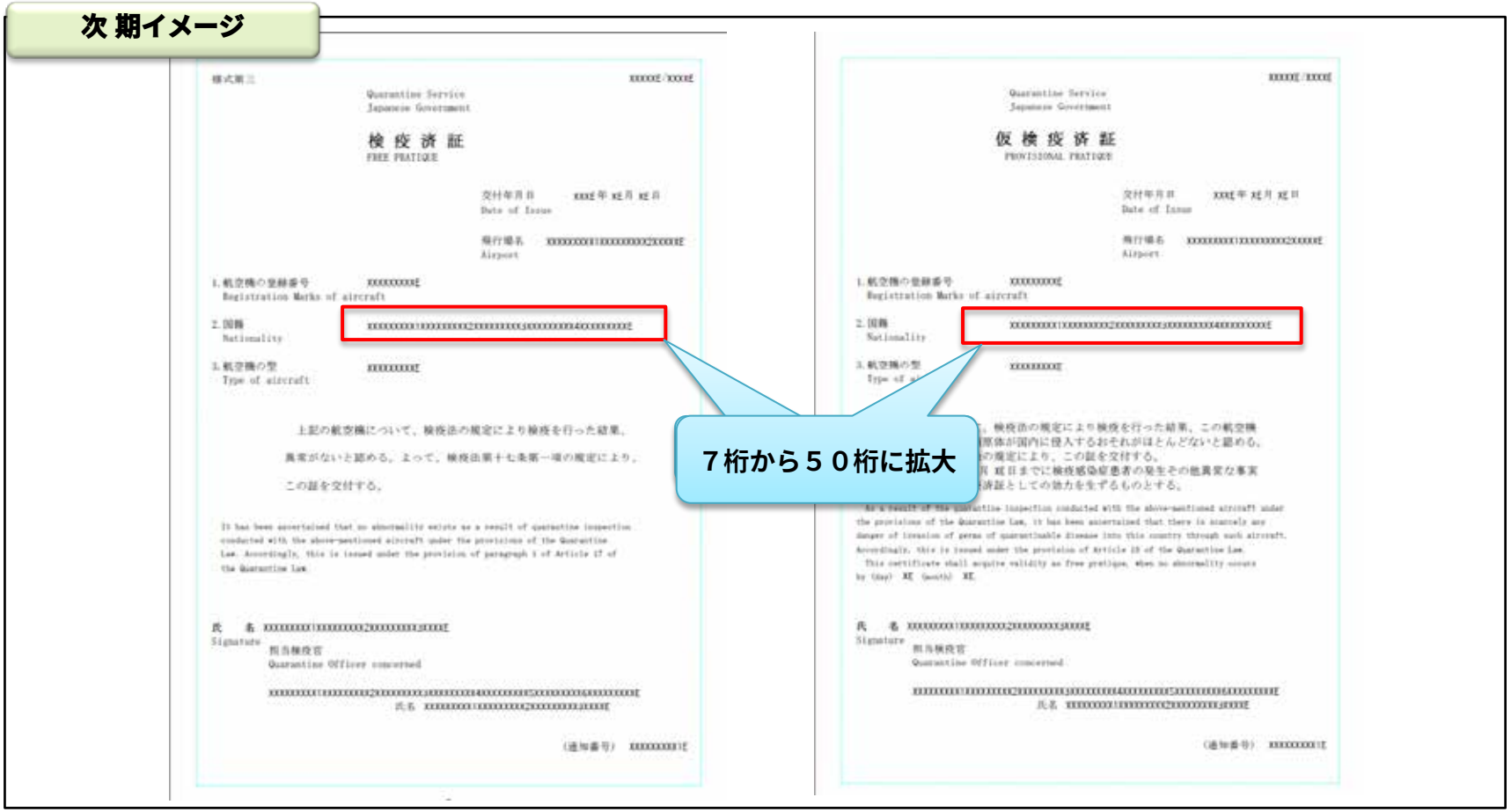

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	管理資料「Ｇ１１：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の変更

・卸コンテナリスト及び積コンテナリストの提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を出力するよう仕様を変更する。

詳細仕様検討結果

現 行

「Ｇ１１：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「Ｇ１２：積コンテナリスト取扱一覧データ」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数は出力されない。

次 期

「Ｇ１１：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「Ｇ１２：積コンテナリスト取扱一覧データ」の共通部に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を新規に出力する。また、「卸コンテナ情報登録（事項登録）（ＤＣＬ０１）」業務等に「航海番号」が追加されることに伴い、「Ｇ１１」にも同項目を出力する。

ＣＳＶ電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（1／5）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999900	X	卸コンテナリスト提出件数	9999999	時間外執務要請届件数	999999
3	卸コンテナリスト取扱一覧データ					
4	輸入許可日	提出日	卸コンテナリスト提出番号	官署	時間外執務要請届	コンテナ管理者コード
5	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
6	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
7	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
8	※明細数分繰り返す					
9						
10	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
11	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
12	99999999	99999999	XXXXXXXXX1X	XX	X	XXXXXXXXX1XX
13						
14	注意事項：このイメージ図は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、罫線及び列幅の変更等を施した場合の例です。					

件数を出力

ＣＳＶ電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（5／5）

	N	O	P	Q	R	S
1						
2						
3						
4	コンテナ本数	船舶コード	船舶名	船卸港コード	船卸港枝番	航海番号
5	ZZZ9	XXXXXXXXX	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXX1
6	ZZZ9	XXXXXXXXX	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXX1
7	ZZZ9	XXXXXXXXX	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXX1
8						
9						
10	ZZZ9	XXXXXXXXX	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXX1
11	ZZZ9	XXXXXXXXX	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXX1
12	ZZZ9	XXXXXXXXX	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXX	XXXXX	X	XXXXXXXXX1
13						

航海番号欄を追加（Ｇ11のみ）

NACCS

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	船腹予約業務のシステム化（1）

・　現在、荷主等から船会社（ＮＶＯＣＣ）に対する船腹予約（ブッキング）業務はＮＡＣＣＳの対象外となっているが、第６ＮＡＣＣＳにおいて、システム化を実施する。

詳細仕様検討結果

現在、荷主等から船会社（ＮＶＯＣＣ）に対する船腹予約（ブッキング）業務はＮＡＣＣＳの対象外となっているが、ＣＹサブＷＧ委員より　当該業務のシステム化を行うことにより、

①　ＢＫＲ（ブッキング情報登録）業務やＳＩＲ（船積指図書登録）業務等の後続業務との連携による業務処理の実現

②　ブッキングフォーマットの統一化による荷主、船社（ＮＶＯＣＣ）等の事務負担の軽減

等のメリットが考えられる旨の提案があり、第６次ＮＡＣＣＳにおいてシステム化を実施することとした。

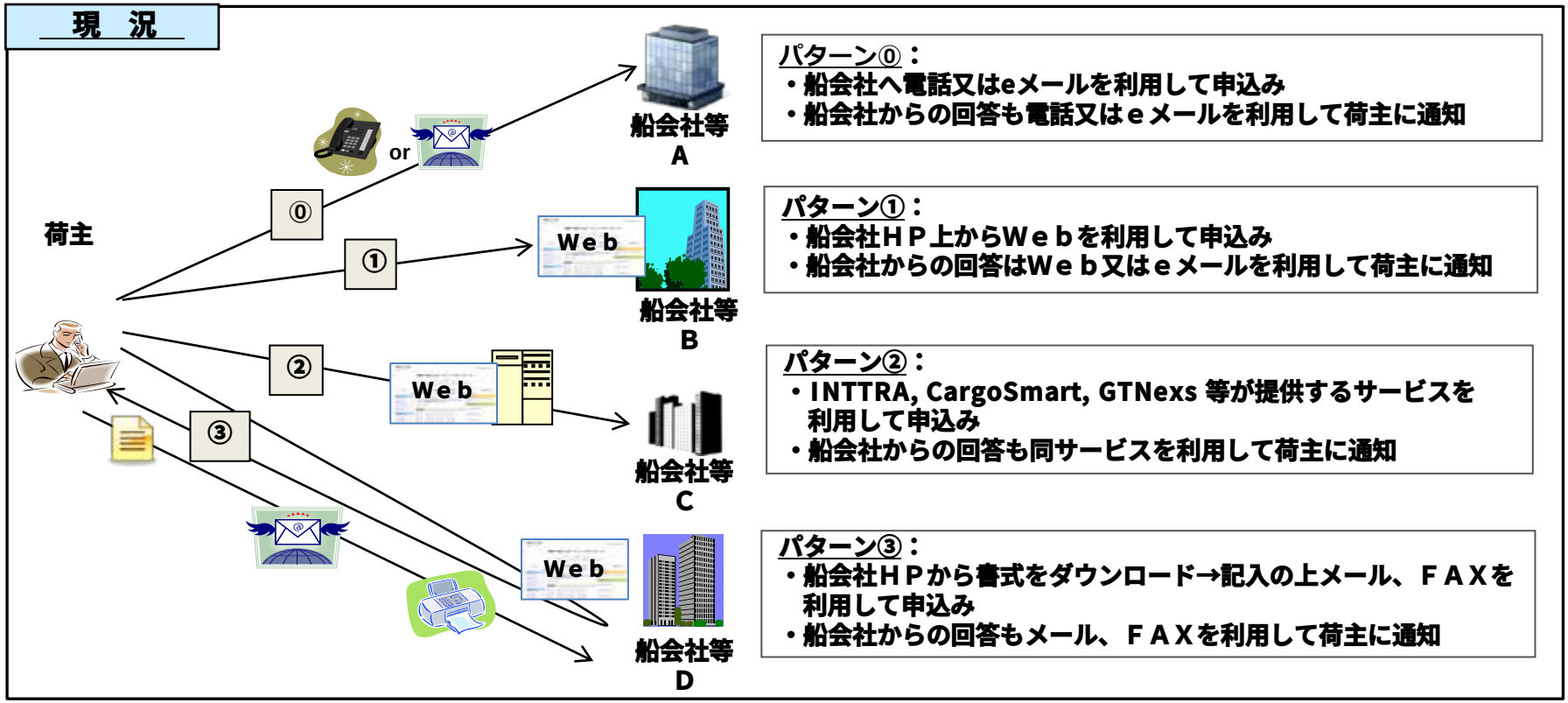

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-13	船腹予約業務のシステム化（２）

詳細仕様検討結果

１．船腹予約業務（新設）の開発に係る基本的な考え方

利 用 者	現状と新規業務への想定されるニーズ	備　考
船 会 社 ＮＶＯＣＣ	・自社やＳＰのホームページ、荷主とのシステム間接続（ＥＤＩ）によりｅ－ｂｏｏｋｉｎｇ を提供しているが利用は拡大していない。 ※ ｅ－ｂｏｏｋｉｎｇ の窓口が増えても、全体の利用率を上げたい（外船では本社の意向あり）。 ・荷主との間で事前に包括運送契約（コントラクト）を締結し、船積みの都度、船腹予約を受けるのが通常。 ※ 契約締結者の場合、貨物の内容・運搬先・航路等は経験上で承知しており、タイミングとロットのサイズだけを変更/確定することが多い。 ※ 上記のような荷主とのやり取りは、電話・ｅ-ｍａｉｌ・Ｆａｘが 太宗。 ・一見客は、ｒａｔｉｎｇ など料金算定が必要となる等、ｅ－ｂｏｏｋｉｎｇに馴染まない。	日本の利用率は１割にも満たない。(香港で６－７割、 台湾で４割程度)
荷　主	・自社システムで船腹予約状況を管理する社では、取引船会社毎にＥＤＩ接続を構築する必要がありシステム構築が煩雑、船会社の選択を広げ難い。 ※ 自社システムと各船会社を接続する共通の通信インフラがあれば利用したい。 ・自社でシステム開発せず ｅ－ｍａｉｌの再利用等をしている社も、過去情報の再利用、複数の船会社に対し同一操作で船腹予約、予約情報の保存が可能。 ・海貨業者（フォワーダー）も一般荷主と同じ立場（包括運送契約を締結後、個別運送毎に船積み本船･日付、コンテナ本数を予約）。　※ 予約は電話・Ｆａｘ等が太宗。	

検討結果

新業務は、事前に包括運送契約を締結している荷主、海貨業者およびＮＶＯＣＣと、船会社（主に自社システム保有）との間での個別運送時の船腹予約をＥＤＩ化することを開発の標的とする。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	船腹予約業務のシステム化（３）

詳細仕様検討結果

２．業務フロー①：荷主（海貨）⇔船会社／船舶代理店のパターン

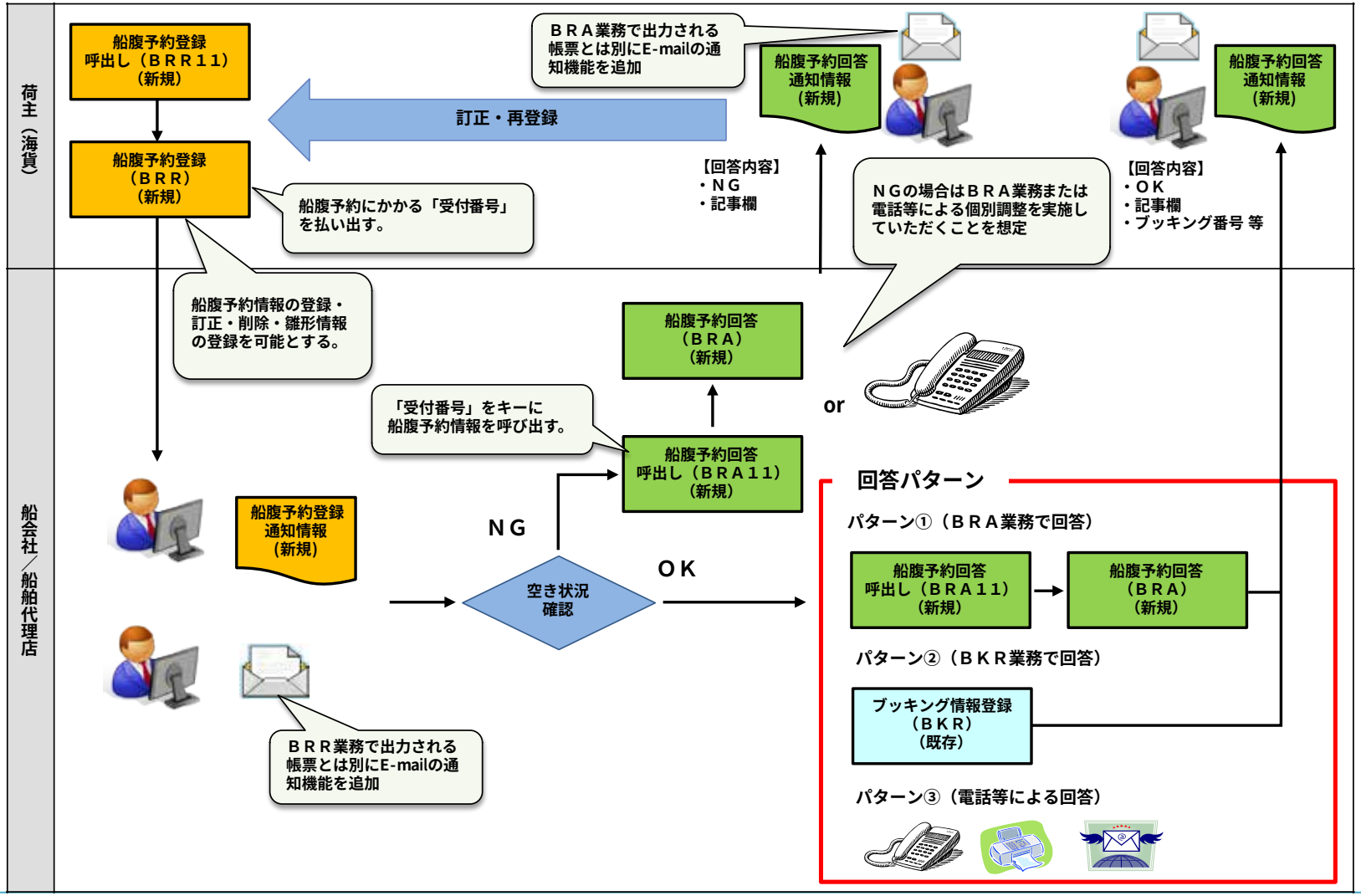

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-13	船腹予約業務のシステム化（4）

詳細仕様検討結果

２．業務フロー②：荷主（海貨）⇔ＮＶＯＣＣ⇔船会社／船舶代理店のパターン

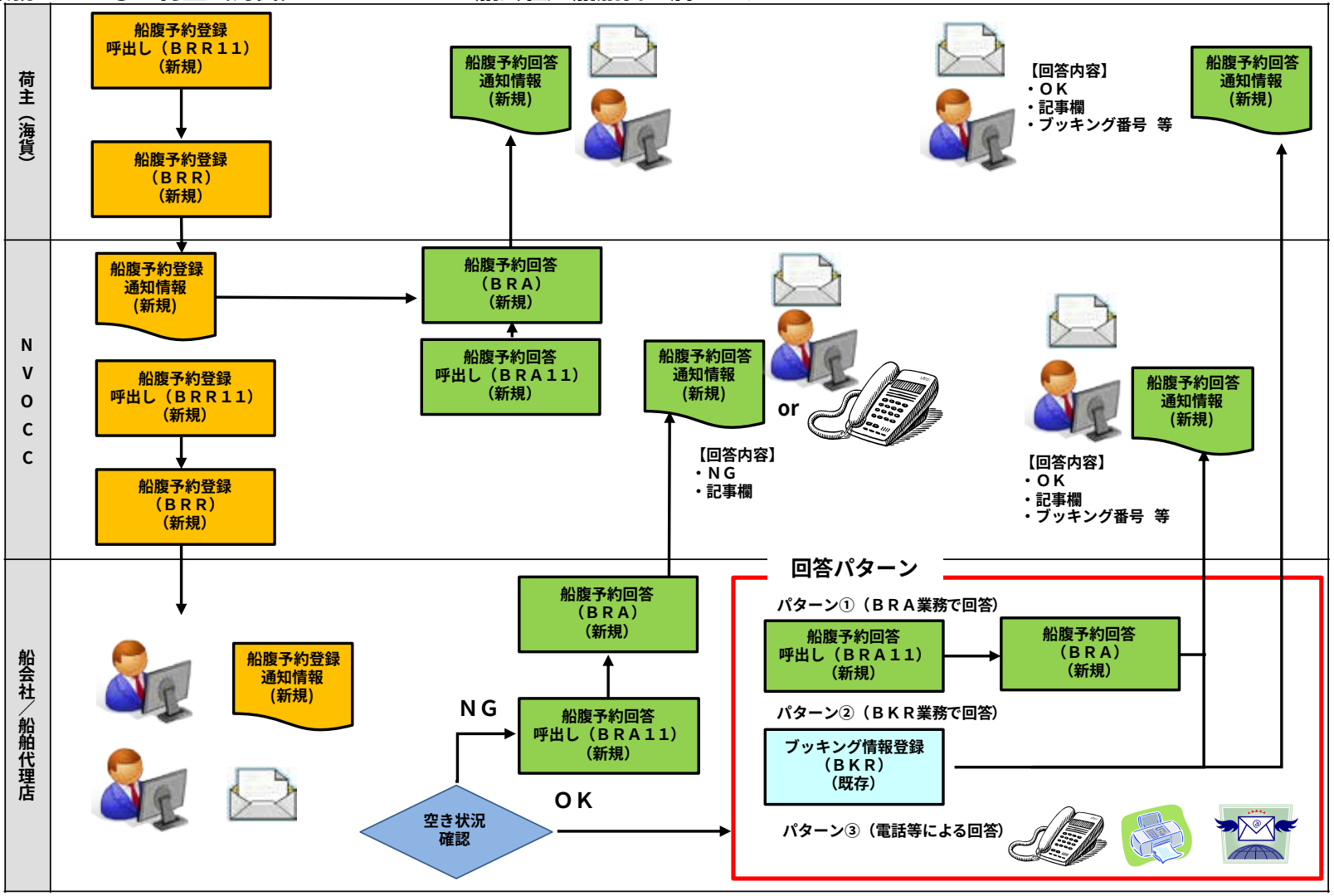

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	船腹予約業務のシステム化（５）

詳細仕様検討結果

３．業務概要（案）

業　務　名	業　務　概　要
【新規】 船腹予約登録 （ＢＲＲ）	・処理区分を設けて、船腹予約情報の訂正・削除を実施可能とする。 ・処理区分に雛形登録の区分を設け、雛形となる船腹予約情報の登録を可能とする。 （雛形登録データは通常よりも長い保存期間として長期間保存することを想定。） ・雛形登録の場合は通常の払出し番号とは別の体系で払出す。 番号は呼出し業務の最終実績から半年 ｏｒ１年間経過したら削除する。 ・船腹予約の受付番号をシステムで払い出し、新規ＤＢの船腹予約情報ＤＢに登録。 ・業務実施時に船会社宛てにｅ－ｍａｉｌによる船腹予約登録の通知を行う。
【新規】 船腹予約登録呼出し （ＢＲＲ１１）	・ＢＲＲ業務で登録される受付番号をキーにして船腹予約情報ＤＢから情報を呼び出す。
【新規】 船腹予約回答 （ＢＲＡ）	・回答方法は以下の２パターンを想定。処理区分で回答方法を選択可能とする。 ①予約の「ＯＫ・ＮＧ」を回答。 ②予約がＯＫの時は、ブッキング番号や船舶コード等を通知する。 ③予約がＮＧの時は、記事欄にその旨を回答できるようにする。 ・業務実施時に荷主宛てにｅ－ｍａｉｌによる船腹予約回答の通知を行う。
【新規】 船腹予約回答呼出し （ＢＲＡ１１）	・ＢＲＡ業務の回答（上記②）にあたり、受付番号をキーにして船腹予約情報ＤＢから情報を呼び出す。
【既存】 ブッキング情報登録 （ＢＫＲ）	・ＢＫＲ業務の入力項目にＢＲＲ業務で払い出される「受付番号」を追加する等の船腹予約にかかる入力項目の見直しを行う。 ・船腹予約にかかる新規帳票を荷主宛てに出力する。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	船腹予約業務のシステム化（６）

詳細仕様検討結果

４．ＳＩＲ業務におけるブッキング情報の活用について

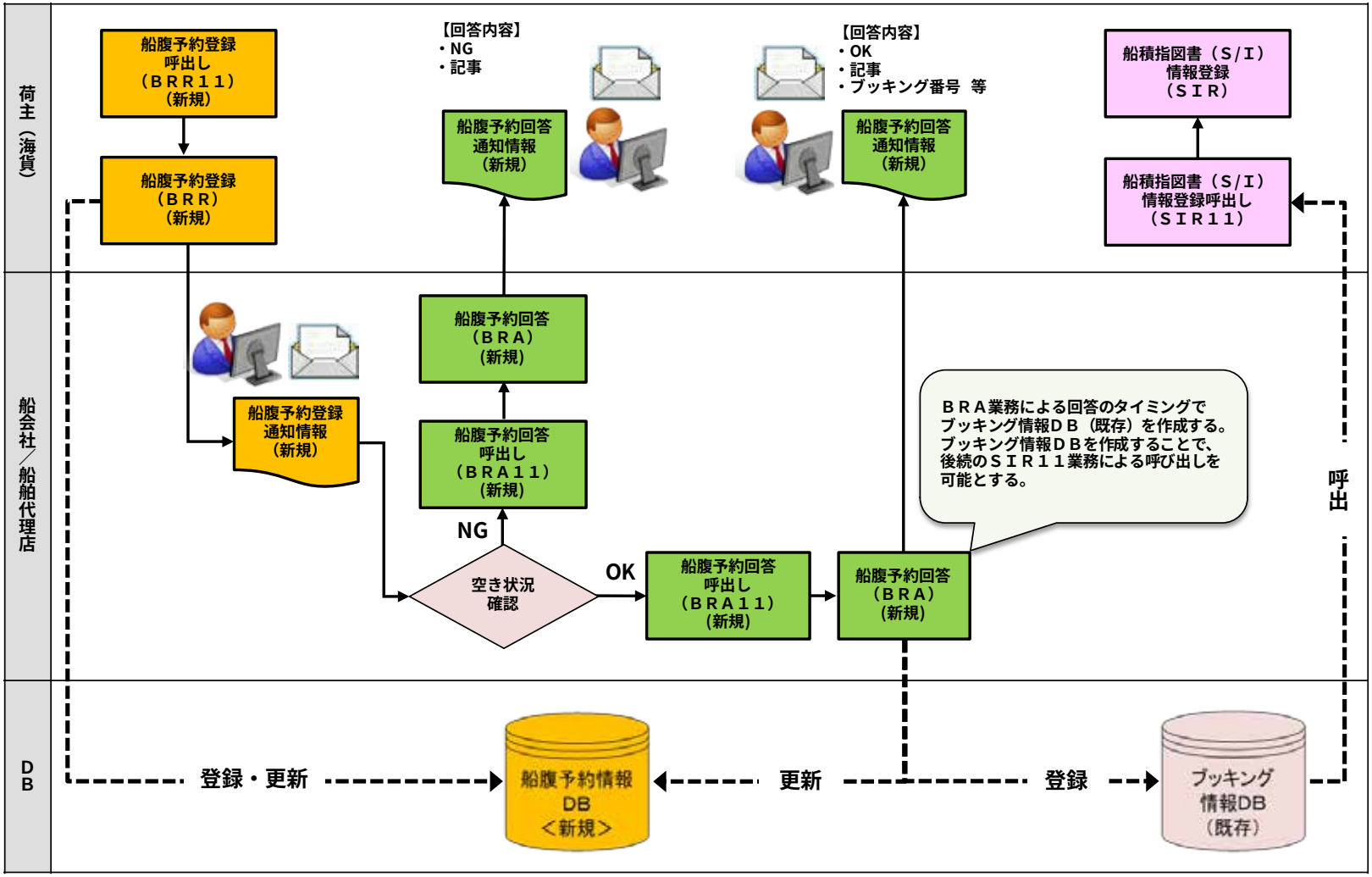

共通	航空	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	ＢＩＬＬ請求先欄の追加及びＢＩＬＬ請求先情報の補完機能の改善

- 「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等に「蔵置料金請求先」欄を新規追加し、同欄に入力された場合、ＯＵＴ業務の際「Ｆ」を入力すると請求先を補完する仕様とする。

詳細仕様検討結果

次期（第６次）ＮＡＣＣＳにおける対応

ü「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等（※１）の共通部に「蔵置料金請求先」を新規項目追加する。

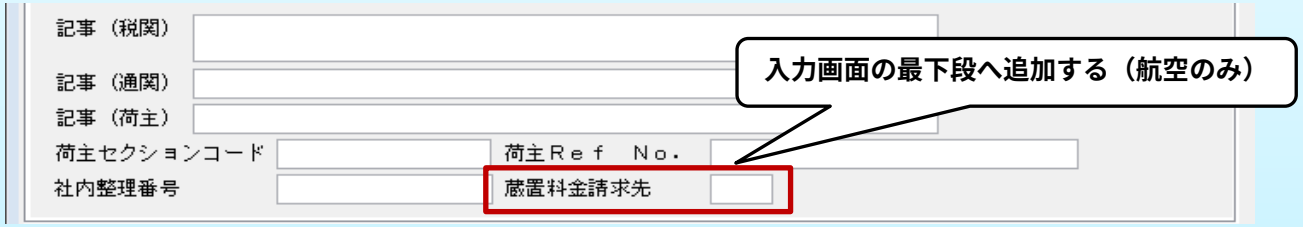

（※１）対象業務　「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務
「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（ＳＷＡ）」業務
「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務
「輸入マニフェスト通関申告（ＭＩＣ）」業務
「輸入マニフェスト通関申告変更（ＭＩＥ）」業務

ü「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等の実施時に「蔵置料金請求先」を入力しておくと「搬出確認登録（一般）（ＯＵＴ）」業務実施時に「代理店」欄は「Ｆ」の入力で補完される仕様とする。

通関業
- 申告者と蔵置料金請求先が異なる場合　→　ＩＤＡ業務等時に「蔵置料金請求先」欄に入力
- 申告者と蔵置料金請求先が同一の場合　→　入力不要

ＯＵＴ業務実施者
- ＯＵＴ業務時は「代理店」欄に「Ｆ」を入力すると、「蔵置料金請求先」に入力された利用者コードが補完される。
- ＩＤＡ業務等時に「蔵置料金請求先」欄が入力されていない場合は、現行同様に申告者コードが補完される。
- 現行同様「代理店」欄に蔵置料金請求先の利用者コードを任意入力することも可能。

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力桁数拡大

・　「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務等における他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）証明識別欄における入力件数の拡大を実施する。

詳細仕様検討結果

次 期（第６次）

他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）識別欄における入力可能件数を、現行の届出・申請件数合計７件から合計９件に拡大する変更を行う。

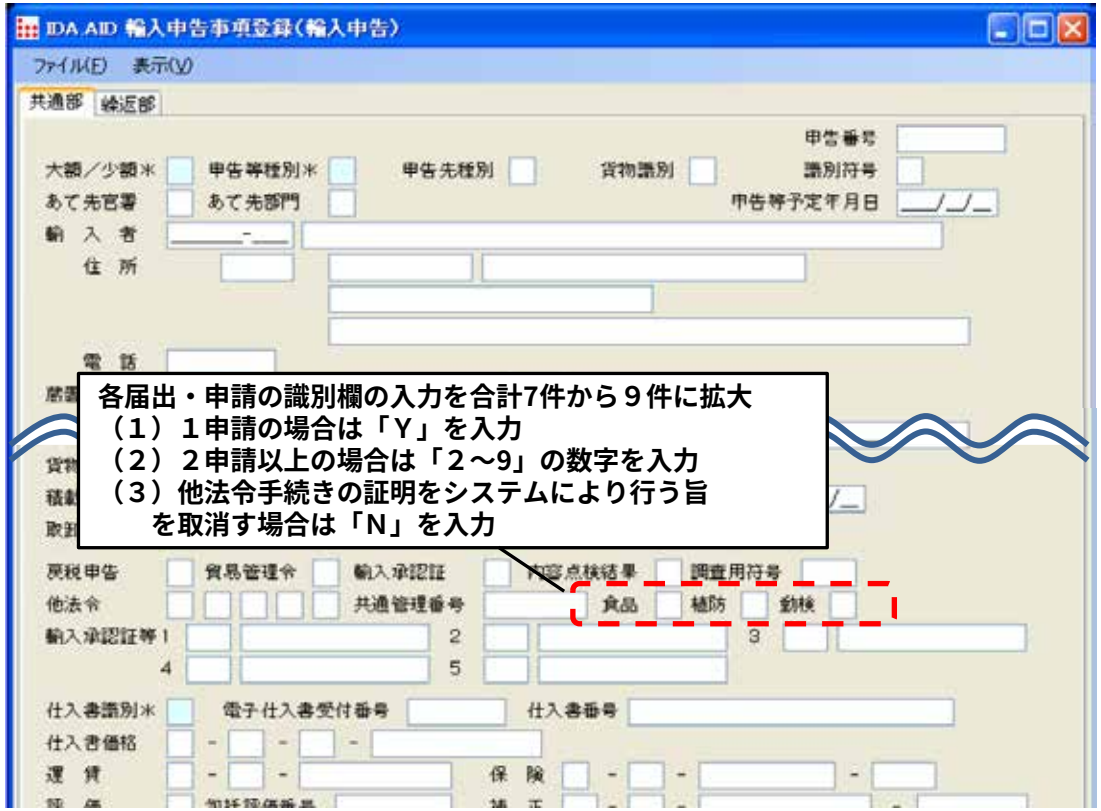

＜変更対象業務＞
・「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務
・「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務
・「輸入申告（ＩＤＣ）」業務
・「関連省庁申告・申請状況照会（ＩＸＸ）」業務

＜変更対象帳票＞
・他法令未済等確認情報
（ＳＡＤ４３７・ＡＡＤ４３７）
・関連省庁申告・申請状況照会情報
（ＳＡＤ７１６・ＡＡＤ７１６）

植物 防疫	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付

- 木材の輸入検査を行った場合、認可証明書には「下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。」の固定文言を表示しているが、木材検疫要綱に適した「認可証明書」に変更する。

詳細仕様検討結果

木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づく文言を表示する。（植物輸入認可証明書情報（ＣＡＨ０１４））

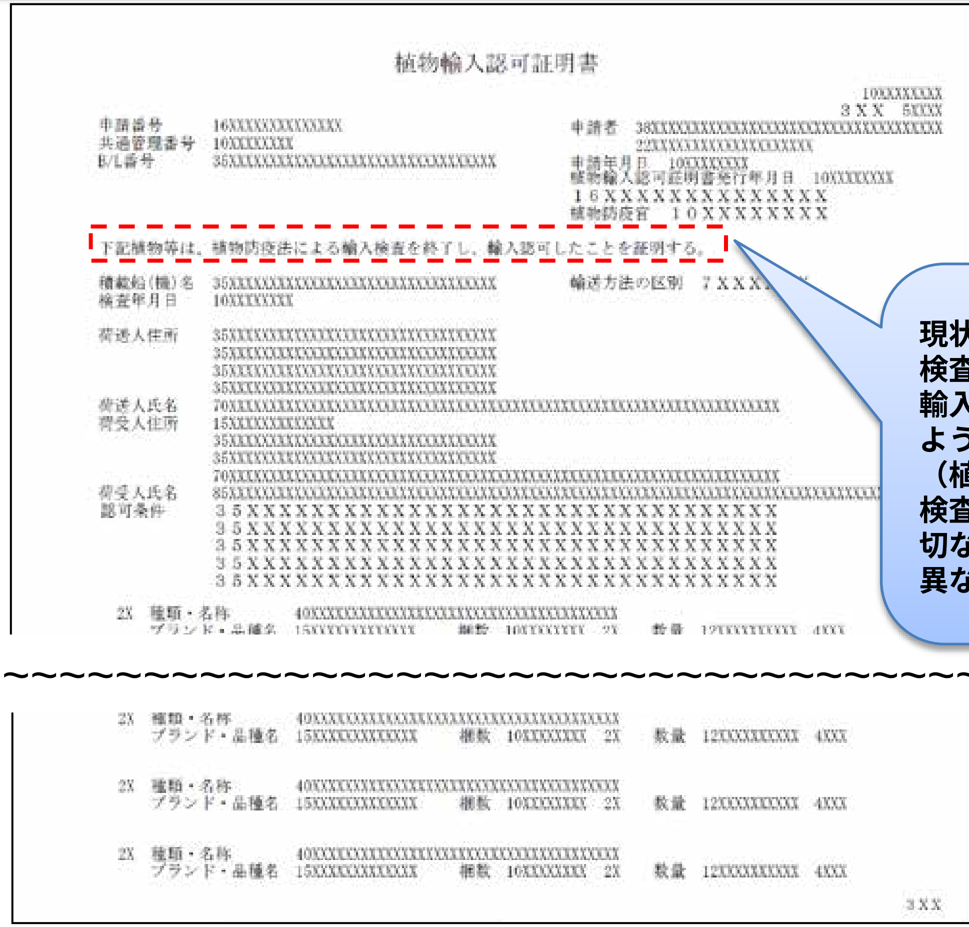
植物輸入認可証明書

10XXXXXXXX
３ＸＸ　5XXXX

申請番号　16XXXXXXXXXXXXXX
共通管理番号　10XXXXXXXX
B/L番号　35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

申請者　38XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
22XXXXXXXXXXXXXXXXXXX
申請年月日　10XXXXXXXX
植物輸入認可証明書発行年月日　10XXXXXXXX
１６ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
植物防疫官　１０ＸＸＸＸＸＸＸＸ

下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。

積載船（機）名　35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
検査年月日　10XXXXXXXX
輸送方法の区別　７ＸＸＸ

荷送人住所　35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
荷送人氏名　70XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
荷受人住所　15XXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
70XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
荷受人氏名　85XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
認可条件　３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
３５ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ

2X　種類・名称　40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ブランド・品種名　15XXXXXXXXXXXXX　梱数　10XXXXXXXX　2X　数量　12XXXXXXXXXX　4XXX

〜〜

2X　種類・名称　40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ブランド・品種名　15XXXXXXXXXXXXX　梱数　10XXXXXXXX　2X　数量　12XXXXXXXXXX　4XXX

2X　種類・名称　40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ブランド・品種名　15XXXXXXXXXXXXX　梱数　10XXXXXXXX　2X　数量　12XXXXXXXXXX　4XXX

2X　種類・名称　40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ブランド・品種名　15XXXXXXXXXXXXX　梱数　10XXXXXXXX　2X　数量　12XXXXXXXXXX　4XXX

３ＸＸ

現状は左記の文言が表示されるが、次期では、木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づき、「下記木材は、輸入認可したことを証明する。（仮）」の文言を表示するように変更する。
（植物防疫所職員が行う、結果登録業務の検査類別（通常検査、隔離、木材検疫要綱等）で選択した内容に応じて適切な文言を表示する。なお、検査類別に応じた出力文言が異なる場合には複数の帳票を出力することとする。）

NACCS

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-9	空コンテナの仮陸揚対応

- 「ＭＦＲ（積荷目録情報登録）」業務等*において空コンテナの仮陸揚届情報の登録を行うことにより、システムによる仮陸揚届の提出を可能とする。

詳細仕様検討結果

次期：①空コンテナと仮陸揚識別「２８：仮陸揚貨物」の同時入力を可能とする。

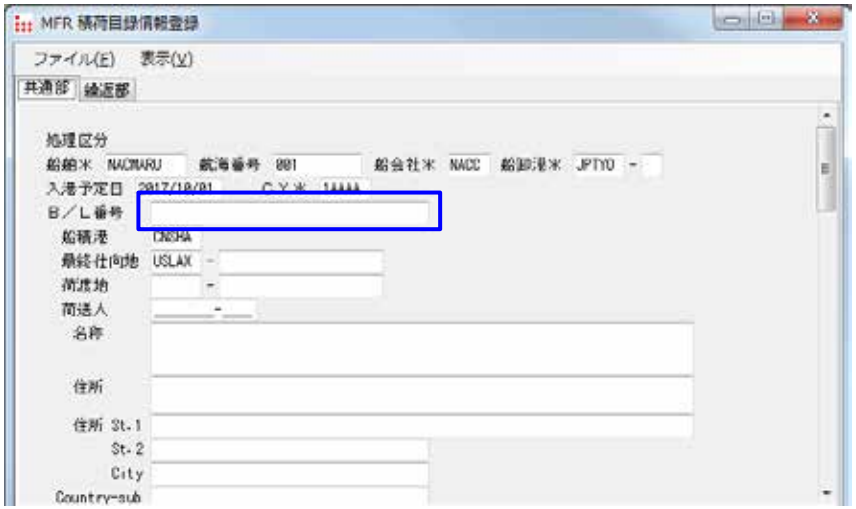

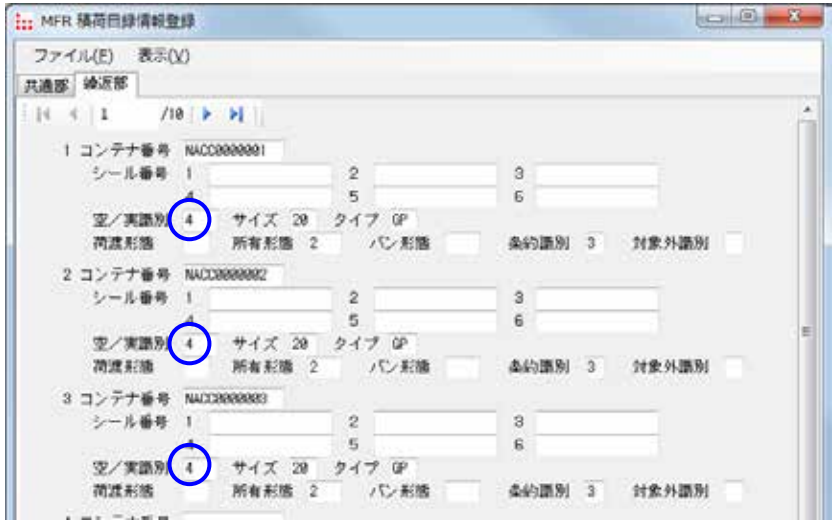

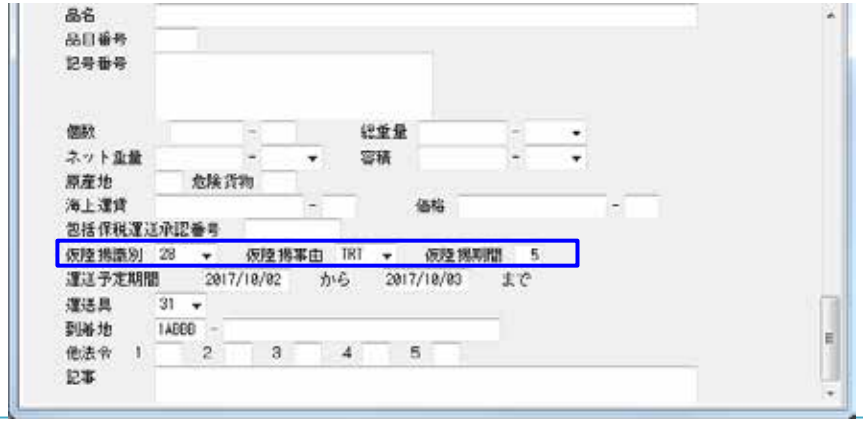

② ＭＦＲ等により仮陸揚空コンテナが登録された場合に、当該コンテナ番号および仮陸揚届受理番号を記した仮陸揚届出情報をＤＭＦを契機に出力する。
⇒ 出力先：船会社、ＣＹ、税関（監視）

* 「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（ＣＭＦ０１）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（ＣＭＦ０２）」業務
「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（ＣＭＦ０３）」業務

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-5-1	危険物明細書のシステム化（1）

・　危険物明細書のシステム化を検討する。

詳細仕様検討結果

項番	項　　目	内　　容
1	主な検討課題	危険物明細書のシステム化を検討
2	検討概要	１．危険物明細書（通称：赤紙） 　危険物の運送を依頼する者（荷送人）とその運送を引き受ける者（運送人：船舶所有者又は船長）の間で締結される運送契約の対象となる危険物の明細を運送人に通知するとともに、荷送人が運送を依頼した危険物が関係規則に適合していることを運送人に対し証明するための書類である。 ２．検討内容 　現在、上記「危険物明細書」については、マニュアル（紙）ベースでの運用が行われているが、第６次ＮＡＣＣＳにおいてシステム化を図り、業務の効率化等を実現する。
3	検討結果	１．「危険物明細書」作成のための新規業務を提供する。 ２．前記１で作成される「危険物明細書」情報を利用して「危険物積荷一覧リスト」の作成を可能とする。 ３．「危険物明細書」情報を流用して、「危険物・有害物事前連絡表」（通称：白紙）の作成を可能とする（危険物・有害物事前連絡表の既存様式（ブランク）への印字）。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-5-1	危険物明細書のシステム化（2）

詳細仕様検討結果

現状における危険物明細書の作成フローについて

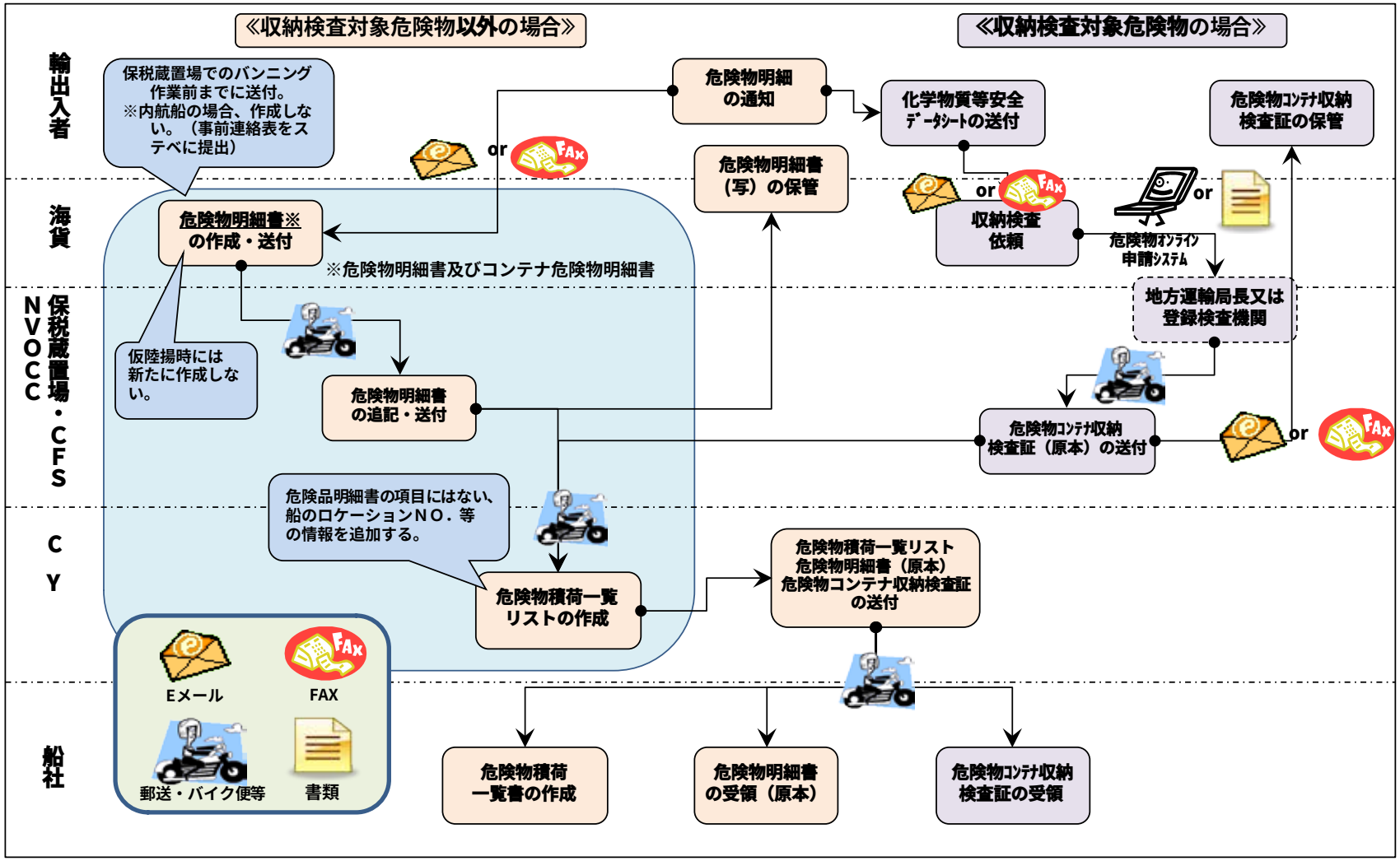

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-5-1	危険物明細書のシステム化（３）

詳細仕様検討結果

システム化フロー（案）

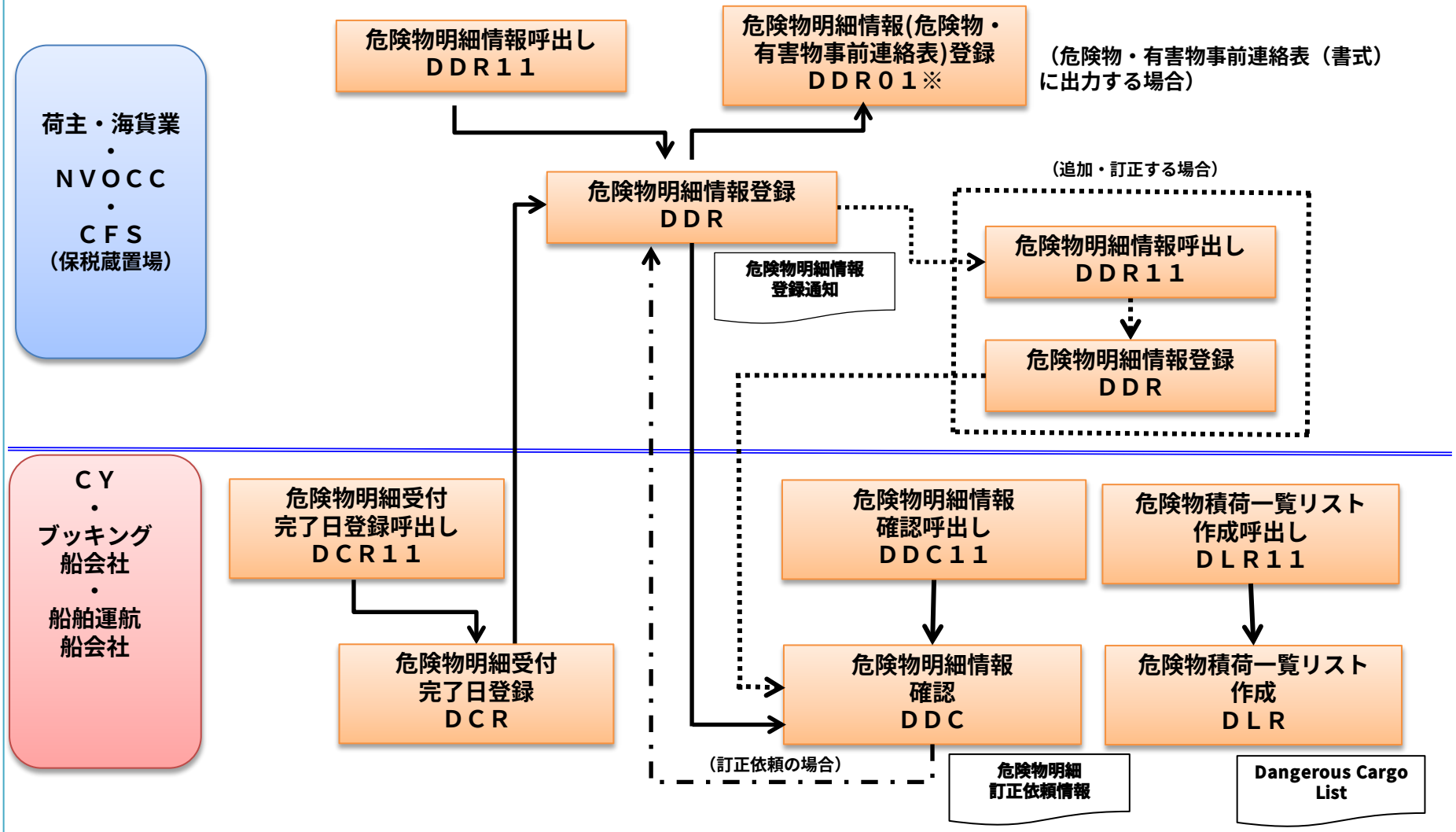

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-5-1	危険物明細書のシステム化（4）

詳細仕様検討結果

１．新規業務

業務コード	業務名	業務概要	入力者
ＤＤＲ	危険物明細情報登録	危険物明細情報の登録・訂正・取消しを行う。	輸出入者、海貨業、ＮＶＯＣＣ、保税蔵置場
ＤＤＲ０１	危険物明細情報（危険物・有害物事前連絡表）登録	入力された内容に基づいて「危険物・有害物事前連絡表」の書式に合わせて印字可能となる情報を出力する。	同上
ＤＤＲ１１	危険物明細情報確認呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
ＤＤＣ	危険物明細情報確認	システムに登録された危険物明細情報を確認または訂正依頼を行う。本業務において確認完了された場合は、ＤＤＲ業務不可となる。	ＣＹ、船舶代理店、船会社
ＤＤＣ１１	危険物明細情報確認呼出し	「訂正依頼」・「確認完了」のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
ＤＣＲ	危険物明細受付完了日登録	危険物明細情報の登録受付完了日時を設定することにより、登録受付完了日時以降はＤＤＲ業務による登録・訂正・削除を実施不可とする。	同上
ＤＣＲ１１	危険物明細受付完了日呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
ＩＤＲ	危険物明細情報照会	システムに登録された危険物明細情報を照会する。	輸出入者、海貨業、ＮＶＯＣＣ、保税蔵置場
ＤＬＲ	危険物積荷一覧情報登録	「登録完了」した危険物明細情報を対象として危険物積荷一覧情報を登録し、Dangerous Cargo List帳票を入力者に出力する。	ＮＶＯＣＣ、ＣＹ、船舶代理店、船会社
ＤＬＲ１１	危険物積荷一覧情報呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上

２．変更業務

業務コード	業務名	変更内容	備考
ＩＶＫ	船舶コード照会	危険物明細受信可能表示を出力対象項目に設ける。	当該項目にて、危険物明細書をＮＡＣＣＳで受け付ける船会社か否かを参照する。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-5-1	危険物明細書のシステム化（５）

詳細仕様検討結果

危険物・有害物事前連絡表の作成イメージ

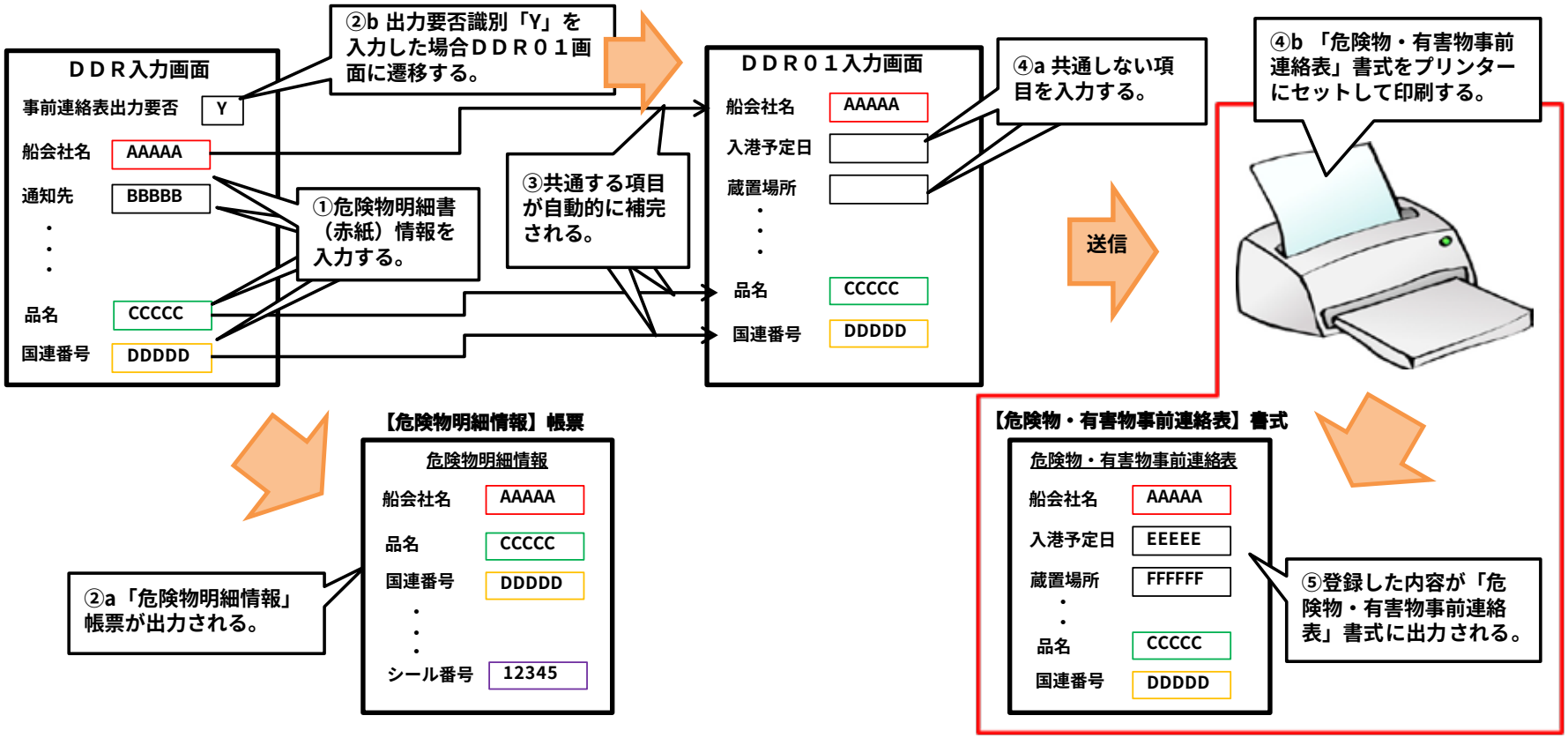

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（1）

・　出港前報告制度導入後における業務実態、プログラム変更要望等を踏まえ、同制度の関連業務仕様の見直しについて検討する。

詳細仕様検討結果

項番	項　　目	内　　容
1	主な検討課題	出港前報告制度関連業務の見直しについて検討する。
2	検討概要	以下の項目等について検討を実施する（検討項目の詳細は次ページ以降参照） １．「出港前報告（ＡＭＲ）」業務と「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務でほぼ同一内容の報告となっていることから、この簡素化について検討する。 ２．欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合における、トランシップ発生時における業務処理の見直しを検討する。 ３．「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務及び「出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）（ＣＨＲ）」業務は、「出港日時報告（ＡＴＤ）」業務後に実施できないため、この改善を検討する。 ４．「出港前報告」業務と「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務及び「ハウスＢ／Ｌ情報登録（ＮＶＣ０１）業務との入力項目の統一化を検討する。 ５．その他プログラム変更要望に対する検討を実施する。　等
3	検討結果	次ページ以降参照

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（２）

詳細仕様検討結果

１．出港前報告制度にかかる関連業務の検討項目と検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務の省略可能化	「出港前報告（ＡＭＲ）」業務と「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、ＡＭＲの情報を利用して積荷目録提出（ＭＦＲ－ＤＭＦ）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（ＡＭＲ）情報を利用しＭＦＲを実施することなくＤＭＦの実施を可能とする新規フローを可能とする。 なお、ＭＦＲにおける必須項目がＡＭＲにて未登録の場合は、ＤＭＦ前までにＣＭＲによって訂正登録しておく必要がある。
②	「積荷目録情報登録（一括）（ＭＦＩ）」業務におけるＣＹ一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード５桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるＭＦＩが実施できない。	ＭＦＩにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（ＡＭＲ）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
③	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	①トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。 ②欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、ＮＶＯＣＣも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔ＮＶＯＣＣ間の連絡不備等により、 ＮＶＯＣＣによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	①本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務を新設する。また、個別にＢ／Ｌ番号を指定して訂正することも可能とする。なお、従来どおり、ＡＭＲ等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。 ②ＡＨＲ（ＣＨＲ）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、ＡＨＲ（ＣＨＲ）に入力項目の追加を行う。 例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でＡＨＲの報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でＡＨＲの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。
④	「出港日時報告（ＡＴＤ）」業務後のＣＭＲ、ＣＨＲの可能化	「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務および「出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）（ＣＨＲ）」業務は、「出港日時報告（ＡＴＤ）」業務後に実施できない。	ＡＴＤ後、ＤＭＦ前までのＣＭＲ（ＣＨＲ）等を可能とする。なお、ＡＴＤに先行してＤＭＦが実施されている場合は、現行通り、ＡＴＤ前までＣＭＲ（ＣＨＲ）を可能とする。 ただし、税関による事前通知に従いＣＭＲを行う場合は、ＡＴＤおよびＤＭＦが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（３）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑤	「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の改善	船会社にマスターＢ／Ｌ単位で出力する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」について、該当するハウスＢ／Ｌ番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。	「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」について、該当するハウスＢ／Ｌ番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出航前報告照会（ＩＡＲ）」業務を利用する。
⑥	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（ＣＭＦ０２）」業務における運用手続きの簡素化	ＣＭＦ０２は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をＮＡＣＣＳで行うことができるよう、ＣＭＦ０２において入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（２１０桁）」欄を新設する。
⑦	積荷情報削除時における削除理由の入力	ＣＭＲ、ＣＨＲ、ＣＭＦ０１において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明である。	ＣＭＲ、ＣＨＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（２１０桁）」欄を新設する。
⑧	「出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）（ＣＨＲ）」業務におけるマスターＢ／Ｌ番号の訂正可能化	現行のＣＨＲではマスターＢ／Ｌ番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、ＡＨＲまたはＣＨＲにて登録を行う必要がある。	ＣＨＲにおいて、登録した情報を削除することなくマスターＢ／Ｌ番号の訂正を可能とする。
⑨	出港前報告不一致Ｂ／Ｌの一覧照会の可能化	入港前報告（ＤＭＦ）までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、ＡＭＲ（ＣＭＲ）で登録したＢ／Ｌと、ＭＦＲで登録したＢ／Ｌの件数の差分を把握できる機能がない。	①ＩＭＩに新規の照会種別「Ｓ：Ｂ／Ｌ番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する 。 ②既存照会種別「Ｂ：Ｂ／Ｌ番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、Ｂ／Ｌ番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。
⑩	マッチング判定結果の通知の改善	マスターＢ／Ｌに先行してハウスＢ／Ｌを報告した場合、マスターＢ／Ｌとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターＢ／Ｌ番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。	＜船会社への通知＞ ハウスＢ／Ｌ報告完了が先行した場合についても、その後のマスターＢ／Ｌの報告時に「ハウスＢ／Ｌ報告完了通知情報（ＳＡＳ１３５）」を出力する。 ＜ＮＶＯＣＣへの通知＞ ハウスＢ／Ｌ報告完了の旨が登録されたのちに、マスターＢ／Ｌが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターＢ／Ｌ単位に出力する。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（４）

詳細仕様検討結果

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑪	積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加	【プログラム変更要望】 ＭＦＲ等で登録する積荷情報は｢船舶コード＋船会社コード＋船卸港コード＋船卸港枝番｣のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「１～９」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。	積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要*とする。 （＊）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。 また、あわせて下記の仕様変更を行う。 ①ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＣＭＦ０３の航海番号を必須入力化する。 ②ＣＭＦ１１、ＣＭＦ１２、ＣＭＦ１３の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ③ＭＦＡの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ④ＤＭＦの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑤ＰＫＩの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑥ＰＩＤの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑦ＤＣＬ０１の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑧ＩＭＩの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。
⑫	Ｂ／Ｌセパレート等発生時における機能改善	セパレート等前のＢ／Ｌに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のＢ／Ｌに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。また、セパレート等前のＢ／Ｌに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のＢ／Ｌ番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。また、結果的に税関によるＳＰＤ通知を受けるケースがある。	出港前報告においては、セパレート等前後のＢ／Ｌ番号の関連性を「ＢＬＬ（出港前報告Ｂ／Ｌ関連付け）（仮）」（新設業務）にて予め登録したうえで、セパレート等後のＢ／Ｌ番号について出港前報告の追加報告（ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ）を行う。 入港前報告においては、セパレート等前後のＢ／Ｌ番号の関連性をＢＬＬにて予め登録したうえで、セパレート等後のＢ／Ｌ番号について入港前報告（ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２）を行う。
⑬	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（５）

詳細仕様検討結果

２．出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化　～現行フローと次期の変更点～

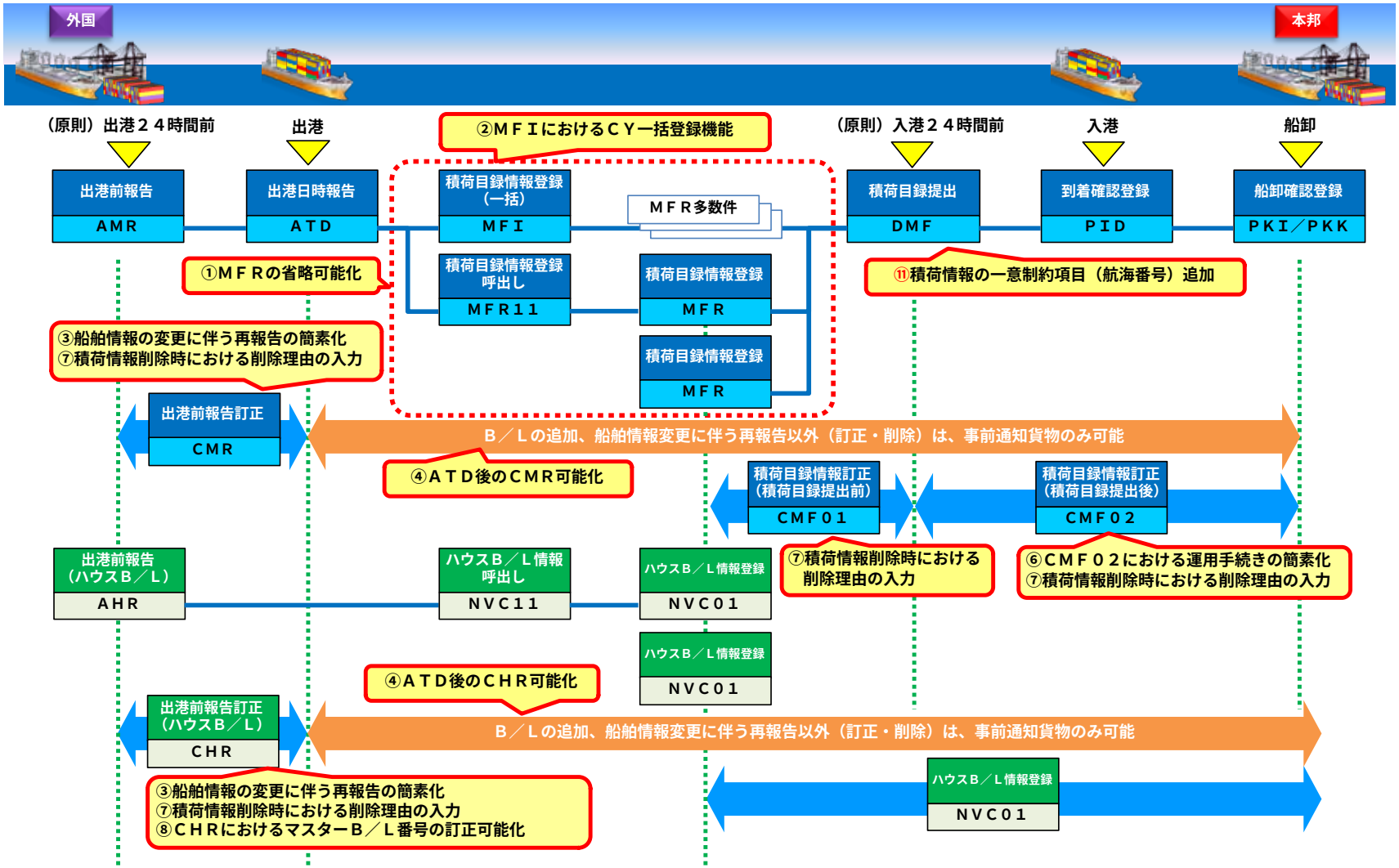

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（６）

詳細仕様検討結果

２．出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化　～次期船会社フロー（案）～

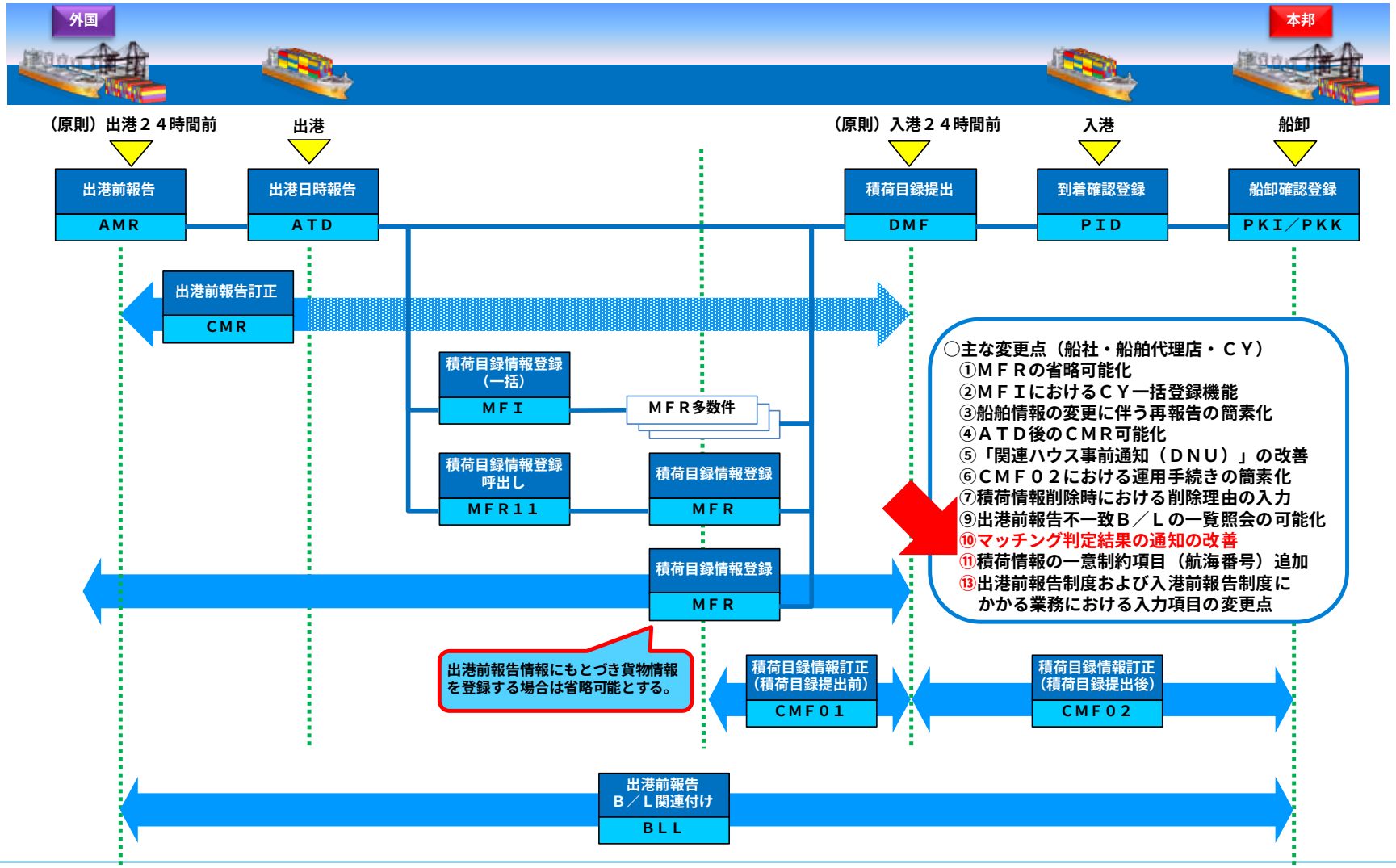

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（７）

詳細仕様検討結果

２．出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化　～次期ＮＶＯＣＣフロー（案）～

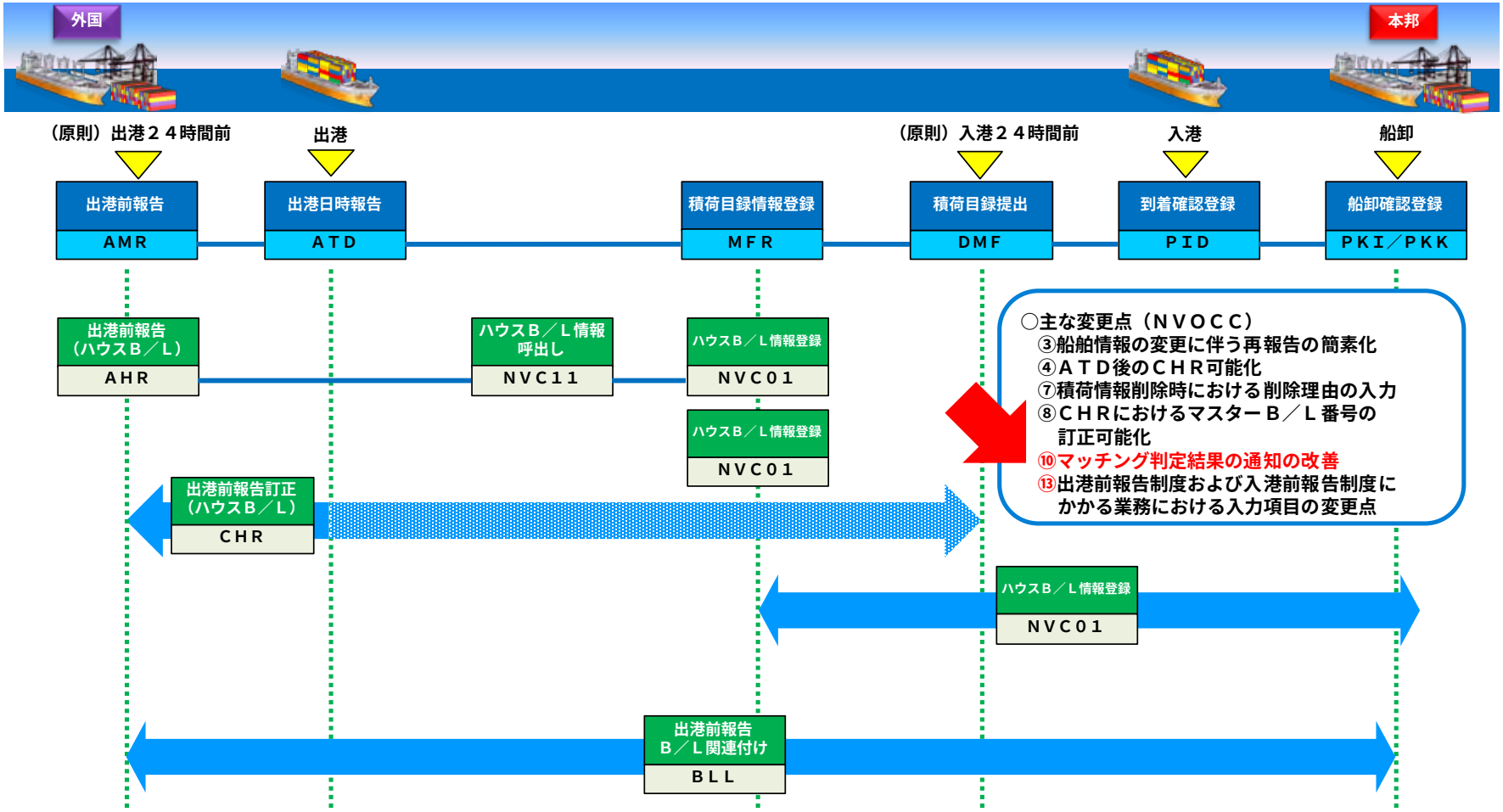

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（８）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　①ＭＦＲの省略可能化

ＤＭＦの変更点

①入力された船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船卸港、船卸港枝番）と一致する出港前報告情報を抽出し、当該出港前報告の登録内容にもとづき貨物情報を作成する。ただし、既にＭＦＲにより１件でも出港前報告の対象となる貨物情報を作成している本船利用船会社である場合は、貨物情報を作成しない。
②①の貨物情報の作成は多数件処理で行い、当該処理結果は、一覧形式でＤＭＦ実施者宛てに帳票出力する。

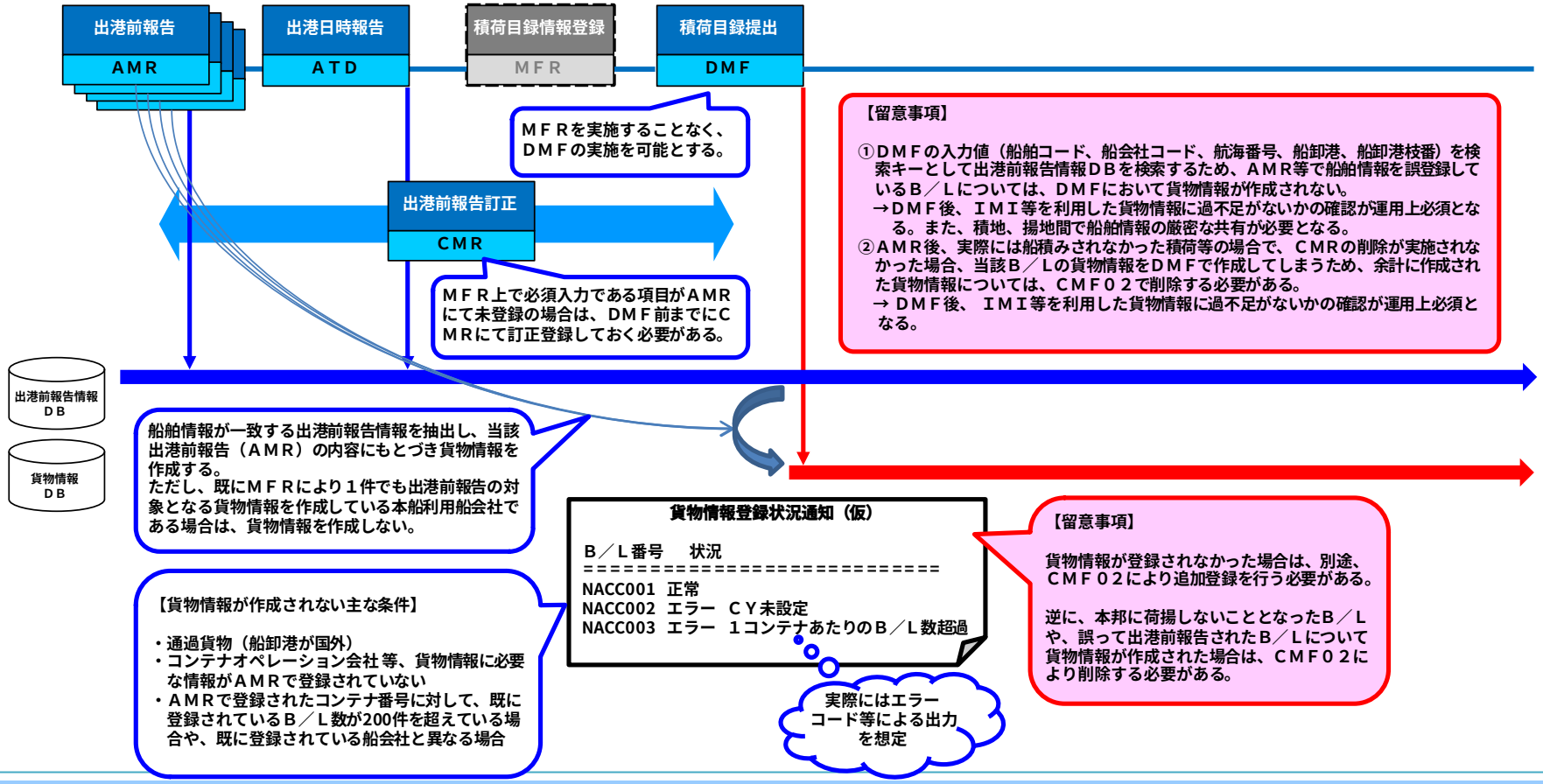

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（９）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　②ＭＦＩにおけるＣＹ一括登録機能

背景

海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード５桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。
この場合、本邦利用者によるＭＦＩが実施できない（エラーとなる）。

検討内容

ＭＦＩにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更することを検討する。

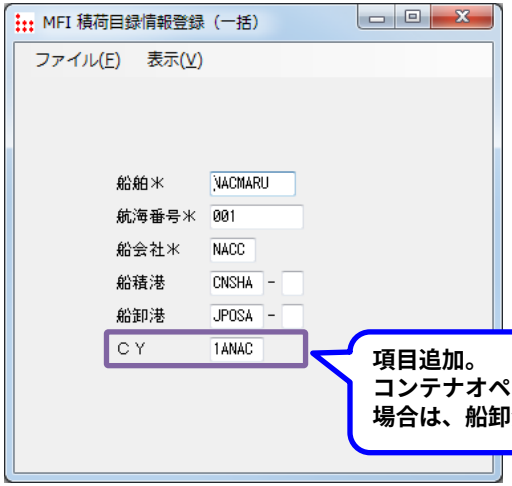

項目追加。
コンテナオペレーション会社を入力する場合は、船卸港の入力を必須とする。

留意事項

①ＭＦＩの単位でコンテナオペレーション会社が登録できない場合（同一港で複数のＣＹに船卸しする場合）は、あらかじめ個別にＣＭＲによる訂正を行う必要がある。
②コンテナオペレーション会社以外に、コンテナにかかる「荷渡形態コード」、「バンニング形態コード」、「コンテナ条約適用識別」が未登録である場合もＭＦＩではエラーとなるため、あらかじめ個別にＣＭＲによる訂正を行う必要がある。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（10）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　③船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（１）

背景

（１）船舶情報訂正業務の新設

トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。

検討内容

（１）船舶情報訂正業務の新設

本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務の新設を検討する。また、個別にＢ／Ｌ番号を指定して訂正することも可能とする（下図）。

なお、従来どおり、ＡＭＲ等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。

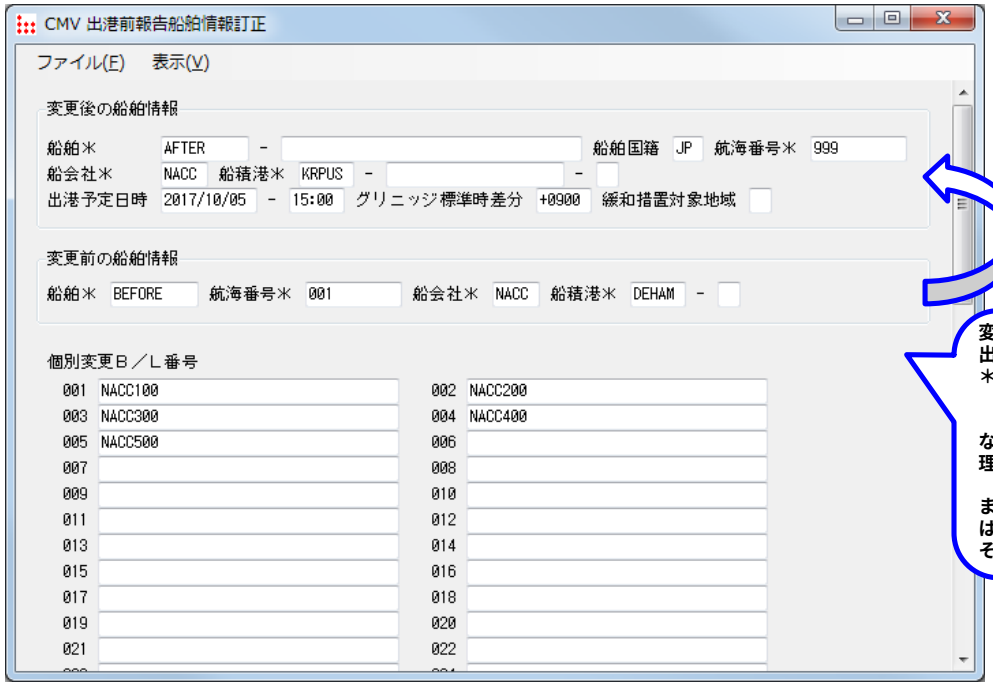

【留意事項】
コールサインのみの変更であっても、システムでは、物理的な船の変更なのか、コードだけの変更なのかの判断はできないため、一律再報告扱いとし、変更後の船舶情報に対するＡＴＤも必要とする。

変更前の船舶にかかるＢ／Ｌ＊に対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。
＊Ｂ／Ｌ番号（最大１００欄）が入力された場合は、入力されたＢ／Ｌのみを対象とする。

なお、当該Ｂ／Ｌの出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする（再報告扱いとする）。

また、訂正後の船舶情報に対してＡＴＤが行われている場合は、出港前報告不一致判定（出港前報告期限超過）を行い、その結果を登録する。

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（11）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　③船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（2）

（2）ハウスＢ／Ｌにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

例）欧州→釜山（トランシップ）→日本

上記のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、ＮＶＯＣＣも、船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社からの連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔ＮＶＯＣＣ間の連絡不備等により、　ＮＶＯＣＣによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。

当該ケースのように、積荷の内容に変更が無いにも関わらず船舶情報の訂正を行うために再報告という作業が必要であること、更には、報告期限までにＮＶＯＣＣでは船舶情報（トランシップ情報、航海番号　等）の正確な把握と報告が運用上困難であるため、改善策の検討を行う。

検討内容

（2）ハウスＢ／Ｌにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

①ＡＨＲ（ＣＨＲ）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、ＡＨＲ（ＣＨＲ）に入力項目の追加を行う。
なお、例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でＡＨＲの報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でＡＭＲの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

トランシップ後の船舶情報が不明な場合で、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合は「Ｙ」を入力。

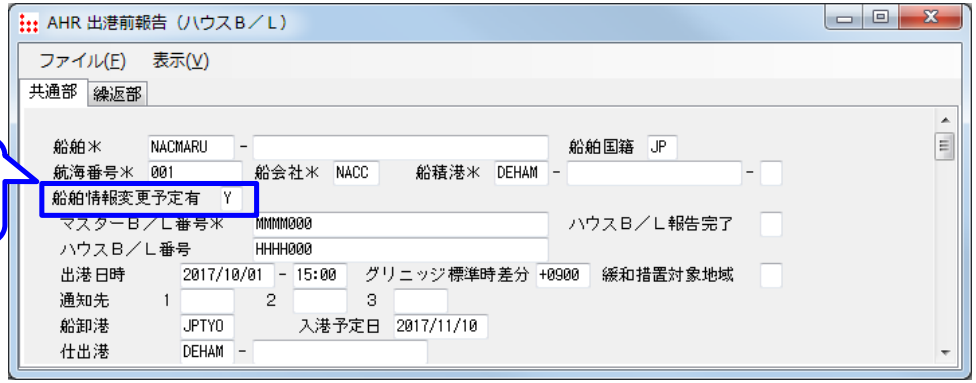

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（12）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　③船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（3）

検討内容

②ハウスＢ／Ｌの照会（ＩＡＲ）において、マスターＢ／Ｌの出港前報告時に登録された船舶情報の照会が可能となるように出力項目の追加を行う（下図）。

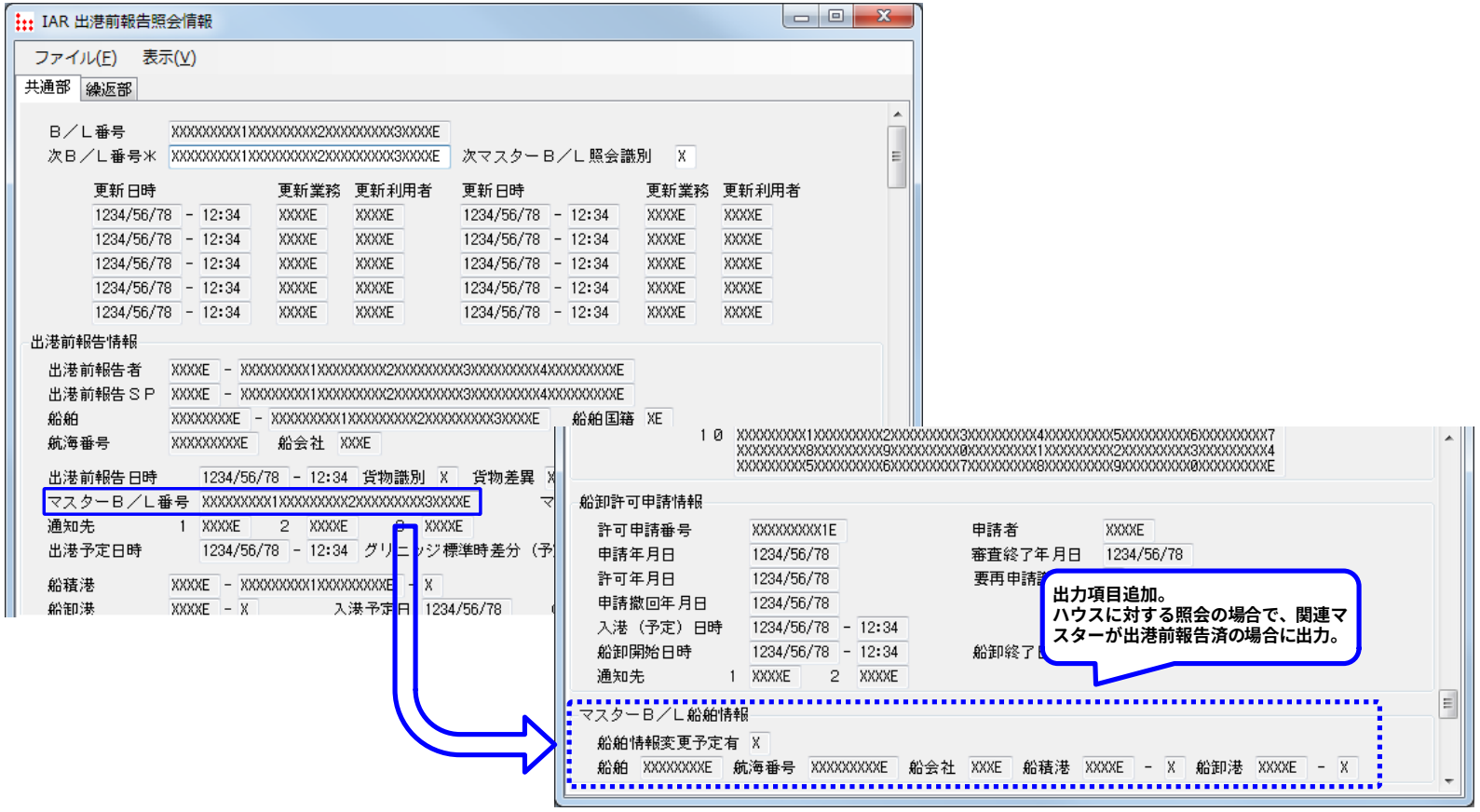

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（13）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　④ＣＭＲ、ＣＨＲにおけるＡＴＤ後の訂正可能化　～ＡＴＤ後のＣＭＲの可能化～

ＣＭＲの変更点

ＡＴＤ後、ＤＭＦ前までのＣＭＲを可能とする。なお、ＡＴＤに先行してＤＭＦが実施されている場合は、現行通り、ＡＴＤ前までＣＭＲを可能とする。
ただし、税関による事前通知に従いＣＭＲを行う場合は、ＡＴＤおよびＤＭＦが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
なお、税関による事前通知に従いＣＭＲを行う場合を除き、入港前報告後（ＤＭＦ後）は、貨物情報に対する訂正（ＣＭＦ０２）のみで差し支えない（※現行通り）。

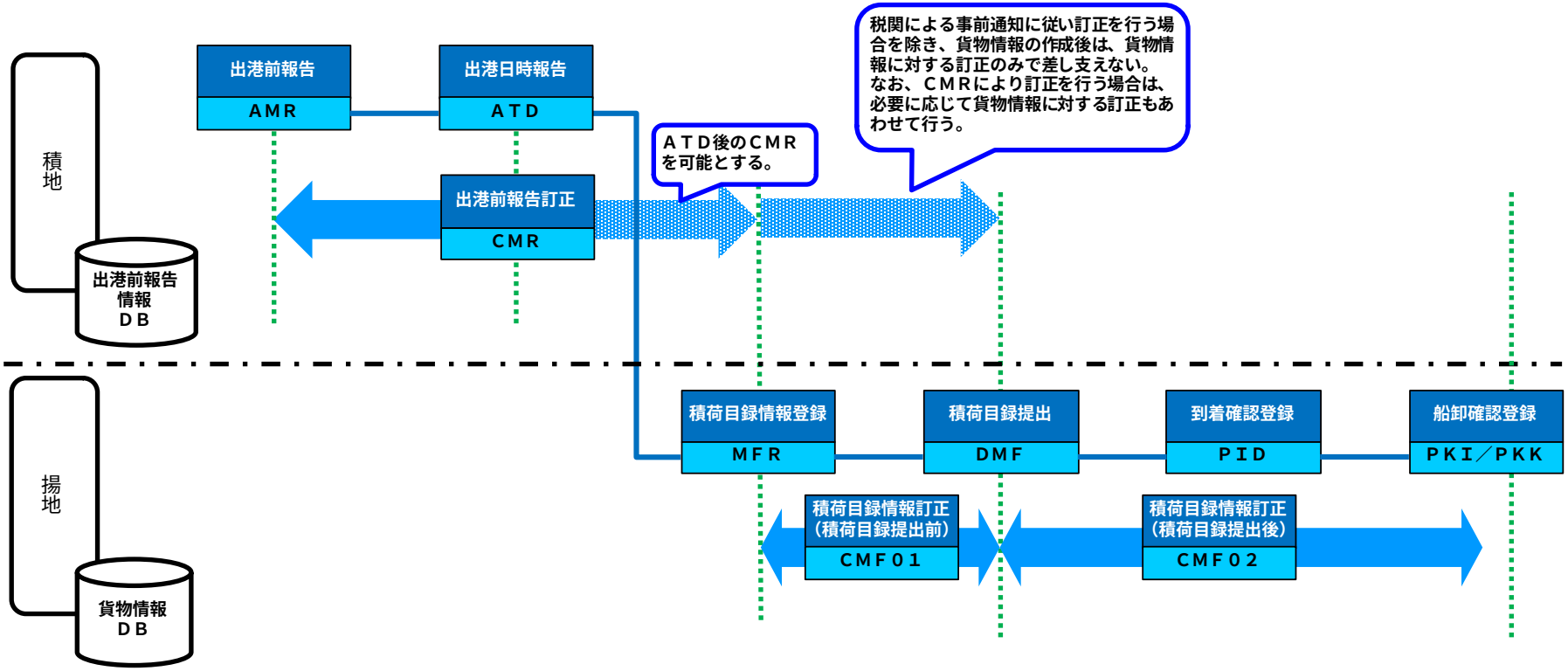

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（14）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　④ＣＭＲ、ＣＨＲにおけるＡＴＤ後の訂正可能化　～ＡＴＤ後のＣＨＲの可能化～

ＣＨＲの変更点

ＡＴＤ後、ＤＭＦ前までのＣＨＲを可能とする。なお、ＡＴＤに先行してＤＭＦが実施されている場合は、現行通り、ＡＴＤ前までＣＨＲを可能とする。
ただし、税関による事前通知に従いＣＨＲを行う場合は、ＡＴＤおよびＤＭＦが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。
なお、税関による事前通知に従いＣＨＲを行う場合を除き、ＮＶＣ０１による貨物情報の作成後は、貨物情報に対する訂正（ＮＶＣ０１）のみで差し支えない（※現行通り）。

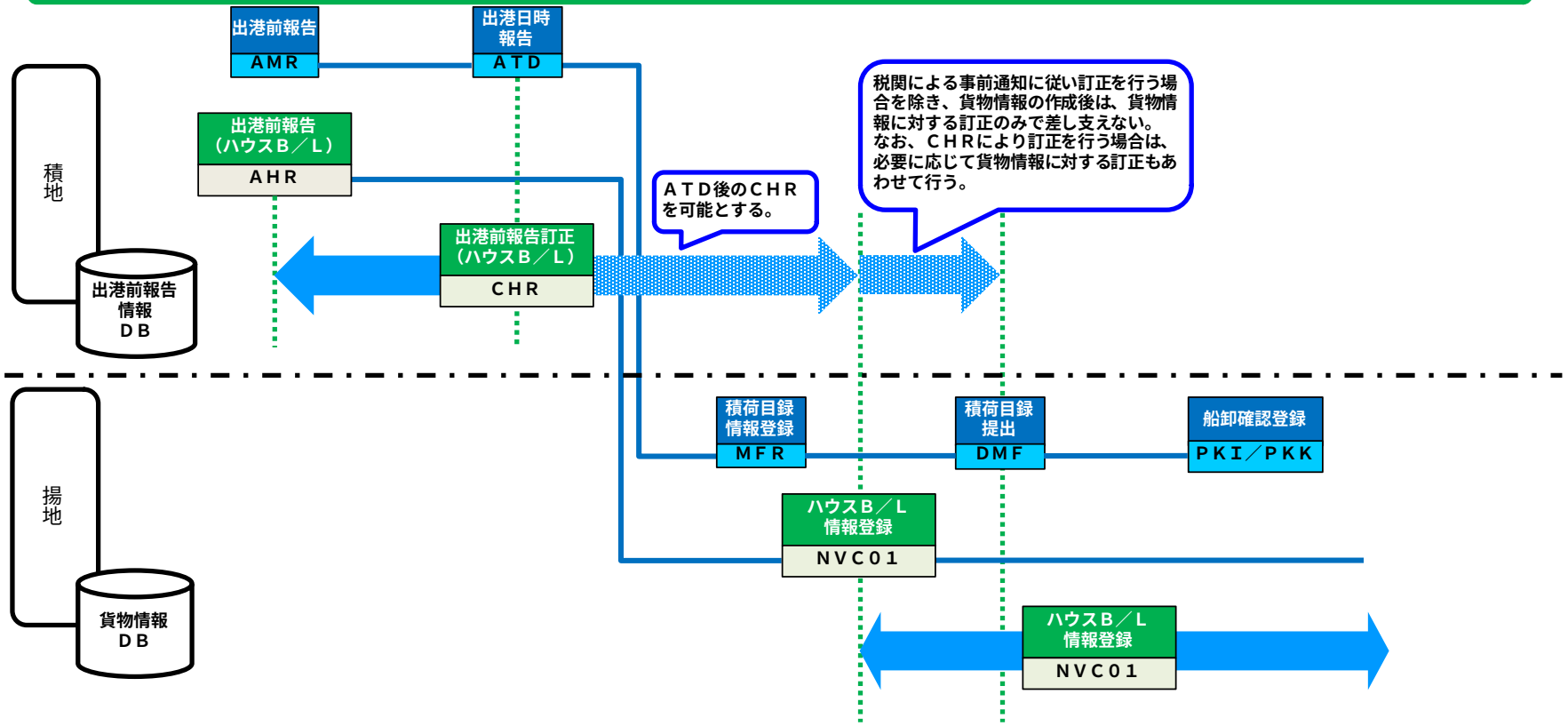

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（15）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の改善（１）

背景

船会社にマスターＢ／Ｌ単位で出力する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」について、該当するハウスＢ／Ｌ番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。

＜（参考）「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の出力条件＞
・関連するハウスＢ／Ｌの事前通知が解除されないまま、ＤＭＦが行われた場合、ＤＭＦ実施者、および、ＡＭＲ実施者に出力する。
・ＡＭＲに先行してＡＨＲが行われている場合で、当該ハウスＢ／Ｌの事前通知が解除されないまま、ＡＭＲが行われた場合、ＡＭＲ実施者に出力する。

検討内容

「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」について、該当するハウスＢ／Ｌ番号、事前通知コード、件名を記載した通知に変更する。

新規帳票レイアウトでマスターＢ／Ｌ単位にリスト出力する

Advance Notice of Risk Assessment Result

FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN

Master B/L Number　MMMM0000

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（16）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の改善（２）

検討内容

```
                Advance Notice of Risk Assessment Result                 1 / 2
                For The Relevant House B/L Has Been Given

Master B/L Number   MMMM000

Jurisdictional Customs Office   1A  -  TOKYO
Vessel              NACMARU   -  NACCS MARU
Voyage Number       0001              Carrier   NACC
Date of Advance Cargo Information Registration    2017/10/01  -  12:00
Date of Departure                                 2017/10/03  -  15:00

01  House B/L Number    HHHH001
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

02  House B/L Number    HHHH002
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

03  House B/L Number    HHHH003
    Notification Code   HLD     *CANCELLATION*
    Subject    CANCELLATION OF HLD

04  House B/L Number    HHHH004
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING C

05  House B/L Number    HHHH005
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

06  House B/L Number    HHHH006
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

07  House B/L Number    HHHH007
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

<Contact>
Name       XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
           XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
           XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
Telephone  XXXXXXXXXXXXXX    FAX  XXXXXXXXXXXXXX
E-mail     XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
If e-mail address is used to send an e-mail, e-mail address output in capital letters should be uncap
(Example)
In case "JAPAN-CUSTOMS@CUSTOMS.GO.JP" is output, e-mail address needs to be converted to "japan-customs
to send an e-mail.
```

先頭ページの上部にマスターＢ／Ｌ番号、船舶情報等を出力する。

【留意事項】
通知（指示）内容は出力しないため、通知内容の詳細を確認する場合は、ＩＡＲを利用する。

【解除の場合】
- コードの右に「＊ＣＡＮＣＥＬＬＡＴＩＯＮ＊」を出力する。
- 以降のリスト出力時はＢ／Ｌ番号自体出力しない。

先頭ページの下部に税関連絡先を出力する。

```
              Advance Notice of Risk Assessment Result (Con't)            2 / 2

08  House B/L Number    HHHH008
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

09  House B/L Number    HHHH009
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

10  House B/L Number    HHHH010
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

11  House B/L Number    HHHH011
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

12  House B/L Number    HHHH012
    Notification Code   HLD     *CANCELLATION*
    Subject    CANCELLATION OF HLD

13  House B/L Number    HHHH013
    Notification Code   HLD     *DELETION*
    Subject

14  House B/L Number    HHHH014
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARG

15  House B/L Number    HHHH015
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

16  House B/L Number    HHHH016
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARGO INFORMATION

17  House B/L Number    HHHH017
    Notification Code   HLD
    Subject    REQUIRE CORRECTING/ADDING CARG
```

【削除の場合】
- コードの右に「＊ＤＥＬＥＴＩＯＮ＊」を出力する。
- 以降のリスト出力時はＢ／Ｌ番号自体出力しない。

本イメージはサンプルであり、
「＊ＣＡＮＣＥＬＬＡＴＩＯＮ＊」
「＊ＤＥＬＥＴＩＯＮ＊」
は２つ以上同時に出力することはない。
（詳細は、次々頁参照）。

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（17）

詳細仕様検討結果

2．主な変更点　⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の改善（３）

検討内容

業務フローと照らし合わせた出力イメージ。

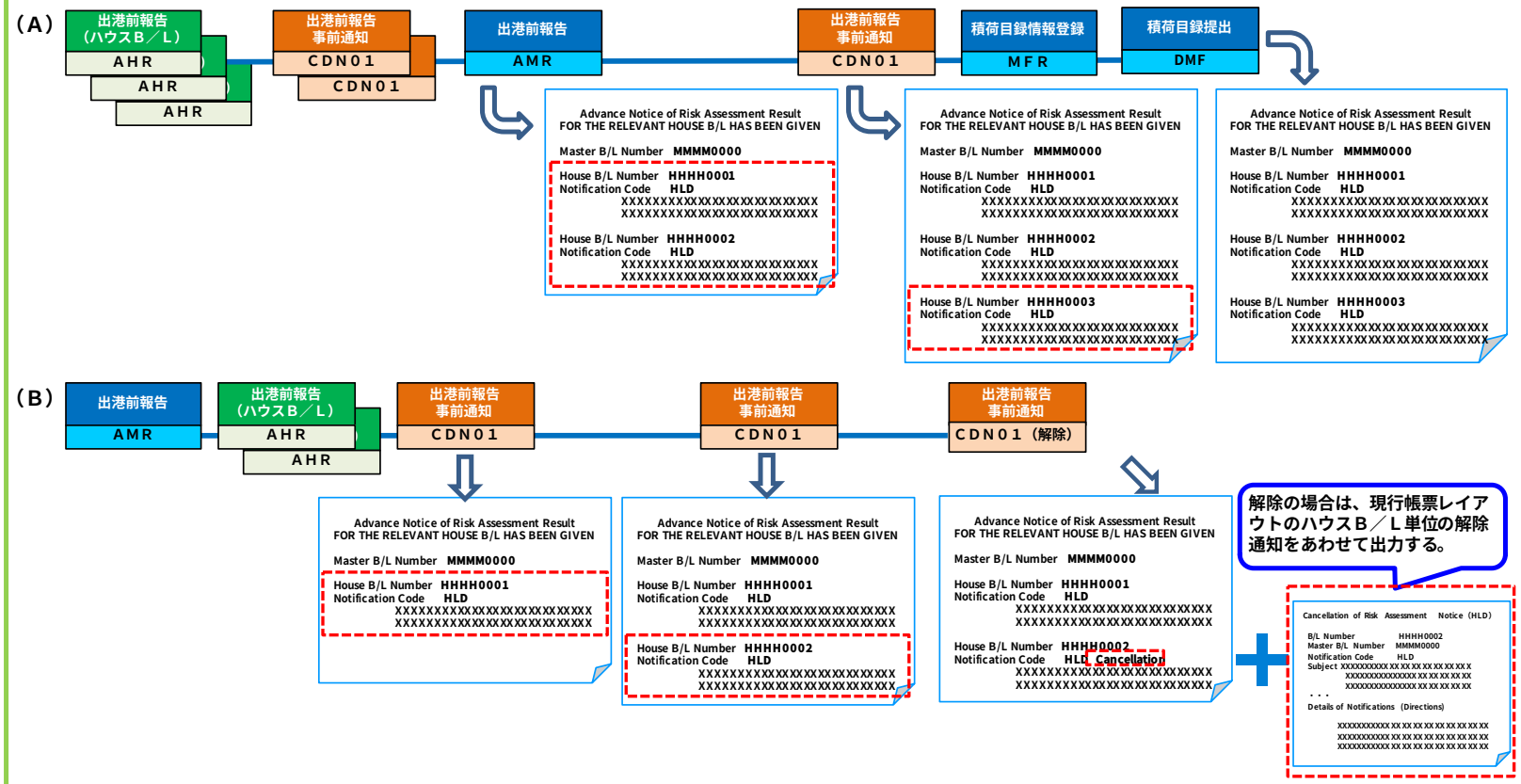

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（18）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑤船会社に対する「関連ハウス事前通知（ＤＮＵ）」の改善（4）

検討内容

業務フローと照らし合わせた出力イメージ。

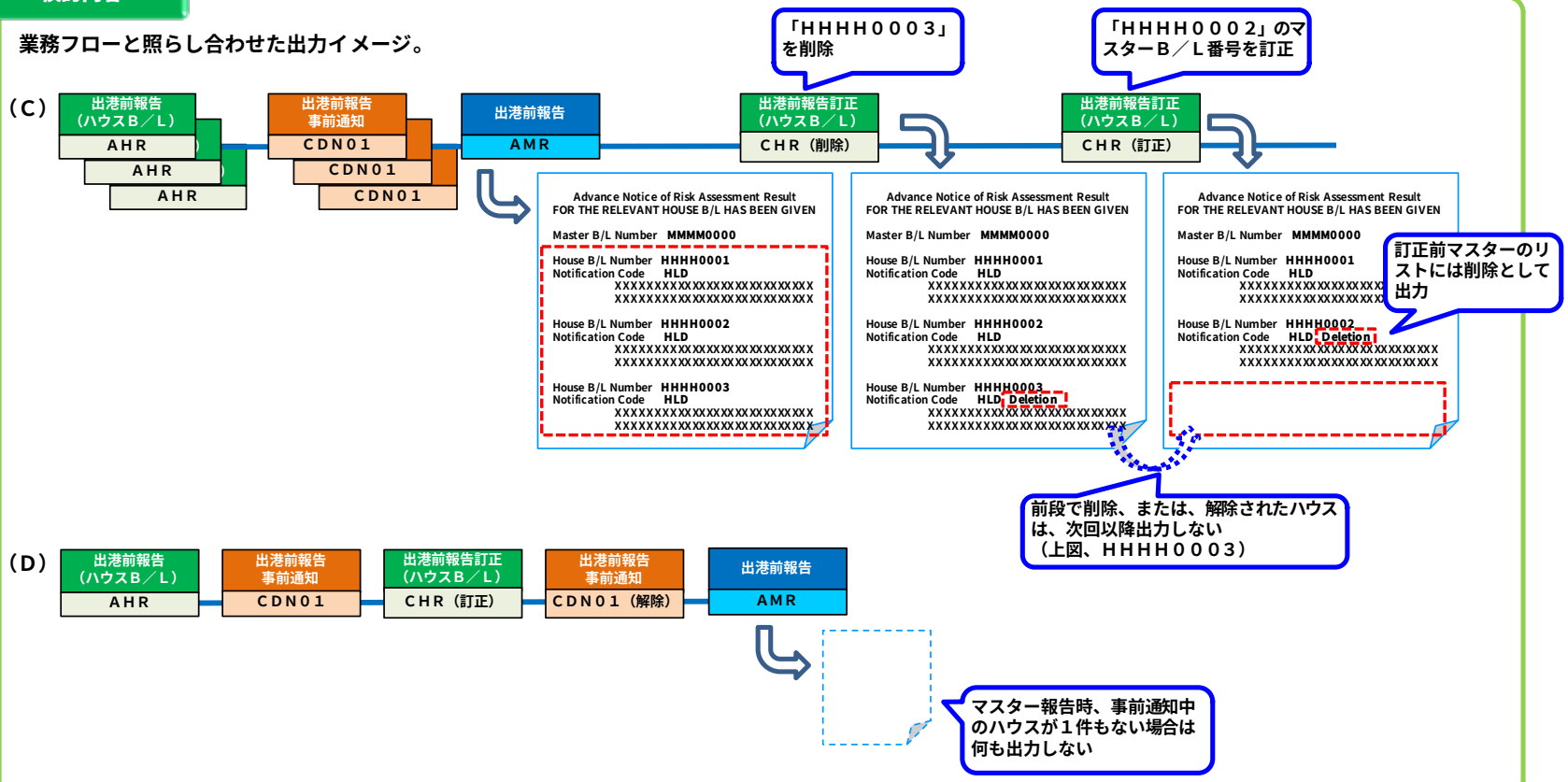

留意事項

関連ハウスにかかる事前通知とそれ以外の事前通知で出力情報が異なるため、現行において事前通知情報を自社システム等に取り込んでいる利用者、ＳＰがある場合は、影響を確認していただく必要がある。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（19）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑥ＣＭＦ０２における運用手続きの簡素化

背景

ＣＭＦ０２は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に訂正等理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

（１）下記のとおり訂正等の理由を付すことで、税関への訂正等理由の申出をＮＡＣＣＳで行うことを可能とする。

入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（２１０桁）」欄を新設する。

・「１：訂正（数量の変更）」
・「２：訂正・追加（運送契約等の変更）」
・「３：訂正・追加（荷繰り等の変更）」
・「４：訂正・追加（Ｂ／Ｌ番号の変更）」
・「５：訂正・追加（報告内容の誤り）」
・「６：訂正・追加（その他）」←“その他” の場合は、「訂正等理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

（２）（１）で付される訂正等理由に加え、訂正の場合には、訂正箇所、訂正前後の内容を記した新規帳票を税関（監視担当部門）宛に通知する。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（20）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑦積荷情報削除時における削除理由の入力

背景

ＣＭＲ、ＣＨＲ、ＣＭＦ０１において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。
また、ＣＭＦ０２で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

検討内容

入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（２１０桁）」欄を新設する。

- 「１： 削除（積載取止）」
- 「２： 削除（荷揚取止）」←ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２の場合のみ
- 「３： 削除（Ｂ／Ｌ番号変更）」
- 「４： 削除（誤登録）」
- 「５： 削除（その他）」 ←“その他” の場合は、「削除理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（21）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑧ＣＨＲにおけるマスターＢ／Ｌ番号の訂正可能化

背景

現行のＣＨＲではマスターＢ／Ｌ番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、ＡＨＲまたはＣＨＲにて登録を行う必要がある。

検討内容

ＣＨＲにおいて、登録した情報を削除することなくマスターＢ／Ｌ番号の訂正を可能とする。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（22）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑨出港前報告不一致Ｂ／Ｌの一覧照会の可能化（１）

背景

入港前報告（ＤＭＦ）までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、ＡＭＲ（ＣＭＲ）で登録したＢ／Ｌと、ＭＦＲで登録したＢ／Ｌの件数の差分を把握できる機能がない。
（参考）ＩＭＩの実施可能者：船会社、船舶代理店、ＣＹ

検討内容

①ＩＭＩに新規の照会種別「Ｓ：Ｂ／Ｌ番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する　。
②既存照会種別「Ｂ：Ｂ／Ｌ番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、Ｂ／Ｌ番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。

照会区分	照会名称	概要
A	概要照会	積荷目録の船会社単位の提出状況及び船卸状況、Ｂ／Ｌ件数及びコンテナ本数等を照会する。また、ＣＹ単位の船卸状況、Ｂ／Ｌ件数及びコンテナ本数等も照会する。
B	Ｂ／Ｌ番号一覧照会	当該本船に係るＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。
C	コンテナ番号一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号の一覧を照会出力する。
D	積荷目録情報照会	本船に係る積荷目録情報を継続照会にて全情報を出力する。
E	未船卸コンテナ一覧照会	船卸しされていないコンテナ番号の一覧を照会する。
F	Ｂ／Ｌ照会	指定されたＢ／Ｌ番号に対する積荷目録情報を照会する。
G	Ｂ／Ｌ主要項目一覧照会	当該本船に係るＢ／Ｌ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
H	コンテナ主要項目一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
K	Ｂ／Ｌ番号一覧（仮陸揚）照会	当該本船に係る仮陸揚であるＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。
T	Ｂ／Ｌ番号一覧（包括保税運送）照会	当該本船に係る包括保税運送承認番号登録済のＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。
R	Ｂ／Ｌ番号一覧（事前通知）照会	当該本船に係るリスク分析結果の事前通知が登録されているＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。
S	Ｂ／Ｌ番号一覧（出港前報告不一致）照会	当該本船に係る出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）が登録されているＢ／Ｌ番号の一覧を照会する。

照会項目に不一致ステータスを追加し、グリッド化する。

新規種別の追加

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（23）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑨出港前報告不一致Ｂ／Ｌの一覧照会の可能化（２）

検討内容

①新規照会種別「Ｓ：Ｂ／Ｌ番号一覧（出港前報告不一致）照会」の照会画面イメージ

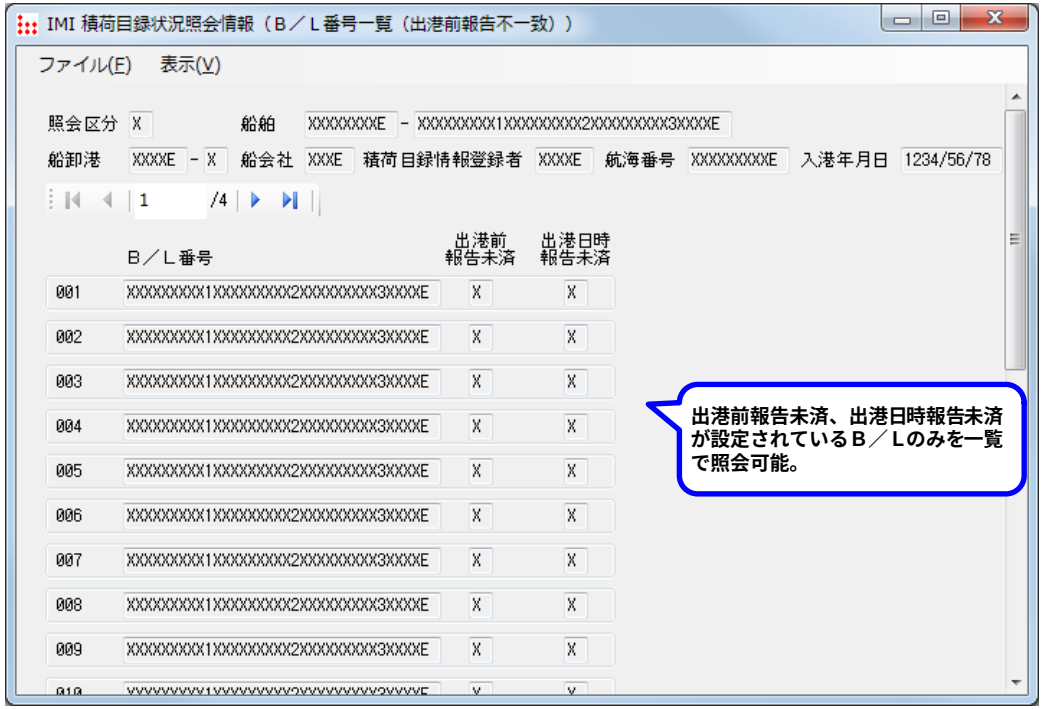

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（24）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑨出港前報告不一致Ｂ／Ｌの一覧照会の可能化（３）

検討内容

②既存照会種別「Ｂ：Ｂ／Ｌ番号一覧照会」の変更イメージ

不一致ステータスの項目を追加。

欄部情報をグリッド表示に変更。→エクセル等への表貼り付けが可能。

ＩＭＩは1画面に最大５０Ｂ／Ｌ出力する。５０Ｂ／Ｌを超過する場合は継続照会となる。

留意事項

ＩＭＩの抽出対象は貨物情報であるため、ＡＭＲ済ＭＦＲ未済のＢ／Ｌ番号は出力しない。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（25）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑩マッチング判定結果の通知の改善（１）

背景

マスターＢ／ＬとハウスＢ／Ｌのマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

<船会社への通知>
マスターＢ／Ｌの報告後にハウスＢ／Ｌ報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスＢ／Ｌ報告完了通知情報（ＳＡＳ１３５）」をマスターの報告者に出力するが、マスターＢ／Ｌの報告に先行してハウスＢ／Ｌ報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスＢ／Ｌ報告完了通知情報（ＳＡＳ１３５）」の出力契機がない。

<ＮＶＯＣＣへの通知>
マスターＢ／Ｌの報告後にハウスＢ／Ｌの報告がされた場合は、ＡＨＲまたはＣＨＲの処理結果通知においてマスターＢ／Ｌの報告有無を判断できるが、マスターＢ／Ｌの報告に先行してハウスＢ／Ｌの報告がされた場合は、マスターＢ／Ｌの報告有無に関して通知を受ける契機がない。

検討内容

マスターＢ／ＬとハウスＢ／Ｌのマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

<船会社への通知>
マスターＢ／Ｌの報告に先行してハウスＢ／Ｌ報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスターＢ／Ｌの報告（ＡＭＲまたはＣＭＲ（追加））において「ハウスＢ／Ｌ報告完了通知情報（ＳＡＳ１３５）」をマスターＢ／Ｌの報告者へ出力する。

<ＮＶＯＣＣへの通知>
①ハウスＢ／Ｌ報告完了の旨が登録（ＡＨＲまたはＣＨＲ）された場合、新規帳票「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報（ＳＡＳＸＸＸ）※」を関連するハウスＢ／Ｌの各報告者へマスターＢ／Ｌ番号単位に出力する。
②ハウスＢ／Ｌ報告完了以後にハウスＢ／Ｌが追加、訂正、削除（ＣＨＲ）された場合、新規帳票「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報（ＳＡＳＸＸＸ）※」をＣＨＲの入力者へマスターＢ／Ｌ番号単位に出力する。
③マスターＢ／Ｌの報告に先行してハウスＢ／Ｌ報告完了の旨が登録された場合、その後のマスターＢ／Ｌの報告（ＡＭＲまたはＣＭＲ（追加））において、新規帳票「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報（ＳＡＳＸＸＸ）※」を関連するハウスＢ／Ｌの各報告者へマスターＢ／Ｌ番号単位に出力する。
④ハウスＢ／Ｌ報告完了の旨が登録されたマスターＢ／Ｌが削除（ＣＭＲ（削除））された場合、新規帳票「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報（ＳＡＳＸＸＸ）※」を関連するハウスの各報告者へマスターＢ／Ｌ番号単位に出力する。

※帳票イメージは次スライド参照。

留意事項

ＮＶＯＣＣへの通知について、マスターＢ／Ｌ番号を誤入力した場合は、「マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報（ＳＡＳＸＸＸ）」が受信できないことをもってマスターＢ／Ｌ番号の誤入力を判断するという運用を想定する。

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（26）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑩マッチング判定結果の通知の改善（２）

検討内容つづき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスターＢ／Ｌ単位に出力する。

マスターＢ／Ｌ報告状況通知情報

マスターＢ／Ｌ番号　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE　　マスターＢ／Ｌ識別　X

船舶　XXXXXXXXE　－　XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

航海番号　XXXXXXXXXE　　船会社　XXXE　　船積港　XXXXE　－　X

出港前報告日時　yyyy/MM/dd　－　hh:mm　　削除日時　yyyy/MM/dd　－　hh:mm

ＣＭＲ（削除）の場合は、削除日時を出力する。

ハウスＢ／Ｌ番号

01	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	02	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
03	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	04	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
05	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	06	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
07	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	08	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
09	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	10	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
11	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	12	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
13	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	14	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
15	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	16	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
17	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	18	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
	XXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	20	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
	XXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	22	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

ハウスの報告者が複数存在する場合は、 出力先の利用者が報告したハウスＢ／Ｌ番号のみを出力する。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（27）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑪積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加

背景

ＭＦＲ等で登録する積荷情報は「船舶コード＋船会社コード＋船卸港コード＋船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「１～９」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。

検討内容

積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要*とする。また、あわせて下記の仕様変更を行う。
（＊）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。

①ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＣＭＦ０３の航海番号を必須入力化する。
②ＣＭＦ１１、ＣＭＦ１２、ＣＭＦ１３の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
③ＭＦＡの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
④ＤＭＦの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
⑤ＰＫＩの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する（右図参照）　。
⑥ＰＩＤの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
⑦ＤＣＬ０１の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
⑧ＩＭＩの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。

ＩＭＩの照会種別「Ａ：概要照会」は、共同運航の場合に、船会社別のＢ／Ｌ件数等を出力している。
共同運航可能な船会社は２０社であるため、現行は２０欄の出力となっているが、本提案の結果として、航海番号を指定しない場合は、複数の航海情報を出力するケースが発生する。
そのため、当該照会種別の画面は、２０欄→６０欄程度（２０船会社×最新の３航海情報）に増加することを検討する。

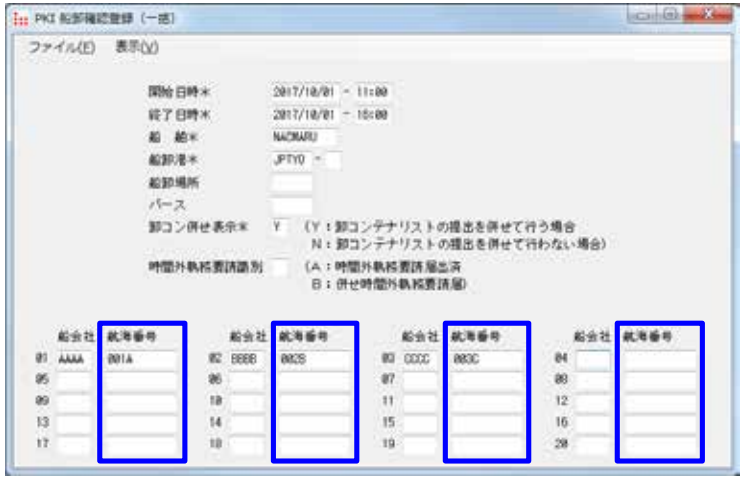

留意事項

上述の⑧ＩＭＩについて、航海番号を指定しない場合は、条件に合致した全ての航海情報が照会対象となるため、対象を絞る場合は、航海番号まで指定する必要がある。ただし、航海番号まで指定した場合で、船会社別に航海番号が異なる場合は、結果的に船会社別の照会となる。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（28）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑫Ｂ／Ｌセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（１）

項番	セパレート等発生時の対応パターン	現行		次期	
		実施する業務	問題点	実施する業務	改善内容
1	出港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のＢ／Ｌ番号について出港前報告の追加報告（ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ）を行う。	セパレート等前のＢ／Ｌに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のＢ／Ｌに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。	セパレート等前後のＢ／Ｌ番号の関連性をＢＬＬ（新設業務）にて予め登録したうえで、 セパレート等後のＢ／Ｌについて出港前報告の追加報告（ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ）を行う。	予めセパレート等前後のＢ／Ｌ番号の関連性が登録されている場合には、出港前報告期限超過による不一致としない。 ※ただし、セパレート等前のＢ／Ｌが出港前報告期限超過である場合は、その旨を引き継ぐ。
2	入港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のＢ／Ｌ番号について入港前報告（ＭＦＲ、ＣＭＦ０２）を行う。	セパレート等前のＢ／Ｌに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のＢ／Ｌ番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。 また、結果的に税関によるＳＰＤ通知を受けるケースがある。	セパレート等前後のＢ／Ｌ番号の関連性をＢＬＬ（新設業務）にて予め登録したうえで、 セパレート等後のＢ／Ｌ番号について入港前報告（ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２）を行う。	予めセパレート等前後のＢ／Ｌ番号の関連性が登録されている場合には、出港前報告未済による不一致としない。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（29）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑫ Ｂ／Ｌセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容（２）

～セパレートによるＢ／Ｌ番号変更時の入力イメージ～

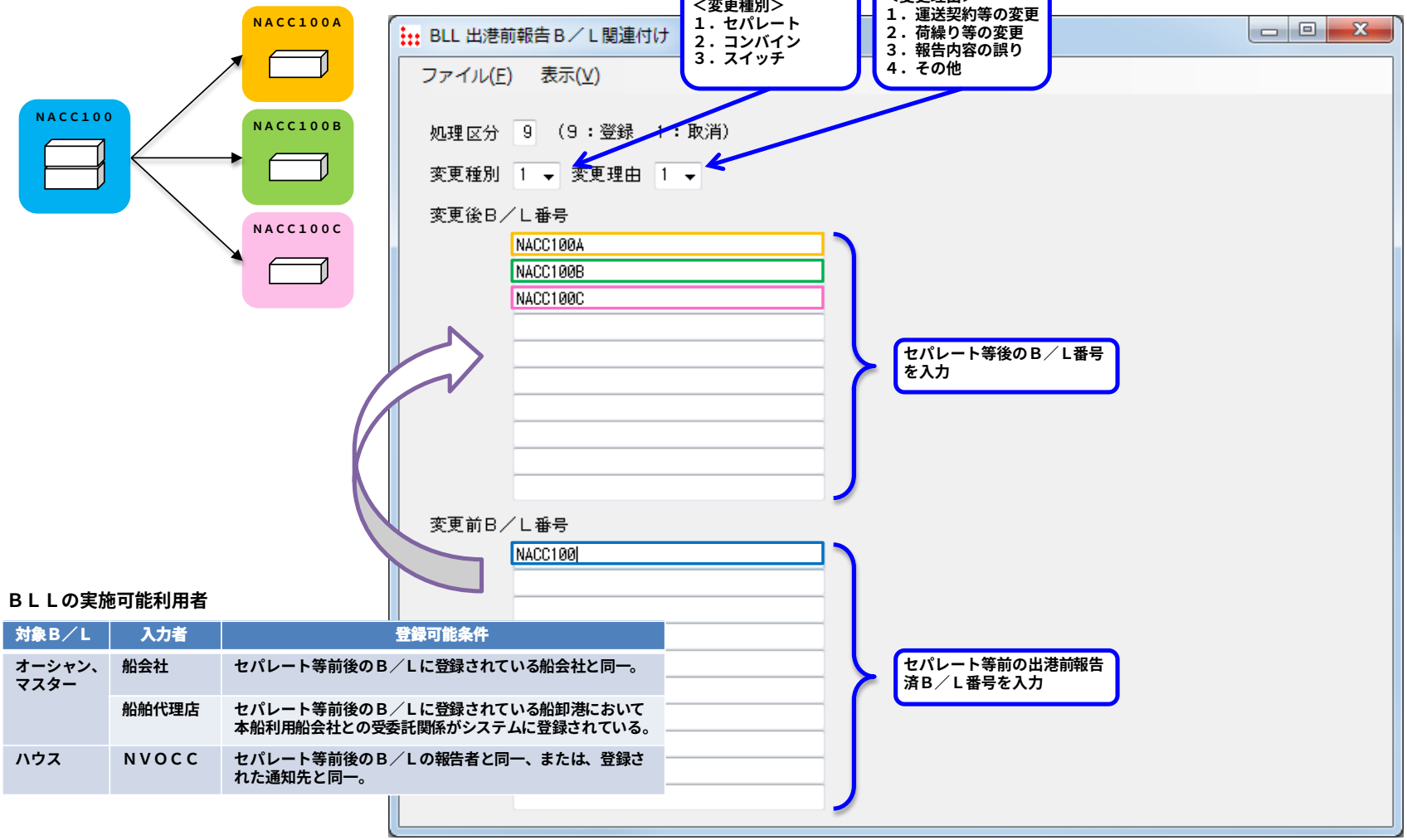

ＢＬＬの実施可能利用者

対象Ｂ／Ｌ	入力者	登録可能条件
オーシャン、マスター	船会社	セパレート等前後のＢ／Ｌに登録されている船会社と同一。
	船舶代理店	セパレート等前後のＢ／Ｌに登録されている船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されている。
ハウス	ＮＶＯＣＣ	セパレート等前後のＢ／Ｌの報告者と同一、または、登録された通知先と同一。

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（30）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑬出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（１）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
航海番号	任意入力から必須入力へ変更する。	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２	航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることで、実務上の管理が煩雑である船卸港枝番の入力機会を削減するため。
	入力項目（必須入力）を追加する。	ＤＭＦ	上に同じ。
Ｂ／Ｌ番号 ハウスＢ／Ｌ番号 マスターＢ／Ｌ番号	３５桁（フル桁）の入力を可能とする。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０２	６次ＮＡＣＣＳ要件（Ｂ／Ｌ番号の３５桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
荷送人コード 荷受人コード 着荷通知先コード	桁数を変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１	６次ＮＡＣＣＳ要件（法人番号の入力可能化）。
荷送人名 荷受人名 着荷通知先名	①桁数を１７５桁から７０桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
荷送人住所（連続入力） 荷受人住所（連続入力） 着荷通知先住所（連続入力）	①桁数を１０５桁から１７５桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ	①住所１／４～４／４の合計桁数にあわせるため。 ②官要件のため。
	桁数を１０５桁から１７５桁に変更する。	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１	住所１／４～４／４の合計桁数にあわせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ	官要件のため。
危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。

貨物	海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（31）

詳細仕様検討結果

２．主な変更点　⑬出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（２）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
品名	桁数を７０桁から３５０桁に変更する。	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
代表品目番号	桁数を４桁から６桁に変更する。なお、先頭４桁のみの入力も可能とする。	ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２、ＮＶＣ０１	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
ＩＭＤＧクラス ＵＮ　Ｎｏ．	入力欄を繰返し５欄に変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ	複数入力が必要なケースがあるため。
コンテナ番号　等	入力欄を１００欄から２００欄に変更する。	ＡＭＲ、ＣＭＲ、ＡＨＲ、ＣＨＲ、ＭＦＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２	６次ＮＡＣＣＳ要件（１Ｂ／Ｌあたりのコンテナ本数拡大）。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。 Ｙ：トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	ＡＨＲ、ＣＨＲ	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード（数字１桁） 削除理由（英字２１０桁）	入力項目を追加する。	ＣＭＲ、ＣＨＲ、ＣＭＦ０１、ＣＭＦ０２	官要件のため。
訂正理由コード（数字１桁） 訂正理由（英字２１０桁）	入力項目を追加する。	ＣＭＦ０２	ＣＭＦ０２における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社コード	入力項目を追加する。	ＭＦＩ	コンテナオペレーション会社が登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（32）

詳細仕様検討結果

３．プログラム変更要望に係る対応

項番	業務	検討事項及び意見等	ＳＷ検討結果	検討要否
1	ＩＭＬ	Ｂ／Ｌ件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。このためＡＭＲの報告漏れが発生した。 ＩＭＩのようにＢ／Ｌ件数が一目でわかるようにしてほしい。 (追記：ＡＭＲ業務で登録されたマスター・オーシャンＢ／Ｌのみ出力させて欲しい)	Ｂ／Ｌ件数を出力する方向で検討する。	○
2	ＡＨＲ	ハウスＢ／Ｌを報告してもマスターＢ／Ｌとのマッチング不明なため、報告期限を過ぎてからマスターＢ／Ｌ番号等の入力誤りに気づくため報告遅延になってしまう。 マスターＢ／Ｌとのマッチングが分かるようにしてほしい。	新規出力帳票を追加し、ハウスＢ／Ｌ報告完了「Ｅ」を条件にマスターの報告状況を関連するハウスの報告者に通知することとする。	○
3	ＡＨＲ	ＡＨＲの「Ｅ」入力による「ハウスＢ／Ｌ完了通知」は、船会社のＡＭＲ後でなければ通知されない。 ＡＨＲの「Ｅ」入力がＡＭＲ前であってもＡＭＲ実施者に完了通知が出力できるようにしてほしい。	ＡＨＲの「Ｅ」入力がＡＭＲ前であってもＡＭＲ実施者に完了通知を出力することとする。	○
4	ＶＣＡ	出港前報告制度の運用開始に伴い韓国Ｆｅｅｄｅｒ船会社積トランシップ貨物のＭＦＲ／ＤＭＦ登録を各地方港に委託する案件増加のため、ＶＣＡの制限値が港別100件の登録を超え新しい港の追加登録ができない状態であるため、150港（現在コード集に掲載されている港（開港）の数が136港）登録可能としてほしい。	２００港まで登録可能とする。	○
5	ＤＭＦ	ＤＭＦは船卸港単位で実施しており、近海航路の船舶について前航海の貨物がシステムに残っている場合には、船卸港枝番の運用で対処しているが運用が難しいため航海番号の登録をできるようにしてほしい。	航海番号を積荷情報の一意制約項目とする（ＭＦＲ等における航海番号の入力を必須化し、ＤＭＦの入力項目に航海番号を追加する）。	○

Ⅵ　詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件一覧

項番	区分	検討項目	検討概要	詳細仕様検討結果	WG提示
1	Air 貨物	ＵＬＤ単位での貨物管理 [Ⅳ-5-1（5）]	航空輸入貨物について、ＵＬＤ単位で貨物管理が行える仕組みを検討する。	現状（取扱件数やＵＬＤあたりに積付けられるＭＡＷＢ件数）ではシステム化によるメリットが得られないため、実施しないこととした。	第17回
2	貨物	関連省庁の手続状況の照会	貨物情報照会（ＩＣＧ）業務等において、動物検疫・植物防疫関連業務及び食品検疫業務の業務履歴の参照を可能とする等の見直しを実施する。	関係省庁業務履歴の参照の可能化については、項目追加による自社システム利用者への影響が多大であることから、実施しないこととした。	第14回
3	Air 貨物	保留コードの統一化	搬入保留を選択する場合、業務によって保留コードが異なる場合があるが、これの統一化を検討する。	海上／航空間で統一は自社システムへ大きな影響が生じること、また、現行のコードに慣れている利用者様がいる等の観点から、実施しないこととした。	第15回
4	Sea 貨物	ＣＣＬ業務の入力可能者の見直し等	「船積確認登録（ＣＣＬ）」業務を実施する本船に係る輸出申告において、要船積確認の旨登録されているデータが存在する場合は、船会社又は船舶代理店以外がＣＣＬ業務を登録できないようにする。	現行システムで実現しているサービスの低下に繋がる恐れがあることから、実施しないこととした。	第16回
5	Sea 貨物	在来船におけるＢＩＡ業務の改善	在来船のマニフェスト登録について、１Ｂ／Ｌの貨物を陸揚げ後、直接複数の保税倉庫に搬入する場合、マニフェストの分割が出来ない為、倉庫側でＢＩＡが出来ない等の問題を解決するため、ＢＩＡ業務の改善を検討する。	現在の運用において事前に数量を把握することが困難であり、またシステム化に馴染まないことから、対応しないこととした。	第17回